

平成25年第1回大多喜町議会定例会

3月会議会議録

平成25年 3月6日 開会

平成25年 3月29日 散会

大多喜町議会

平成25年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第 1 号 (3月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
一般質問	8
志 関 武良夫 君	8
正 木 武 君	17
山 田 久 子 君	23
野 中 眞 弓 君	40
根 本 年 生 君	57
渡 辺 泰 宣 君	76
麻 生 勇 君	80
野 村 賢 一 君	87
会議時間の延長	98
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
散会の宣告	117

第 2 号 (3月7日)

出席議員	119
欠席議員	119
地方自治法第121条の規定による出席説明者	119
本会議に職務のため出席した者の職氏名	119
議事日程	119
開議の宣告	122
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	196

議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
議案第 29 号から議案第 35 号の一括上程、説明	204
会議時間の延長	222
日程の追加	239
議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
休会について	241
散会の宣告	242

第 3 号 （3月19日）

出席議員	243
欠席議員	243
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	243
本会議に職務のため出席した者の職氏名	243
議事日程	243
開議の宣告	245
行政報告	245
諸般の報告	245
議案第 29 号の質疑、討論、採決	246
議案第 30 号の質疑、討論、採決	289
議案第 31 号の質疑、討論、採決	289
議案第 32 号の質疑、討論、採決	291
議案第 33 号の質疑、討論、採決	292
議案第 34 号の質疑、討論、採決	293
議案第 35 号の質疑、討論、採決	299
日程の追加	300
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	300
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	303
日程の追加	306
議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	306
日程の追加	307

会期の延長について.....	308
散会の宣告.....	308

第 4 号 (3月29日)

出席議員.....	309
欠席議員.....	309
地方自治法第121条の規定による出席説明者.....	309
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	309
議事日程.....	309
開議の宣告.....	310
行政報告.....	310
諸般の報告.....	310
会議録署名議員の追加指名.....	312
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	312
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	315
日程の追加.....	317
会期の延長の件.....	318
閉議及び散会の宣告.....	318
署名議員.....	319

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

平成25年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成25年3月6日(水)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	根本年生君	2番	正木武君
3番	吉野一男君	4番	麻生勇君
5番	野村賢一君	6番	江澤勝美君
7番	志関武良夫君	8番	渡辺泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	小高芳一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	矢代健雄君
総務課長	花崎喜好君	企画財政課長	小野田光利君
税務住民課長	関晴夫君	健康福祉課長	磯野幸子君
子育て支援課長	石井政一君	建設課長	磯野道夫君
産業振興課長	菅野克則君	環境水道課長	川寄照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	渡辺嘉昭君
教育課長	高橋啓一郎君	生涯学習課長	加曾利英男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	大竹義弘
------	------	----	------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1 号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 大多喜町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 大多喜町子ども・子育て審議会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

町長初め執行部の皆様にはご苦勞さまでございます。

また、議員各位には、時節柄大変お忙しい中を、第1回の議会定例会にご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

議員各位ご承知のとおり、この定例会は平成25年度の大多喜町の事務事業予算を審議する重要な議会ではありますが、国や地方公共団体はもとより、今や日本経済は非常に厳しい局面に突入しておりまして、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策により、日本経済を立て直し、回復を目指そうとしております。

しかしながら、依然として町内の製造業を初めとする企業や商業、観光産業、そして町の基幹産業である農林業は非常に厳しい経営環境にあります。

このような厳しい経済状況の中で、本町は、少子高齢社会、過疎、人口減少、農林業の後継者不足、医療費・社会保障費の増大など、行政課題が山積しておりまして、議会としても安全・安心なまちづくり、そして町民の福祉の向上のため、力を合わせてその責務を果たしてまいらなければならないと存じておりますので、どうかよろしく願いをしたいと思っております。

今回上程されている議案も非常に多く、また一般質問も8名の議員が予定をされておりますので、議事進行に当たりまして、何とぞご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成25年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

本日は、平成25年第1回の議会定例会の招集させていただきましたところ、議長さんを初め議員各位には大変お忙しい中をご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平

素は、町政運営に当たりましては、議員の皆様方には多方面からご支援、ご協力を賜りますことに、改めて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました第2回臨時議会以降についての資料によりご承認をいただきたいと思います。

さて、本日からの第1回定例議会でございますが、平成25年度当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明を申し上げます。

国の動向では、昨年12月の衆議院議員選挙において、国民の多くの支持を得て自民党政権が復活をいたしました。その中で、東日本大震災からの復旧・復興が大きな課題となっております。また、景気回復に向けてのさまざまな経済対策等が打ち出されています。

こうした状況で、地方財政においては、地域経済の停滞により、税収の落ち込みや地方交付税の減額など、今後の見通しはまだまだ不透明な状況であり、社会保障や公債の償還など義務的経費の増加が予想されることから、ますます厳しい財政状況は続くものと思われます。

一方、本町の財政の見通しでございますが、歳入では、依然として町税はわずかながら減少しておりますが、その中でも法人税はやや微増している状況であり、多少明るい兆しが見えております。地方交付税においては、昨年度より減少傾向にあり、その他の譲与税や交付金については減少する見込みであります。

このことから、歳入においては、自主財源については、わずかな減少であります。依存財源については、補助事業の投資的事業が減少したことにより、かなりの減少となりました。

次に、歳出でございますが、民生費は依然として医療・福祉関連経費の増により伸びており、農林水産業費においては、農地整備支援事業の導入により伸びを示しております。

一方、教育費については、大多喜小学校屋内運動場の耐震補強工事や中央公民館ホール等の耐震補強工事の完了により、大幅な減となりました。

このような状況を踏まえて、平成25年度一般会計の当初予算額として42億4,200万円と、昨年当初より2億8,700万円減となりました。

また、それぞれの目的の4特別会計でございますが、全体ではわずかながら増額となっており、4特別会計を含め合計しますと68億189万3,000円で、前年度比3.7%減となりました。

以上、平成25年度当初予算編成方針の一端を申し上げ、定例議会冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に諸般の報告であります、第2回議会臨時会以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については関係議員からご報告をお願いします。

初めに、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会について、2番正木武君をお願いします。

2番正木武君。

○2番（正木 武君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会より報告をいたします。

去る2月25日午前10時に平成25年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会が招集され、本町から小高議長、野村議員と私の3名が出席をしました。

大多喜町議会議員の改選により、空席となっておりました議長選挙が行われ、本町の野村議員が議長に、勝浦市の黒川民雄議員が副議長に当選されました。

執行部より付議された議案を申し上げますと、専決処分の承認1件、一般職員の給与等に関する条例改正が1件、平成24年度一般会計補正予算が1件、そして平成25年度一般会計予算が上程され、いずれも承認、可決されました。

なお、平成24年度補正予算は3,204万9,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額は22億4,905万7,000円となりました。また、平成25年度予算額につきましては、前年度より2億733万1,000円減の総額20億7,404万9,000円となりました。

続きまして、平成25年度外房線複線化事業特別会計予算が審議され、前年度と同額の1億8,674万5,000円で可決されました。また、監査委員の選任につき同意を求める件が提出され、御宿町の瀧口義雄議員が選任されました。

なお、詳細は皆様のお手元に配付の議案の写しのとおりであります。

以上で、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅環境衛生組合議会関係について、8番渡辺泰宣君からお願いします。

8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 平成25年第1回組合議会報告事項でございますが、夷隅環境衛生組合議会の報告をいたします。

去る2月27日午前10時に、平成25年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が招集をされ、本

町から小高議長と私の2名が出席しました。

執行部から付議された事件は6件でありました。

内容を申し上げますと、まず監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出され、本町の小高議長が選任されました。

続きまして、専決処分の承認が1件、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正のほか、条例の制定が1件、平成24年度補正予算が1件、そして平成25年度夷隅環境衛生組合会計予算が上程され、いずれも承認、可決されました。

平成24年度の補正予算は2,584万1,000円の追加でありまして、財政調整基金への積み立てが主な内容でございまして、補正後の予算総額を6億1,798万5,000円とするものでした。

また、平成25年度の予算額につきましては、前年度より3,230万4,000円減の総額5億5,700万円と定めるものであります。

なお、詳細は、皆様のお手元に配付の議案の写しのとおりです。

以上で環境衛生組合議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、2月22日に実施された例月出納検査の結果について、監査委員から報告がされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

また、国の責任による少人数学級の前進を求める陳情書が、2月25日に全教千葉教職員組合中央執行委員長、寺田勝弘氏から郵送され、提出されました。

議員各位には陳情の趣旨をご理解いただくため、その写しを配付申し上げましたので、ご承知いただきますようお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

5番 野村 賢一 議員

6番 江澤 勝美 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小高芳一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例議会の会期は、本日から3月19日までの14日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例議会の会期は本日から3月19日までの14日間とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

ここで石井教育長の退席を求めます。

（教育長 石井信代君退席）

○議長（小高芳一君） 本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 教育委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第1号。

現在、本町の教育委員会教育長でございます石井信代委員につきましては、平成17年4月から町教育委員として、さらに平成23年4月からは教育長として本町の学校教育及び社会教育の振興発展にご尽力いただきました。

本年3月31日をもちまして任期満了となりますが、在任中には教育行政への豊富な経験と識見を生かして、教育長としての重責を果たしていただきました。

引き続き大多喜町教育委員として任命したいと考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、お示しの同意案のとおり議会の同意を求めるものでございます。

住所、大多喜町八声457番地。

氏名、石井信代。

生年月日、昭和20年2月8日生まれでございます。

石井信代氏の経歴につきましては、昭和40年4月に教職に就かれ、平成17年3月に総元小
学校の校長を退職するまで40年間にわたり教育者として力量を発揮され、退職後は本町の教
育委員として町教育行政に貢献していただいています。

人格が高潔で教育行政に豊富な経験と識見を有しておりますので、町教育委員として適任
であると判断しますので、このたび再任をいたしたく提案するものでございます。

何とぞご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、同意第1号はこれを同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（小高芳一君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（小高芳一君） 初めに、7番志関武良夫君の一般質問を行います。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 私は、一般質問、3件ほど質問したいと思います。

1つ目といたしまして、西畑地区松尾地先の民家に通じる道路について、前も区長からいろいろと要望がされたということでございますが、非常に道路が狭くて、緊急の場合など、消防車も入れない、救急車も入れない、そういう状況の中で、やはり早急に対応をしていかなければならないのではないかとということで質問をさせていただきます。

このことについて、執行部のほうはどのようにお考えになっておりますでしょうか。質問します。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 国道465号から庄司橋を経て松尾に至る町道松尾庄司線でございますが、平成23年3月に区長及び関係者から一部道路変更の要望がございました。

内容といたしましては、現道の幅員が狭いことから、道路の拡幅をお願いしたいということでした。

しかしながら、現道の拡幅は用地の関係で困難であるため、新たに山側に道路の新設によりつけかえてほしいという内容の要望でございました。

当時策定したばかりの5カ年計画に計上されておりませんでしたので、今後5カ年計画の見直しを行う際に取り入れ、計画的に実施してまいりたいというような回答をいたしまして、その場合、用地の協力につきまして対応をお願いしたいということで回答してございます。

また、同時に、松尾庄司線の奥にございます住宅に通じる道路も施工されることが、道路全体の利便性と経費の面からも効果があるということで、そちらの道路改良についても検討してくださるよう回答をしております。

見直しにつきましては、平成25年、今年度行う予定でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 前向きな回答でございますので、これ以上言うことはございませんけれども、何せ道路が道路の状況ですので、なるべく早く建設されるようにご要望、お願い申し上げます。

それと、2つ目といたしまして、先日全員協議会の中でも執行部のほうからご説明がございましたけれども、船子地先のバスターミナルの建設の件につきまして、もうちょっと細かくご回答いただければありがたいと思います。

予算を5,400万円ちょっとですけれども、細かい数字もありますけれども、5,400万円ほど

予算計上しまして、議会で採決されて、工事が施工されていたわけですね。測量も済み、地域の土地の買収、賃貸契約、そういうものもされた中で、工事途中でどうして中止をせざるを得なかったのか、その理由を述べていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますが、ターミナル建設につきましては、予算の執行を見送らせていただいたところでございますが、これはさきの全員協議会でもいろいろお話を申し上げたところであります。

私どもは、この予算を見送りいたしましたところは、今現在、私どもバス会社とまだまだ交渉中の段階でございまして、なかなか締結に至らないというところでございます。

それは、一つは、千葉県内にありますバス会社についてはむしろ前向きで、運行したいということの申し入れは既に確約をいただいておりますが、要は千葉県のバス会社については、首都圏におけるターミナルというものがなかなか権利がございませんので、首都圏のバス会社の承諾がないとなかなかそこに入れないという、今現在、私ども首都圏のバス会社と交渉をしているところでございます。

ようやくここに来まして、やはり経費問題も含めまして、向こうもテーブルに着いていただいたところでございまして、これからなかなかタフな交渉にはなりますけれども、我々もこれからしっかりと交渉を進めていきたいと思っているところでございます。そういう中で、計画を変更させていただいたということでございますが、執行を見送らせたということでございます。

ただ、私ども町も、やはり人口の減少という中で、私どもの本町の一番の最大の課題は、毎年300名、400名から成る町の転出者でございます。この方たちは大半が若い方であるということ、このことが非常に少子高齢化に拍車をかけております。既に34パーセントを超えておりますが、これは年々ふえるというのは、そこに原点があるわけでございます。

そういうことで、私ども、やはり若者の定住化ということに突き詰めているところでございます。そこから全ての事業というものがかわってきております。そういう中で、やはりまず若い方がこの地に住んで、まず就職なり、また仕事ができるように、またここから大学に通えるような圏央道の開通が4月27日に決定しておりますが、それらをチャンスと捉えた中でのものでございまして、この高速交通というのが、1時間ちょっとで運行ができるということは町の住民にとっても非常に大きな要素でございます。

やはり、この地域に住んで、生活ができるような環境をつくるということ、それは高速バ

スに非常に大きなウエートがあると思います。そういうことで、私どもはこれからも進めていかなくはなりませんし、最終的に私どもは今、方法論といいますか、まず運行させるということがまず第一でございますので、そこからまず始めまして、最終的には大多喜町が交通の拠点、こういうものをつくり上げることがやはり若者の定住化にどうしても必要であろうと思っています。

現在は、茂原市が中心の交通拠点であります。しかし、それは今までＪＲというものがあってのものでございますが、４月２７日の高速道路の開通ということが大多喜町にとっては絶好の機会でございますので、これは最後まで我々、今バス会社との交渉の中で運行をしたいと思っています。

その先に、今申し上げましたように、大多喜町は交通の拠点ということは重要でございますので、最終的にはバスターミナルというのがあって、夷隅郡市の拠点となるような、そういう施策の中に持っていきたいと思いますが、順番を変えて計画を今変更させていただいたところでございますが、最終的にはターミナルができるまで行くべきだと思っております。これが若者の定住化には重要な要素であると考えているところでございます。

○議長（小高芳一君）　７番志関武良夫君。

○７番（志関武良夫君）　町長の言うことはわからないわけじゃないんですよ。わからないわけじゃないんですけれども、これは当初から綿密な計画の中において、予算を組んで、議会で採決を受けて工事を始めておきながら、工事途中で中止するといったことについては、今一言も触れてないんですね。

土地の地主の方々にも私は聞きましたけれども、町のほうから白紙に戻してくれと、工事途中で、１２月の上旬でしょう。それを白紙に戻してくれということで言ってこられた。うちのほうでも非常に困った。オリブのほうに土地を貸してあった。その土地を町のほうで年間５万円ほど高く借り受けますから、ぜひ貸してくれということで地主のほうにそういうことで借りたということであって、それを地主が今になって白紙に戻してくれということであるということは、何を考えているのかと。

私も当初からこのバスターミナルの件については、議会の中でも慎重に、よく調査をして進めていくべきだということを申し上げておったわけですね。ということは、バス会社というのは、当初も、この間も言いましたけれども、バス会社というのは利益にならないとすぐ中止します。それを予定どおりバスターミナルから品川の駅まで朝晩３０分おきに運行するということを予定どおり運行してくださいということであれば、これは補償金を積まないとい

でも運行してくれません。この補償金も莫大な経費になってくるわけですね。

それで、今工事途中で中止した、この間、説明会の中で、規模を縮小して秋までに結論を出していきたいというようなことでしたが、今もう既に1,000万以上の経費がかかっているわけですね。工事や測量費、そういったものについて1,000万以上の経費がかかっている。そのものについて、どういうふうな考えをしていたのか。

この工事については、バスターミナルの建設については、私は慎重にやって、よく調査をして、それからでも遅くないじゃないですかということを言ったら、12月の半ばまでには完成させたいんだということで強硬にやったわけですね。その結果がこういう結果になっています。

だけれども、先ほど町長が言ったのは、バス会社と協議をしていきたいと、これからいきたいということなんですが、バス会社と今まで協議してこなかったんですか。協議してきていたんだと私は思うんですよ。そういったものも十分調査の中にも入っていると思う。それで、そういう調査を、そのために私は調査と対話を十分なものの中で建設を完成させるような方向でいくのが妥当じゃないかということを私は言ったんです。

それを調査もしない、バス会社は、結局はあそこから30分おきに出してもとても利益にならない。そういうことから、バス会社のほうでは今そういうことは考えていませんと、走らせるというような段階には来ていませんということを言われたんじゃないですか。それで急遽建設を中止したんじゃないですか。そのところをちょっと聞かせてください。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 調査が不十分ではないか、また執行した予算についてということでございますが、執行した予算については、大半が土地の取得でございます。私ども、先ほど申し上げましたように、まずこの計画を中止しているわけではないです。最終的には、やはり先ほど申しましたように、この人口減少をどうとめるかという中で、これはやり遂げなければいけないと思っております。

それで、あの大半の土地取得につきましては、ターミナルといいますか、バスの発着所につきましては、どこのターミナルも駐車場というものがどうしても必要でございます。ですから、それらは当然これから進めていく中でも必要でございますので、進めさせていただいたということでございます。

それで、もう一点の借地契約の変更につきましては、これはオリブ側と十分話し合いまして、お借りした方にはちゃんと今までどおりの契約ということで、お話をお聞きしますと、

あその場合は1年間の地代を前払いということで契約をしているということで、その前払いが1カ月おくれたということの話でございまして、十分話し合いを通じて決めてありますということでお話をいただいております。それは、もちろん先方にもその話をいたしまして、申しわけないということでお話をいたしました。

あとは、調査につきましては、私どもはしていないわけじゃなくて、小湊バスさん、あるいは日東さんともずっと協議をしてまいりました。特に小湊バスさんにつきましては、当初から走りたいということで、既に現在も今、京急と話し合っております。小湊さんは最初から走らせるんだという思いの中でずっと私どもとしておりまして、この地域は小湊バスさんが権益を持っているということの中で、小湊バスさんにある程度任せるべきだということがありました。そういう中で、小湊さんとは十分に話し合ってもきましたし、小湊さんは現在でも走らせたいという思いでおります。

そして、今ようやく先方の、ターミナルを持っております京急さんと今交渉の段階でございます。そういうことで、またこれから進めてまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 今、町長が答弁しましたがけれども、答弁の内容がちょっと違うんですね。当初私が議会の中で質問したときは、ターミナルをつくることについては、バス会社は一切それにはかかわり合いを持たないということで返事をされていますということであったと思うんですね。それで、ターミナルをつくるのであれば、町のほうで独自にやってくださいというような、そういう話だったのではないかなと思うんですよ。

そういう調査の中でも、ゴルフ場の協力を得ているというようなことであったんですが、そのときに、私はゴルフ場のほうからどのくらいの協力を得ているんですかと。ゴルフ場に近隣のゴルフ場のほうに来るお客を、じゃ高速バスに乗せてターミナルまで乗せてくるという約束がとれたんですかということを聞いたら、そのときは、いや、それはとれていませんというような返答だったと思うんですね。

そういう調査とそういう話し合いが綿密にギアがかまない中で、工事だけをどうしても先にやらなきゃいけないということで、始めたから結局はこれ、工事途中で中止をせざるを得ないような状況になってきたんじゃないですか。

やはりもう少し執行部は提案する、予算を組む、そういうものの中では、やはり慎重に、よく調査をしてやるべきだったと私は思うんですがね。そういったものについて、やはり町執行部としては、私は先輩の議員の方々にも聞きましたけれども、今までこういったことは

初めてだというようなことを言われましたけれども、やはり慎重さが足りないんじゃないかなと。やはり町民の税金を投入して建設をする、町民のためにつくる、そういうことをやること自体は、これはいいと思うんですよ。だけど、それが本当に町民のためになるのかならないのか。

12月の半ばまでに建設するということでありながら、それが今建設が中止されて、今度は秋までですよ。秋まで縮小すると言った。縮小の規模はどういった規模の縮小率で考えているんですか。それをちょっと言ってください。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、準備の今のお話がありましたけれども、バス会社は全く関係ないというお話がございましたけれども、それは違ひまして、小湊バスさん、日東バスさんとも十分話し合いをして、ぜひお願いしたいという申し入れは受けております。それは先般の全員協議会でもご説明をしましたように、バス会社さんは当初私どもと話し合う中では、ぜひお願いしたいという、そういう言葉をいただいております、決してそういうことではないわけでございます。

また、もう一方、ゴルフ場のその辺もとれてないのではないかとということでございますが、それは私のほうも、今この近隣に15のゴルフ場がございます、15分範囲で。その支配人会の会議の中でも十分お話をしまして、ぜひ町長、それはお願いしたいということで、議会のゴルフ場協会のほうも社員会の会議の中で、それを私どもには承諾をいただいております。それで、今でもその先はどうなりますかということで質問も受けているところでございます。そういうことで、調査は十分にやっていないということではなくて、やってきているということでございます。

それと、もう一つは、規模の縮小につきましては、今交渉中でございますので、その結論を得てまた進めたいとは思いますが、やはり先ほど税金の無駄遣いではないかというお話でございますが、やはり、決めたことを何が何でも進めるということは必ずしも私はいいことではないと思っています。その時点で変化が生じたときに、予算の執行をしてでも無駄を省くということ、これは重要なことであって、こうであるからこそ、決めたらそれを執行すること自体は私は間違いだと思います。やはり、民間の会社でもそうですが、その時点で変化が生じたときには、すぐにその情勢の変化に応じて予算を変えるというのは当たり前のことでありまして、私は決して税の無駄をしたとは思っておりません。そういうことです。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 5,400万円という予算を計上する上において、町の議会にかけて採決を受けたということについては、それは慎重さと、そういったものを兼ね備えてなかったんですか。今中止されているということは、なんでその時点でもっと慎重に調査していれば、もっと縮小したものの中で考えていけたはずだと思うんですね。それを、ああいった大きな事業に税金を投入してやるということについて、そのまま工事を進めたということについては、どういうお考えでじゃあ工事を進めたんですか。ちょっと聞かせてください。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ですから、先ほど申しましたように、この計画は私どもは中止しているわけではございません。先ほど申しましたように、大多喜町から毎年300名、400名の若い方が出ていかれるという中で、これはぜひともやり遂げなければいけないと思っております。

そういう中で、やはりバスターミナルというのは、どこのターミナルも駐車場がないターミナルはないわけです。ですから、最低限それは必要なんで、この部分が大半の予算の執行でございます。そういうことで、これは進めさせているところでございまして、また調査が不十分であるかということにつきましては、今申しましたように、私ども不十分であるとは思っておりませんで、十分バス会社とも協議した中で、問題は、小湊さんも日東さんも走らせたい気持ちは十分あるんですが、ターミナルの問題がうまく決着がつかなかったということの中で、私どもがこの執行については少し見合わせながら、今、バス会社と協議をしているところでございます。

特に、今私どもが願っているところは京急さんでございますので、品川のターミナルは京急さんが握っております。ですから、京急さんの承諾なしに執行することはできませんので、そこを今継続して協議をしているところであります。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） ターミナルのほうの不十分であるというようなことだったんですが、ターミナルの件については、提案されてくる以上は、やはりそれはそれなりのきちんとした形で、調査をする中で、これで十分いけるという判断の中で提出されたんだと私は思うんですね。

今になってターミナルの部分が不十分であったために、バス会社は足踏みをしているというような、そういうことでは、ちょっと私はこの問題については納得できないところがあるんですが。大体、町長の答弁の中でも、このターミナル建設については、町のそういう減少率を食いとめるためというようなことでございます。

そのことについては、私はいろんな事業を模索して、今の人口の減少を何とか食い止めるというような努力は、これはしていかなくちやいけない。これは町民の方々もいろんな面で、角度からそういうことを考えているんじゃないかなと思いますけれども、12月のことしの秋のあたりまでに結論を出すということでございますので、縮小率を今後どの程度の縮小でやっていくのか、そういったものを見ていきたいなというふうに思います。

そのままいいですか。

○議長（小高芳一君） はい。引き続きどうぞ。

○7番（志関武良夫君） 3番目ですけれども、全国で児童の通学時の交通事故が多発していることから、1月25日の朝日新聞の記事にも載っておりました。通学路の危険箇所、この調査を全国的に調査したところ、7万4,000カ所が非常に危険な箇所だというようなことがテレビで報道されました。

そういうところでございますけれども、町内で調査をしたのかどうか。何カ所ぐらいそういう危険箇所があるのかどうか。それをちょっとお聞かせ願います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ご質問の通学路の危険箇所について、本町における調査と対応の状況についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、町内全小学校の通学路危険箇所の調査を去年の6月に実施しました。

調査の結果、危険箇所として報告されましたのが20カ所ありまして、その内訳は町道が8カ所、県道が7カ所、国道が5カ所でした。

危険箇所として報告されました20カ所につきましては、平成24年8月に各学校と町の建設課、それに県土木事務所及び勝浦警察署の4者で緊急合同点検を行いました。それで、それぞれの箇所ごとに対応策をまとめたところでございます。

まず、町や県の道路管理者による対策箇所は7カ所です。対応内容は、歩行者注意とか減速マークの路面への表示、カーブミラーや標識の設置などでございます。現在できる対策は全て完了しております。

また、学校が中心になって対処する箇所は9カ所となりました。その対応内容は、見守りの強化や通学指導、また道路にかかる立木の伐採や横断歩道の旗の設置ですけれども、この対応も8月に調査をしまして、9月の2学期からは全て完了しております。

残り4カ所まだ残っているんですけれども、そちらは横断歩道や信号機の設置でございまして、警察署で対処する分担となっておりますけれども、現在のところ、この部分につき

ましては対策がまだ完了しておりませんで、平成25年度以降の対応となる見込みでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 子供たちは、今少ない次世代を担っていく子供たちですから、非常に大切な地位を占めていると思います。その中で、やっぱり通学に対する危険箇所などについては、十分検討して、予算の関係もございますので、なるべく早く、そういったところを除いて安心して通学できるように努めていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

◇ 正 木 武 君

○議長（小高芳一君） 次に、2番正木武君の一般質問を行います。

2番正木武君。

○2番（正木 武君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2点ほど質問させていただきます。

初めに、有害獣対策について。

平成20年12月の定例議会、22年12月の定例会で有害獣対策について質問させていただきましたが、三たび質問をさせていただきます。

これまでも県への次年度予算要望や県議長会の協議の場など、さまざまな機会を通じて森田知事に要望や陳情を活動してきたところでありますが、現在、町内では住民協力のもとに、電気柵や猟友会の協力の駆除、わなやおりによる捕獲により対策を講じられていますが、被害は一向に減らず、駆除にかかる費用も年々増しております。

イノシシなどの有害獣被害額が2億円を超すという県内市町村のこの危機的な状況を県は理解をされ、県や市町村から成る県野生獣対策本部においてイノシシ対策計画を策定しましたが、今後はこの計画に沿って効果的な取り組みが推進されていくことを期待するものですが、この有害獣対策の取り組みについて、町の状況と見解を伺います。

この計画書によると、本町では被害対策地域になっているが、これからどのような対策をしていくのかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問のこの計画書によると、被害対策地域になっているが、

この先どのように対策をしていくのかというご質問でございますけれども、イノシシによる農林産物の被害が増加傾向にあり、生息する区域も年々拡大してきていることから、千葉県野生鳥獣対策本部では、本年1月、効率的かつ効果的に被害対策を実施し、地域、市町村、県が一体となってイノシシ対策に取り組んでいくための計画として、千葉県イノシシ対策計画を策定いたしました。

この計画の中で、本町は被害対策地域、拡大防止地域、前線地域とする地域として区分けされ、それぞれ目標を定め、被害対策を図っていくこととなりました。この計画にございます大きな目標は、被害金額及び被害面積を平成23年度の水準から5年間で約3割減少させ、捕獲については最大限捕獲するということとされております。

この目標を実現するための重点事項として、重点的に対策すべき地域の把握、計画的な防護柵の配置と維持管理、捕獲の担い手確保、生息環境整備の徹底、捕獲の推進、相談体制の整備の6つの項目が掲げられ、目標達成のために取り組むこととされておりますので、これらの対策を実行し、被害の解消に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 猟友会も高齢化でメンバーも年々減っていると聞いておりますが、いかがですか。

また、猟やわなをする人の育成は考えているのかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の猟友会の会員でございますけれども、有害駆除従事者数で申し上げます。平成24年度、本年度ですけれども、43名。3年前の平成21年度は42名でございましたので、駆除にかかわる人数は今のところ横ばいの状況でございます。

次に、猟やわなをする人の育成ということでございますけれども、わなによる捕獲、約88パーセントでございます。が、成果を上げておりますので、狩猟免許取得促進補助金の活用によりまして、わな狩猟免許の取得について推進していくとともに、効率的なわなの設置等の講習会を開いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） この策定計画書をつくるに至った県の被害額は2億円を超していると言っているが、本町の有害獣の被害額はどのくらいになっているのかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 本町の被害金額ということでございますけれども、平成23年度で約1,236万5,000円でございます。

この被害金額でございますけれども、被害対策事業といたしまして、保護柵を設置しておりますが、この保護柵の設置要望時に被害金額等の聞き取りによりまして推計をいたしております。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） この被害額は、何を根拠で出しているのか。また、趣味や自給のために作物をつくっている被害は入っていないのではないのでしょうか。

しっかりした被害額を把握する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 先ほども申し上げましたけれども、この被害金額につきましては、被害対策事業といたしまして防護柵を設置しております。この防護柵の設置要望時に被害金額等の聞き取りによりまして推計しております。

ご質問のように、趣味や自給のために栽培された作物は入っておらないのではないかということでございますけれども、趣味や自給のための作物は入っておりません。そこで、より細かな被害状況を把握し、対策を講じる必要があることから、本年度は各農家に被害状況調査を行ったところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 獣害の中で一番対策のとれていない有害獣、何であるかと理解しておりますか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 一番被害対策がとれてない有害獣は猿であると思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 私もそう思います。本町では、イノシシや獺に対する対策は十分とはいえないが、かなりの成果を上げていると感じております。しかし、猿に対する対策は非常に難しいため、どこの自治体も苦勞しているのではないかと思います。

そこで、三重県の企業が考え、効果を上げているという「まる三重ホカクン」と名づけた遠隔操作システムで捕獲するわなが注目されていると聞きました。導入する考えはあるかどうか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の三重県の企業が考え、効果を上げていると聞いております「まる三重ホカクン」と名づけた遠隔操作システムで捕獲するわなを購入する考えはあるかとのことでございますけれども、この捕獲わなにつきましては、4メートル掛ける8メートル程度の大きさの囲いわなを設置し、動物を誘い込み、携帯やパソコンで映像を見ながら遠隔操作で扉を閉め捕獲するシステムで、管理に労力がかからないようです。システム構築に要する費用が120万円から130万円、ほかに通信費が月6,500円程度及び電気代がかかるということでございます。

経費の負担、携帯や無線の電波の届く場所、電源の制約等もございますけれども、今後研究をいたしまして、効果が得られるということであれば、導入について考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） イノシシや鹿と同様に、頭数がふえないうちに何らかの手だてを講ずることが大切であると思えます。

特に猿は人間よりも賢い動物ですので、原始的な方法ではなく、ハイテクな方法での捕獲によって駆除していくことが効果があると思えますので、ぜひ、いろんな方法の研究に取り組んでいただくことをお願いし、有害獣対策の質問を終わります。

続きまして、老川小学校の跡地活用についてを質問いたします。

今までに老川地域では、中学校、保育園が統合され、そして小学校までも今年度でなくなり、地域住民にとっては寂しい限りであると痛感しております。それだけに、老川小学校跡地を、今後どのように地域の振興や発展のためにつなげていくため活用していくのが必要であり、住民の関心が高まっているものであります。

そこで、町の跡地活用計画についてお伺いします。

跡地の活用計画はありますか。お伺いします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ご質問の老川小学校施設の跡地利用についてでございます

が、老川小学校につきましては、観光センターや基幹集落センターなどともに、老川地区の中央部にあり、地元の方々の集まる中心的な役割を担っていた学校であると町としても認識をしております。

町におきましては、このたびの廃校に伴いまして、教育財産から普通財産に移管し管理することとなります。しかし、廃校となりましてもその役割を全て終えたわけではございません。今後においても、町や地域にとって、また卒業生にとって大切に守っていくべき施設であると考えております。

そこで、学校統合をしてからしばらくの間は備品等の移動で使用はできませんが、整理がついた際におきましては、本施設の譲渡等による誘致を検討いたしまして、地元の活性化のために活用したいと考えております。

案といたしましては、このまま町で管理をいたしましても経費がかさみますことから、避難所や体育館の使用等、地元が使用する条件つきとなりますが、企業や学校法人、また個人の起業家の方、合わせて当町との交流施設、交流拠点としての宿泊研修等、さまざまな活用方法を模索してまいりたいと考えております。

さらに、避難所としても指定されていることから、まずは雨漏り等、ふぐあいの修繕をしていき、今後どのようなものを誘致をしていったら町の活性化のために役立つのかを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 今、閉校後の管理がちょっと余りよくわからなかったんですけれども、防犯とか雨漏りの件というのはどういうことをやっていくんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 先ほど答弁の中でちょっとご説明をさせていただきましたが、しばらくの間は、施設とかグラウンドとかは通行どめはしません。というのは、備品とかパソコンとか、いろいろ使えるものは今度の西小学校で使ったり、また基幹集落センターを子供たちの待合所として使うために、そういった移動等がありまして、しばらくの間は開放している状況です。

ただし、グラウンド等につきましては、一般の方、観光客の方とかがやたらに入られても困りますので、施設については、先日の臨時会でご説明をさせていただきましたが、立ち入り禁止の札とか、また、そういったもので一時的に立ち入りは制限をしていきたいと考えて

おります。

また、現施設の中ではやはり雨漏りがちょっと報告をされておりまして、今後、例えば譲渡する場合においても、また町が使う場合においても修繕というのは必ず必要だと考えておりますので、一度全体の施設を雨漏り等、また腐食等の修繕を重ねていき、あわせて活用策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） しばらくの間は誰かがいるということで理解してよろしいんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） しばらくの間は教育課で備品等の移動については管理をします。その後は、私ども管財係がごぞいます企画財政課のほうで管理をさせていただきたいと考えております。

ただし、やはり風等を通さなければ傷みも激しくなることから、その管理の状況に応じて地元の方をお願いをする場合もあろうかと思えます。それにつきましても備品等の状況、いろんな状況等に応じて検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 常時いると理解していいのかの答えがないと思います。

それと、その管理について、どのくらい費用がかかるのか教えてもらいたい。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 常時人を置くということは現在のところ考えておりません。

管理経費につきましても、職員で対応することによって当面はかからないこととなろうかと思えます。

修繕等につきましても、また今後、積算をしていかなければいけないと考えますが、現在のところ経費は見込んでおりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 住民が苦渋の判断をして、統合に理解したことを考えれば、町は何としてでも地域や町が活性化につながる活用を早期に検討し、実現していただきたいと思いますが、いつごろまでに実現するのか教えていただきたいと思えます。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） いろいろまでというお話でございましたが、現在、町としてもいろんな方法を模索するとお答えしたとおり、ここというところはまだ決まっておりません。また、今後、修繕の状況に応じて募集をしていきたいと思っております。

まだ廃校の問題等々で、いろいろ時期が廃校するという、また跡地を活用するという発表する時期が非常に遅くなったために、現在は募集もかけておりませんので、手を挙げていただく方たちというのは、まだ町のほうには要望等がございませんので、今後、町のホームページ等を通して、活用できる施設、また学校法人等を募集していきたいと思っておりますので、ちょっと時期についてはこの場ではお答えできません。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 活用までのしっかりした管理等、一刻も早い、よりよい活用をお願いし、質問を終わります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時07分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

◇ 山 田 久 子 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、10番山田久子君の一般質問を行います。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。

平成25年第1回定例会に当たり議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

歴史と伝統のあります大多喜町議会議員に当選をさせていただき、本議場で初めての質問で大変緊張をいたしております。町民の皆様の声を、地域の声を、現場の声をお伝えさせていただけるよう一生懸命努力いたしますが、雑駁な質問となりますこと、恐縮でございますがよろしくお願いします。

それでは、質問に移らせていただきます。

初めに、有害鳥獣対策についてご質問をさせていただきます。

先輩議員でございます正木議員と重複質問になってしまうかと思われますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

近年、野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、野生鳥獣により農林業被害、観光への影響等が深刻化、広域化するとともに、車両との接触被害等も発生するなど、農林業、観光事業等を初め、一般家庭における住民の暮らしにも被害が及ぼされている状況にあると思われます。

過疎化や高齢化の進展と相まって、耕作放棄や集落の崩壊などに影響を及ぼすなど、問題が深刻化しているように思われます。町民の皆様からも、有害鳥獣による被害の状況を数多くお聞きしており、有害鳥獣対策はますます重要な問題となってきていると感じております。

そんな中、新年度予算案では、有害鳥獣除去対策事業費として増額がなされておりますことを評価しております。

そこでお伺いをさせていただきます。

本町におけます現状の被害状況につきまして、どこの地域で何の動物によりどのような被害が出ており、それらにより起こり得る直接的、間接的影響にどのようなものがあるとお考えになれるのかお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問のどの動物により、どのような被害が発生しているのか。また、その発生地域はどこかお伺いしたいとのことでございますけれども、イノシシにつきましては、タケノコや刈り取り前の稲穂の食害と踏み倒し。畑作物では、サツマイモや里芋等の根菜類、さらにミミズやクズの根を食べるために田畑や山林道路等の法面の掘り起こし等がございます。

猿につきましては、稲穂、畑作物であるキュウリ、カボチャ、スイカ、豆類、果樹類の柿、クリ、キウイフルーツ等も食害されます。

鹿につきましては、春先のタケノコ、稲穂、野菜、豆類、植林後の杉、ヒノキの葉や樹皮。

アライグマ、ハクビシン、タヌキにつきましても、サツマイモ、里芋、トウモロコシ、スイカ、トマト、イチジク等の被害が多く発生しております。特に、アライグマ、ハクビシンについては、屋根裏に住みつく習性があり、ふん等の被害もございます。

被害の発生している地域は、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキにつきましては、

ほぼ町内一円。猿は老川、西畑地区が主でございます。鹿は、町内全域で生息が見られますが、被害は老川、西畑地区が主になっております。

近年、キョンについても町内での生息が確認され、また捕獲はされております。

また、それぞれの状況、あるいは受ける影響として、どのようなものがあるのかということでございますけれども、イノシシにつきましては、平成23年度で被害金額816万4,000円。猿につきましては、約184万8,000円。鹿につきましては、約231万4,000円。小動物も合わせますと、1,236万5,000円でございます。

これにより受ける影響につきましては、農業収入の減少、生産意欲の低下、不耕作地の増加、のり面等の修復、防護柵設置に係る経費や労力等が考えられ、自動車への衝突もございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、課長のお答えをいただきましたように、本当に町民の皆様からは同じようなお声を本当に挙げていただいております。

大変お時間をいただきますけれども、若干、生の声をお伝えさせていただきたいと思っております。

これはまず、弓木地区におきましては、一般家庭の奥様からなんですけれども、イノシシの被害が家の軒先まで発生している。植木の庭の土が、家の庭中掘り返されてしまい、家が工事中のような様相となっている。夜、帰宅時、庭でイノシシと遭遇するのではないかと危険を感じる。一般家庭でもあり、家中を柵で囲むということは、経済的にも技術的にも非常に厳しいものがある。また、猿に枝豆や里芋を食べられる。猿には枝豆を枝ごと持って行かれる。電気柵をしようとするが、草の管理ができないので思うような効果が上がらない。わなで確保しても、イノシシは皮が固く殺すのが難しい。過去にけがをした人もいる。防護柵やわななどを買うために働いているところもある。耕作放棄をすれば荒れる。荒れれば動物が来る。原野に返って人の住むところではなくなる。人が住むところを放棄して移転するようになってしまうのではないかと。非常に悔しい。

平沢区におきましては、軒先にイノシシが出る。小さい子供が遊んでいたすぐそばにイノシシがあらわれ怖かった。イノシシはタケノコを掘り返して食べ、その後、穴が開いた状態のまま放った状態になる。イノシシは掘ってタケノコをだめにする。鹿はタケノコの上の新しい部分を食べてしまう。鹿、イノシシ等の影響で竹林が臭い。タケノコが鹿、イノシシに

根をやられてしまい竹が育たない。

また、会所地区におきましては、鹿、イノシシ、今は猿が防護柵を飛び越えて来るので、被害が出ていけない。電気柵の設置費用と電気代がかかる。やってもやっても効果がないと退治をする気持ちがなくなる。気持ちがなくなれば荒れる。荒れればますます後継者である子供たちが住まなくなる。大多喜町だけでなく、全国的な問題であると思う。せめて家の敷地内に入ったものは自分で捕獲、退治していいように法律を変えてほしい。狩猟等に関する税金を見直し、国、県、郡、町、猟友会の方々が活動しやすいようにしていただいてはどうか。作業小屋の中までハクビシンが入り、保管していた食べ物を食べられてしまった。

栗又地区、小沢又地区、三又地区におきましては、ヒルとあわせて人の住めないところになってしまう。イノシシ対策に本腰を入れてほしい。対症療法でなく、もっと根本的な部分で広く対処を考えていただきたい。イノシシが崖を崩すと、大雨が降ったとき、のり面が崩む。地形が変わってしまう。農家がだめになる。子供は住まなくなる。減反により耕作放棄地がふえ荒れてしまった。鹿、イノシシは過疎地では駆除できるようにしてほしい。畑がつかれない。若い人も住めない。大々的に取り組んでいただきたい。自然保護法の法律も大事だが、このままでは世の中が壊れる。皆が住めるような田舎にしてほしい。わなを買う手間とお金が必要である。年齢とともにだんだんできなくなる。しっかりと取り組んでほしい。イノシシが出ると親竹が食べられてしまい、竹が立たなくなる。鹿、イノシシ、猿の被害が出て出荷ができない。保護用のおりを借りて設置している。スタンガンでしとめてもらう。おりをつくってもらった。自分で買うと5万円ぐらいする。猿が家の屋根に乗り、傷んだところを壊す。屋根が抜ける。買い物に出にくいお年寄りの生活の助けとなる野菜が、動物に食べられてしまい収穫できない。生活に逼迫している問題である。

紙敷におきましても、猿が出る。畑を荒らす。猿もすごい群れで来る。家の屋根に来る。柿を食べてしまう。子供たちが住まなくなる。自分も引っ越したいぐらいだ。

下大多喜地区におきましても、小動物が畑を荒らす。作物が収穫前に食べられてしまうと、今課長のお話にございましたように、町内全域にわたっての問題かと認識をさせていただいております。

そこで、有害鳥獣対策として、現在、町として実施いただいております事業についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 有害対策として現在行っている事業についてお伺いしたいと

いうことでございますけれども、有害鳥獣対策について現在行っている事業につきましては、農地、竹林への金網柵、電気柵等の防護柵設置事業、有害獣対策指導員による有害獣出現状況調査、防護柵の巡回、ほぼ1年を通しての猟友会による猟銃やわなによる捕獲等、駆除委託事業、猿、イノシシ、鹿、小動物の捕獲に対する報償制度、狩猟免許取得補助等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今お話のありました中で、一般の皆様が一番多く使われているのが防護柵ではないかと思われるわけでございますけれども、町民の皆様の中から、こういうご意見がございました。

イノシシの被害対策として電気柵を使った。電気柵は、機械は1台5万から6万ぐらい、その家庭によっても違うのかと思いますけれども、ぐらいであった。線は400メートル6,000円ぐらいであった。

しかし、畑が離れていたりすると台数が必要になる。耕作の状況により、補助金対象の仕方も考えていただくことはできないであろうか。補助金の申請の手続の仕方も余りよくわからない。購入先の農協では何も言ってくれなかった。役場広報で、もっと詳しく手続の方法を教えていただくことはできないだろうか。また、手続後、入金の手続きもないのでお金が入ったのかもわからない。

こういったご意見がございましたけれども、どのように思われますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 被害に困っている方々の、本当に苦しみというのはよくわかるところでございます。

今議員さんがおっしゃられました、町では電気柵等の補助を行っております。もっとわかりやすく住民の方々に補助の仕組み、あるいは柵の設置の仕方、そういうことを周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 耕作地がつながっているお宅におきましては、機械1台に対しまして、線を延長するという形の中で対応することができるとは思いますけれども、転々としてお宅におきましては、やはり2台、3台と、そのバッテリーというんでしょうか、必要に

なるかと思いますが、こういった、どうしても複数使用が必要となるご家庭といますか、農家に関しましての補助というのはどのようにお考えになれますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農家さんから、あるいは一般の家庭、それからイノシシや鹿から守るための電気柵、補助を出しております。

予算的にありますれば、1軒に、要するに、農地が飛んでいても考えていくtaと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、1月28日付の千葉日報に掲載されておりましたが、県や市町村からなる県野生鳥獣対策本部は、イノシシ対策計画を策定。実害が出てから駆除を本格化させる従来のやり方を改め、被害の有無にかかわらず取り組みを推進、県内を4つの地域に区分し実情に応じた対策を講じるほか、未生息地域であっても早期発見、駆除に努めて被害拡大を防ぐとありました。

大多喜町は、被害対策地域に地域区分されていたかと思います。これは、先ほど課長のほうから詳しくお話がありましたので、そういった部分もあるかと思います。また、県は、被害がひどくなってから本腰を入れていたのでは間に合わない。生息が確認されていなくても、周囲の状況を踏まえてすぐに対応し、被害拡大を防ぐ意識を持つことが必要としております、とコメントが記載されておりました。

本町におきましては、猿以外の鳥獣被害も増加傾向にあり、それぞれの動物に対応する取り組みが必要ではないかと考えます。

また、被害状況は農林業だけでなく、家庭の軒先の問題にも広がってきておりますし、高齢化による作業の問題や費用負担の問題、住民の安全上の問題など、問題は多岐にわたってきているように感じております。

そこで、今後、どのような強化対策が必要とお考えかお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 今後、どのような強化対策が必要かという質問でございますけれども、まず1つにつきましては、捕獲による被害拡大の防止でございます。このためには、地域の住民を中心とした担い手の確保、わな猟免許の取得支援。

2つ目は、防護柵の設置でございますが、このためには地域ぐるみでの取り組みによる複数の農家による共同設置、維持管理の徹底。

3つ目は、環境整備でございますが、このためには収穫しない作物や果樹の処分等、集落に野生獣を寄せつけない環境づくりが必要であると思っております。

また、獣害対策の知識啓発として、住民を対象とした講習会の開催も対策の一つになるものと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の話を受けますと、たくさんのいろいろな対策をお考えいただいているようでございますけれども、町として本腰を入れていただきたいと思う中で、今の状況の、執行部の皆様の業務的な問題ですとか、いろいろな状況の中で、その対策に取り組んでいただくことが十分可能なのかどうかという思いもございます。

私といたしましては、県も本当に本腰を入れるということで、今回、対策本部をつくるということでございますが、仮に、町としても本当に本腰を入れるという部分で、課であるとかそういうものを新設しまして、しっかりと取り組んでいただくことができないかという思いがありますけれども、この辺どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 有害鳥獣対策の専門的な部署の設置についての考えはないかというふうなことでございますが、議員ご指摘のとおり、有害鳥獣対策につきましては、先ほど住民の声を発表されました、そのとおりだと思っております。本町にとりましても、重大な課題であるということは十分認識しております。

このことから、現在、産業振興課のほうで対応させていただいておりますけれども、本件については、先ほど議員さんおっしゃったとおり、大多喜町だけの問題ではなく、広く南房総全体の問題、あるいは、ともに全国的に農地の荒廃や山林の手入れ不足等による被害が増大していると聞いております。

国、県等の専門的な有識者により対応策の検討をいただきまして、これを参考にしていただいて、参考にしてご教示をいただき、今後、本町の対応を考えてまいりたいと思っておりますので、現在のところ、1つの課として設置する、あるいは組織をする考えは今のところございませんが、今後、十分に対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 確かに、私の質問もある意味では早急的な、結論的なお願いであったかもしれませんが、町民の皆様の本当にお声というのは、悲鳴に近いものがあるかと思います。大変ご苦勞の多いお仕事の一環ではあるかと思いますが、何とぞ今まで以上のご尽力をいただけますようお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、ヒル対策についてご質問をさせていただきます。

選挙期間中に、町民の皆様からお伺いしたことでございますが、ヒルがふえることによって若い人が大多喜町に住まなくなる問題がある。ヒルにかまれた跡が恥ずかしく人に手を見せられない。観光のお客様にヒルの被害が出ており影響がある等々、老若男女にかかわらず、ヒルを何とかしてほしい。ヒルによる精神的、生理的ストレスはそこに住み生活している住民にとりましては、有害鳥獣被害に劣らぬ深刻な問題であると思いますが、地域外の方にはなかなか理解しにくい問題でもあるように思います。

しかしながら、ヒルの繁殖地域も近年急速に広がっているように感じております。地域住民の日常生活への影響やストレスの軽減はもちろん、観光の町としては大きな問題でもあると思われます。

そこで、町としてヒル問題をどのようにお考えになっておられるのか、現状の対応策と今後の具体的な取り組みについてお考えをお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ヒル対策の問題と今後の対応策ということでございますけれども、現在、とっております施策といたしましては、全戸を対象といたしました山ビル駆除講習会、防除薬剤購入補助、山ビル駆除にかかる生息地での研究等を行っております。

山ビルの発生は、非常に深刻な問題であり、生活環境から排除しなければならないものと考えております。

今後の取り組みについてですが、山ビルを駆除するには生態を知り、また地域の協力が不可欠であると考えますので、引き続き、講習会の開催による駆除についての啓蒙、啓発に努め、また山ビルは野生獣について移動すると言われておりますので、イノシシ、鹿等の駆除も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、町で施策をしていただいています中で、山ビル防除剤の費用の

購入という件がございましたけれども、申請件数は何件ぐらいございますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） まことに残念ながら、申請件数はほとんどない状況でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その理由は何だとお考えでございますか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） その理由でございますけれども、やはり薬剤は大量にまかなければならないということがあるのではないかと思います。

町の補助は、1万円を上限で4分の1を補助ということになっておりますけれども、そのぐらいの薬剤の購入ではというふうに思っているのではないかなとは思ってはおります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も、この薬があるということは余りよく知らなかったという部分もございまして、課長さんのおっしゃる部分と、あとまた周知がまだ余りされていないのかなという、そういった部分もございます。ではないかと考えるところでございますけれども、また別に、住民の皆様は長年の経験により創意工夫をされた山ビル対策を講じられているというようなところもあるのではないかと思います。

また、そんな中、最近では市販の虫除けスプレーを利用される方もふえているように思っております。防除剤よりも手軽に購入でき、使用しやすいためと思われます。

しかしながら、やはりこのヒルが出る間使用しますと、一般家庭のお宅におきましても、やはり複数本使用するという状況になると思います。町内のあるお店に行きましても、時期になりますと、このスプレーがかなり大量に展示されて売られているという状況は皆様方もお目にされているのではないかと思いますけれども、この虫除けスプレーを助成するというか、補助するというか、そういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 今の補助につきましては、殺ビル剤ですね、要するにヒルを殺す薬でございます。それについて補助をいたしております。

今議員さんのおっしゃられました忌避剤ですよね、それについての補助はしてはおりませ

ん。今後、検討はいたしたいと思いますが、やはり退治するには殺ビル剤のほうが効果があるのではないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 先ほどの対症療法と長期的なものというような考え方からいいますと、本当に殺ビル剤というのがきちんとした長期的にも非常に有効ではあるかと思いますが、日常生活の中にどうしてもその場でのヒルの防御というか防除といいますか、そういったものの中に、こういう殺虫スプレーというものも必要ではあるというのが、日々の生活の中で、毎日の生活の中で必要となっております。また、できましたら今後ともこういったこともご検討いただくことができたと思います。

次で、草刈りとかそういったものが非常に重要であるということでございましたけれども、草刈りが重要、どの程度草刈りをしたらいいのか、どのようにやったらいいのかというような、そういった細かいところのご指導というのはしていただくことというのはできるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ヒルを環境から排除するには、やはり草刈りは大変重要なことでございます。

やはり、ヒルは湿ったところ、そういうところが大好きでございますので、やはり草が生えていて湿ったところというのは好きでございます。

草を刈って土地を乾かすということは、ヒルを排除する大きな方法でございます。

やはり、草を刈りまして、それを燃やして、それをできればそれが一番いい方法である。要するに、灰はやはりヒルが嫌うような研究していることもある、成果も何か話も伺います。燃やした灰というのはヒルは嫌いだというふう聞いております。

やはり、草を刈って、日光を当てて、その草を燃やして灰にするということが一番大切ではないかと、草刈りについてはそうでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 草刈りというものもなかなか重労働であり、また大変な仕事であると思っております。

また、近年、高齢化になりまして、なかなか草刈りの手も回らないという状況の中で荒れてきてしまっているというような状況もあるかと思えます。

また、耕作放棄地等におきましては、草の丈も長くなり、茎も固くなったりしますと、刈払機では刈り取ることが非常に困難であるというお話も伺っております。

そこで、草刈りに対応するために、町として乗用型の草刈り機等を購入し、それを低料金で町民に貸し出していただいたり、また草刈りのできない方のために、町としてそういった方を、そういう草刈りを請け負っていただくような、請け負うというか、やっていただくような、そういうことをお考えになることはございませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ヒル対策の1つとして、耕作地の草刈りに対応するため、町として乗用の草刈り機の導入ということでございますけれども、草刈りにつきましては、山ビルの駆除におきまして、有効な手段の1つでございます。草を刈り日光を当て土地を乾かすことによりまして、駆除をすることができると。

乗用の草刈り機を購入し貸し出すということでございますけれども、乗用は労力がかからず高齢者でも作業ができると思われましてけれども、耕作放棄地はおおよその土地が耕作に不便なところが多いということです。作業に危険が伴うことが考えられますので、購入は今のところ考えてはおりません。

また、草刈りの請け負いとのことでございますけれども、町の社会福祉協議会で運営しているシルバー人材センター、草刈りの作業を行っておりますので、依頼をすることができると思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 課長さんのお話がありましたように、本当にそのとおりなのかもしれませんが、実際、放棄されております草はなかなか刈ることができなくて、試みるものの途中で断念をするということで、またあそこがさらなる放棄の土地になるという、この悪循環があるようでございます。

実際、民間で借りようとしたら、いろいろメーカーさんとかあると思うんですけども、リースで1日3万円というようなお話も伺ったということで、ちょっとそれだと手が出ないなというお話もございました。

早急とは申しませんが、また何かの機会にそういったお知恵といいますか、方法といいますか、そういったものもご検討いただいて、また町民の皆様にも刈り方の手本といいますか、ご指導やアドバイスなどいただけたらと思うものでございます。よろしく願いいた

します。

それでは、最後にごみの集積場所についてご質問をさせていただきます。

大多喜町のごみ集積場は、きれいに管理されているほうであると感じております。

しかしながら、ごみ集積場の箇所が少ないとお声がございます。朝の忙しい主婦にとりましては、集積場が近いのは大変ありがたいことですが、車に積んでごみを集積場まで運んでいる行政区域も複数あると思われます。

ましてや、高齢者の方がごみ集積場のある遠くまで運ぶのは大変なことで、車に乗れない方などが遠くまで運ぶことは困難なことだと思われます。

昔は、生ごみは畑に、可燃ごみは家庭で焼去するなど、各家庭で処理していたものも多かったと思いますが、ダイオキシンの問題等でごみの収集委託へと変わってまいったと思っております。

ごみ収集を行っていく上で、町民の利便性に対応していくことは大切ではないかと考えております。

大多喜町新総合計画の主要施策の中で、ごみの排出動向や町民ニーズに応じて集中体制の充実を図りますとうたわれております。

また、大多喜町高齢者保健福祉計画の1のごみの収集の項目に、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者にとって、ごみ出しは大変労力を要するため、ごみを収集場所まで出せない場合があります、生活の中で大きな問題の1つになってきています。

そのため、高齢者宅のごみの問題について、介護専門員や関係機関と協議し、新しいごみの収集サービスについて検討していきますとうたわれておりました。日常生活におけます利便性の向上と地域環境、景観の維持の上からも、ごみ収集は大切であると考えます。

ご質問させていただきます。

町のごみの収集は、何年から始まり何カ所からスタートし、現在の集積場は地域別に何カ所あるのかお伺いたします。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ごみの集積は何年から始まり何カ所からスタートしたか、現在の集積場は地域別に何カ所あるかというご質問でございます。

昭和39年1月より町の塵芥処理場がスタートいたしました。このころから集積場を設け、直営による収集を行っていたと思われます。

当時の集積場が何カ所あったかは、不明でございます。

現在では、可燃ごみで、老川地区41カ所、西畑地区77カ所、総元地区22カ所、大多喜地区213カ所、上瀑地区46カ所。不燃ごみでございますが、老川地区で33カ所、西畑地区で89カ所、総元地区で32カ所、大多喜地区で195カ所、上瀑地区で40カ所となっております。町全体では、可燃ごみで399カ所、不燃ごみで389カ所となっております。

可燃と不燃の数の違いは、これは多くは集積場が一緒なんですけれども、地区によりまして、可燃のみ、または不燃のみで申請をし、今に至っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 大多喜町の現状を考えますと、高齢者に優しいまちづくりのためにもごみ集積場をふやすべきだと考えますが、町内の行政区によりまして、細かく対応されているところも見受けられますけれども、その違いの理由をお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 集積場の数の違いということでございますが、実際のところ、これは環境センターのほうの内規がございまして、運用に充てての内規がございまして、その中で、あくまでも地区の区長さんのほうから申請をいただいて、それを確認し許可をしているということでございます。

そういうことで、例えば老川地区なり上瀑地区なり数の違いが当然出てきていますけれども、あくまでも区長さんの申請により設置しているということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 課長がおっしゃりましたように、私もそのように認識いたしております。

ただ、その中で今回、多くの皆様からごみステーションの数をふやしていただきたいというご要望がございました。

個人でいいますと、その区の中でその1カ所、その部分だけが対応していただくというような状況になりまして、なかなか区全域ですとか、そういうところでふやしていただきたいと思いつても、そこで遠慮をされてしまう。自分がわがままを言っているのではないだろうか、こんなことを言ったらまた区の人に迷惑をかけてしまうのではないだろうかというような、そういったお声もございました。

例えば、山間部ですと、ごみステーションを1つ設けることによりまして、例えば、かご

ですとか、かごというんですか、ボックスですね、収集ボックスのようなものを設けていただかなければいけないとなるとお金も問題もございます。

そうすると、やはり遠慮をしてしまう。そうなるとうなるかという、皆様のご存じのように、地域環境ですとか、景観とか、中には川というような問題も出てくるかと思っております。

そこで、今回、お年寄りの皆様もだんだん高齢になってまいりまして、特に山間部、数が少なく持っていくということも非常に厳しい状況ではないかと思えます。

町として、一括してこのごみの収集のご意見を吸い上げていただくというようなことはできませんでしょうか。ふえた場合などによりますと、ルートの問題等もあると思いますので、まとめたの再度の確認というようなことをお願いすることというのはできませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 町のほうで、そういった一斉的な見直しということによろしいのでしょうか。

ということでございますけれども、集積場の収集ボックスは、先ほど申し上げましたとおり、区長さんのほうから要請をいただいてということなんですけれども、現在、400カ所ということで、かなりの集積場を管理しております。

多くはそういうことでできているわけなんですけれども、場合により、集積場の変更ということも、これも受け付けしております。これも区長さんのほうから、例えば今ここをやっている場所を別の場所に移したいと。例えば、高齢者世帯のあるところのほうに移してほしいとか、そういうことがありましたら、申請を出していただければ、環境水道課のほうとしても現地を調査してすることが可能でございます。

そういった意味から、町一斉的に既に400カ所もある部分について、一斉に見直しをするという考えは今のところございません。

それと、あと集積場の、先ほどちょっとボックスの関係も出たと思うんですけれども、資材の支給関係ですね。この関係につきましては、町としては、現在のところ予定はしていないわけなんですけれども、ただ、モデル的に町なかをやっているところがございます。

それは、老川地区の場合だと、栗又区と、それから会所区。それと西畑でいいますと、平塚区、平沢区、それと笛倉区。総元地区ですと、三又区と黒原区。大多喜地区ですと、新丁区と泉水区。上瀑地区につきましては、横山区と下大多喜区。

当初は、大体地区に2カ所というところでやっておったわけなんですけれども、そこは町

のほうからボックスといいますか、コンテナといいますか、いわゆるかごですね。ピンクもあるんですけども、水色もございます。そういった色の少し深いもののかごを設置しまして、それを例えば瓶、それから缶、そういった収集分別に充てるためにモデル的にやっているところがございますけれども、あと多くを町が助成してという考え方は今のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 再度、ご質問させていただきますが、この収集約400カ所というところでございますが、町なかを通っておりますと、集積所というよりは家の玄関にというようなところも多々多く見られますけれども、そういうところは、申請が出ている箇所を回収されているということでございましょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） たしかに、大多喜地区の町なかのほうにしてみれば、道路伝いにずっとありますよね。これは、もちろん交通に支障があってはならないわけなんですけれども、運搬収集車が4トン車でございますから、広い道路についてはそういうことが可能であって、また、なおかつ住宅も密集しているというところではそういうパターンを取っております。

あと、集落道の狭いところについては、4トン車が入れないと、またUターンもできないと収集も難しいということで、ある程度限られた場所になってしまうということもございます。

そういうことで、家が集中しているところについては、収集場所が道路に一部かかっているところもあるんでしょうけれども、そういうところも収集運搬の箇所として数に入っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私どもから見ますと、本当に家の近く、もう二、三カ所、ちょっとちょっと、トントントンという形にございますけれども、逆に、広い地域のほうが、先ほども申し上げましたように、持っていくということが困難なわけでございまして、その辺の矛盾を感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 確かに、議員さんの言われるところもあろうかと思います。

大体、可燃ごみの収集日というのは、月、水、金と週3回行っております。

そうすると、町指定の袋に入れて集積場に置いていただいているんですけれども、町なかのほうにきますと、確かに軒並みというところがございます。

それで、多分そこは、今は空き地的なところも出てはきているんですけれども、どうしてもその家の前に、例えば10軒分のやつをごそっと持ってくると、やはり商売もやっているということもあるんでしょうけれども、そういったことがあって、今のような状態になっているのではなかろうかなというふうには思っておりますけれども、矛盾しているんじゃないかというところもですね、今後また検討する必要はあろうかと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 確かに、山間部に入りますと、狭いところというのもございますので同じようにはできないかと思いますが、通りに置きまして、先ほどのお話でございますように、例えば戸別、家の前に置いても収集を、そうしますとしていただけるということでございましょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 収集をするということではなくて、やはりあくまでも、区長さんを通じていただいて、1つの規則的なものをやはりつくる必要があると思うんですね。

例えば、どこでも構わない、それぞれ近いところに置いていったら、運搬収集はちょっと成り立たなくなってくるので、その辺はやはり区長さんを経由していただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 再度、非常にしつこいような確認で申しわけございませんけれども、そうしますと、区長さんを通しまして、で高齢者の場合、今収集車が通っているような場合ですと、ご自宅の前に置いたものを回収していただくとということをしていただけるというふうに解釈をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 今回、区長さんを通じて配らせていただいた25年版のカレンダー、それからごみの正しい出し方というところで、その出し方のところに、高齢者世帯とは書いていないんですけれども、独居老人世帯ということで表示をさせていただいている

んですが、これについては、環境センターのほうにご連絡をいただければ、場所を確認させていただいて、環境センターのほうで取り行くと。

当然、それを持ち込んだ場合には、可燃ごみであれば有料になっていますので、環境センターのはかりにかけて、それでその金額の精算をしていただくことにはなるんですけれども、そういった独居老人の方の世帯につきましては、連絡をいただければ直接自宅へ取りに行けるということもやっております。

じゃあ今までにどのぐらいあるのかということもあるんですけれども、24年では、私が確認したところだと1件ということで聞いております。

その前の年度的なものは、大体年間二、三件はあります。二、三件というか、そういう世帯が二、三件あるということで承っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の取り組みに関しましては、本当に細かい対応ということに関しまして、これからはかするとふえてくる可能性のある部分かなと思いますので、またご対応をお願いしたいと思いますけれども、お年寄りが必ずしも独居であるとは限らないと思うんですね。ご主人と奥様がいらっしゃって、だれどもうお車にも乗れない、ごみって結構重いですよね。なかなかそれを運ぶというのもなかなか大変なものがございます。

私、先ほどからしつこいようなんですけれども、収集車が通っているところであれば、町部は収集して、山間部はしてくれないというのはちょっと理屈に合わないかなと、非常にそのように矛盾を感じるものでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） なかなか難しいんですけれども、またその辺は、実際にやっている委託業者との契約もございますので、その辺は環境センター、また委託業者、そういうところとまた協議をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時10分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時01分)

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小高芳一君） 次に11番野中眞弓君の一般質問を行います。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 11番野中でございます。

私は、まず1点目は、政府予算案についてお伺いいたします。

昨年、中旬に行われました総選挙では、自民党が、比例でいうとわずか27.6パーセントの得票で、294人の大量当選者を出しました。それによって成立しました安倍政権は、新聞なんかの報道によりますと、極右翼の政権だっていうふうに海外では評されております。

その政権は、もしも、先ほど町長は、初めの挨拶の中で、たくさんの国民に支持されて自民党政権が成立したとおっしゃいましたけれども、比例得票で考えてみると、その27.6パーセントに当たる議席は、わずか130議席であります。

総選挙が終わったときの東京新聞の記事では、全有権者、つまり投票に行かなかった方も含めての全有権者での得票率、これ絶対得票率っていうんでしょうか、だと15.99パーセントしか自民党はもらっていない。国民の意思とはやはりかけ離れている、乖離している政権ではないかということを私も感じます。

その政権は、1月29日に閣議決定で2013年度の政府予算案を発表いたしました。経済、外交、社会保障、エネルギー政策など、あらゆる分野で目新しいものはなく、従来の自民党政治の誤りを繰り返す、そういう予算の使い方であります。

大企業優先、アメリカ言いなり、そして国民の暮らしと平和を踏みつぶす、こういうことが危惧されている予算です。国政というのは、大きくて大変影響ないみたいにも感じるのですが、私は常々、政治というのは空気と同じだと思っております。空気がよくなれば、自然と生きているものは健康になります。空気が悪ければ、幾ら個人が努力しても健康を損なってしまう。

国政がよくなれば、一番末端の市町村自治体の政治もおのずからよくなります。そういう

点で、市町村の政治を考えると、国政のあり方というものを検証してみることは私は大切だと思ひまして、大変私には荷の重い質問なんですけれども、町長及び教育長のお考えを伺いたい。どういうふうに2013年度予算及び安倍内閣なんかに対しての、政策なんかに対しても考えていらっしゃるのか伺いたいと思っています。

まず、その具体的な1点目ですが、デフレ対策として掲げ、3本の矢の方針のもとに、大型公共事業や大企業減税など、大企業向きのばらまきを拡大する一方で、デフレの原因である国民の所得低下を解消しようという政策は欠けております。

何でデフレになったのか。もう本当に景気をよくしてくれというのは、国民のみんなの願いです。何でこんなに悪くなったかといったら、小泉内閣から始まる、国民をどんなに足蹴にしても大企業だけはしっかりと利益を上げるという、新自由主義による構造改革だったと思うんです。

で、国民の所得を一番高いときから比べると、今、平均で51万円下がっているといわれています。平均ですから、かなり51万円というのは大きい数字です。そのところに、デフレの本当の原因である国民の所得低下の解消の施策はスポッと削り、今度の予算では、地方公務員賃金を7.8パーセント下げることが強要したり、生活保護基準の引き下げをやろうとしています。生活保護基準の引き下げは、国民の最低生活を削ること、もっと切り下げることであって、一層のデフレを招くであろうことが懸念されております。

こういうことは、町民の暮らしや町政にどのような影響があるのか、またどのように対策を取ろうかなと考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 初めに、私ども企画と財政を預かっております課のほうから答弁をさせていただきます。

政府が掲げたデフレ対策、町民の暮らしや町政にどのような影響があるのかというご質問でございます。また、どのような対策を取るのかというご質問でございます。

アベノミクス、3本の矢と称される政策につきましては、大胆な金融対策、また機動的な財政政策、また民間投資を喚起する成長戦略と言われております。

中でも、金融政策につきましては、アベノミクスの本丸と称されまして、物価目標を2パーセント程度上げることでデフレから脱却し、また輸出産業の企業から活性化をしていき、国内全体の給料を上げ、またそのお金を使い、お金が回ることでほかの産業も活気づけようとする政策であると理解しております。

また、金利を下げ企業や民間の商店が投資、設備投資等をしやすい状況にすることで、それを後押しすると考えられております。

しかし、逆の見方をいたしますと、円安から石油等の輸入単価が上がり、またガソリン等の値上がりによります予想単価の上昇により、思った以上に物の値段が上がるという危険性もはらんでいると懸念の声もあります。

国内に多くのお金が出回ることから、さまざまな物価が上がることで、我々国民には一番身近な問題であると感じております。

さらに、時期を間違えれば、逆に金利が上がってしまい、企業が借金を返せなくなり、円安から国債がふえ弱い日本をつくってしまうとも言われております。

このような中、当町のように企業が少なく高齢化率の高い市町村では、法人町民税の税収の増は多少期待はできますが、物価が高くなるだけで給料や年金まで上がることは考えにくく、景気がよくなるには相当の時間がかかると考えております。

また、地方交付税、地方債に頼る市町村におきましては、今、金利の低いうちに前倒しして地方債を借りてしまうということで、金利負担を抑えるという方法もございますが、慎重にこれは検討しなければならないと解釈をしております。

また、次の財政政策でございますが、既に国の平成24年度の補正予算で官民合わせて約20兆円ともいわれる規模の予算を執行しております。

当町にも、要望量の調査がございまして、この3月の補正予算、本議会で提案をさせていただきます、3月補正予算で提案させていただきますが、暗渠排水等の農業体質基盤強化事業や、町道の傷みぐあい等の調査等の事業を要望させていただき採択をされております。

町においては、今後の国の動きを注視しまして、5カ年計画の前倒しによる執行を含み、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、3番目といわれます成長戦略につきましては、いまだ政策のほうが不透明でございますため、財政政策と同時に国の動きを注視し、慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、小野田課長から答弁がありましたけれども、現実の問題は今のようなところだと思います。

ただ、今のデフレというのは、やはり戦後日本というのは、物の豊かさを求めてGDPという数字を追い求めてまいりました。

そして、平成元年に、いわゆる歴史的なバブルの崩壊という中でデフレが始まりました。そして、もう既に25年を経過しております。そしてその間、政治も、民主党にも変わり、ただいま自民党という中でございますが、いずれにいたしましても、このデフレ脱却というのがなかなか難しいというところでございます。

現状の中で、このデフレ脱却ということがやはり何よりも重要であるということが政策の中で位置づけられております。

そして、この25年に及ぶデフレの中で、やはり賃金ベースがどんどん下がってきたのも事実でございます。

ですから、いかにこれをデフレをとめるかという中で、今、アベノミクスではございませんが、3本の矢が出されたところでございます。

とりあえず、実体経済にはまだ反映はしておりませんが、現実には、景気が上がったのではないかという、その好感をいたしまして、やはり株が上がる。

また、もう1つは、円安ということは産業の、いわゆる競争力、世界を相手にする場面では、産業競争力がつくということでございます。そういうことで、若干は国内の産業が海外に逃げ出さずに済むような、国内の空洞化をとめるという効果にもなろうかと思えます。

しかしながら、先ほど今お話にもございましたように、円安ということは、今度は輸入の物価が上がるということになりますので、その辺については、やはり庶民にとっては非常に厳しいものがございます。特に、燃料については相当の値上がりもしております。この辺につきましては、まだまだ実際に、これから経済対策を含めて景気がどう上がるかということで、見きわめなければいけないと思いますが、まず、インフレターゲットの、いわゆる市場にお金を十分に行き渡らせることができれば、また経済も上向くかと思いますが、この辺についてはまだまだ不透明なところが多いので、私ども、国の政策、また状況を見ながらまたいろいろと検討してまいりたいと思っています。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私がこれを持ってきたのは、本当にデフレが脱却できるかのような宣伝が今されているんだけど、本当は、不可能に近いのではないかという恐れがある。そうすると、一番国民と接している行政は、町政なんですよ。だから、町政に一番影響があるので、きちんとその辺は把握していただきたいと。

小野田課長は、企業がもうかれれば賃金も上がるだろうというふうに理解しているとおっしゃいましたけれども、この25年間は、大企業は内部留保を200兆円ぐらい伸ばした。200兆円

というお金はどのぐらいなのか想像できません。

にもかかわらず、国民の所得は減らされている。そういう幻想をまたまた安倍さんは振りまいている。そこにだまされないでほしい。

本当言うことが1点。景気がよくなるには時間がかかる。その間、本当にあえいでいる町民に対して、やはり的確な手を差し伸べなきゃならないことが生じるかもしれない。そのときには、やはりどうのこうの言わないで、やはりどの人も安心してこの町で暮らせるという立場で施策を施してもらいたいという思いがあります。

その次にいきます。

もう1つの心配は、教育の問題です。

予算案では、35人学級の見送りや心のノートの、今まではこれは全部じゃありませんでしたよね。全部の小・中学生に配布をする。大変なお金だと思います。それから全国学力テスト。もう強制ではなかったわけですね。それをまた強制的に全国にやらせることを復活させる。あるいは道徳教育予算の大幅増減など、行政というのは教育条件を整備するということが本来の任務にあるにもかかわらず、教育内容の介入ということを安倍さんは始めています。

統制と競争の強化は、今でも教員は多忙により心を病む教員が年々ふえていると言われてます。教員が多忙になる。子供も勉強しなきゃいけないことがたくさんふえる。学力テストのための特訓授業さえやられるというような、大多喜ではありませんよ、ことも聞いています。そういう面で、子供のストレスも招き、教育現場を一層厳しくするものであります。教育現場が厳しいということは、子供が健やかに育つという保障が薄れていくことだと思うんです。

また、自民党の公約では、教職員の統制を強める新教育三法や、これは去年やっていると思います。教科書検定基準の見直し、教育制度の複線化、今は6・3・3・4制で、みんな単線で、特に義務教育なんかは誰でも共通の日本人としての一般教養が身につくようになっているんですが、そういうところに今度は飛び級制度だの、到達度何とかだのっていう形で、複線の教育制度を掲げようとしている。

お金持ちはベストにいくけれども、お金がなければ、もしかしたら安上がりのコースを歩まなければならない。こういうようなことを安倍政権は掲げ、そして一部については予算化をしている。

こういうことについて、教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、いろいろと質問がございましたけれども、まず初めに、議員のおっしゃるとおり、文部科学省は、今年度、35人学級、今1クラス40人に一人職員をといるんですが、ぜひ5人を少なくしてください、35人に教員を一人お願いしたいということをお願いしておいたんですが、これが見送りになりました。

しかし、大多喜町では、今の現状で、今年度は、大多喜小学校が1クラスこれに該当するだけであります。どちらかというと、子供の数が少ないということで悩んでおるところでありますので、この大多喜小学校につきましても、教職員定数の中で、少人数指導教員がおりますので、その先生を入れてこれは解消しております。

なので、この問題については、特に大多喜町では問題は大きくならないと考えております。

また、心のノートが全ての小・中学校の子供たちに、それから、あるいは道德教育の予算の増大ということのご質問がありましたけれども、今年度、学校で一番大きな全国的な問題になったのが、学校の中でのいじめの問題でありました。

このいじめをなくしていくためにはどうしたらよいかということで、さまざまな権威者とか専門家の方が話して、やはり子供の心を耕してということが一番大切だろうということで、この心のノートを活用して道德教育を充実させて、特に自殺の問題等ありましたので、命を大切にする心、あるいは他人を思いやる心、それから善悪を判断する心、こういった道德性を身につけることが非常に大事だと。そのために、心のノート。これは児童・生徒が身につける道德の内容をわかりやすくあらわし、また道德の価値、どんな生き方がよいかというようなことをみずから考えるきっかけとなるような心のノートということです。

そういうことで、道德の時間を初め、学校教育のさまざまな場面で、あるいは家庭においても、お父さん、お母さんといろいろな面で話し合ったことをこの心のノートの中に書き記していく。こういうことを含めて、大いにこの心のノートは活用していただきたいと思います。

特に、千葉県でもこの道德の時間というのはかなり重要視しておりまして、発達段階に応じた道德のDVDを作成して、それぞれの担任の先生が道德をどのように子供たちに指導していったらよいかというようなことをDVDの教材を作成しています。

また、今まで高等学校では道德の時間はありませんでしたけれども、これも高等学校でも必要だということで、昨年度から、高等学校でも道德の時間を行いまして、とにかく今、一番問題になっている心を育てるということに非常に力をつけているところです。

次に、全国学力学習調査。

（「細かいこと一つ一つの説明ではなくて、大まかなことで答弁願えないでしょうか」の声あり）

○教育長（石井信代君） はい、わかりました。じゃあその次いきます。

25年度全国学力学習状況調査が、来年度ですけれども、もうやる日数決まっています。4月24日。小学校6年生と中学校3年生。国語、算数、数学。これをやります。

これは、これで先生方が忙しくなるんじゃないかというようなことがありましたけれども、これ集計等は全て文部科学省のほうでやりますので、これによって教員が多忙化することはないと考えています。

それから、教職員への個人的な負担とかがふえているんじゃないかという、本当に心配されて大変ありがたいと思っています。ある面で、やはり何年か前から考えますと、教員の一人一人の負担が多くなっているところもあります。

しかし、各学校では問題点をやはり共有して、教職員同士がよくそれぞれの学校で話し合い、個人の負担にならないように今努力しているところです。あるいは、子供たちの力をつけるために、外部からいろいろな先生方を派遣して、教師の力、教える力とか子供を理解する力、そういうものが身につくような取り組みをそれぞれの学校でやっているところです。

ですから、こういう道德教育、あるいは35人学級が直接大多喜町の教育どうこうには即心配はないと考えております。

それから最後に、自民党の公約についてのご質問がありまして、いろいろ調べてみたのですが、なかなかこれ私は詳細がつかめないんで、大変申しわけないんですが、ちょっとお答えすることができません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 時間がありませんので、安倍内閣の教育改革などについては、後でゆっくり話に行きたいと思います。

教育委員会を形骸化したり、教育長を町長の任命制にしたり、教科書を括弧つきですけれども、国定教科書にするとか、教員の統制を強化する、学校を卒業したら仮免でやって、二、三年やったら教育長が本免許証を出すとかっていう、かなり過激な政策を含んでおります。

そういう点で、一番末端はやはり目を光らせて対応していく必要があるのではないかと思います。

3点目ですけれども、2012年度の補正予算と合わせると、2013年度予算は15カ月予算とも

言われております。その中で、軍事費が2,500億円をふえる。それから、東日本大震災復興特別会計のお金も、大多喜なんかでももらっていますけれども、震災復興を脇に置いて、ほかの自衛隊なんかにも使うと。

昨年の暮れの総選挙以降、日本は戦争をする国にされてしまうのではないかと不安を強めている方が非常に多くなっています。町民の暮らしと平和を踏みつぶし、憲法を変え、強い国を目指す軍拡路線について、町長の個人的な見解で結構ですので、どのように感じておられるかお話しください。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは大変大きなお話でございまして、なかなか個人的な見解も難しいところでございますが、ただ、国防、また憲法につきましては、国政という場で議論するところでございまして、私の一町長で答える話ではございませんし、また個人的な見解ということでございますが、やはり今のこの問題の発端は、中国の尖閣諸島の問題から端を発していると思います。

しかしながら、どちらにしましても、まず海外に出ようという、そういう考え方もあるようでございますが、しかしいずれにしましても、この今日本には、今の憲法がございます。この憲法の範囲内の中では、軍拡路線に進むことはないと思いますし、特にその憲法改正につきましては、国会議員の3分の2以上の賛成がなければできないということになりますとですね、今の議員構成からいってもなかなかそれは難しいのではないかなと思います。

いずれにいたしましても、これは国政の場で論じる問題でございまして、我々はあくまでも平和ということが一番大切なことでございますので、その平和を守ることが重要であろうかと思っております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の憲法は、3分の2以上の国会議員の支持がなければ上程できないことになっておりますけれども、安倍さんは、自民、公明だけではなく、みんなの党も維新の会も安倍政権の友軍として半分の議員で、憲法改定を上程できるようにしようという憲法97条をさわろうとしていることが今問題になっているわけで、やはりその辺も、平和がやはり何にも増して大切だと思うんです。破壊尽くし殺し尽くす戦争をやっているところって一つもないと思うんですね。

ただ、第2次世界大戦でもうけた軍事産業は、また同じ夢を見ているのかもしれませんが、どんなことがあっても今の憲法を守り抜く、本当に平和を守り抜くという、かつて

京都の府長には憲法を何とかって守るというような垂れ幕が蜷川知事さんのときには垂れていたと。本当に、憲法には平和だけの問題だけではなくて、生存権の問題、民主主義の問題、本当によく網羅され尽くしていると思うんです。

この憲法を守り、子孫に伝えていくことは私たちの世代の大きな仕事だと思います。その憲法に触れることを怖がらない行政であっていただきたいと思います。

それでは、あと30分ありますので、第2以降に入りたいと思います。

町内公共交通整備について、お伺いいたします。

現在、複数の課で実施されている交通補助的事業、教育委員会の送迎バスとか、あるいは企画課の路線バスの援助とか、健康福祉課の外出支援サービスとか、幾つかそういう交通補助的事業がありますけれども、2年ぐらい前でしょうか、老川、西畑小学校の統廃合を目途に、総合的に整備していきたいと。町内一斉に開始したいという答弁がありました。

老川、西畑小学校の統合は、もうあと何日もありません。この件での進捗状況はどうなっているのか説明してください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご質問のとおり、老川小学校、西畑小学校統合の際に、何らかのその総合交通体系の方向性を生み出して、また実証したいというふうに考えておりました。

その際におきましては、町では総合交通体系の検討会を立ち上げて検討を進めておったときでございます。その検討会の中では、通学のバスをあいている時間、朝と夕方は通学に使用し、またあいている時間には買い物支援とか、そういったものに使えないかということで検討を重ねていたことから、そのような答弁を以前にさせていただいたところでございます。

町の総合交通体系の検討会につきましては、現在まで4回行っておりまして、関係7課の担当者によりまして検討を重ねてまいりました。

やはり、今実施している外出支援サービス、また将来計画する事業等についての報告とか、どんな形で連携できるのかという検討を重ねてきたところでございます。

やはり、外出支援サービス、福祉タクシー、西畑地区の通学支援バス等のバランスや、また公共交通でありますすみ鉄道、また既存の公共バスとか、あわせて交通体系を考えて無駄な投資を抑えるということ、また効率的かつ効果的な交通体系ということで、非常に難しい問題でございました。

そういった中で、やはり昼間の買い物サービスというのは、非常に活用するには難しい状

況でございます、現在も策定はできておりません。

また、検討も重ねているところでございますが、外出支援サービス、また福祉タクシーの利用がふえつつある中、ボランティアタクシーやデマンドバス等の導入も考慮に入れております。

また、先ほど出ました外出支援だけではなく、買い物弱者対策等につきましても、利用者を含め、各関係者によりましてちょっと検討組織の設置も考慮に入れておりますので、もう少し時間を頂戴したいと思っております。

また、現在、その他買い物弱者対策のプロジェクト等がございますが、その中には民間の方も入りまして、アンケート調査によりまして、需要の調査を行うなど、いろいろな分野で並行して協議を重ねておりますので、少し時間を頂戴できればと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 4番のことについても答弁いただいたと思うんですが、かつて外出支援サービスについて、私はデマンドタクシーというか、乗り合いタクシーを採用するべきではないかということを言ってきました。できませんということでした。

今、外出支援サービスがどういうふうな状況なのか、概要について説明してください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 外出支援サービスの概要についてのご質問でございますが、本サービスは在宅の高齢者及び障害者の利便性の向上と家族介護者の負担軽減を図る目的で実施されております。

対象者は70歳以上で、公共交通機関の利用が困難な方、または歩行が困難な方、また介護認定で要支援以上の認定を受けた65歳以上の方、それから高齢者世帯で車を所有していない方、60歳以上の足が不自由な方で車を所有していない世帯、また一定の等級以上の療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳を所持し車を所有していない方となっており、町が契約したタクシーを使い、町内の医療機関、公共施設、金融機関、買い物、またいすみ医療センター等へ利用することが可能となっております。

利用回数の限度は、片道を1回として月8回、年96回まで。

自己負担額は、課税状況により利用料金の2割、または3割となっております。

以上です。

（「利用者数、わかりますか」の声あり）

○健康福祉課長（磯野幸子君） 利用者数のご質問でございますが、2月現在の登録者数ですが、老川地区40名、西畑地区86名、総元地区57名、大多喜地区143名、上瀑地区61名、計387名でございます。

そのうち、23年度の利用者は285名となっております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いろいろな補助制度というか、交通手段がある中で、外出支援は大変評判がいいのですが、大変費用対効果についてはクエスチョンマークというか、ぜいたくな制度だと思うんです。

誰もが利用できればそれはいいんですけども、誰もが利用できない、今課長がおっしゃった、75歳以上の高齢者で、65歳以上の介護認定者でとかってね、子供だって利用できないし、若い人たちも利用できない。そういう点で、これは行政として有効な私は制度だとは思えません。

特に、こここのところにメスを入れて、誰もが利用できて、この高齢化社会に合うドア・ツー・ドアでっていうのを本当にやってほしいんですね。

課長、この制度、初めの初年度からほぼ10年か11年たっていると思うんですけども、予算額がどのぐらい膨らんでいるかご存じですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 予算額ではないんですけども、委託料でよろしいでしょうか。

平成17年度からとった数字がございますので。平成17年度に委託料が579万円です。平成23年度が1,450万円です。約2.5倍になっております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平成13年度からこの制度って始まったような気がするんです。ちょっとメモしておいたのを忘れてしまったんですけども、そのときが150万円か百三十何万でした。

24年度は、予算で23年度の決算分ぐらい横滑りさせたいぐらいの額で、今度、補正予算で100万円ぐらいの増額補正がついておりますので、1,500万円。10年間で10倍ぐらいの伸びなんです。

こういうことこそ総合的に、1つの課ごとにやるのではなくて、一緒くたにやる必要があると思うんです。

町民の大きな関心事だと思います。ある日突然、こういう結果になったからというのではなくて、先ほども4番の町民を入れた対策委員会みたいのをつくっていますということで、中間発表みたいな形、あるいはこれについて皆様のご意見をお聞かせくださいって、町民とやはり双方向の対策を進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 実際に、総合交通体系の検討会のプロジェクトのほうの中には、現実には今はその各課、関係課の課長さん、また担当者の方のみです。

ただ、買い物等につきましては、やはりその地域の商工会とかですね、また利用者さんにはそのアンケート調査等も行っておりますので、そういう中にちょっと一般の方を含めておる状況です。

また、現実には、議員さんがおっしゃるとおり、やはりこれは総合的に、言葉は違いますが、一緒にくたにして考えなければいけない。また、そうでなければその損失の部分というのはすごく多いことと思います。

また、例えばデマンドバスとかそういうものに対しての、購入に対しての補助等はありませんけれども、その運営費等については、やはりそのいすみ市とか睦沢町とかいろいろな場所でやっていますけれども、採算がとれる路線については民間のバス会社が当然営業として入ります。採算がとれないからこそ、そういったものをやっていくという話になりますので、当然、町の負担等が発生してくるかと考えております。

総合的な計画の中で、外出支援サービスの経費を抑えながらそういったバスを運行していく、またタクシーを運行していくという方法が最終的な結果になろうかと思っておりますので、その辺財政の負担も考えながら検討して、また検討の結果、中間発表という形もあり得る話だとも思いますし、また住民の皆さんにお知らせすることも必要だと考えておりますので、今後、町の方針である程度中間報告的な形で報告していきたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 小学校の通学補助のことも、老川、西畑の統廃合のときにきちんとやりますということを、高橋課長、おっしゃったことがありますよね。

それもお答え願いたいのですが、西畑小学校に通っていらっしゃる方で、伊藤からずっと行くんだけど、伊藤から西畑小学校に行くにつけても、あるいはあそこは上瀑小学校ですか、上瀑小学校に行っても公共交通はない。親が送迎しなければならないところにある。

西中の場合は、会所地区については公共交通がない。親が送迎している子については、送迎援助費が出されている。

西畑小学校の、伊藤から通っていらっしゃる方についても、そういう手当てするべきではないかと言ったら、統廃合のときにきちんと整理をしますみたいなことを伺いました。

その件についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今ご質問いただきました上瀑小学校区、伊藤部落は上瀑小学校区になるんですけれども、そちらから西畑小学校に通っているお子さんについては、通学指定区域以外の通学という位置づけになっております。

町では、通学区域以外の学校に通う児童に関しましては、ご自分、家庭の責任においてその通学は行ってもらおうという位置づけで対応させていただいております。

先ほどおっしゃられた方につきましても、今現在、それから今後もこの予定であります。以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それでは、次にいきます。

子供の貧困の解消に向けてについてです。

貧富の格差が本当に広がっております。とりわけ、子供の貧困は子供の学習や心身の発達、そして何よりも未来に大きな困難をもたらし、貧困の再生産につながるものが懸念されます。本当に貧しく育った子が、また貧しい生活をずっと引きずって、またその子にも同じような思いをさせられるということがよく言われています。

就学援助制度は、これを補う制度で、本町でも年々利用者がふえています。数字をいただきました。私なりに計算してみましたけれども、生徒数で割ってみますと、24年度で4パーセントの児童・生徒がこの就学援助を受けております。県平均は8パーセントです。そして全国平均は16パーセント、半々々ぐらいです。本当に、日本列島の中で16パーセントぐらいの子供たちが就学補助を受けているって、これ大変なことだと思うんですが、学校生活を送る上で、子供にお金のことで切ない思いをさせては絶対にいけないと思うんです。

そのために、準要保護の認定基準や補助対象品目の拡大を求めます。今の準要保護の認定基準と補助対象品目を教えてください。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 準要保護の認定基準と補助対象品目についてお答えします。

まず、準要保護の対象となる世帯は、次の9項目のいずれかに該当しているということと、あと世帯全員の前年収入額等が合計で生活保護需要額の1.3倍以内であることが認定の基準になります。

9項目と申しますのは、1に、生活保護が停止となった家庭。2に、町民税が非課税、または減免されている。3に、個人事業税が減免されている。4、固定資産税が災害等で減免されている。5、国民年金掛金が減免されている。6、国民健康保険税の免除または徴収が猶予されている。7、児童扶養手当を受けている。8、生活福祉資金の貸し付けを受けている。9、前記には該当しないが、経済的に困窮する特別の事情がある、の9項目です。

また、収入に関して、生活保護需要額の1.3倍以内という収入額の目安でございますけれども、母1人子1人の、例えばの例なんです、2人世帯では年間200万円程度が基準になります。

次に、援助対象の費目につきましては、学用品、通学用品、新入学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費の以上8項目です。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 認定基準が基本的には生活保護の1.3パーセント、具体的には例えば2人家族だと200万円ぐらいだという説明をいただきました。

今度、生活保護の基準を引き下げることがいわれています。これはどういうふうにおやりになるんですか。今のまま、おっしゃいました2人家庭だったら200万円ぐらいでいいよということを、そのまま継続するつもりだと思いますけれども、どう考えていただけるのか、伺います。

それともう1点。一つずつのほうがいいですね、はい、お願いします。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 先ほどの収入の基準について申し上げましたけれども、実際にこの基準は、就学援助に関する要綱を定めておりまして、その中で規定しております。その中で、生活保護法第6条第2項に規定する、要保護者に準ずる程度困窮しているものと定義されておりますので、生活基準の認定基準が変われば、それにスライドして、町の認定基準も変わるということになります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いろんな費用を組むときに、横出しだとか、決められたほかに、横出しだとか上積みだとかというのがありますよね。それがまず町独自の施策になっていくわけですけども、この新しく生活保護基準が切り下げられたとき、生活保護基準が切り下げられたからといって、生活が豊かになるわけではないのだから、やはり町独自で1.3プラスアルファで、少なくとも今年度までの基準が保障されるようにできない、する考えはありますか。やってください。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 報道では生活保護に関しての直しがあるのかもしれないんですけども、今現在はそういう通達を受けておりませんので、24年度は当然この要綱に沿って、今までどおりやっていくつもりです。

また、25年度に関しましては、当然、国、県からの通達があると思いますので、それを受けて検討させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 県や国の通達どおりにやるんだったら、特別な苦勞はいりません。ぜひ大多喜独自の上積みをしていただきたいと思います。

それと、援助対象なんですけれども、国が定めている要保護の対象費目ですが、2010年に追加が3項目あります。今、課長が答えてくださった中に、追加ではなくて、従来の中でも支給されていないものがあります。それは何かというと、体育、ちょっと待ってください。

○議長（小高芳一君） 質問の途中ですが、11番野中眞弓君に申し上げます。申し合わせの持ち時間は残り5分となりましたので、よろしくお願いします。

○11番（野中眞弓君） はい。体育実技用具、水着だとか、体操服だとか、新しく始まった柔剣道なんかの胴着ですね、それが抜けております。新たに10年に追加されたものは、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されております。

25年度からこれらの4項目の追加はありませんか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） この準要保護制度につきましては、町の要綱を定めましたのが、平成24年3月に定めました。そのときに、おっしゃるとおり、平成22年4月から3項目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費について、生活保護側で基準の対象とするので、準要保護でも考えてもらいたいという趣旨の文書をいただいております。町では、郡内のこの準要

保護制度について状況を確認しまして、当面の間、足並みをそろえるということで、ほかの2市1町と同じにさせていただきました。25年、今後につきましては、近隣の市町村と歩調をできるだけ、状況を見ながら、前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 近隣の市町村と歩調を合わせるというのであれば、例えば子供の医療費、長南町でもいすみ市でも御宿でも中学3年生まではやると、そういうところについては歩調を合わせない。担当課は違うんですけども、合わせない。やっぱりできるだけ周りを見るんじゃないくて、自分のところはこれでやるよというプライドを持って、住民のほうに目を向けて、私は取り組んでいただきたいなと思います。

それと、準要保護に対するお知らせ、それから扱いなんかについては、きちんと全部の生徒に届いている、そういうことについては評価したいと思います。ですから、貧しくても何でも、大多喜だったら子供を育てられるよという、そういうまちづくりに励んでいただきたいと思います。

それから、最後になりますが、町長にお伺いいたします。大多喜高校というか、高校統廃合の問題で、県は夷隅4校の適正配置を考えるという方針の中で、今、3校が行われています。もめているように聞いています。大多喜町としては、大多喜高校存続のために、どんなふうに、これから先、動く考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、お話のありましたように、高校につきましては、若潮、それから大原、岬というのが1校にということで、今、いろいろと検討されております。大多喜高校につきましては学年の1クラスを減ということで、一応結論をいただいておりますが、私ども、今、町も既に、この中で、将来の大多喜高校というものを考えるときに、やはり残しておかなければいけない大事な高校でございます。そういうことで、大多喜高校の支援ということで、今、いろいろ会議をやっております。その会議につきましては私は出席しておりませんので、教育長のほうから答えさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 夷隅郡市内の大原、岬、勝浦の3校につきましては、平成27年度統合の計画でございまして、議員さんが危惧されておりますように、町においても、

いつ大多喜高校にその影響が及ぶのかということで、危機感を覚えているところでございます。町においては、平成23年10月24日に大多喜高校支援推進プラン策定懇談会というものを設置をさせていただき、また議会からも元の議長さん、また総務文教委員長さんに御出席をいただきまして、おおむねその中間発表をできるような段階まで来ております。最終の懇談会が昨年の12月14日に行いまして、中間発表としては、魅力ある高校づくりに向けてというテーマでは、入試ゼミの開催支援、また次の将来を担う人材づくりでは、芸術鑑賞会等の開催の支援、また、教育の環境づくりというテーマでは、学習センターの設置の支援、また大多喜町の地域振興というテーマの中では、卒業生の定住化支援や雇用促進、また企業誘致対策等のプランが出ておりまして、これを骨子案とすることで、全会一致となったところでございます。

また、この3月22日に第5回の懇談会を行うところでございますが、最終的に答申内容を精査しまして、本議会の中で提案をさせていただきます平成25年度の予算で100万円の予算を計上いたしまして、可決いただきました上においては、今後制定をする予定でございます（仮称）大多喜高校支援補助金要綱等を策定いたしまして、大多喜高校が自由に目的に応じて自由に使える財源として、補助をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 時間ですけれども、答弁どうします、教育長。

○教育長（石井信代君） 先ほどの3高校の統合についてですけれども、この件について、県立学校推進課に問い合わせましたところ、昨年12月にいすみ市、それから勝浦市、それぞれから県へ要望が出ています。いすみ市からの要望は、総合学科を予定していますけれども、それをもう少し整理してくださいということ。それから岬高校の校舎を使いたいと。それから校名についてはシンプルな校名でお願いしたいと。この3つがいすみ市から出ているところです。

それから、勝浦市からは、市立高校を設置したいということで県に要望が12月、出ていますので、県としましては、これらのことを踏まえて、27年度に統合することを目指して今後協議を進めていくという回答でありました。

以上です。

○11番（野中眞弓君） 以上をもちまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午後 2時03分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時13分)

◇ 根 本 年 生 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

1 番根本年生君の一般質問を行います。

○1 番（根本年生君） 根本です。とにかく初めての一般質問ですので、大変緊張してます。不手際な点も多々あるかと思いますが、よろしくお願いします。

それと質問が、ちょっと私も多過ぎたかなという思いがありまして、最後まで終わらないかもわかりませんので、終わりましたら次回に向けたと思いますので、よろしくお願いいたします。

ではまず、一番最初に私が選挙期間中、議員になってから、一番やはり懸念していたのは少子高齢化、人口の減少です。私、ある方々の話の中でも、これが一番の課題じゃないかということで、お話を承っておりまして、その件につきまして、質問させていただきたいと思います。

まず、人口減少ということで、私もどのくらいのことになるのかなといういろいろ調べていったら、国立社会保障・人口研究所の大多喜町の人口予想によりますと、これは後ろの別紙にもつけさせていただいたんですけれども、2035年で7,519人になる予想だよということで、私もこれを見て、ちょっとびっくりしたんですけれども、じゃこれ、まず自分でも調べてみようと思いまして、私の区、新丁なんですけれども、新丁、桜台、久保地区をちょっと調べさせていただきました。それも別表につけさせていただいてあるんですけれども、その中で、これは町のほうからデータもいただきまして、そのデータだけじゃちょっと不十分だと思いましたので、私なりに町営住宅の居住者、アパートとか、そういった方は除きました。それと住民票はこちらにあるんですけども、実際こっちにいないという方々、もう私の今までずっと長く住んでいた経験とか、わからないところはちょっと聞き取りとか、知っている人に聞いたりなんかして、調査した結果がこの主要3地区と書いてある人口の推定調査表です。

この中で言いますと、20代、30代、40代、50代とずっと調べさせていただきまして、まず平均年齢が3地区合わせると、現段階で61.5歳、あと中位数が63歳、あと60歳以上の割合が

平均で55.6パーセント。現段階で55.6パーセントですので、5年後、10年後になったらどのようなになってしまうのかと。大変寂しい思いというんですか、何か悲しくなってきたのを覚えています。

さらに、子供はどうかと思って調べましたところ、3地区で、ゼロ歳から5歳、小学校1年生から6年生ということを考えますと、11人。それで、なおかつ驚いたことには、去年0歳児というのが1人もいないんです。去年は1人もいない。この数字を見て、なおさらちょっと本当に悲しくなったというか、本当にもうどうしたらいいんだろうという思いにかられました。

その辺を踏まえてご質問をしたいと思います。まず、こういったことは、私が言わなくても行政の皆さんは重々ご承知だと思います。相当な危機感を持って、来年度の予算化等もしていると思います。その辺を内容についてお聞きしたいと思います。

まず、相当大胆な予算の配分をしないと、この問題は解決しないのではないかということをおもいました。実際、どのような予算の配分を重点的にやったのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ご質問の平成25年度予算で重点配分した内容についてのご質問でございますが、平成25年度で予算化したものにつきましては、子供子育て支援事業計画策定事業でございます。これは、児童クラブや一時預かり等、子育て世代のニーズを把握して、計画を策定しようとするものでございます。25年度に計画を策定し、また実施は26年度以降となろうかと思いますが、まずは子育て世代の方がどんなことを求めているのか、どういう支援をしたらいいのかということをお計画する事業でございます。

また、大胆な予算配分ということでございますが、平成24年度までは役場庁舎の建設とか、中央公民館、また西畑小学校の体育館、大多喜小学校の体育館等の耐震改修で、大規模な工事をちょっと集中して実施したこともありますために、予算が大変厳しく、平成25年度においては、現在、人口増対策として実施しております、過疎債を使ったソフト事業としての定住化対策ですが、住宅取得奨励金、また住宅リフォーム奨励金、少子化対策事業の出産祝い金とか、また町で子育てをしやすいうにします管外の保育とか時間外の保育、また休日保育、学童クラブ等の支援策によりまして、さまざまな人口増対策、人口減少対策を継続していきたいと考えております。

また、議員さんの調査の中にございましたとおり、結婚している方が非常に少ないという

ことで、町においても、その結婚活動の支援事業についても、もう少しそのやり方を変えて、充実をしていきたいと考えております。

さらに、町予算を使わないで、民間の活力を活用して誘致を進めました企業や施設等も実績があることから、今後においても一つ一つの施策を地道に行うことと並行しまして、民間にも働きかけていきたいと考えております。

また、先行取得をしました土地を活用する誘致とか、一般質問等にもございました高速交通網等についても協議をし、また整理をして、人口減少を食い止める等、現在検討中の施策もありますことから、形が見えた際におきましては議会等でご説明させていただき、補正予算計上等、実行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません。ご説明の中で子育て支援事業計画策定事業、これ大変な事業だと思いますので、ぜひ策定してもらいたいと思います。しかし、こういったことを策定しただけで実際に実行に移すと、往々にしてあるんですけれども、つくればつくったでいいやと、私はつくるのは簡単につくれると思います。それをいかに実行して、運営して、実のあるものにしていくのかと、そういうことがちょっと欠けているのではなかろうかと、いろんな策定の計画書とか見ても、つくるだけつくってそのまま放っておかないで、その中に書かれたことは実行してもらいたいと思います。

それと、あと、町長も事あるごとに人口減少、定住化ということをおっしゃっていると思います。25年度の予算を見てみると、いろんな人口対策が、前年度とほとんど変わっていないと。恐らく町長の思っていることが、予算に反映されていないんじゃないかと。もっと町長として、思い切った人口対策をやりたいんじゃないかと思うんですけれども、それが25年度、反映されていないと私は思っています。その辺いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員の今のご質問でございますけれども、やはり人口増対策というのは、これはもう町の最大の課題でございまして、やはり若い方の定住化、これなくして、先ほどの数字、これは7,500人という数字は、まだ私は中間の試算だと思います。実際もう少し悪いデータもございまして、6,000人に迫るデータもございます。さまざまなデータはございますが、ほぼあれは中間的な試算だと思います。

やはり、予算をどこに配分するかという問題でございますが、今、本町の予算は確かに金

額は60億からという中にございます。しかし、経常経費でほとんど失われておりまして、実際に使えるお金というのは、実は1億円程度なんです。1億円程度を補助金事業を絡ませながら、5億、6億という投資をしております。この事業につきましては、ほぼひもつきでございまして、なかなかそういうものに使えるものではございません。だけれども、しかし定住化に向けては、さまざまな事業を進めなければいけません、特にじゃ、町の予算でこれを入れればできるという、なかなか思い切ったプランというものが、じゃ全て思い当たるプランがあるかといったら、やっぱりそんなに多くはないんです。ですが、大半は民間と協働の仕事でないと、なかなかできないことが多いんです。ですから、先ほど、課長も答弁がございましたように、この何年かの中で、ほとんど今、町に来ていただいている企業についても、ほとんど民間の皆さんが自主的に出てきているものでございまして、町の予算を使っているものではないんです。

しかし、町として、じゃ今、先ほどもいろいろ質問がございましたが、今大きな問題としては、高速交通というのは、やはり町としては予算をかけていかなければいけない問題でございます。それ以外としましては、ほとんどが今、教育、福祉にほとんど予算をかけておりますので、これらも含めまして、やはり子育ての環境も当然必要なんですが、大々的にやはり人を、若い方を定住化させるというのは、それなりに町だけではなくて民間と協働の事業でございますので、全てが予算に反映できるものではございませんけれども、間違いなく私どもは、その一番の問題である人口減少の根源であります若者の定住化ということにつきましては、これから力を入れておりますが、かなりの部分では民間の力をかりるということでございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） わかりました。できるだけ予算化をしていただいて、進めてほしいと思います。そういったことは、おいおい後の質問の中でも触れていきたいと思います。

続きまして、定住化促進室という、これは名称はともかくとして、そういった人口減少対策、定住化の専門に設ける部署を設けたらどうかと思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） これも先ほど、山田議員さんから、役所の課の新設の話もありました。それとまた違った定住化についての課の設置はどうかというふうなお考えでございます。

議員ご指摘のとおり、確かに人口減少を食いとめることは、急務でございます。前々から町長の口から「ストップ・ザ・人口減少」というふうなお話もされているということでございますが、そういう中で、定住化対策ですとか、あるいは先ほど企画課長が申しあげました公共交通体系、あるいは学校統合とか、そういうものに対して全て我々、民間の方も含めまして、プロジェクトチームをつくって検討してきております。そういう中で、25年度においても、継続的にこのプロジェクトチームを推進して、実施可能な事業から、できるだけ積極的に実施をしてみたいと。今予算の話もありましたが、予算がなくてもできるものは、そういうもので検討してみたいと思っています。このプロジェクトチームにつきましても各課を越えて横断的な組織でございますので、いろんな意見が出てきて、よりよい「ストップ・ザ・人口減少」というふうな形でできるのではないかなというふうにも考えておりますので、新たな課の新設は考えておりませんが、このプロジェクトチームを実践的になるようなチームづくりにしてみたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、新たな課とか室とかの考えはないということでしたけれども、今までの皆さんの一般質問聞いていても、各課の方々、いろんな問題を抱えています。本業だけでも手いっぱいじゃないかと。いや、各課の垣根を越えてやるということだろうけれども、私の思っているところ、これは片手間にこの人口対策をやるのかというふうに見えてきてしまうんですね。本業でやっても、なかなかこの問題は難しいと思います。それを本業を抱えながら片手間で、こんなこと言っちゃ申しわけないですが、役場の職員の方、優秀な方多いですから、片手間でできるんだということであれば別ですけども、やっぱり専門の部署を設けて、これはぜひやってもらいたい。

特に、私なんか、他の市町村に仕事柄行くことが多いんですけども、やはり大体半分ぐらいのところ、まず住宅を建てたい、工場を建てたい、店舗をつくりたいというと、専門の窓口があるんです。そこに行くと、何から何まで、奨励金のこととか、うちをつくるには道路のこと、水道のこと、全てのものが町の情勢、地籍調査もやっていますから、ここいら地積調査もやっているから、境界についてはもう確定していますよとか、全てのことをその窓口で丁寧に親切に教えてくれるんです。そうすると、行った者としてはそこで歓迎されているなど。いや行って、じゃあっち行きなさい、あっち行きなさい、あっち行きなさいと、いや俺たち来なくていいのかなと。

まず、一番最初に接触するところは行政なんです。行政の窓口なんです。だから必ず私は、この定住化とか、そういった専門の部署を、ぜひ設けてもらいたい。職員の減少とかいろいろ大変だと思いますけれども、それは検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 専門の部署の課の設置ということでございますが、実は、これはもう既に農業分野といいますか、都市部の皆さんを移住していただくような部署の中で、実は昨年、農業支援、いわゆる就業支援ということで、支援室を一つ設けてございます。今これ、順番に一つずつ設けておるんですが、その間は今課長の答弁でありましたように、プロジェクトチームの中で、今までは一課という中で処理しますと、縦割りの非常に弊害がございました。そういうものをなくすために課を乗り越えて、いわゆるプロジェクトの中で対応していますが、それでも今おっしゃられたように、なかなかスピード感の中では非常に問題がある。やはりワンストップということは重要でありますので、今年度ようやく農業支援につきましては、その農業支援室という専門部署を設けて、NPOといいますか、みらい塾ということで、民間の力と合同でやります。

これはこれからさまざまな分野でも、民間の力をやはりおかりして、協働でやるという考え方でやっぱりやっていかないと、役所の人間だけでは今言いましたように、人材といいますか、人の定員管理の中で、人を減らす方向にあります。まだまだ大多喜町は、千葉県下の中で2番目に定員が多いといわれている町でございますので、定員管理の問題もございしますが、それを補うためには、やはり民間と町が協働の作業といいますか、協働のまちづくりと、今私もお話をしておりますが、そういう中で一つ一つ、また進めていきたいと思っております。

なかなか一朝一夕にぱっと全部できませんもんですから、一つ一つその分野に向けてやってまいりたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ設けてもらいたいと思います。先ほど国の話もありましたけれども、安倍さんがあれだけ人気があるというのは、とっている政策はほとんど変わらないんです。成長戦略、金融政策、財政出動、これ前もやっていたんです。何が違うかということ、目標を掲げたんですね。2パーセントのデフレ解消、これが達成するまで、何でもやるんだというようなメッセージを送ったから、ああなったんです。だから、町も定住化の、要は課とか室とか設けて、対外的にも住民に対しても、やるんだよという積極的な姿勢をアピールすることが必要ではないかと思っております。2の質問はこれで終わらせていただいて、次、

また順次同じような関連の質問ですので。

次、3番として、2035年に予想どおり、先ほどの町長の話だと7,000人も切るかもわからないというご指摘がございましたけれども、その際高齢化も進みますし、税金も減少していきます。その中で今までどおりの行政サービス、今までの行政の組織とかそういったものが維持できるのか。私はなかなか、ちょっとやさっとじゃ難しいんじゃないかなと思うんですが、維持できるというお考えなのか。もしできないとすればどのような形で大多喜町の行政サービスに対する組織というんですか、町をもっていくのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 現在、町の人口、2月1日でございますが、1万433人でございます。年間約150人程度減少しております。高齢化率が33パーセントを超える当町におきましては、今のスピードで人口の減少が進めば、人口予測どおりというか、先ほど町長が申したとおり、7,000人を切るかもしれません。ご指摘のとおり、税収は落ち込み、行政サービスは今までどおり行えるとは思えません。町の面積は129.84平方キロメートルでございます。人口1万433人でございますので、単純計算では3,771坪に1人の計算になります。町の行政面積が広く、人口密度が低いことは、道路延長が長く、出張所等の行政施設も多くなり、買い物や福祉、医療サービス等、全てにおいて経費が多くかかります。予測どおり現在の人口の約3分の2になることは、ますます高齢化が進み、立ち行かない商店は閉店し、税収は落ち込み、町はさらに経費を削減せざるを得ません。人口減少には拍車がかかり、農地や山林も荒れ放題となると予想できます。

このような状況で、現在と同様の行政サービスはまず困難でございます。コンパクトシティ計画でも進めないと町としては立ち行かなくなってしまうと考えております。このコンパクトシティ計画は、現在青森や富山、最近では東日本大震災の被災地で実績があり、大都市近郊のみでなく、当町でも効果のある施策ではないかと考えております。しかし、住みなれた土地から、町内とはいえ、違う場所に引っ越すことにつきましては、さまざまな問題があり、抵抗もあろうかと思っておりますので、このような計画を実行しなくて済むように、現在町全体をゾーニングをして、地域の特性を生かした人口増対策を、今後積極的に進めてまいりたいと考えております。

その中の施策としては、やはり高速バスのターミナル等が一つのきっかけとなろうかと思っておりますので、そういうものを含めての対策を、今後予算をつけ、また事業も推進して検討し

てまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、今、一つの考え方として、コンパクトシティ計画と告示していただきました。何らかの政策を行わないと、非常に難しい問題になってくると思います。今のうちではそれでも、多少なりともまだ余裕があると思いますけれども、1 年 1 年たつごとに、本当に余裕もなくなってくるでしょうし、いざやろうと思ってもこれはなかなかできません。今のうちからいろんな研究調査を重ねて、その中で合併問題も一つのあれではないかと思います。合併もいざいけなくなってからやろうと思っても、すぐできるものでもありません。やっぱりいろんな調査研究をすぐやれということではないんですけれども、やっぱり 30 年後に 7,000 人になったときにどうするんだという調査研究は常にやっておかないと、じゃだめになったから来年やろう、再来年やろうといっても、これはすぐにできるものではないので、その辺はぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、4 番として、人口を増加させることはなかなか厳しい、これはどこの行政でも自治体でも同じだと思います。一つの政策で 50 人とか、100 人とか一気にふやせるものではないと思います。中にはあるかもわかりませんが、それはまれだと思います。一つ一つ、細かい施策について、この施策で 1 人、2 人ふやすんだ、この施策で 3 人ふやすんだとか、きめ細かい施策が必要だと思います。それについて、なかなか難しいとは思いますが、目標を立てないと、じゃ 1,000 万の予算をつけてこれをやりました、人数が 5 人しかふえませんが、じゃ 5 人ふえて 1,000 万、これでいいのかと。いや 10 人、20 人ふやさなくちゃいけないとなれば、ほかの方法も考えなくてはならないわけですから、ただ予算をつけてやればいいという問題ではないと思うんですね。大変難しいとは思いますが、この施策で何人という目標を立てて、達成できなかったら、それについて議論して、じゃもっとほかの方法、いやこれで達成できたからもっと予算をふやしてもっとやろうとか、そういったことが必要でないかと思います。目標を定めた推進計画、これをぜひつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 人口を食いとめる具体的な目標、また推進計画等についてのご質問でございます。ご質問の目標年次につきましては、平成 27 年度の予想人口であります 1 万人でございます。仮に 1 万人は多分、一度は切ってしまう人口になろうかと思っております。

けれども、やはりその目標としては高いところに置かなければいけないため、1万人を目標としております。

現在の行政サービスを維持しつつ、全国的な人口減少の中で、大多喜町が1万人の人口を維持すること、また流出を防ぐ施策を実行していくには、議員ご指摘のとおり、かなりの思い切った財政出動が必要であると思われます。今後においても、新しい施策を実行していくことが必要であると思っております。

具体的な推進計画でございますが、町有地の安価での分譲については、下大多喜地先4件造成をしましたが、全てが完売し、逆に大戸地区はいまだ1件も成約していないというこの原因を検証いたしまして、城見ヶ丘団地を初めとした分譲地もともに売り出しておりますので、住んでいただく住宅施策を実行していきたい。

次に、企業及び施設等の誘致はこの2年間で5件程度でございますが、圏央道の開通を機にトップ営業をしていただきまして、企業のみならず中小また個人企業を誘致していきたいと考えます。

次に、やっぱり現在ある町内の企業の拡張とか、また他県の工場等の誘致を進めていきたいと考えます。

さらに、現在NPOや町農業体験推進室で行っております新規移住者、新規営農者を積極的に受け入れる体制を整えていきたいと思っております。

また、産業振興課所管の青年就農給付金等の給付を継続して行い、新規営農者の移住を後押しをしていきたいと思っております。

また、統合等で閉校となります学校や、ダム建設予定地等を活用しまして、都市との交流によります地域活性化や、学校法人等、あらゆる産業を視野に入れた誘致を進め、地域の活性化に伴う定住化、また人口増を図ってきたいと思っております。

さらに、結婚活動を支援するということで、先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたが、現在2年間実施をしていきまして、成婚をされた方の実績はございません。そういった中で、今の体制でそのままやってもなかなか成果が見出せない中で、新しい形での結婚活動の支援のプランを、また新しい組織、そうですね、商工会の青年部さんを入れたりとか、また企業連絡協議会等を入れた中で、町と相談員さん、一緒に取り組んでいって、新しい形での結婚活動も支援していきたいと考えております。

また、過疎債、大多喜は過疎に指定されておりますので、過疎債を活用した、町から通勤通学が可能となります、先ほどから申し上げておりますとおり、高速交通網の整備等の施策を

実行していきたいと考えております。ただ、議員ご質問の中にありました、個々の施策でそれぞれ何人を定住させるという具体的な目標につきましては、なかなかちょっと推測ができませんので、目標は個々には挙げられませんけれども、人口減少を食い止める有効な施策を実行していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、先ほど、目標はなかなか本当に難しいと思います。無理は言いませんので、できるだけ目標を公表するしないはともかく、やはり内部の中ではある程度数字の目標を持たないといけないんじゃないでしょうかと思います。

それとあと、下大多喜と大戸の分譲地の件ですけれども、たしか販売してまだ1年ぐらいですかね。周りの状況等を見たりすると、要は1年間で4件も売れたと、これは大変すばらしいことだと思いますが。私もちょっとほかの地区とか見ていますけれども、1年で4件も売れるということは、なかなかないです。大戸はまだと言いますけれども、まだ1年ですから、いろんな施策をとっていただいて、分譲計画も進めてもらいたいと思います。

あと、今オリブがありますけれども、あの城見ヶ丘団地、あれ、思い切って施策をやったと思いますけれども、あれをやったおかげで、今、あれがなかったら大多喜はもっと過疎化が進んでいたんじゃないでしょうかね。ああいったのができたおかげで周りにいろんな店舗もできましたので、あの辺、周辺一帯は今、たしか農振地区とかということで、宅地開発ができない状況になっていると思いますけれども、あの辺をぜひ開発していただければと思います。

それですみません、次に行かせてもらいます。やはり定住化の関係で、いろんな定住化の政策があるかと思います。幾つも取り上げられなかったものですから、私あの住宅奨励金の件について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、これまでの実績と家族構成について、お聞かせください。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） これまでの実績と申請者の家族構成ということでございますが、この事業は平成23年度から28年度事業でございまして、23年度で10件で、補助額は770万円でありました。転入は1件でありました。家族構成は単身者が2件、親子2名の方が1件、夫婦2人の方が3件、夫婦と子供1名が2件、夫婦と子供2名が4件でございました。24年度につきましては、19件で補助額は1,330万円であり、転入は5件でありました。家族構成

は単身者が4名、夫婦2人が2件、夫婦と子供1名が4件、夫婦と子供2名が9件でありました。

以上であります。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

かなり結構な方が使っていると思われます。しかし、今の形では私が思うには不十分ではなかろうかと。どんな形であれ、定住目的で大多喜町に住宅が建築されれば、税収及び地域の活性化には十分役立つと思います。ですから、その意味からも奨励金を増額して、いろいろ厳しいんでしょうけれども、あと交付基準も緩和して、1人でも多くの方に使ってもらい、そういった制度に改めるべきではないかと思います。その点につきまして、私が考える案をちょっと下記に述べさせていただきます。

まず、交付を受ける基準の中に、建物保存登記ということがあります。これを受けないとだめということになっております。しかし、法律上からいうと、建物表題登記をやれば法律上はオーケーなんです。保存登記はこれは任意であって、銀行からお金を借りるとか、そういった場合は必ずやらないといけないんですけれども、これをやると大体5万円ぐらい個人の負担がふえます。大多喜町の場合は他の市町村に比べて、私の経験上からいうと、自己資金で建てる方は結構多いんです。他の市町村はほとんど借入金です。大多喜の町の住民の方は裕福なのか、自己資金で建てる方も結構いますので、この辺はもし建物表題登記のみで、もっと平たく言えば、登記、法律で決められているんで登記はしなくちゃいけないんですけれども、登記しない方でも固定資産税の課税台帳に登載されて、そうすれば固定資産税払うわけですから、その方については払ってやってもらえないかなと。

それとあともう一つ、婚姻中、あるいはこれから婚姻する方、先ほど町長の話でも言っていましたように、転出を何とか防がなければならない、転入はちょっとなかなか、正直言ってよそから来て、大多喜に住むという方は、若い世代はなかなか難しいんじゃないかなと。やっぱり転出を防ぐ、これが第一義的ではないかと。それで転出する際、やはりこれは結婚したときが一番のあれなんですね。結婚するときに出るか出ないか決まるわけです。

それから、今の制度ですと、子供が自分のお金で建てれば割り増しというのが出るんですけれども、親が建ててやる、親がぜひ大多喜にいてよと、親の資金で建ててやると割り増しが出ないんですね。ですからその辺も改めていただきたいと思います。

それとあと、大多喜町に住民登録があっても、アパートに住んでいる、貸し家に住んでい

る方もいらっしゃいます。そういった方も、結婚すると外に出てしまう。だから住民登録が大多喜にあっても貸し家に住んでいる方とか、アパートに住んでいる方は、これも割り増しを出してもらえないかと。

あと、転入者が割り増しがある場合に、全員転入者じゃないと加算されません。割り増しが出ません。これは少なくとも、1人でも2人でも、家族4人で来た場合に、たまたま1人だけ、お父さんかお母さんが要するに住民登録していた、ほかの方は大多喜にいた、けどみんな住むために大多喜に家を建てる、そういった場合にも、ぜひ加算を出してやってもらえないかと。

あと、交付額を増額してもらいたいと思います。私個人的には、今の最低50万円だと思いますけれども、最低でも100万円、やはり50万と100万ということを知ると、やる気があるな、ぜひ100万、なかなか難しいことだとは思いますが、100万にしてもらえないかと。それで、増額しても元が取れると思うのは、私なりに要するに積算してみたものが、別紙で、2人以上の世帯が新しく住宅を建築した場合の10年間の試算表、これはあくまでも私個人の試算なんで、これでいいのかどうかは100パーセント言えませんが、まず、1棟当たり固定資産税大体10万から12万円ぐらいでしたかね。それで3年間半額払わなくていいよということで、それを払わないと大体10年間で102万円、固定資産税を払います。住民税、これも仮に1カ月2万円としますと、10年間で240万円、入ってきます。それと1世帯の消費支出、これも税務署統計局の、これも別紙につけさせていただきましたけれども、平均が32万5,492円。このうち全部地元で消費はしないでしょうけれども、仮に半分、恐らく食費、衣料品、ガソリン代とかそういうもろもろを入れれば、半分ぐらいは地元で消費するんじゃないかと思います。そうしますとこれだけで10年間で1,900万、これだけの経済効果、税収が見込めるわけですから、多少交付額を割り増し、余計に出しても元は取れると思いますので、過去に受けていない人、今まで受けた人とのいろいろな差別があって、なかなか去年もらった人が50万円、ここの人が100万円では、つじつまが合わないんで、なかなか難しいよということを言われるかもしれませんが、一つの何か事業をやろうとすれば、必ずいい人、恩恵を受ける人、受けない人、出てくると思うんですよ。100パーセントこれをやればいいというのはなかなかないと思いますよ。だからその辺は住民に、これをやって住民をふやさないで、大多喜町が過疎化になってどうしようもないんだということを説明すれば、納得していただけるんじゃないかと、個人的には思っておりますよ。

あともう一つ、町内のアパート、貸し家に住んでいる方がいます。この新婚夫婦に対して、

とりあえずどこに住むかわからないけれども、とりあえず町内のアパートに住もう、町内の貸し家に住もうという方、この方に家賃補助、月1万円とか、条件がそろえば2万円とか、いろいろ決め方はあると思いますけれども、やはり結婚してそこが出るか出ないかの瀬戸際だと思うんですね。ぜひ家賃補助もやっていただければなと思います。これもあくまでも新婚夫婦とか、これから結婚する方、結婚して半年とか1年とかの方に限るということです。

あとは、チラシ、小冊子等、この制度があることを知らない方はたくさんいます。これもやっぱり住民に、いろんなチラシとかを配って、こういった制度があるよということを知らせないと、せっかくあっても知らなかったよという方も多いと思いますので、ぜひチラシとかを配布して、制度の浸透を図ってもらいたいと思います。

そのほかに、現在町で見直す点とか、この奨励金について考えていることがありましたら、お聞かせください。お願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） それでは、奨励金の増額と、交付基準の緩和についてということでご質問がございまして、まず最初に交付を受ける基準の中に、建物保存登記を行うことがあるが、建物表題登記を行えばよいというようなことに改められないかということですが、議員おっしゃるとおり、提出書類であります建物保存登記であります、通常、建物が新築されると、建物の所有者は1カ月以内に建物表題登記を行わなければなりません。この建物表題登記をすることで、登記記録がつくられ、登記記録の表題分になります。この時点で、所有者は誰であるかは記載されますので、改定の方で協議をしてまいりたいと考えます。

次に、婚姻中、あるいはこれから婚姻する子供の転出を防ぐため、親が建築資金を出して、大多喜町に子供が居住する住宅を建築した場合に、割り増し加算をするということですが、これにつきましては、現在の申請は建築資金の内容については、規定がございませんので、親が資金を出して建築した場合であっても、申請者と住宅所有者が子供であれば補助金は支給されます。また、親の資金援助に加算補助を行うということは、単独で金融機関融資を受けて建築するものと不公平感が発生すると考えますので、加算については現在は考えておりません。

次に、大多喜町に住民登録があっても、転出をやめて大多喜町に居住する意思を固め、町内に住宅を建築した人に割り増し増加をするということですが、町に居住する意思を固めたということの確認の判断基準が困難と考えます。現在の補助目的は大多喜町にとど

まっただくことや、転入していただき、定住されることを目的に行っておりますので、現状の補助内容で対応してまいりたいと考えております。

同居する者のうち、1人でも町外の転入者の場合には割り増し加算をするということですが、現在は全てのものが転入者となっておりますが、建築し定住する者、これ、世帯主が転入者である場合、例えば町外から来て、町在住の女性と結婚して、住居を建築する場合等については、今後協議をしてまいりたいと考えております。

次に、交付額を増額するというところでございますが、交付額の増額につきましては、この制度は23年度から28年度までとなっております、申請者も年々増加しております。議員おっしゃったとおり、増額については先住の方との不公平性も大きくなることから、現在では考えておりません。

次に、町内の民間賃貸住宅に居住する新婚夫婦に対し、奨励金、家賃補助を出すということですが、これにつきましては、住宅取得奨励金でありますので、家賃補助については別の補助と考えております。住宅を建築されれば、ある程度の定住は想定されますが、家賃となると、町にどの程度定住されるかが不明であることや、新婚というべき期間の定めなど難しいこと、既に賃貸住宅に居住している方との公平性にも問題が発生しますので、現時点では考えておりません。

次に、チラシ、小冊子を各戸に配付し、制度の浸透を図るということですが、制度についての周知は広報おおたき、ホームページ等により周知を図るとともに、建築業者等に周知して行っております。年々活用が増加しておりますので、ある程度の周知はされていると思いますが、引き続き広報、ホームページ等を活用し、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、現在町で、見直しすべき点を考えているものがあれば伺いたいということですが、これにつきましては、他市町でも行っておるところもございますが、交付対象住宅に義務教育修了前の者が同時に定住する場合などについては、今後協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ見直しをしていただいて、今の答弁を聞いていますと、何か人口減少に対する危機感がちょっと薄いんじゃないかなろうかと。この制度自体が転入者を目的にしていると、転出を防ぐという奨励金の交付のやり方はなっていない。転入者より転出を防ぐ

ことのほうが課題じゃないかと思われます。

町長、その辺は、転出者を防ぐという目的に重視した奨励金の交付の形式にしてもらえないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま、根本議員のほうから、いろいろとご提案をいただきました。非常に参考になりました。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、本当に正味の使える財源というのは、1億の中でさまざまなことに補助金を使いながらやるということの中でございますが、慎重に扱いたいと思いますが、ただいまのいろいろなご意見をやっぱり踏まえて、私どももさらにまた、その内容を精査しながら、よりよいものが出せるようにしたいと思います。

やはり今、おっしゃいましたように、やっぱりよそから入れるということよりも、町内にいる方がまずここを転出しないということ、このことが先なんだと思います。やはり町から出ていく人がいる中で、よその人が入るということはあると思いますので、まず、この町に住めるような環境づくりということは重要であるということは、同じ考えでございます。それらに向けて、これからもまた、さらに内容充実に向けて努力してまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、私の持ち時間あと何分ですか。

○議長（小高芳一君） 持ち時間、あと15分です。

○1番（根本年生君） 15分、はい、すみません。

次、3番、町民主役のまちづくりの推進について。少子高齢化、人口減少等、将来の大多喜町を考えると、全ての施策について、行政だけが一生懸命、施策を考え、行動していると思いますけれども、その効果は限定的です。先ほど町長も触れましたように、町はお金がない。それはみんなも重々承知していると思います。だからこそ、町民一体となった何かの施策を取っていかないと成りゆかないと思います。だから町民に正確な情報を伝えて、町民一人一人が危機感を持って、一人一人が自分に何ができるのか、危機感を持ち行動しなければ、この危機は脱出することはできないと思います。行政と町民が共通の土俵に上がって、本当に腹を割って話し合える場を設ける、これが大事だと思います。行政の皆さん、一生懸命やっているんだけど、町民の隅々まで行き渡っていません。町民も一人一人考えれば、自分の息子を、女の子なら長女をよそに出さないで、自分のところに住ませたいと思ってい

る親たちもかなりいるはずですから、その辺の人たちともいろんな意見の交換をしながら、ぜひ町民と一体となったまちづくりの推進を行っていただきたいと思います。

それについて、質問を1、2、3、4と予定していました。すみません、ちょっと時間の都合で、1と2は私の意見だけでとめさせていただきます。

まず、広報おたきの内容の充実ということで、質問させていただきました。これはすみません、総務課さんのほうにお伺いして、一応大体最初お話はお伺いさせていただいたんですけれども、情報というんですかね、これからこういったのをやりますよというか、行事の予定とか、結果とか、そういったものが多くて、町はこういったことを考えているんだよ、町はこれからこういったふうに町の方向性を進めていくんだよということが、ちょっと欠けているんじゃないかなろうかと。

あとできれば、広報の中に、町長の少し紙面を設けていただいて、なかなか町長と会って話をするという方は、一般の方ではできません。だから、町長がこういった考えで町政を進めていますよ、こういった考えですよということを、広報紙の中に、やっている市町村もかなりあると思いますけれども、できればちょっと一部を割いて、やっていただければと。

それと町長への手紙とか、あといろいろあると思いますけれども、とにかく声を上げない人の声を大事にしてもらいたいと思っています。

それから、町民と行政と、協働によるまちづくり事業の展開、これもいろいろなことをやっていると思いますけれども、全ての事業について、これをしていただければと思います。

それで、3番でございます。町には多くの委員会、審議会がありますが、それが多くは制定されてからかなりの年月がたっております。調べさせていただきました。いすみ鉄道の関係とか、お城まつりの関係とか。しかしもうそれはできて何十年とたっているんです。今の情勢に合っているでしょうか。当時の情勢と今の情勢はかなり違ってきているんだと思います。当時も町民の意見を組み入れようとしてつくったんでしょうけれども、それがかなりちょっと、今の状況に合っていない。住民の声を吸い上げている形になっていないと思います。その辺について、公募というか、あとは無作為抽選。公募というとなかなか自分から手を挙げて委員にならせてくださいという方はなかなか少ないんです。しかし皆さんいろんな意見を持っています。その方の意見をくみ上げる委員会、審議会の組織にしていきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 各種審議会、委員会の趣旨説明、そういう中での公募をしたらど

うかというふうなご意見でございます。

委員の任期につきましては、議員ご承知だと思うんですが、2年から4年、いろいろございます。そういう中で、その都度公募すべき委員がおりましたら、公募はしております。ほとんどがこの審議会とか委員会は、いろんな関係団体からの推薦ですとか、委員の選出母体が決まっている委員会がもうございます。そういう中で、公募の委員は少ない状況となっているものでございます。議員ご指摘のとおり、協働のまちづくりという観点から、今後は審議会とか委員会は町長の諮問機関でございますので、委員の選出に法的な根拠、法的な根拠と申しますのは、この委員会ではこういう組織から選びなさいよとか、そういう法的な根拠等がなければ、公募により委員の選出、あるいは今おっしゃっていただきました無作為抽出ですか、そのような形で委員を募集して、組織づくりをして、広く町民の意見を聞けるような形につくってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、できるだけこれは進めるということでよろしいですか。これは進めるということで。来年度以降、公募とか、無作為抽出。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 委員会、審議会等にそういう、私が言った、選出母体等の法的根拠がないものにつきましては、そういう形で進めたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、できるだけそのようにしていただきたいと思います。

次、4 番です。雇用場の場、定住化は決して、先ほども言いましたけれども、行政のみで創出できるものではなく、民間企業、各種団体、行政が一体となった取り組みが必要だと考えます。仮称ですけれども、大多喜町定住化促進協議会等を設立し、民間のパワーに期待する考えはございませんか、町長。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 大多喜町定住化促進協議会を設立すべきだという議員さんのご質問のとおり、行政のみで雇用場の創出や定住化は進みません。ご提言の大多喜町定住化促進協議会というのは私も必要な組織であると認識しております。

現在も促進協議会とはいきませんが、その前の段階で、NPOの大多喜みらい塾と、

また町の産業振興課農業体験推進室等で行っております新規移住者との懇談会とか、また三育学院との懇談会等を展開をいたしまして、さまざまな意見を聞いております。その中では、町民のブログや、学生のツイッター、フェイスブック等を通して、町を宣伝したり、そういうことで活性化をしていきたいとか、また、町民とか商店、旅館等が参加して町の紹介DVDをつくってテレビ放映してもらったり、町のホームページで流す、またDVDを旅行会社に送って宣伝をするところとか、いろいろ「街なみ整備基本構想」等の策定もいただいておりますので、現在も町ではプロジェクトをいろいろ立ち上げて検討を進めておりますが、今後においても、個人や企業、NPOを含む各種団体を交えた組織をつくって、まちづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 根本年生君に申し上げます。申し合わせ時間、残り時間5分となりました。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 町長、この促進協議会、新たに民間のパワーを生かした協議会をぜひつくってもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のその民間の協議会ということでございますが、今現在も実はいろいろな分野でやっていることはやっているんです。それで今、最近立ち上げたのが、大多喜町の観光戦略会議ということで、これは各階層、あらゆる団体の皆さんといろいろ協議をしております。そういう形で、ただその一つの団体で全てが協議できませんので、それぞれ専門部会の中で、そういう今言いましたように、あらゆるその業界の団体の皆さんと協議会をつくることはやぶさかではございませんし、むしろこれからはそれをどんどん進めていかなければいけないと思います。それを前段として、今課長が言いました、農業についてはみらい塾を中心として、観光については観光戦略会議ということで、これは本当にかんりのいろいろな団体が入っています。そういうことで、これを皮切りに、これからは専門部会ごとにやってまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、民間の意見を、ぜひ聞き入れて、この間も二八市、行きましたけれども、皆さん一生懸命やっています。しかし何か、一生懸命やっているんだけど、ちょっと切ないというところもあるんです。何か個々だけでやって、要は、何か寂しいと、

もっと一体となって、町が。何かオリブのほうで消防とか何かやっていましたよね。新丁と桜台も個々ではやっているんです。だからそういったものを一つに合わせて、何かやれないかという思いを強くしておりますので、ぜひ民間の知恵と創造力に期待してもらいたいと思います。

続きまして、すみません、あともう一つ。商工会の、商店街の活性化についてですね。先ほど資料で示しましたように、新丁、桜台、久保、ここの商店で子供が結婚して後を継いでいる世帯、数えるほどしかありません。恐らく、5年、10年のうちにはゼロに近くなっちゃう可能性もあるんじゃないですか。それで、この中心市街地の商店主の高齢化状況をどのように把握しているのか。

あと、商店街の活性化について、どのような予算の配分をしたのか。商店街が寂れてしまえば、幾ら町に人を呼ぼうと思っても来ませんよ。大多喜町の商店街は皆、シャッターが閉まっていて、何だか街灯もついていない。何も真っ暗じゃ住んでもらおうと言ったって、来ないんじゃないですか。その辺をお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 中心市街地としての猿稻地区から新丁地区までの事業経営者の平均年齢でございますけれども、約62.7歳でございます。高齢化率といたしましては、65歳以上の事業経営者の平均年齢の占める割合でございますけれども、48.5パーセントとなっております。かなり高い。

次に、商店街活性化についての予算配分でございますけれども、これにつきましては、町商工会への補助金、街路灯電気料補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金、街なみ整備助成事業補助金が主なものでございます。

商工会への補助金につきましては、商工会へ助成を行うことによりまして、商工会の健全な運営が図れ、町内商工業者への経営指導等の充実や、商店街の振興が図れるものと思っております。

また、街路灯電気料補助金につきましては、大多喜城下商店街振興会へ、街路灯にかかる電気料について助成をするものでございますけれども、明るく安全な商店街の形成、会員の負担の軽減につながるものと思っております。

中小企業経営改善資金等利子補給金につきましては、店舗、工場、営業所等を有する法人、個人が経営の改善、近代化を図り、または、新たに創業、開業するために事業用資金の融資を受けた場合、利子補給をするもので、事業者への財政支援をすることにより、規模の拡大

等、経営基盤の充実が図れるものと思っております。

街なみ整備助成事業補助金でございますけれども、これにつきましては、城下商店街の活性化を図る目的で、事業を推進してきたものでございまして、建物等の景観を江戸時代風に整備し、観光客を呼び込もうとするものです。近年、散策する観光客もふえてきているように思います。先ほど、議員さんのお話にもございましたけれども、葵の会でございますけれども、商店の女性で組織します葵の会の活動と、商店街の活性化にも効果が出てきているようにも思います。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 最後になりますけれども、商店街の活性化という、委員会、審議会全て、行政と専門家と商工会でいえば商工会の関係者、一般の市民の声が入っていないと思います。できるだけ、一般の市民の声を聞き入れた審議会、委員会をつくって、町民一体となって、本当に大多喜町を盛り上げていきたいと思います。その辺をよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 3 時 1 5 分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 2 7 分）

◇ 渡 辺 泰 宣 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、8 番渡辺泰宣君の一般質問を行います。

8 番渡辺泰宣君。

○8 番（渡辺泰宣君） ご承知のように、大多喜町は県内でも有数の竹林地帯であります。特に、モウソウ竹のタケノコにつきましては、えぐみのない、おいしく、しかも良質のタケノコとして、東京市場でも高い評価を得て、消費者からも喜んで食べていただいているところであると思います。また、皆さんもご承知のことと思いますが、地元たけゆらの里でも人気商品の一つになっていると思います。

ところが近年、生産者の高齢化等、若い後継者不足等で、竹林の管理に大分支障が出てきております。私ら高校を卒業したころの40年ぐらい前でしたか、生産者も若い人が多かったし、また竹林で伐採した親竹も、町内外の竹屋さんも大量に買っていただきましたけれども、またその買っていただいた冬場の臨時収入にもつながっていました。が、最近、竹林の管理上不可欠であります親竹の間伐に苦慮している状態であります。先ほど述べましたが、以前は伐採した親竹は竹屋さんが買っていただきましたけれども、最近を買っていただけてもごく少量しか買っていただけておりません。また、買っていただく竹も変形したり、あるいは元の部分とか、あるいは先端の直径が10センチ前後ぐらいでしたか、その辺までが限界であると思います。そのため、竹林の管理で大事な間伐がやれなくなっているのが現状であります。

そんなとき、3年ぐらい前だったと思いますが、産業まつりのときに、竹チップの機械の実演をやっているのを拝見させていただきました。私もその竹チップの機械というのは、前々からちょっと関心がありましたし、それ以前に竹炭とか、そういうのも多少手がけたこともありましたけれども、竹炭のほうもちょっと限界が来ておりまして。その実演を見させていただいたときに、これは自分の、実演機はちょっと小さいような感じもしましたがけれども、実にいい機械だなというのを感じ、私自身もちょっと欲しくなりましたが、値段的に個人で買うのは、ちょっと厳しいかなという思いがありました。そのときに、前議員であります苅米議員さんにお会いする機会がありまして、ぜひこの町の議会で取り上げていただけるようお願いしました。

それ以前にも、お話がいろいろ議会のほうでも取り上げていただいたようなことも聞いておりますが、その後、購入するようなことも、昨年度でしたか、聞いてはおりましたがけれども、何か最近になってその話が途切れてしまったというようなことになってきているようです。その辺のことについて、担当課長さんにお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 竹チップを製造する機械の導入ということで、その後どうなっておりますかというご質問でございますけれども、親竹の有効活用の一つとして、粉碎して肥料等に利用できます竹チップパーにつきましては、平沢区のタケノコ生産組合と導入について協議をいたしてきましたが、導入には至りませんでした。その後、大多喜町タケノコ生産組合と導入について協議してまいりましたが、組合内での調整がつかなかった等の

ことによりまして、同じく導入には至りませんでした。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） ただいま、今年度の事業では何かいろんな条件等、事業実施が難しいという面がありましたが、親竹の活用については、私たちも、竹を扱っている皆さんも長年の課題となっているところであります。私自身も親竹については、伐採をした後どうしたらいいかというようなことで悩んでおりました。実際処理するには、今のところでは、空き地があればそこに積んでおくとか、あるいは処分し切れないところは、本当は余りよくないことではありますけれども、竹山の片隅で危なくない状況の中で焼却処分とか、そういうことにならざるを得ないというような状態であります。また、この状況の中で、問題解決に向けて、引き続きその方法を研究して取り組んでいくべきではないかと思います。竹チップ機導入については、今後導入することができるのか。また導入に当たってはいつごろまでに、どのような方法で実施していこうと思っているのか。例えば、受け入れ先とか、あるいは助成とか、そういうものもいろいろ絡んでくるとは思います。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 竹チップ機の導入ということでございますけれども、良質なタケノコの生産には、竹林の整備はお話のあったように必要なことでございます。特に親竹の処分については、伐採搬出につきまして大変な労力がかかり、また、議員さんのお話しにもありましたように、竹の利用も少なくなり、処分が進まないのが現状ではないかと思えます。竹をチップ化、あるいはパウダー化した製品は、飼料や肥料としての利用ができるとされ、竹の有効活用の大きなものでございます。したがって、竹チップ製造機につきましては、タケノコ生産組合等、生産団体による導入の要望がありましたならば、町が生産団体等に助成することで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） ただいま、助成とかそういうようなことで回答いただきましたけれども、購入するに当たって、当初購入予定のお話の中で、多分産業まつりの、先ほど話しました、実演されていたものと同様の機械のように推測しますが、使って能力的とか、パワーその他を含めて、できれば余裕のある機械の方を導入していただければというふうに考えてお

ります。また、同町でなく、また県あるいは国からの補助事業として、考えておられるのかどうか。私も近所、部落内の人なんですが、やっぱり竹の処分に困っている方が、自分でネットか何かで当たって探したらしいんです。中古機で買って、今チップをつくっております。つくっておる機械も年数は大分たっているようではございますけれども、能力的なものを考えると大きさもちょこっと見た感じでは、エンジンもガソリンではなく、ディーゼルのエンジンを使った、ちょっとパワーの大きいものを使って。その人の言うには、余り小さいのだと、こなしかれないんじゃないかというようなことでありましたけれども、できれば大き目のを購入していただけたらというように思います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 竹チップパーの機械でございますけれども、自分の手元にあるパンフレットを見ますと、7機種ございます。60万円ぐらいから350万円ぐらいまで、7機種ございます。議員さんのお話のありました軽油のディーゼルで動く機械でございますけれども、これが約350万ぐらいの機械でございます。導入は機械の大きい方が、やっぱり竹を処分する能力も高いとは思いますが、金額がでございます。その辺も含めて、国あるいは県の補助金も探しながら、購入についてはまた協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、購入の時期とか、その辺についていつごろまでに購入するのか。あるいはその購入した機械については、どのようなことで、委託するとかそういうような方法があると思いますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） タケノコ生産組合等の生産団体等に購入希望がございましたならば、お話をいただきまして、購入の話は進めていきたいと思っております。時期ということでございますけれども、やはり生産団体のほうからお話をいただいて進めてまいりたいと思います。それで、やはり助成をいたしたいと思います。それで生産団体等に管理は全てお任せするというところでございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） ただいま助成ということでありましたけれども、その助成ということであれば、負担割合とか、そういうものも出てくるとは思いますけれども、その辺についてはどういうふうになりますか。お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 負担割合等につきましては、今後協議をいたしたいと思えます。よろしく。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、竹チップ導入のことについて回答をいただきまして、まことにありがとうございます。今後は、竹チップについての活用方法について、いろいろあるようでございますので、竹チップを利用して野菜栽培とか、あるいは竹山にそのまま散布すると保温力が出るとか、あるいは保温力が出れば、当然タケノコも早く出ますし、活性化、一番高い時期に掘り取りもできますし、また、野菜栽培でも野菜のもとに敷き詰めていくと、何ていうんですか、発酵してくると乳酸何とかという、詳しいことはよくわかりませんが、そういうものが野菜にいい影響を与えて良質のものがとれるようなことを聞いております。ぜひともその辺でよろしくお願いしたいと思います。

◇ 麻 生 勇 君

○議長（小高芳一君） 次に、4番麻生勇君の一般質問を行います。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 4番麻生でございます。

今年度から、ことしの選挙から、広報紙にマニフェストを載せろということで、私は一番初めに獣害対策ということに、前々から、自分が農業をやっていますので、感じていましたことなので、第一にして登録というか、いたしました。私は、普通川土地改良区というところで、今、団体がありまして、押沼、小内、笛倉地区、3地区で成っておりますが、中山間地域で周囲は山と川に囲まれた集落です。皆さんご存じのとおりです。それで各地でイノシシ、鹿、その他の獣の被害で困っております。

先月2月6日に夷隅地域農林振興協会と、夷隅農業事務所の募集で、集落への実践交流研究会に参加しました。当日は雨と寒い天候でしたが、多数の参加者がありました。いすみ市、御宿町、勝浦市の各営農組合の実態を見学させていただきましたが、どこの組合も獣で、獣害で悩んでおりました。

先日、読売新聞の記事で、イノシシ生息封じ込めと題して、県の計画が16年度までに被害26パーセント減少させることを目指すと紹介されていましたが、既に常態化している房総半

島南部が、特に被害が拡大中とのことです。県の自然保護課によると、イノシシは雌と子供のイノシシが群れをつくる。一方、大人の雄は広範囲を移動しながら単独で生活をするという習慣があるそうですが、計画では被害対策地域と拡大防止地域での条件を設けずに、農家などに保護を促すとありましたが、大多喜町の減少の取り組みについて伺います。

イノシシの捕獲には銃やわなによる狩猟免許が必要なため、県と市町村が協力をして、免許取得費用の補助制度を活用して、農家を中心に支援するそうですが、昨年度末現在、県内の狩猟免許の保有者はわなが2,452人、銃が4,583人で、いずれも高齢化が問題となっており、昨年度の捕獲数は1万3,717頭で、このうち93パーセントがわな、7パーセントが銃によるものだそうです。県ではわな猟の免許取得を呼びかけているとのことです。町のわな、あるいは狩猟免許の実態はどのような状態なのか伺います。

また、農家に免許の取得を呼びかけたとしても、免許取得後の猟友会の会費の負担、あるいはわなの製作費負担等が大変とのことです。猟友会の方々の会費の負担軽減として、補助のお考えがあるのか伺います。

駆除で捕獲したイノシシ等の利用について伺います。加工して商品化して売り出すとの記事も載っていましたが、町の農産物直売所の加工所がありますが、今までは、原発問題で加工や販売ができなかったけれども、1月18日にセシウムの解除ができたそうで、昨年までの加工状況と商品化実績と、今後の対応について伺います。

町全体を計画的に、順番に年度を決めて、フェンス等の設置をすることについて伺います。昨年は収穫している田んぼにイノシシがあらわれて、驚かされました。夕方になるとイノシシあるいは鹿等があらわれ、作物に大被害を被り共済組合のお世話になったり、中途半端に荒らされた田んぼには、機械を搬入しても収穫ができなかったりで困っています。隣町の正立寺地区では、地域全体をフェンスで囲い、効果を上げているようですが、本町の場合も獣害で困っている地域が多いと思いますが、対策として、各個人あるいは各種団体の要請で、囲いやフェンスを設置するなどの対策は、個人負担を軽減する方法でできないかどうかを伺います。

以上4点、よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいまの町のわな、あるいは狩猟免許の実態はどのような状態なのかというご質問でございますけれども、わな猟狩猟免許及び銃猟狩猟免許の実態でございますが、有害鳥獣駆除従事者43名中で申し上げますと、わな猟狩猟免許所持者36名、

銃猟狩猟免許所持者24名、両方とも所持している者が17名でございます。

また、本年度の狩猟免許取得促進補助金によります、わな猟狩猟免許取得者数は6名でございました。

次に、猟友会の方々の会費の負担軽減として、補助の考えがあるかのご質問でございますけれども、猟友会の会費及びわなの作製負担について、補助をすることにつきましては、町では既に猟友会に有害鳥獣駆除業務といたしまして、委託料を支払っております。また、イノシシ、鹿、猿、ほかにもタヌキ等の捕獲における報償費も支給しておるところでございますので、現状で行きたいと思っております。また、わなの作製につきましては、国の補助等を活用いたしまして、つくっていききたいと思っております。

次に、駆除で捕獲したイノシシの利用についてということでございますけれども、昨年までの加工状況と商品化実績、今後についての質問でございますが、大多喜町都市農村交流施設での加工状況を申し上げますと、平成18年6月より加工施設が稼働しておりまして、平成23年度までで802頭、加工処理をいたしてございます。また、商品化実績でございますが、売り上げの実績で申し上げますと、1,925万4,327円でございます。今後の対応でございますけれども、本年1月18日に国の出荷制限、放射能関係でございますけれども、が、一部解除されたことによりまして、2月18日より全頭放射能検査をすることで、加工施設を稼働させたことを県に報告いたしまして、現在までに4頭処理をしてございます。いずれも放射能検査につきましては、基準が100でございますけれども、2頭とも22と20でございました。

次に、獣害から農地を守る防護柵につきましては、設置要望量調査を行い、個人、農家組合、区、あるいは受益者団体等に国、県の交付金や補助金の活用により資材を配付し、設置をしていただいているところでございます。最近では、個々の農地を囲うのではなく、より効果が出るように広く農地を囲う広域的な設置を、国、県も推進しておりますので、先ほども議員さんお話しございましたけれども、本町もこれに従いまして、設置の指導をしております。今後も被害を受けている地区を重点的に、国の交付金及び県の補助金等を活用し、個人では設置工事大変であることと思いますので、できる限り広域で設置できるよう、地域の方々と話し合いながら、防護柵の設置について推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） わなの新規取得者が6名というお話をさっきされましたけれども、わ

なの免許を取っても猟ができないという話を私、聞いたんですけれども、その辺、できるようにするにはどうしたらいいんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） わなの資格を取っても、猟ができないというお話でございますけれども、狩猟につきましては、狩猟登録をすれば11月15日から2月15日だったかな、狩猟期間中でございますけれども、イノシシ、鹿を捕まえることはできます。また、有害の駆除員でございますけれども、これは猟友会に入ってくださいまして、猟友会の方と一緒に有害の駆除の資格を取りますので、それであれば捕まえることができます。狩猟登録、要するに猟友会に入らなくても、有害駆除の県の許可を受ければ、猟友会に入らなくても有害の駆除の許可は受けることはできます。ただ狩猟登録するには、猟友会に入っていなければならぬようになっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

それから、補助金、補助のことでちょっと伺いたいんですけれども、補助金というのはどのくらい出ているのでしょうか。免許の、猟友会の会費の負担。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 補助金でございますけれども、狩猟免許を取るのに1万3,200円かかります。それで補助金は自己負担4,400円ですから、町が4,400円、県が4,400円、自分が4,400円の負担になります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

さっき、囲いの話をしましたけれども、現在よそのところでは各自でやっけていまして、大変苦労しているのをわかっていまして、自分のところは全体の土地改良区でやるかという話はしているんですけれども、できるだけ補助の対象をふえるように、ふやしてもらえるように、努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 獣害については以上でございます。ありがとうございます。

それで、次に、交通安全対策についてお伺いします。

国道456号線の分岐がある市川地区から板谷地区を抜けて、久留里に向かう県道の32号線ですけれども、板谷地先が部分的に狭くて、車の往来が多くて歩行者が大変危険を感じています。また、板谷地区と市川地区の境を流れる板谷川にかかる川俣橋がありますけれども、川俣橋を挟んで市川地区から板谷地区までは歩道が整備され、地元の人たちは大変喜んで利用しています。しかしながら、川俣橋には歩道がないため、歩行者は歩道から橋を渡って、板谷地区の人たちは市川地区方面へ、市川地区の人たちは板谷地区方面へ、約6メートルの狭い橋を、危険におびえながら渡っているところです。

特に、これから海水浴シーズンになりますと、この道路が抜け道の地図や、今カーナビに載ってしまっていて、非常に通行量がふえてまいります。それでなくても今、鶴舞インターができていますけれども、あれができたおかげで、車の量がふえています。道路を横断するにもまだ車が来るのかというような感じで待っていないと渡れないところです。この件に、県の所管する道路整備について、現状を県に訴えて、町として県に働きかけをしてもらえる考えがないかの見解を伺います。

1つ目は、川俣橋の道路整備について、2つ目は昭和11年にかけられた橋なんですけれども、非常に老朽化した橋です。その橋の整備について。それから板谷から市原に抜けるところに小湊鉄道の踏切が2カ所あるんですけれども、その先、人家がなくなるところまでが、非常に狭いところがあります。その道路の拡張について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 市川から久留里に向かう、県道大多喜君津線の市川板谷地区の道路整備についてであります。県道でありますので、県土木事務所大多喜出張所に確認いたしましたところ、川俣橋につきましては、用地の問題もありますが、平成25年度から、前後の道路及び歩道に合わせた橋梁のかけかえ工事を実施すべく、準備を行っているところであるとの回答でございました。

また、小湊鉄道板谷踏切前後の改良につきましては、両側に住宅が近接しているため困難なことから、現在計画はないとのことであります。しかしながら、地域住民の協力が得られれば、今後、県に要望をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

川俣橋の歩道の整備についての件もお願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 歩道につきましては、橋梁と一体になった形の橋でかけかえをするということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

板谷区間の道路は私も十分知っていきまして、両側に家があって、広くするのはちょっと難しいなと思っていますけれども、これから先、鶴舞のインターができてきますと、ますます車がふえて、今、歩く人が本当によけながら歩く状態です。私も板谷地区にこの話をしまして、全員が協力して、道を広げられるように努力してもらえるように、いたしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 交通安全対策の2番目ですが、今の県道32号線から今度は板谷地区内に入る町道の道路拡幅について、お伺いします。

進入口から非常に道幅が狭くて、緊急自動車が通行するのに、板谷地区内の奥まで到達するのは、非常に困難です。道路が狭い上に奥に行くにつれて片側は山、もう片側は崖になっており、非常に危険です。これから、救急車の利用率が高齢化と比例して増加することが見込まれます。救急車が安心して通れなければ、住人が安心して生活ができなくなります。若者の減少傾向にある中、ますます歯どめがきかなくなることが心配です。

道路整備とともに危険な場所にはガードレール等の設置が必要と思いますが、ご検討とご見解を伺います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 県道から集落に入るちょうど板谷上線ではありますが、地元から道路改良工事の要望がありまして、5カ年計画に計上されておりますので、この計画に沿って実施してまいりたいと考えております。なお、計画につきましては、平成26年度より測量調査を始めたいというような感じで考えております。

また、危険箇所のガードレール等につきましては、随時要望をいただければ、直営工事にて対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 直営の要望の仕方はどのような方法でやったらよろしいのでしょうか。
直接建設課に行って話をすればいいんですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 通常ですと区長さんを通していただいて、建設課に直接で結構で
ございます。よろしくお願いします。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。承知しました。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 板谷区内に入る5カ年計画が26年度からということですので、まだまだ
問題点が発生する可能性がありますけれども、地元と協議して、一緒に道路の拡幅に努め
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、砂田橋のかけかえについてお伺いします。笛倉小内地区から、国道465号に通
ずるところに夷隅川にかかる砂田橋という、沈下橋と言うらしいんですが、ついて、お伺い
いたします。この橋は子供の通学路として、また、農耕車、あるいは軽自動車以下の車両し
か通れない橋ですが、橋の両岸にとっては、重要な橋となっています。しかし、川面に非常
に近い橋で、大雨が降るたびに、橋の上にごみがたまり、いつも建設課にお世話になってい
る橋で、その都度清掃や、橋の修理をお願いし、大変申しわけなく思っております。この清
掃費用は一回の仕事量として、重機、運搬自動車、作業者の手間等で年間の平均でどの程度
支出されているのでしょうか。伺います。

1つ目は、年間の清掃費、橋が壊れた復旧費、それらの経費について。

2つ目は、今、非常に川面に近くて大雨が降るたびに、橋が欄干が飛ばされたり、ごみが
詰まってごみだらけになって通れなくなるというようなことで、通行どめになる期間がある
わけですが、新たにかけかえをした場合の事業費についてお伺いします。よろしくお
願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 小内地区から国道465号に通じる、ちょうど笛倉中線の西畑川、
これ西畑川なんですけれども、かかる砂田橋は、豪雨のたびにごみ等がつかえ、建設課で撤
去を行っているところであります。年間の維持管理費は降雨の状況により増減いたしますが、
23年度においては通常管理として年3回ごみの撤去を直営にて実施いたしました。1回につ

き、補修員 4 人程度で 2 時間から 3 時間程度の作業で、年間人件費は約 3 万 6,000 円程度あります。24 年度は一部桁が老朽と増水により破損したため、材料費として 30 万 4,000 円をかけて、直営にて補修員 7 人で 2 日間にて補修をいたしました。また、通常維持管理といたしまして、3 回のごみの撤去を行い、24 年度は 45 万 2,000 円でありました。大きな補修につきましては、最近では平成 17 年と今回の補修であります。

また、新たにコンクリート橋にかけかえを行いますと、取りつけ道路を含めると、約 3 億 6,000 万円程度の膨大な経費が見込まれますので、引き続き建設課の維持管理により対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 新たに架け替え、3 億 6,000 万、すごく高くてお願いする金額じゃありませんので、年間の清掃費、40 万弱ですか、そのぐらいで清掃して補修してもらえということなんですけれども、できるだけ通行どめの期間が短いようになるように、お願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 野 村 賢 一 君

○議長（小高芳一君） 次に、5 番野村賢一君の一般質問を行います。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ほど、根本君の立派な質問で、私も同じような考えで同じような内容の質問かも知れませんが、とっても細かく精査して研究した結果の一般質問で、私、大ざっぱな質問になると思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私も、お話ししました地方自治体としての大多喜町の将来の課題とビジョンについての中で、やはり大多喜町は喫緊の問題で、先ほど根本議員も言っていましたけれども、過疎は大変大きな問題だと思っております。要するに、過疎問題というのは人口問題でもあります。人が町から出て行ったのでは、やっぱり過疎の過疎であるということで、そうであるならば、その解決は出て行った人が大多喜町に戻るか、また新しく入って来るか、あるいはこの大多喜町で新しい命が生まれてくるか、この 3 つしかないと思います。よって、今町外にいる人をどんな方法で呼び戻すかと考えるのが現実的ではないかと思っております。これからの町の存続にとっては大変効果的な考えであると私自身は思っております。

まず第1に、町を出ながらいつか戻る可能性のある住民がいると思います。親が高齢になり面倒を見に頻繁に顔を出している人。また、定年退職した人たちも結構帰ってきている人もおります。今後、町の大幅な人口減少が見込まれる中で、こうした人々の帰還の現実こそが重要な課題だと思っております。

第2には、町を出て、もはや戻る意思のない人もおります。しかし、何らかの形でかかわりたい人もいるわけでございます。ふるさとへの思いは誰もが共有していると思っております。二度と戻らないと言って出ていった人も、あるときに、ある境に何が何でも戻りたいという大きく考えを変えることはよくあることだと思います。過疎対策には、人々が多様な選択をできる限り実現できるような条件づくりが重要だと思っておりますので、そこで、効果的なUターン対策が必要ではないかと思っております。自家用車が普及し交通網も整備されてきて、ふるさとへの思いや人間関係は完全に切られているわけではないと思います。これらの人々を十分に活用することが過疎問題の解決の糸口になるのではないかと考えておるところでございます。町で計画している高速バス事業等、あわせて考えたらいかがでしょうか。

第3は、町とは全然関係ない人たちもおります。通称Iターン。Iターン者への働きかけで集落再生の協力をしていただければ、今までと違ったまちづくりができるのではないかと思っております。

以上、とりあえず3点申し上げましたが、考えはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず最初に、大多喜町に住んでいた方がUターンでございしますが、まさに今3つのご質問につきましては、Iターンも含めまして、また新たな生命が生まれるような、そういう環境ということでご質問いただいたわけでございますが、まさに過疎対策については当然必要なことでございます。そして、まずUターンにつきましては、一度確かにふるさとを離れたという理由は、やはりそれぞれ理由があろうかと思います。まずは、この大多喜の地にもいろいろ就業の場所もあるんです。がしかし、それは皆さんが希望するほどの量はございません。そういうことで、やはりどうしても生活をする上でここを離れざるを得ない。これは、ここからやはり通勤、通学ができないということがございます。そういうことの中で出ておられる方があって、一定の役割を終えた方が戻って来ることもあるんですが、それ以前に、また現在、現役の中でやはり戻って来られるような、そういう政策というのは今言いましたように、ここから、ここに住んでそういう就業の場所に行けることが重要であろうかと思っております。またIターンにつきましても、やはりまずこの地域の人たち

がこの地を離れるような状況の環境の中で、なかなかその I ターンというのは難しいんですが、特徴のあるまちづくりということでは、今これからいろいろ進めているところでございますので、これらを含めまして、またこの地に住めるような環境をつくってまいりたいと思っております。特にこの 3 点についてはほとんどかわり合いがあることなんですが、今私どもがやはり若い方の定住化という中で進めておることとほぼ一致しておりまして、やはり今この地域がどうしても皆さんに生活をする場としてやるには、なかなかその就業の場所がないということが非常に大きな要素なんですね。ですから、これをどう解決するかということで、今、高速バスというお話も出ておりますが、やはりこの高速バスというのは非常に大きな要素であります。やはり、まずこの第 1 点、この地で住んで生まれ育って、そして教育も受けて、この地で住みながらやはりその学校に行く、あるいは通勤ができるような状況をつくるということ、これはもう重要でございます。そして、特に皆さんが求める就業の場所というのは、この大多喜から 1 時間 10 分のところに全ての就業場所はあるわけでございます。そして今、圏央道開通という中でチャンスが回ってきておりますので、これはやはり、先ほど何度か質問も受けておりますが、この問題は町の重要な一つの大きな人口対策になっておりますので、これは今ご質問のとおり私も同じ考えでございます。

○議長（小高芳一君） 野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 町長、もしその高速バスが運行された場合、ホームページか何かで大多喜町にふるさとに帰る人に補助金と、要するにバス代を、往復あるんですけれども片道持つよというようなそんなような甘い一つの手も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まさにこの高速バスの中で重要なのが、やはり近隣で茂原から東京に行く J R というのがございます。今、バス会社といろいろ協議する中で、J R 各社との競争の中で非常に苦労しているんですね。その辺も含めまして、補助ということは考えておらなかったんですが、いわゆる競争力のある、そういう体系の中で、今、交渉もしているところでございます。これは、今既存のバス会社もこれからの料金改定の中で、皆その競争力ということが非常に重要な要素になります、利用率の中で。それで、今、茂原の駅から東京に行くのは大体 1,300 円以内なんですね。ですから、それにやや近いものということで、今かなりバス会社もそこには神経を使っているわけです。そういう中で料金体系も含めて今、検討しているところでございます。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 総務省が鳩山邦夫総務大臣のときですかね。地方再生、人口増対策のために地方の再生を図る観点から外部の人を活用する方策として、地域おこし協力隊、緑のふるさと協力隊という制度をつくって地方の再生を図るために実施しておりますけれども、この資料は総務課長にお願いしてたしか自分はとったと思うんですが、この制度とはどんなものか説明していただければと思います。

○議長（小高芳一君） 野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 総務課長から資料をもらったのがあるんですけども、総務課長じゃない、企画課長。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） はい、議員さんがお持ちの資料と同じ資料だと思いますが、地方自治体が都市住民を受け入れ移住し、地域おこし活動の支援や、農林業の応援、住民の生活支援など地域の協力活動に従事していただき、あわせてその定住、定着を図りながら地域の活性化に貢献するという総務省からの支援策でございます。

隊員に対して350万円ほどが上限だそうでございますが、そういった活動費が出たりとか、おおむね1年以上、最長3年間地域の自治体をサポートしていくというような事業だと、一応資料のほうに書かれておる制度だと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、企画財政課長からも説明がございましたけれども、地域おこし協力隊の平成23年度の実績では、千葉県では館山市だけが行っていると。また、この事業は年々隊員数がふえて実績を上げてきているということでございます。活動年数は3年経て2009年には実績で89人、これは全国で2県30市町村。2010年には257人、これは186人、4県88市町村で。で、11年度は413人、これ6府県で144市町村です。実績が年々追うごとに隊員数も拡大していると。

総務省は、新規の受け入れ市町村が非常に増加しているために、隊員募集に要する経費、活動に要する経費を特別交付金の算定対象として隊員1人当たりには上限で350万円、350万のうちの200万は報奨金ということで上限として交付しているということでございます。財政的にも大変優遇されているのではないかと思います。

2009年から11年に参加した隊員が、この地域おこし協力隊の隊員の約7割の方が現地で定住する結果となっている実績が出ているそうです。大多喜町でも、このような結果の実績を

見ても、人口対策としても受け入れたらよろしいではないでしょうかということで質問したわけですが、積極的に取り入れることは考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変参考になるご質問でございます。

確かに、今の総務省も過疎地脱却ということの中で、いろいろとそういうプランを出していただいております。今、本町も実は幾つかそのプランを調べておりまして、実は、今、産業振興のほうで農業支援ということで、年間150万で5年間ということで、そういう同じような種類のものも何人か申し込み受けておりまして、農業支援の中で今やっておりますが、恐らく同じような種類の、多分、補助事業であります。恐らく補助事業は重複してなかなか受けられませんが、ただ、これはそういう可能性があるかどうか調べまして、できればそれは進めてまいりたいと思っております。

特に私も2月の初めですか、総務省の過疎対策の室長さんが大多喜町に一日来ていただきました。実は、これは総務省から私どものほうに申し入れが来たんですが、その中で首都圏に近い大多喜町は過疎地であるということは非常に問題であると。やはり過疎地脱却のために過疎債を有効に使ってくれということで、ぜひやってくれということでハッパをかけられた経緯があります。一日町に、また私も同行して県の職員も3名ほど一緒につきまして一日歩いたわけですが、まさに過疎債を十分活用しろということでございますので、今のご意見も参考にしながら、できるだけ使えるものは使ってまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） この前、町長とある席で、何で千葉県は東京に近いのにこんなに過疎が進むんだと。まあ、半島振興法もそうですし、過疎対策の自立支援法もそうですし、ちょっとわからないよねと話したんですけれども、現実的にはもう本当に過疎が顕著に進んでいるということで、先ほど総務省の地域の担当官といろいろ町長も話したそうですから、ぜひ、いい意見で取り入れて町の活性化のために取り入れてくれたらいいんじゃないかと思います。

次に、合併問題のことでお聞きいたします。

平成の大合併の嵐が過ぎ、困難の中でも地域圏に懸命に取り組んでいる小規模自治体は今後どうなるか。また、大多喜町も平成の合併には参加しなかった。全国で約3,300市町村があった中で1,720市町村までになり、合併の効果はそれなりに出たということでございます。しかしながら、専門の学者に言わせると平成の大合併はもう大失敗だと、こういう人が非常

に多くございます。そんな中で大多喜町も当面合併せず進んでいこうということで現在にきております。過疎が進み人口が減り、自主財源もない中で大多喜町の方角はどうなるんだと誰しもが心配しているところだと思います。第3次5カ年実施計画の中で、広域行政の推進の中で、広域合併を含めた新たな広域連携のあり方も検討するとうたっております。当面合併はせず広域で連携できるところはそのまま継続し、その中どうかということをもとにお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野村議員のご質問のとおり、私どもはこの町は合併をしないという選択をいたしました。そういうことで当面は広域連携の中で進めるということで、現在もその考え方で進んでおるところでございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） そこで、去年の暮れの衆議院の選挙で自民党、公明党、また、みんなの党、大阪維新の会ですか。道州制実現に向かって公約があったような気がします。

そこで、基礎自治体の——今から言う基礎自治体ということは条件がちょっと、私が触れたいのは総合行政スタイルと呼ぶにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対応できる専門的な職種を含む職員集団を有する自治体ということでございます。

総務課長。突然、大変恐縮です。大多喜町はこの基礎自治体に該当するかどうか、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 今ご質問の基礎自治体そのものの解釈、私もちょっと未熟で理解しがたいところもございますが。今のお話を聞くとちょっとそれに該当するところでないと思います。該当しないと思います。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） そこで自民党の道州制は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度であるとうたっております。道州、または道、または州その名称の一部として、都道府県の区域より広い区域において設置され、広域事務及び都道府県からの承継した事務を処理するため広域的な地方公共団体であるということで、道州制のスタートまでには市町村合併を先行させるかどうかわかりませんが、議員の役割を著しく限定し、その役割を道州に移して、道州に包括される基礎自治体には都道府県の事務を大幅に移すということだそう

です。そうすると、今の基礎自治体ではないということになると、大幅な事務権限も来なくなり、結論的には強制的な合併という問題が出てくると思うんですね。自民党と公明党と、多分維新の会、みんなの党もこの件に関しては行政改革の意味でもいろんな面でも進めている公約にしていますので、5、6年先はちょっと心配になるところでございますけれども。

そこで、この道州制が導入されると一番心配するのは、やっぱり農山村漁村の地域における住民自治の取り入れである町村は合併を強要されるという意見がございます。また、逆に言えば町の消滅の危機を迎えるであろうという道州制は、行政改革とか分権改革ではなく究極の小規模市町村潰しであると言っている政治学者もおります。この平成大合併に加わらなかった町は、今後合併しなくちゃなくなるのか。また、自民党と公明党、みんなの党、日本維新の会、また最近では経団連、日本経済団体までも道州制導入に積極的と言われております。特に政権与党の自民党は道州法案をつくっているとのことで、早速この国会に提出するという話も出ております。もし、道州制が導入されたとき、大多喜町の将来はどうなるのか。まあ、確定とかそういう問題じゃなくて、町長、先ほど個人的意見も1人質問しましたけれども、個人的な意見で結構ですからお聞かせいただければと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 道州制につきましては、今、野村議員がお話したとおりだと思います。いろいろ思惑があって、今、進めているものだと思います。

ただ、私も全国町村長大会、12月に行いました。それで、道州制については全国町村長大会でも絶対反対ということの決議をいたしました。恐らく、これは議長会でも同じような結論だったと思います。それで、今、野村議員のお話にありましたように、やはり地方分権という名を借りた究極の町村合併という、そういう考え方が言われているところでもございます。やはりこの道州制ということは、地方の小さな町というのは消滅するという究極の合併であるということもそのとおりであろうかと思います。これは、道州制につきましては3通りの案がありまして、それを自民党は進めようということで今動いておりますが、全国町村長大会の中では絶対反対ということで、断固それは5年前から実はこの決議はしております。それで、今年度は特にその問題については断固反対しようということで町村長大会でも進めております。

それで、これはこれからの方向性を見なければなりませんけれども、平成の大合併、今回やりましたけれども、先ほど野村議員のおっしゃりましたように大変やはり問題がありまして、私もそういう大会に出るときにいろいろ全国の皆さんからお話を聞きますと、合併をし

たところが今になって、実はまた分離したいという声が北海道、九州あたりでも東北でも大変その声が出ておりまして、合併したけれどもなかなか難しいということで、できれば元に戻りたいというような考え方が非常に地方にもあるようでございます。

昭和の大合併は本町でもしました。このときは日本の経済は右肩上がりの非常に経済発展の中でありまして、お金が余っていた時代ですよね。ですから、合併をしてなるべく少なくしてどんとお金を配るとというのが昭和の大合併でございます。また、平成のこの大合併につきましては、やはりお金がなくなったので大合併をさせてお金を削るとというのが一つの趣旨でございますので、先ほど申しましたように、総務省の方ともこの間お話したときに、大多喜町は合併をしないできたという話をしたときに、これは余り言えることではないけれども、今、合併をした市町村から合併をしないところがまだ困ってはないではないかと、もっともっと締めつけろというような、そういうような意見がだいぶ国のほうに上がってきているようでございますが、私ども、国が仮に道州制をしいて合併ということが究極的に強制的なことになるかどうかはわかりませんが、全国町村長大会を通じまして、現状の市町村を残すということがやはり重要であります。道州制になりますとまず中央に全部吸い取られますんで、地方が消滅するということはもう間違いないということで、町村長大会でもそういう話が出ておりまして、これを断固死守しようということで町村長大会でも動いております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 大変恐縮ですけれども、再度、確認の意味で質問したいと思っておりますけれども。

大多喜町はこのまま合併しないで広域行政でやるとことは連携すると、そんなようなことでいくと、そんなようなことで理解してよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、野村議員のおっしゃるとおりでございまして、本町は合併しないということを選びました。それで、特にこの合併を見ておりまして、例えば企業の場合、夷隅郡市の中にA社、B社、C社というのが存在します。そうしますと、それを合併することによって一つになることは非常にメリットがあります。しかし、公共という場では、それぞれの市、町に一つしかないものが合併するということは面積だけが広がるということで、今回の平成の大合併で非常に問題になったということなんです。それで、先般大河ドラマの誘致に向けて長野市の方ともいろいろお話をしました。長野市は合併をして約1,000平方キロメートルという非常に広い市になったそうでございます。そうすると、それぞれみんな残っておりま

しても、いわゆる建物でも何でももう直すことができないと。非常にこれは将来難しいという話もしてまして、そういうこともお話をお聞きしましたが、私どもは、今、野村議員の言われましたように、今のこの小さな町、小さな町だからこそできるそういったこと、しっかり一つ一つ進めながらこの現在の町を守ってまいりたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 次に、過疎地域自立促進特別措置法のことで質問いたします。

過疎地域自立促進特別措置法の実際の規模と地域指定の関係が平成の大合併を経て、人口 5,000 人未満の小規模自治体の約 80 パーセントが特別措置法に指定され、さらに条件不利地域立法、要するに山村振興法、離島振興法、半島振興法、特別農産法を含めて何らかの地域指定を受けている市町村は全国で約 90 パーセント強ということであります。この数値を考えますと、小規模自治体の大多数が条件不利地域であることとなるわけでございます。また、合併によって規模の大きい自治体にまで及んでいるということでございます。

2010 年の過疎債の改正に当たり、過疎債の対象事業をめぐる原則が変更されました。その内容は、今までハード事業に限定されることも多かったんですが、ハード事業に限定されることなく非ハード事業、例えば医療体制、生活支援、あと生活交通ですかな。過去のための問題の喫緊の課題となったことでソフト事業もいいですよ、今回の新法は改正されたのはご存じだと思います。

平成 11 年の大震災で、またこの各方面から過疎法の期限再延長が国のほうに要請された。それで、これにより去年の 6 月、新過疎法がまた 5 年間延長されたということでございます。

2021 年までの 11 年間になりましたら、過疎の新内容や方法について変わりはあるか、ないか、お聞きします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご質問のとおり、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を 5 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日ということが閣議決定されております。

ご質問のとおり、この措置法につきましては、この 5 年間の前もそうですが、ハード事業のみでなくソフト事業に重点を置いた事業がメインであると考えております。現在も大多喜町においては、いろいろなソフト事業も合わせてやっておりますが、まだ、本年度過疎の関係の計画を見直しをいたしますので、その中にはやはりソフト事業をまた取り込んでいって、再度その計画の見直しをしていきたいと考えております。現在ですとちょっとその事業内容についてはまだ精査をしておりませんので、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 新過疎法ではソフト事業も対象になったわけですね。

10年度の初年度の財政的なこの新過疎法では、1 団体平均8,500万、最低でも3,500万が保障されということです、国からです。ソフト事業としては相当大きな大きさではないでしょうかということで、ソフト事業に過疎債を活用したらどうかということで、私は去年、子育て支援課長に幼稚園の園児費とか無料にしろよと、そんなような質問したんですけれども、明快な答えは返ってこなくて、後で時限立法だかどうのこうので答弁いただいたんですが、正直言いまして、今、町長、よそは保育費無料、給食費無料という、過疎債を使ってその辺に進んでいるところあります。その件、町長と話したこともあります。そしたらもう少し待っているよ、もう少し自民党が今考えている法があるから、そんなようなことで実は新聞紙上で幼児教育無償化という自民党が立ち上げたというそんなような話聞きましたので、もう少したったら出るのではないかなという、そんなようなあるんですけれども、町長個人としては、やはり若いお母さんたちの経済的支援の意味を含めて、また新しい命を生むためにも、給食費とか、保育園無料とか、そういうことを考えていったらこれからの大多喜町は必要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、子育ての環境。また、教育ということにつきましては、やはり考えていかなければいけないと思います。特に町としてできることは進めてまいりたいと思いますが、ちょうどここにきまして子育て3法、これの見直しということで、今年度実は調査をしろということで国のほうから指示がございまして、今年度は子育て3法につきまして、調査費を計上させていただきました。それらを含めまして、恐らく国のほうも結論が出てきます。その辺の結論を見ながら前向きに進めてまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） この新過疎法はソフト事業を重点的に使いなさいという、そんな意味合いだと思うんですけれども、今までですと、去年、おとし初めてのときに企画財政課から各区長に通達が出ました。各地区で考えているものがあるなら提出してくれと。その中で喫緊の問題からやろうじゃないかということでやっていますね、今。その中でハード的なことが非常に多くて、橋とか道路とか、そんなようなのが非常に多かったわけです。しかしながらも、新過疎法はソフト事業も過疎のためにどんどん使いなさいと。そんな中で、今まで

執行部からトップダウンで区長さんにおろして、それでいろいろな事業をやりたいとかありましたら出さない、そんなようなあれだったですね。でも、先ほど根本君も言っていましたけれども、これからは大多喜町、やっぱり町民との協働でいろんな面でやっていかないと大変ですよ。主権は町民ですから。そこら辺は町民のボトムアップ的な意見をよく聞いて、トップダウンじゃなくてやったらいかがと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 過疎債につきましては先ほど課長も答弁したんですけれども、特に過疎へはハード事業ではなくてソフト事業がメインでございます。そういうことでこの事業には、いわゆる交通政策も含めまして、子育ての問題、住宅普及政策、さまざまな問題で過疎債が使えるわけでございますので、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） そういう意味でも町民からの、要するにボトムアップ、要するに住民発議、ワークショップ、陳情またはパブリックコメント等、いろんなことを、事業を募集して、募集といたらことがあれですけれども。そういうの、公募でもいいですからやったらいかがでしょうかね。執行部がトップダウンで我々が最後議決するわけですけれども、そうでなくて、町民もこれからの議会に対しても、役場の執行部に対してもいろんな面で心が離反するような、そんなような町になったら、これからますます人口が減る中で大変だと思います。ぜひ、そこら辺は考えていただければと思います。

さっき、根本君が定住促進をどうのこうのと言っていましたけれども、私もこれで新過疎法はこれで10年間延びるわけですね。そしたらやっぱり専門的な職員を1人置いて、徹底的に町民との対話とか、またいろんなソフト事業の研究するために新しい課じゃなくて、専門職員1人置いたらいかがと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど根本議員にもお答えをしたんですけれども、今随時それぞれの分野で、農業は農業、今言いましたように観光は観光ということで、随時専門の、それも今言いましたように、広く町民の皆さんもその中に加えた中でいろいろ立ち上げておりまして、順次立ち上げるところでございます。特に、やはり町民の皆さんの意見を吸い上げる意味では幅広い町民の皆さんの参加が必要でございます。ただ、なかなか一遍にできませんが、それぞれ、ある程度専門的な分野に分けて専門的な会議の中で、そこに住民を入れていくという形がいいのではないかと思います。一つの会議で全部まとめるとなかなかまとまっていか

ないということで、それぞれ個別のプロジェクトつくり上げていくと、そういうことで順番にやってまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） ぜひ、お願いしたいと思います。

継続事業で10年間の中で、やっぱり職員がころころ変わってもなかなか考えがいかない、思いどおりの意見が通らない面もございますし、ぜひお願いしたいと思います。

この前テレビで、皆さん多分見ていると思いますけれども、銚子市の人口が一気に減ってきたと。その理由は隣の神栖市に移動したと。その内容を聞くと、非常に子育て支援とか若い人たちに魅力ある政策を打っていると。そんなようなことで銚子市も慌てているところだと思います。

大多喜町も 5 市 2 町に囲まれている町でございます。その隣接地域に大多喜町はこんなすばらしい若い子育て支援でも何でもありますよと、そんなようなのをうたえば来るかもわかりませんが、そこら辺も一つ考えていただければと思います。

次に、将来の財政の変化と推移について質問させていただきます。

平成20年度から平成23年度の決算状況を見ますと、平成20年度が財政力指数が0.520、21年度が0.5、22年度が0.47、23年度が0.45と推移しております。これは当然1.0になれば普通交付税の不交付団体となるわけですから、徐々に1から離れているということでございます。

また、実質収支比率も平成20年度が6.0、21年度が7.1、平成22年度がよくなって6.9、平成23年度が7.7と高くなっております。これは実質収支比率の3パーセントから5パーセント程度が非常に良好だということだそうです。

また、経常収支比率は平成20年度で88.3パーセント、21年度が83.5、平成22年度82.6、平成23年度85.9と、一時下がったんですがまた上がっていると。この経常収支比率は75パーセントを上回らないことが非常に望ましいということでもあります。

平成20年度から平成23年度までの決算状況の財政指数とこの推移について述べましたが、これに対してどう思っているのか。また、将来の町の財政状況はどうなるかお聞きかせいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

◎会議時間の延長

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここでお諮りします。

本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめこれを延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

○議長(小高芳一君) 一般質問を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) 議員ご指摘のとおりでございます。

財政力指数も非常に低下をしていきますし、今後、国においても実際に国のほうがお金がないわけですから、今後は交付税を減らしていき、ますます町の財政というのは厳しくなると推測しております。幸いに、町においては大規模な耐震改修等は終わっておりますが、今後、やはりその自主財源が少ない大多喜町といたしましては、ほかの何らかの収入等がもし見つければというか、そういうものを何とか生み出していきなり、または節約をしていく。また、将来的にはその基金を取り崩していかなければちょっと財政運営というのは難しい面かなと思っております。

以上です。

○議長(小高芳一君) 5番野村賢一君。

○5番(野村賢一君) 最後に、やはり大多喜町は過疎をとめるためには、住民からのボトムアップ、要するに住民からいろんな下から湧いた意見を取り入れてこれから町の事業を考えてくれたらいいんじゃないかと、そう思います。

いずれにしても、若い人が住む大多喜町を目指して、いろんな面で若い人たちに経済的支援も必要だと思います。ぜひ、お願いいたします。

以上で終わります。

○議長(小高芳一君) 以上で通告のあった8名の議員の一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

(午後 4時57分)

○議長(小高芳一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時08分)

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 5、議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり 3 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、本文に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

常勤の特別職であります町長及び副町長と教育委員会教育長の給料に関しましては、平成 17 年度より減額を始め、平成 23 年度から一律 25 パーセント削減してまいりましたが、引き続き厳しい財政状況が続くことから、平成 25 年度においても引き続き給与月額の 25 パーセントを削減するものでございますが、町長の任期が来年 1 月 28 日で任期満了となることから、この条例の適用期限を平成 26 年 1 月 31 日までとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 1 月 31 日」に改める。

（大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第 2 条、大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 1 月 31 日」に改める。

附則、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君）　挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君）　日程第6、議案第2号　大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君）　5ページをお願いいたしたいと思います。

議案第2号　大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本文に入る前に提案理由でございますけれども、本案は農地及び農業水利施設の整備を促進し、農業生産基盤の確立を図り、もって農業振興に資することを目的といたしまして、国庫補助事業であります農業基盤整備促進事業を実施するために受益者から負担金を徴収し、整備事業を行うのに必要な経費といたし、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、条文でございますけれども、中ほどになりますが、大多喜町分担金徴収条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条は分担金の徴収の規定でございますが、第1項中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

第7号として、農業基盤整備促進事業。

次に、別表でございますが、別表中、中山間地域総合整備事業の項の次に次のように加える。分担金を徴収する事件として農業基盤促進事業、受益者として区域内関係者、事業種目として農地及び農業水利施設の整備、事業費に対する負担率として定率助成事業、補助残の90パーセント、定額助成事業、補助残の100パーセントでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君）　1点お聞きしますけれども、農地及び農業水利ということなんですけれども、この農地に関してはどういう事業をやった場合に対象になるのか、ちょっとお聞き願います。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君）　定率助成事業種目で申し上げます。

農業用水利施設、暗渠排水、これは管長を伴う区画整理の躯体として行うもの、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全でございます。

定額助成事業種目で申し上げます。

田の区画拡大、暗渠排水、これは既に区画整理されている農地でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君）　ほかに質疑ありませんか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君）　この負担率のことでもう少し細かく説明していただければと思います。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君）　負担率でございますけれども、国の助成負担率、例えば定率

助成事業でございますけれども、例えば国が55パーセントの補助事業という補助事業ございます。残りの45パーセントについての9割を受益者負担、1割を町負担とするものです。

また、定額でございますけれども、これにつきましては、例えば10アール当たり15万円の工事費を差上げますというふうな事業でございます。それが定額でございます。その100パーセント、定額で残りそれを超えた部分については、例えば10アール当たり15万円の工事費を補助してくれますけれども、それを超えた部分については受益者が負担するということでございます。

○議長（小高芳一君） 6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 定額助成事業の補助率なんですけれども、ちょっと聞いた話ではっきりわからないんですけれども、例えば暗渠排水やるときに基準が70メートル以内であれば定額の100パーセント補助、70メートルを超えた場合にはそれに対して自己負担が伴うというように聞いているんですけれども、そういったようなあれでよろしいんですかね。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 従来の農業体質基盤整備促進事業でありますと、10アール当たり70メートルを超えても町が負担していました。今度新しい基盤整備促進事業につきましては、10アール当たり70メートルを超えると個人の負担をお願いするということです。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 今のお話なんですけれども、定額15万円という話していましたね。それは15万と決まっているんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 15万と決まっております。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それでは、来年度になるのかな。今、暗渠の話が出ていますけれども、それには10アール3,000円になるよと、負担していただきますよという話が入っているんですけれども、そうすると、これを使うとただになるということでもいいんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 10アールあたり15万を超えた部分について負担していただくと。それが計算をすると、3,000円ぐらいになるということです。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○４番（麻生 勇君） はい、わかりました。すみません。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

８番渡辺泰宣君。

○８番（渡辺泰宣君） 今、10アール当たりの負担金も出ましたけれども、基盤整備、土地改良をやったところとやらないところとのあれば、何かあるんですか、区別が。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 基本的に、土地改良をやった土地でもやっていない土地でも事業は行います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第７、議案第３号 大多喜町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） それでは、議案つづりの７ページでございます。

議案第3号 大多喜町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

本文に入る前に、提案理由をご説明します。

この条例改正につきましては、法律の題名が改正されたことにより、この法律の題名を引用している条例の改正が必要になったために改めようとするものでございます。また、この改正に合わせて、条文中の表現の中で、より適正な表現に改めたほうがよいと思われるものにつきまして、字句の改正をしようとするものでございます。

それでは本文でございますが、大多喜町青少年問題協議会設置条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年問題協議会及び」を削る。この改正は法律の題名の改正によるものでございます。

第2条第3号中「規定により」を「規定による」に改める。

第3条第4項第4号中「教育委員会」を削り、同項第6号を次のように改める。「第6号 小学校長、中学校長及び高等学校長」。

第3条第4項第9号中「青少年関係団体」の次に「の代表者」を加え、同項第10号中「知識経験者」を「学識経験者」に改める。

第5条第3項中「、副会長」を「及び副会長」に改め、「ともに」を削る。

第7条第2項中「知識経験者」を「学識経験者」に改める。

これらの改正は、それぞれ条文の表現をより適正な表現にするため、字句の改正をしようとするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第8、議案第4号 大多喜町子ども・子育て審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） それでは、9ページをお願いしたいと思います。

議案第4号 大多喜町子ども・子育て審議会条例の制定について。

初めに、提案理由でございますけれども、国においては子ども・子育て関連3法が昨年の8月に成立いたしました。このことに伴いまして、国は子ども・子育て改革を推進し、平成27年度からの施行と想定しております。これらに伴いまして、市町村も子ども・子育て支援法77条の規定により、大多喜町子ども・子育て審議会の設置が求められたところでございます。新年度にはニーズ調査の実施、26年度には計画の策定が同じく義務づけられたために、本条例を制定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町子ども・子育て審議会条例。

（設置）1条、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、大多喜町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という）を設置する。

（所掌事務）2条、審議会は、次に掲げる事項について審議し、町長に意見を述べるものとする。（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。（3）子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関すること。（4）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

続きまして、組織でございます。（組織）第3条、審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。（1）教育関係者（2）保育関係者（3）子育て当事者。次のページでございます。10ページでございます。（4）としまして子育て支援当事者（5）事業主を代表する者（6）労働者を代表する者（7）学識経験者でございます。

続きまして、（任期）第4条、審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。2、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）5条、審議会に会長及び副会長各1名を置く。2、会長及び副会長は、委員の互選により選任する。3、会長は、会務を総理し、審議会を代表する。4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）第6条、審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、議長となる。2、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。3、会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。4、会長は、必要あると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）第7条、審議会の庶務は、町長の定める機関においてこれを処理する。

（委任）第8条、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、（施行期日）1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

次、11ページでございます。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）2、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中健康づくり推進協議会委員の項の次に次のように加える。「子ども・子育て審議会委員」、半日当でございますけれども「3,500円」。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 4点ほど質問いたします。

まず1点目は、この議案、条例制定を要求した子育て支援関連3法のことですけれども、その8月に制定したこの関連3法で大多喜町の保育はどのように変わるのか、変わらないのか、まず1点目お伺いします。

（「議長」の声あり）

○11番（野中眞弓君） これ3回しか質問できないので、まとめて。

2点目は、審議会が設置されるわけですが、この審議会では具体的にどのような内容を審議するのでしょうか。

それから、審議会設置の目的。この条例には国の法律の77条でとありますけれども、それでは目的がわかりません。それが、2点目、3点目です。

それから条例の文言の中に「特定教育、保育施設、特定地域型保育事業」とありますが、この現実の施設のあり方、事業のあり方、教えてください。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまのご質問でございますけれども、この条例の関係で、大多喜町はどのように変わるかということでございますけれども、この3法に関しまして、審議会はつくれよという指示は来ていますけれども、具体的なニーズ調査の内容とか策定に関すること、それは国のほうで今、これから国のほうも審議회를立ち上げて来るということで順次来るとは思いますけれども、わかっておりません。そうしたことから、大多喜町の保育園に関しましては何て言うんですか、幼保一体型みたいなこと、要するに時間外保育とかいろいろやっていますので、そんなには変わらないかなと思っています。

それと、2番目の事業計画の具体的内容、今お話ししましたけれども、そのようなわけで具体化しておりません。

3点目の目的でございますけれども、子育て3法、これは子ども・子育て支援法と子ども園法、それらの法律の整備法ですか。その3点かなと思いますけれども、目的といたしましては、「全ての子供の良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する」というような目的というように通知では来ております。

それともう1点ですけれども、特定教育、保育施設、特定地域型保育事業のことだと思えますけれども、前者の特定教育、保育施設、これは今認可を受けて、幼稚園、保育園、それらやっている施設、簡単に言えばそういう施設だと思います。

それと、特定地域型保育事業でございますけれども、これはそれらより小さな、要するに

20名以下の保育施設、そういうふうに解釈しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 関連3法が目指すものというのは、良質の保育を確保し、保育の場を保障すると言いましたけれども、実は専門家の間では、この3法というのは良質の保育、とんでもない話ではないか、行政の保育に対する責任を外して、保育を営利あるいは産業化するものだというふうに心配をされています。これが上程されたときから大きい声が専門家や保育関係の当事者から出て、かなりの修正を施されて成立したのですが、それでもまだまだ問題点は多いです。

そういう提案をするからには、ちゃんとどんな法案なのかということを調べる必要ってあると思うんですね。言葉ってすごく便利なもので、いかようにも表現できて耳当たりよく表現して、中はとんでもない内容だというのが、政府がずっとこのところやってきていることだと思うんです。そういう点で、本当にどういうところをもって良質の保育というのか。この法案ができてても大多喜町の保育は基本的に変わらないというのであれば、わざわざこういうものをつくらなくても、あるいは新たな、国が調査をしろと言ったって要らないとはねのけることできないんですか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） はねのけることはできないかと思いますが、いずれにしても、一番の目的は大多喜よりももう少し東京に寄った、集中しているところで待機児童とか、そういった面のほうがはっきり申し上げれば多いかなと思っております。ですからニーズ調査もやるんですけれども、その調査の内容も聞いたところによりますと、都会的なところと、こういうちょっと離れたところでは調査内容も違うと、そういうふうに理解しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 法律がこう決めてきたことについてちょっと伺いたいと思うんですけれども、大多喜町ではこのまま町営の保育所としてやるということなんですけれども、今、答弁にあった待機児童の多い都会などでは、待機児童解消のためにやるというのは公立の保育所でやるのか、それとも経費がかからないような保育ママだとか、あるいは時々テレビなんかでも出されているマンションとかビルの1室とかを借りて詰め込みで保育をしているとい

うのが出ていますけれども、そういうようなことで対応しようとしているのか、ご理解していらっしゃるでしょうか。

それから、この法律の中では保育時間の認定をすると、親の就業状態によって、この子はパートだから1日4時間保育ね、この子はフルタイムだから8時間保育ね、保育時間に応じて料金も変えると。そういうようなことを言っているわけですがけれども、大多喜町ではこういうことについてはどんなふうに対応するのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 初めの野中議員さんの言われている、多分民間委託という話かなと思いますけれども、確かに都会のほうではそういった小規模、小規模といいますか家庭的保育、そういった項目も多分、調査計画の中には盛り込まれるのではなかろうかというようには想定していますけれども、はっきりした面は、先ほども申しましたがけれども通知来てませんもんで、まだわかりません。

それと、2番目の就労状況による保育時間的、料金のほうの話なんでしょうか。その辺なんですけど、大多喜町としましては確かに今やっていますけれども、料金の改定はあるかもわかりませんが、休日保育あるいは一時保育、それと日中に見ていますそういう保育等やっていますもので、内容的にはそんなには変わらないかなと理解しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 普通、会則とか条例というのは、最初目的というのが書いてあるじゃないですか。これ書いていないんですけれども、それでもよろしいのでしょうかね。

目的があれば非常にわかりやすいんで、いろいろあるんですけれども。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） これは、目的ないというか、このような形でということがありましたもので。

（「こんな目的もないなんて、親切じゃない」の声あり）

○子育て支援課長（石井政一君） ですから、目的、設置が目的というような解釈になるのかなと思うんですけれども。

○議長（小高芳一君） はい、町長。

○町長（飯島勝美君） 今のこの規定の中に、目的というのはこの所掌事務、ここが目的にな

ろうかと思います。

（「それも書いてないじゃないですか」の声あり）

○町長（飯島勝美君） まあ、だから、その辺についてこれから国のほうからおりてくるんでしょうけれども、これが一つの目的になろうかと思います、所掌事務が。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） じゃあ、町長、所掌事務及び目的ということになるんですね。と理解してよろしいですね。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まあ、所掌事務がいわゆる目的ということになるんだと思います。こういうことを目的として、これから審議会をやるということだと思いますので、これが当然その目的にかわるんだと思います。こういうことをこれから審議会でやりましょうということとでございますから。ただ、細かい内容についてはこれから来るんでしょうけれども、大項目として、これが一つの目的になろうかと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

子育て支援課長。まだ、疑問があるようなので、後日調べて回答願いますでしょうか。目的の。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） こういう条例、設置のためのというのは、ほかの条例もありますけれども、うたってはいいです。

一応そういうことです。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） あのね、我々議会に対して親切丁寧に説明するんだったら、やっぱり目的というのが必要ですよ、正直言いまして。で、我々が理解すれば、議決するわけですから。あの、余り事務的なことやられてもこっちはよくわかんないというのがありますんで。

それで、後で訂正するかどうか、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） はい、副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 目的ということでいろいろ出ておりますけれども、この条例につきましては、要するに子ども・子育て審議会条例の設置条例ということで、目的ということとは

うたってございませんけれども、今町長が話したように、第2条に所掌事務というのが4号までうたわれておりますけれども、要するにこれらを審議することを目的としてこういう審議会を設置するというのが一つの目的になりますので、ですから、第2条の審議事項を審議していただくためにこの条例を制定するんだというのが目的であるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 先ほどもありましたけれども、77条自体が、先ほども副町長さん言われましたけれども、地方版の子ども・子育て会議を設置をするということ自体が目的という解釈で捉えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 第77条の1項の規定、これを説明願えればいいと思うんですが。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 77条でございますけれども、「市町村は条例で定めるところにより、特定教育、保育施設の利用定員の設定について意見を聞く等のため、審議会をその他の会議制の機関を置く」というような内容でございます。それが1条ですね。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君、よろしいでしょうか。

（「もう3回終わった」の声あり）

○議長（小高芳一君） 議長が許せば大丈夫ですから。

○5番（野村賢一君） 正直言いまして、親切丁寧だったら目的というの一つ入れてくれれば一番わかりやすいんじゃないかと思います。全くこれじゃあ、一応、というのが私の意見でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議ありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の質疑でわかったように、提案するほうの行政もまだわからない。そして、私も七転八倒してこの議案書をもらってからどうするんだろうと大変苦勞しました。提案するほうがわかり切っていないのだから、私たちはもっとわからないわけです。そして、勉強しようにもどこに資料があるんだろうか、素人である私にとっては、やはりちゃんと解説をしたものなども欲しい。そういうものを探したりするので大変苦勞しました。まず、こうわからないものを曖昧なまま出してくるのは、私は無責任だと思います。

これ、どこの自治体も法がそうやってきたのだから、じゃあ、4月に間に合わせなきゃいけないといって突貫工事で提出したかといいますと、勝浦市でも御宿町でも同じ郡市内では出ていないそうです。それから東金市も出ていないというようなのも伝え聞いております。つまり、そんなにどうしても急いでやらなきゃいけないものではなくて、保育というのは人間を育てるとしても大事な命にかかわる問題ですから、慎重に、お互い、議員にもよくわかるように説明する必要があるのではないかと思うんです。

そういう点で、今の時点でこれが出されたということについて、まず反対討論の一つの柱としたいと思います。

もう一つは、この関連3法がどういう性格のものなのか、大ざっぱに私が理解した範囲で反対討論の骨子とさせていただきます。

本条例は平成24年8月10日に成立した社会保障一体の法律の中の3法であります。この中の子ども・子育て支援法に基づき審議会を設置するというものですけれども、子ども・子育て支援法はこれだけでやるものではなくて、ほかの2法と一緒に関連3法として一体で保育をどうするかという流れを理解しなければならないんだと思います。

この関連3法は簡単に言うと、市町村、つまり国、行政、税金で補う部分ですね。公が保育への責任を後退させ、放棄とは言いません。後退させ、保育を営利化、産業化させるものです。要するに金もうけをしたいという財界の要求に沿ったものです。児童法は、保育についていえば市町村が保育に責任を持つということをうたっておりました。しかし、この提案がされたときには、児童法からこの市町村が保育に責任を持つという条項を全く民主党は削って出してきたのですけれども、プーイングが起きる中でその点については復活させましたが、より安上がりに済むよう、保育ママやビルの1室などを利用した小規模保育にウエートをかけさせようとしています。赤ちゃんの突然死は、いつかNHKでドキュメンタリー報道していましたけれども、基準を守らない過密状態の保育所で多く発生している。公立保育所、

基準に合った認可保育所ではほとんど発生していないというドキュメンタリーがありました。お金をかけないで、とにかく安上がりに金がもうかれればいいではないかということは、赤ちゃんの命の安全が心配になります。

それから、保育時間の認定制度は先ほども少し申し上げましたけれども、親の就労状況により、この子は4時間保育ね、この子は8時間保育ね、というふうに保育時間の認定をされます。そうすると、子供の立場に立っていえば、そろって保育を受けることができなくなります。集団で成長するという保育本来の目的が壊されることになります。また、子供本人の育ちでいえば、短時間保育になった子供にとっては成長に欠かせない昼寝の時間の保障に困難が生じます。子供の成長に支障が起きます。子供一人一人の成長を保障する上でも大きな問題がそういう点ではあります。

また、保育所探しは親の自己責任になる。直接契約制度も導入されております。今、ほとんど保育は自治体が責任を持ちますから、保育所に入りたいというお母さんは保育所に行って申し込みをすれば、大体住まいはここにあつてこうですよと、保育所が責任を持って探すわけです。ところが、保育所は保育料を払うために受け取りますけれども、あんた保育所に入れたければ自分で保育所めぐりをしなさい、赤ちゃんを抱きかかえながらA保育所ではだめです、じゃあ、B保育所もだめです、C保育所もだめですということを3法の中ではうたっているわけです。赤ちゃんを抱えた若いカップルにとってはこれは大変なことだと思います。

もう一つは、営業というか経営にとっても、みんなが今は8時間保育のつもりで保育料計算されますけれども、短時間保育の子供が多くなれば経営に支障が起きます。どうするかというと、保母さんを正規で雇えなくて臨時の保母さん、ころころ変わる。介護保険がそうですが、給料が安いために介護の寮母さんは本当にころころ変わっています。特に子供にとっては自分を面倒見てくれる人がころころ変わるというのは情緒不安につながっていきます。

そしてまた、建設や改修費などの国庫補助制度の廃止などなど、本当にハードの面でもソフトの面でも保育環境の悪化をもくろんでいるわけです。それを先ほど課長が言いましたけれども、国のほうから回ってきた文書は「質のよい保育を確保し」と。何を言うんだと思います。私は職員の皆さんにも自分のところにかかわり合いがあるのが出てきたら、やはり自分で資本投資をしてもきちんと、自分にかかる法律なんかについては勉強していただきたいなと思います。

善は急げと言いますけれども、悪いほうは慎重に私は取り組むべきだと思います。近隣の

ところでもまだ上程していないということは、慌てる必要はないんだということだと思えます。

こういう理由によって、私はこの本条例の制定に反対の討論といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 根本です。

賛成討論とか、野中議員みたいにちょっと詳しく勉強しているわけじゃないんですけども、一般的なことを言わせてもらって賛成したいと思います。

まず、子ども・子育て支援法の第1条に目的が書かれていると思います。第1条にはですね。それで、それ以下の一般的なことで言うと2条、3条、4条についてはなぜ2条を設けるのか、なぜ3条を設けるのかという目的は書かれていないはずです。あくまでもこれは子ども・子育て支援法が制定されて、その目的を達成するために77条の第1項にこういった審議会を設けなさいと書かれているだけだと思います。だから、目的はなぜこれを設ける、2条、3条、4条、5条、ずっと77条あるけれども、なぜその条文を設けるかというのはその都度書いていないはずです。ですから、第1条の子ども・子育て支援法がどういった目的なのか、すみません、私勉強不足でわかりませんが、その目的を達成するためにこれが必要なんだよということだと思えますので、もしその第1条に子どもの支援法に目的が書かれているのであれば、それを達成するために必要だということで私は賛成したいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第9、議案第5号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 最後のページになりますけれども、13ページでございます。

議案第5号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、初めに提案理由でございます。

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴う改正であります。

現在、児童を持つひとり親家庭に対しまして、医療費の助成を行っております。そこに、現行の支給要件に、配偶者からの暴力の防止等を追加する改正を行うものでございます。

それでは、本文でございます。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等助成に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、最後の「オ」を追加するものでございますけれども、読み上げます。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号カ中「アからオ」を「アからカ」に改め、同号カを同号キとし、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オでございます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者」を加えるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(小高芳一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

長時間ご苦労さまでした。

なお、明日3月7日の会議は提案されている事件が多いことから、会議の開始時刻を午前9時に繰り上げて開くこととしたいと思いますので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の会議の後、議員各位にはご協議いただきたいことが1点ありますので、引き続きご出席いただきますようお願いいたします。

これにて本日の会議を閉じます。

散会とします。

大変お疲れさました。

(午後 6時06分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

平成25年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成25年3月7日(木)

午前 9時00分 開議

出席議員(12名)

1番	根本年生君	2番	正木武君
3番	吉野一男君	4番	麻生勇君
5番	野村賢一君	6番	江澤勝美君
7番	志関武良夫君	8番	渡辺泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	小高芳一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	矢代健雄君
総務課長	花崎喜好君	企画財政課長	小野田光利君
税務住民課長	関晴夫君	健康福祉課長	磯野幸子君
子育て支援課長	石井政一君	建設課長	磯野道夫君
産業振興課長	菅野克則君	環境水道課長	川寄照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	渡辺嘉昭君
教育課長	高橋啓一郎君	生涯学習課長	加曾利英男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	大竹義弘
------	------	----	------

議事日程(第2号)

日程第1 議案第6号 大多喜町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について

日程第 2	議案第 7 号	大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 8 号	大多喜町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第 4	議案第 9 号	大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について
日程第 5	議案第 10 号	大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 6	議案第 11 号	大多喜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 7	議案第 12 号	大多喜町天然ガス記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 13 号	大多喜町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 14 号	大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 15 号	大多喜町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
日程第 11	議案第 16 号	大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 17 号	大多喜町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
日程第 13	議案第 18 号	大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
日程第 14	議案第 19 号	夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 15	議案第 20 号	土地の取得について
日程第 16	議案第 21 号	大多喜町基幹集落センター耐震改修工事請負契約の変更について
日程第 17	議案第 22 号	平成 24 年度大多喜町一般会計補正予算（第 12 号）
日程第 18	議案第 23 号	平成 24 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算

(第 1 号)

日程第 19 議案第 24 号 平成 24 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 20 議案第 25 号 平成 24 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 21 議案第 26 号 平成 24 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 22 議案第 27 号 平成 24 年度大多喜町水道事業会計補正予算 (第 4 号)

日程第 23 議案第 28 号 平成 24 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 24 議案第 29 号 平成 25 年度大多喜町一般会計予算 (提案説明)

日程第 25 議案第 30 号 平成 25 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 (提案説明)

日程第 26 議案第 31 号 平成 25 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算 (提案説明)

日程第 27 議案第 32 号 平成 25 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算 (提案説明)

日程第 28 議案第 33 号 平成 25 年度大多喜町介護保険特別会計予算 (提案説明)

日程第 29 議案第 34 号 平成 25 年度大多喜町水道事業会計予算 (提案説明)

日程第 30 議案第 35 号 平成 25 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算 (提案説明)

追加日程第 1 議案第 36 号 暗渠排水工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

（午前 8時58分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第1、議案第6号 大多喜町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） おはようございます。

それでは15ページをお開き願います。

本文に入る前に提案理由を説明させていただきます。

老人福祉法第11条に規定する老人ホーム入所措置の判定につきましては、これまで大多喜町老人ホーム入所判定委員会設置要綱に基づき実施しておりましたが、現在の諸制度に適合が困難になってきております。老人福祉法に規定される行政事務を適正に行うために、本条例を制定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第6号 大多喜町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について。

大多喜町老人ホーム入所判定委員会設置条例を次のように制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、大多喜町老人ホーム入所判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 町は、老人福祉法第11条第1項第1号及び第2号に定める措置の適正な実施を図るため、大多喜町老人ホーム入所判定委員会を設置する。

（所掌事務）

第3条 委員会は、措置の開始、変更及び廃止についてその要否を総合的に判断し、その

結果を町長に報告するものとする。

(委員)

第4条 委員会の委員の定数は5人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 老人福祉施設の職員

(3) 民生委員児童委員

(4) 地域包括支援センターの職員

(5) 保健所の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前2項の規定にかかわらず委員を解職することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 委員たるにふさわしくない非行があったとき。

(3) 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用したとき。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 委員長は委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議は公開しない。

5 委員会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録等)

第7条 委員会は、委員名簿及び会議の議事録を常に整備しておかなければならない。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その職務の執行から除斥される。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中特別養護老人ホーム運営委員会委員の項の次に次のように加える。

老人ホーム入所判定委員会委員、半日額3,500円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） この条例が事案の事情に則してこないということで改正するというところで、今、説明があったんですけど、具体的にどんなところがあるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 平成12年に介護保険法が成立しまして、それ以前に措置された方はいらしたんですが、今までは措置の必要な方はいらっしゃいませんでした。

ところが、近年になりまして町も高齢化が進み、過疎化の影響などにより独居高齢者ですとか、高齢者世帯が増加してきております。また、経済的な事情により、非常に生活の困窮をされている方もいらっしゃいます。また、同居の家族がいらしても介護を放棄したり、形態的な虐待と申しますか、本人の年金を家族が搾取してしまうというような事例も起こって

おります。

そういう中で、養護老人ホームにつきましては、法律上措置でないと入所できないということになっております。だから、特別養護老人ホームにつきましては、介護保険法の契約ができれば入所ができるんですけれども、そういう家庭環境、周りの環境によって契約ができない場合に措置をせざるを得ないというようなケースが出てきておりますので、この条例を上程させていただきました。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

しだかつて、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第7号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、19ページをお開き願います。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月に公布され、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴う条例の一部改正でございます。

す。

では、本文に入らせていただきます。

議案第 7 号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

第 3 条第 1 項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同項第 5 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則、この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 3、議案第 8 号 大多喜町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、21ページをお開き願います。

本文に入る前に提案理由を説明させていただきます。

病原性の高い新型インフルエンザ等の新しい感染症から国民の生命を守り、健康を保持し、国民生活や経済活動に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布され、政令により1年以内に施行されることとなっております。

法第34条において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、市町村長は、市町村行動計画の定めるところにより、市町村対策本部を設置しなければならないとされていることから、本条例を定めるものでございます。

なお、現在国において行動計画を策定中であり、それを受けて都道府県、市町村が順次行動計画を策定する予定となっております。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第8号 大多喜町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

大多喜町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大多喜町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 大多喜町新型インフルエンザ等対策本部長は、大多喜町新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び事務連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

- 2 本部長は法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に

出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この中身について、行動なんかの提案については後から来るということなんですが、法案が審議されたときに集会とか施設を使うことなんかについて、強権的に制限するということについて疑問が出ていると、制限した方がいいというのはわからないわけではありません。感染する機会が少なくなるということで。

だけれども、もう一つ懸念されることは、それを理由にして集会とかを強制的に制限する、集会なんかの、憲法で保障されているそういうものを破るようなことも、破るといって違反するような行動ができる可能性も出てくるわけで、町がもしこれをやるときには、そういうものに対して、積極的にはやらないというような保障はしてもらえるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 集会の規定等につきましては、今後策定される行動計画の中で示していくことになります。

行動計画につきましては、議会の中で審議をしていただくことになっておりますので、またそのところで、皆様のご意見をいただきながら計画を策定していくということになります。ですので、そこら辺のところは、今のところはっきりと私のほうから申し上げることはできません。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第9号 大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第9号 大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について、23ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

この条例は、地方分権改革を推進する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法、平成23年8月30日公布により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する基準を条例で定めるものとされたことから、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下

「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)24ページをお願いいたします。第8条の17第2号イからチまでに掲げる者。これは同様に、終了学科、実務経験等それぞれの資格要件をうたったものでございます。

(4) 第3号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定提案を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(小高芳一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 技術士というのは大変な資格だと思うんですけども、今、大多喜町の環境センター関係ではいるのでしょうか。

○議長(小高芳一君) 環境水道課長。

○環境水道課長(川寄照恭君) 現在のところはいません。

今回2月の段階ですと、職員が研修を川崎と横浜、10日間研修を行いました。それによって、試験受けて、その結果でこの資格が得られるということになっております。

以上でございます。

○議長(小高芳一君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 世間的にも大きく認められた資格だと思うんですね。それに対して、町はそれ相応な手当てというか、対応をするのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま、野中議員さんのご質問の技術士法という中にうたわれている技術士というのはですね、ご質問のとおり大変な資格でありまして、これはそう簡単に取り得る資格ではございません。その技術士ではなくて、いわゆるそういう処理場を管理する講習を受けて、試験を受けて資格という形にするものであって、今で言う技術士法の非常に難しいものの技術ではないということなんです。ですから、今の考えている技術士とは違いますので。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第10号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは25ページをお開き願います。

初めに、提案理由を説明させていただきます。少し長くなりますが、お許してください。

平成23年制定の法律第37号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、従来厚生労働省令で定めていた地域密着型介護

サービスにかかわる人員、設備及び運営並びに事業者の指定等に関する基準について、町が条例で定めなければならないことになりました。

対象サービスは、定期巡回、随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスの8種類、原則、市町村内に限定して提供する地域密着型サービスと言われるものでございます。

必ず国基準に適合しなければならない、従うべき基準に該当する事項は従業者に関わる基準及び員数、居室等の床面積、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準及び小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準、指定地域密着型老人福祉施設の入所定員及び申請者の法人格の有無にかかわる基準であります。

基準に該当する項目については、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所以外のサービスの両定員となりますが、特段の事情や地域性は認められないと判断するため、現行の省令どおりの基準といたします。

参酌すべき基準に該当する項目については、基本方針や運営に関する基準でございまして、地域密着型サービス以外の基準や地域の状況から、適切にサービスが提供されるよう考慮いたしました。

それでは、本文に入らせていただきます。

25ページになります。

議案第10号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法第78条の2第1項に規定する、これは指定地域密着型サービス事業者の指定に関する条項でございます。規定する数、同条第4項第1号に規定する者、法第78条の4に第1項に規定する基準及び員数、同条第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第2条 法第78条の2第1項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行

う事業において、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの入所定員の数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者)

第3条 法第78条の2第4項第1号に規定する者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 地域密着型老人福祉施設を除き、従うべき基準に該当するため厚生労働省令第34号を基準としますが、記録の保存期間は省令では2年間とされているところを、介護給付費の返還請求は5年間と定めていることから、大多喜町の条例では5年間とするものでございます。それが第4条になります。

第5条 指定地域密着型特定施設入所者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について1週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供にかえることができる。

2 指定地域密着型特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。この場合において、特に異性から見られることがないように配慮するものとする。

第6条 指定地域密着型介護老人福祉施設における一の居室の定員は、4人以下とする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会にかえることができる。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。この場合において、特に異性から見られることがないように配慮するものとする。

第7条につきましては、同じ老人福祉施設のユニット型の施設について同じように規定したものでございます。

(区域外の事業所の特例)

第8条 法第78条の2第1項の申請に係る事業所が町の区域外にある場合であって、町長が必要と認めるときは、当該事業所について、第2条から前条までに掲げる基準等にかかわらず、当該事業所が設置される市町村又は特別区が条例で定める基準等を基準等として適用することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 省令の規定が改正されたときは、速やかにこの条例の改正の要否について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。

3 前項に定める場合のほか、この条例に定める基準等については、町の状況を踏まえ、随時検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番渡辺泰宣君。

○8 番（渡辺泰宣君） 26ページの第5条の中に入っている清しきという言葉の内容についてちょっとわかりやすくお願いしたいと思います。

それともう一つ、第7条のユニット型指定密着型介護老人福祉施設とはどういうタイプの施設なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） まず1点目は、清しきという言葉の意味でございますが、平たく言えば体を拭くということでございます。入浴ができない、そのかわりに体を拭くということです。

それから、第7条のユニット型の施設についてですが、一般的には、例えば大多喜町の老人ホームを想像していただきますと、今80人の定員が同じ建物の中に一緒に入居している状態です。

ユニット型と申しますのは、最大で10人ずつのグループになった建物が幾つか集まって1つの施設を構成している。そしてそのユニット型の中で管理運営が基本的にはされているというような状態のものをユニット型と申しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、次の議案11号の大多喜町指定地域密着型、これ介護がつ

いているんだけど、同じような内容、この関連性とか違いとか何かをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護認定におきまして、介護認定の区分が要支援1、要支援2、それから要介護1から5と、7段階に分かれております。それで、要支援という区分に該当する方への介護サービスにつきましては、介護予防サービスというふうにっております。要介護の方につきましては、介護サービスというふうにしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 第5条で入浴のことがうたってありますね。これ、介護認定受けた方しか該当しないのか、また介護支援1、2と課長言っていますけど、それらの方も受けられるのでしょうか。

また、認定を受けなくても、それなりに、頭はしっかりしているけど体のほうは言うことを聞かないとか、また家庭的に、風呂に入れられないような老人もいると思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） まず、入浴に関してですけれども、第5条に規定する入浴につきましては、これは特定施設入居者生活介護という事業の中で行っておりまして、施設に入所できる該当者は要介護以上の認定を受けた方でございます。

それから、介護予防のほうでございますけれども、介護予防は、グループホームが要支援2の方から利用できることになっておりますけれども、基本的には介護予防の方は施設入所ではなくて、通所という形、または訪問という形でサービスを受けるということが原則になっております。

そういう予防の方は、入浴を受けられないのかということになりますけれども、通所をしていただいたときに入浴のサービスを受けることは可能であります。それにつきましては、次の議案の中の基準の第3条のところで規定してございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第6、議案第11号 大多喜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(磯野幸子君) それでは、29ページをお開き願います。

本文に入る前に提案理由を説明させていただきます。

議案第10号同様に、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、条例の制定が必要となりましたので提案するものでございます。

対象サービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の3種類の地域密着型介護予防サービスでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法第115条の12、これは、地域密着型介護予防サービスに関して規定する条項でございます。法第115条の14第1項に規定する基準及び員数並びに同条第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定を受けることができる者)

第2条 法第115条の12第2項第1号に規定する者は、法人とする。

第3条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る介護予防のための、厚生労働省令第36号の基準とし、提供に関する記録の保存期間を本町の条例では5年と定めるものとございます。

第4条 区域外の事業所の特例について定めたものとございます。

附則につきましては、議案第10号と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この宿泊を伴う介護施設については、夜間の宿直が1人とか、大体認知症の方が多かったりして対応しきれないという問題とか、それから、規模が小さければスプリンクラーは設置しなくてもいいというようなことが、もう自主的にということなんかだと思えるんですけども、そういう、いざというときの避難体制なんかについては、この中で述べなくてもいいのでしょうか。できれば、この前長崎で起きたのも国の基準はクリアしているんだけど、消防署はスプリンクラーをつけるようにと言って、ずっとやったんだけどついていなかったと。全て国の基準とかではなくて、やっぱり町がこういうのをつくるとしたら、より安全な規制をかけるということも必要ではないかと思うんですけども、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 現在、大多喜町で事業所のあるのは、地域密着型認知症生活介護、要するに認知症のグループホーム1施設だけでございます。その施設は、昨年開所したんですけども、スプリンクラーが設置されております。

今後、地域密着型の事業所がこの大多喜町の地域でも展開されるようになりましたら、附則に掲げてありますように、状況を考慮して、また検討をするということを考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第7、議案第12号 大多喜町天然ガス記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(菅野克則君) 31ページをお願いいたします。

議案第12号 大多喜町天然ガス記念館の設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。

本文に入る前に提案理由でございますが、本案は関東天然ガス開発株式会社が天然ガス事業80周年記念事業の一環として、大多喜駅前の観光本陣脇町有地に建設し、本町に寄贈されます、大多喜町天然ガス記念館の設置及び管理について必要な措置を講ずるため、本条例を制定するものでございます。

次に条文でございますけれども、事前に議案が配付されておりますので、趣旨のみにて説明にかえさせていただきます。

中ほどになりますけれども、大多喜町天然ガス記念館の設置及び管理に関する条例。

第1条は、この条例の趣旨でございます。この条例は、地方自治法の規定により大多喜町天然ガス記念館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、大多喜町天然ガス記念館を設置する目的について規定したものでございます。

第3条は、大多喜町天然ガス記念館の名称及び位置を定める規定でございます。

第4条は、大多喜町天然ガス記念館の設置目的を達成するために行う事業について規定したものでございます。

次のページ、32ページをお願いします。

第5条は、開館時間の規定で、開館時間を午前9時から午後5時までとするものでございます。

第6条は、休館日について規定するもので、12月29日から翌年の1月3日までを休館日とするものでございます。

第7条は、入館料について規定するもので、入館料は無料とするものでございます。

第8条は、入館の制限の規定で、記念館の平穏等を害する者の入館の制限、又は入館をさせることができる旨の規定でございます。

第9条は、記念館の施設等について破損等があった場合について、町について損害賠償をする義務の規定でございます。

第10条は委任の規定で、この条例の施行に当たり必要とする事項について別に定めることの規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ただでいただいたんですけれども、これから先、維持管理費がかかっていくわけです。1年間の維持管理費どのくらいかかっているのか。それから、これ何とか町民にとって意識の改革、高揚とか、私は基本的には天然ガスはいいと思っているんですが、ここを拠点に町の活性化を図るような計画はないのでしょうか。考えていらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 経費でございますけれども、25年度から開館します。約38万9,000円の経費を見込んでございます。

あと、拠点で町の活性化ということでございますけれども、天然ガス記念館、千葉県で最初の、前は全国で一番最初のガス事業発祥の地だということを言われておりますけれども、最近は何か新潟のほうがそういう会社があったということで、千葉県で最初の記念館でござ

います。これは、歴史的にも大きなことでございますので、これの記念館につきましては、町の活性化の1つになるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 管理運営の件について、開館時間中は役場の職員の方が常駐するとか、そういったことになるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 無人でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「すみません、今の件について。無人ということは、何かあったときにはどのように対処なさる、何かここで事故とか破損とかありましたら、その際はどのように処理を」の声あり）

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 破損等あった場合ですね、その場合すぐに駆けつけられません。火災等には対応できると思いますけれども、でもすぐ脇に観光本陣ございますから、その職員が対応するようになると思いますけれども、例えば中の施設で、展示品ですけれども、会社等の話の中で展示品について、例えば破損あるいは盗難、そういうものに遇った場合でも対応できる展示品だというふうに聞いておりますので、その辺は会社のほうも了解をしているところでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

9 番吉野僖一君。

○9 番（吉野僖一君） 先ほどの経費が38万9,000円という、その内訳をちょっとお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） これから、予算でございますけれども、承認された場合でよろしいでしょうか。新年度予算が承認された場合でよろしいでしょうか。それで申し上げます。

まず、例えば需用費ですね。電気料、ガス料、これが17万3,000円ですね。あと、消防設

備の点検がございます。これが1万円ですね。それとあと、夜間警備委託、これが約19万7,000円です。それには窓ガラスも清掃も入っていますけれども、あとマットの清掃が9,000円です。合わせまして38万9,000円です。これは、新年度予算が承認されたときの金額でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 当然、火災保険とか、そういう保険類は入っていないんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 私ども企画財政のほうで管財の係を持っておりまして、町有の施設については、私どもで一括で保険のほうへ加入しますので、できた時点において、また加入の手続きをとらせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第8、議案第13号 大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 33ページをお願いいたします。

議案第13号 大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本文に入る前に提案理由でございますけれども、本案は土地改良法の改正に伴い、町が行う町営土地改良事業に要する経費について、賦課徴収に係る土地改良法の引用条文及び土地改良施設等の災害復旧のために、早急に工事を実施するための手続に係る土地改良法の引用条文について改正がございましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、条文でございますけれども、中ほどになります。

大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和54年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条は目的の規定でございますけれども、第1条中「第96の4」の次に「第1項」を加える。

第4条は9市、いわゆる土地改良施設等が災害を受けた場合、応急に工事をする場合の特例の規定でございますけれども、第4条中「第96条の4」の次に「第1項」を加え、「第49条」を「第88条第1項」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第9、議案第14号 大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 35ページをお願いいたします。

議案第14号 大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本文に入る前に提案理由でございますが、本案は本町が設置及び管理をしております大多喜町基幹集落センターの所在番地の修正及び耐震改修工事の実施により、施設設備に変更が生じましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

次に条文でございますけれども、中ほどです。

大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条は、基幹集落センターの名称及び位置を規定するものでございます。

第4条は定義の規定でございますが、削除でございます。

次に別表でございますが、別表中の調理実習室の項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 調理実習室を削るということで、子供たちの待合室にするというところなんです、老川、冬は寒いんです。どんなような設備を持ってくるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 子供たちが待合します。寒い、暑いときもあります。空調は入れます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午前10時03分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第10、議案第15号 大多喜町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） それでは、議案書37ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、議案第15号 大多喜町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、本文に入る前に提案理由の説明をさせていた

できます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法が平成23年5月2日に公布されました。これに伴い、町が管理する町道の構造の技術的基準及び案内標識の寸法について政令で定める基準を参酌して、道路管理者である各自治体にて定めることとされていることから制定をするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例。

(趣旨)

第1条 この条例は道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項に規定する町道の構造の技術的基準及び法第45条第3項の規定による町道に設ける案内標識等の寸法を定めるものとする。

(町道の構造の技術的基準)

第2条 法第30条第3項に規定する町道の構造の技術的基準は道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準（市町村道に係る部分に限る。）とする。

(町道に設ける案内標識等の寸法)

第3条 法第45条第3項に規定する町道に設ける道路標識のうち道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「命令」という。）第3条の2に規定する案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、命令別表第2案内標識の部及び警戒標識の部並びに備考一の（二）の1から8まで及び10、（五）の1から7まで並びに8の（1）及び（2）並びに備考二の（二）に定める寸法とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 道路構造令に定める基準（市町村道に係る部分に限る。）並びに命令別表第2案内標識の部及び警戒標識の部並びに備考一の（二）の1から8まで及び10、（五）の1から7まで並びに8の（1）及び（2）並びに備考二の（二）の規定が改正されたときは、速やかにこの条例の改正の要否について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じなければ

ならない。

3 前項に定める場合のほか、この条例に定める基準及び寸法については、町の状況を踏まえ、随時検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） ちょっとお尋ねします。

法の第30条の3項に規定する町道の構造の技術的基準というのが、ちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） これにつきましては、幅員とか線形、視距、勾配等のことでございます。30の3の規定というのは、都道府県及び市町村道の構造の技術的基準は政令で定める基準を参酌して当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるということでございますが、この30。

（「議長、ゆっくりと説明するように言ってよ」の声あり）

○議長（小高芳一君） 建設課長、ゆっくり説明をお願いします。

○建設課長（磯野道夫君） 車線の幅員とか、そういうものでございまして、町の部分といたしましては、道路の区分といたしましては第3種、第4種とがございまして。これは等級でございまして、第3級でいきますと道路との車線幅員が3メートル、第4級でいきますと2.75、第4種にいきますと第1級で3.25、第2級、第3級で3メートルというような感じになっております。

それとあと、路肩とかそういう基準でございまして、路肩につきましては3種1級になりますと、0.75、第2級からいきますと0.5というような感じの幅員と規制とか、そういうものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありますか。

11番野中眞弓君。

○11 番（野中眞弓君） 今、江澤さんから質問出ましたけれども、ここには具体的な数字が1つも掲げられていません。みんな国の基準でやるということなんですけれども、それであれば、こういう条例をわざわざつくる必要ないんじゃないかと思うんです。

今の町道の実態というのは、一体どうなんでしょうか。これができることによって、国の基準に合わせるよというふうに理解するんですけども、簡単に教えてください。私、町の条例だったら具体的な数字が出るべきではないかなというふうに思うんですけども、その出ない理由、どうしてでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 今回の条例の制定につきまして、義務枠条例ですか、技術的基準に関するものでありまして、政策的なもの、裁量といたしますか、そういう余地がないものがほとんどでございますので、今までどおり道路構造令ですか、それに基づいてやっておりますので、それが妥当ではないかということで道路構造令を基準にしたものと。

○議長（小高芳一君） 建設課長、もう少しゆっくり、はっきりとお願いします。

○建設課長（磯野道夫君） 今回の条例の改正につきましては、義務枠条例は技術的基準に関するものでございまして、政策的裁量の余地がほとんどないというようなことでございまして、省令基準を条例化というような形で現在、道路構造令もやっておりますので、そのまま使用することが妥当ではないかというようなことで、道路構造令をもとに条例を定めたいというようなことでございます。

現在の町の状況でございますが、補助事業等につきましては、現在道路構造令ですか、それを基準に実施をしております。ただし、幹線道路だけでございまして、地域の生活道路といたしますか、地区内の道路につきましてはこれに該当しない場合もございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

3 番吉野一男君。

○3 番（吉野一男君） 町道の3条、町道に設ける案内標識等の寸法と書いてあるんですけども、この関係なんですけれども実際にですね、町道が何路線あって、これに該当する路線がどのくらいあるのか、できれば回答をお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 大変申しわけありません。路線数の資料が今ございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

現在、この案内標識といたしますか、立っているのは西畑の駅のそばと紙敷ですか、これは農道のところに立てた農免道路ですか、それで立っているものがあるだけだと思います。町内には、その2件くらいだと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第11、議案第16号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） それでは、議案書39ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第16号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法が平成23年5月2日に公布され、公営住宅法について第1次一括法第32条において入居者資格等が改正されることとなりました。現行の公営住宅法においては、入居者の収入要件は公営住宅法施行令により定められておりますが、第1次一括法の改正により、公営住宅施行令は収入要件の範囲を示し、収入要件について事業主体が公営住宅施行令の基準を参酌し、条例で定めることとされています。

このことから改正を行うものでございます。なお、金額については現行と同額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号アを次のように改める。

ア 入居者が身体障害者である場合、その他の特に住居の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合、21万4,000円。

（ア）入居者又は同居者に次項第2号（同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。）から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合。

（イ）入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合。

（ウ）同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合。

第5条第1項第2号イ中「、旧令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ウ中「、旧令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第12、議案第17号 大多喜町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 議案書41ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第17号 大多喜町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法が平成23年5月2日に公布され、現行では公営住宅の整備基準は公営住宅法第5条第1項において、公営住宅等整備基準で定められていますが、第1次一括法において公営住宅の整備に関する基準は、事業主体が省令の基準を参酌し、条例で定めることとされていることから大多喜町営住宅等の整備基準を定めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営住宅等の整備基準を定める条例。

(趣旨)

第1条 この条例は公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定による町営住宅の整備基準及び町営住宅に併せて整備する共同施設の整備基準を定めるものとする。

(整備基準)

第2条 法第5条第1項及び第2項の規定による町営住宅の整備基準及び町営住宅に併せて整備する共同施設の整備基準は公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）に定める基準とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 この条例に定める基準に関する公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）の規定が改正されたときは、速やかにこの条例の改正の要否について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。

3 前項に定める場合のほか、この条例に定める基準については、町の状況を踏まえ、随時検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

以上で、大多喜町営住宅等の整備基準を定める条例の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第13、議案第18号 大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第18号 大多喜町水道事業に係る技術上の監

督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、43ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

この条例は、地方分権改革を推進する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法（平成23年8月30日公布）により、水道法の一部改正されたことに伴い、これまで法で規定していた技術上の監督業務を要する水道の布設工事の範囲、水道の布設工事監督者の資格に関する基準及び水道技術管理者の資格に関する基準を条例で定めるものとされたことから、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、町水道事業に係る水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事及び同条第2項に規定する布設工事の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格並びに法第19条第3項に規定する水道技術管理者の資格を定めるものとする。

（技術上の監督業務を行う水道の布設工事）

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造に係る工事とする。

（1）1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事。

44ページをお開きいただきたいと思います。

第2号、沈でん池、ろ過地、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条第1項に定める資格とする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、政令第6条第

1 項に定める資格とする。

これは、高等専門学校等の土木科または、これに相当する課程を修めて卒業後、5年以上実務経験または、10年以上の実務経験者で、水道の布設工事監督者たる資格を有する者を言います。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 第3条及び第4条の資格に関する政令の規定が改正されたときは、速やかにこの条例の改正の要否について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。

3 前項に定める場合のほか、この条例に定める基準等については、町の状況を踏まえ、随時検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

以上で、大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定提案を終わります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ここで言われている布設工事監督者とか、もう一つ、水道技術監督者の資格は、業者が求められているのか、施主として町が求められているのかということをまず伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 町の職員でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、今この資格を持っている職員はいるのでしょうか。もし、いないとすれば今後どういうふうな対策を考えているんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 現在おります。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第14、議案第19号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第19号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてのご説明をいたしますので、議案つづり45ページをお開きください。

本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約第4条第10号に、組合が共同処理する事務として、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること、という事務が規定されています。しかし、平成25年4月1日付で「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることとなりました。

これに伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の規約中、共同処理する事務に規定する「障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること」の事務を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること」に改めようとするものでございま

す。

一部改正する規約の改正について、地方自治法では関係市町の協議により改正する必要があるため、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように改正する。

第4条第10号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則、この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第15、議案第20号 土地の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第20号 土地の取得についてのご説明をさ

させていただきますので、議案つづり47ページをお開きください。

本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

本土地については、現在農林省、森林管理事務所の土地であり、今後、町で企業を誘致する際に必要な土地でございます。

この土地を土地開発基金により取得しようとするもので、取得に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

所在地番、大多喜町市川字大下川1番1外2筆でございます。地目、原野（現況地目 雑種地）でございます。面積、6,649平方メートル。取得方法、随意契約。取得価格2,100万円。所有者、農林省でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

（「議長」の声あり）

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） この件に関して、動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっている土地の取得についての議案第20号に関して、この前全員協議会でも少しもめましたけど、この件につきまして、議員相互の意見を十分に聞く必要がありますので、自由討議をすることを望みます。もし、採決されたならば、参考人として企画財政課長も同席していただければと思います。

以上です。

（「賛成」の声あり）

○議長（小高芳一君） ただいま5番野村賢一議員から、討議を行うことの動議が出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

討議を行うことの動議を議題として採決します。この採決は挙手によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、討議を行うことの動議は可決されました。

ここで暫時休憩します。

議員各位には、この休憩時間に議員控室において、ただいま議題となっております事件について討議を行いますのでご参集願います。なお、会議の再開は11時10分からの予定で行います。

(午前10時49分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時49分)

○議長（小高芳一君） ただいま自由討議でいろいろ意見が出ましたけれども、これから質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） いま一度この取得に関してですね、町長のざっくばらんなお話をですね、私個人としてはもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先般もお話は申し上げたんですが、ある程度、やはり地域ごとにですね、コンパクトな形でそれぞれ特徴を生かした中で、やはりその地域の開発をしていかなければいけない。特にこっちの地域につきましてはですね、もう自然に生活の空間といいますか、商業、工業地域の中でやっております。これは、西畑から老川につきましては、老川は特に観光という面でございます。しかし西畑地区については、この間も話しましたが正直なところ何もないという中で、やはり健康といいますか、農業、そういったものを含めまして、そこに少しは手を入れていかなければいけないということでございます。

それで、たまたま農林省の土地の払い下げという中で話がございましたので、面積的にも、非常にコンパクトな土地なので、ちょっとした中小の企業には非常に向いているかなと思っております。そういうわけで、企業誘致を含めて、やはり考えていくところでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

2 番正木武君。

○2 番（正木 武君） 課長も町長もきょう結論出せと、否決をそんなに望んでいいのかと思うんですけど、どう思いますか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 否決を望むのではなくてですね、実は先般もお話しいたしましたけれども、農林省の財産の3月31日、今月のうちにこれが、いわゆる売却できないときに、財務省に資産を移すということになっているんですね。ですから、今月のうちにそれができなければその手続をしていかなきゃいけないということで、正直もう、日にちがぎりぎりなんです。そういうことで、その結論を先方にお伝えしなければいけないということで。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 13日までに結論を出せという話なんですよ。それなら、もう一回もんでもらったかどうかという話を町長からしたらどうなんですか。逃げ道を議員に、議員が否決したからこれだめだったんだよと、町長はそれで逃げちゃうんじゃないですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私は逃げるつもりもございませんし、私どもはやはり選挙民からですね、やはり選挙で負託を受けた以上、我々がやる仕事というのは、決断をする、そして責任をとるとというのが私どもの仕事でございます。ですから、当然のことながら、私も決断をした以上やはり責任をとるのは私の仕事でありますし、議員の皆さんも同じだと思うのです。ですからやはり、どっかで決断をしなければいけないし、それは最終的にやはり自分としても、それはそれでまた次の手だてを考えるとということだと思えます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

2番正木武君。

○2番（正木 武君） それならもっと説得する話をしてもいいんじゃないですか。ふてくされて、きょう結論出せよという話を課長も言いましたけど、これはあくまでもふてくされた言葉であって、もう少しみんなで考えてもらえませんかとかいう話はしなくちゃいけないんじゃないですか。町長として。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはですね、農林省のことは大分もんでおりまして、それでもう正直延びに延びてる案件なんです。ですから、これ以上やはり、先方さんに、次の準備のものもありますのでね、これはどうしてもやはり難しいものであれば、私もいたし方ないと思っております。ただ、これがだめだからといって、地域に手を抜くということではございませんので、これはこれとして結論を出していただければと思っています。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、この3月で買えないと財務省のほうに行くということで
すけれども、財務省のほうに行った段階でのこの土地の購入は、取得は可能なんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その辺がちょっとわかんないんですけれども、財務省に行った場合には、恐らく一般公開入札になるんだと思うので、一般公開入札に町が札を入れるというのはあんまり芳しくないなと私は思っています。いわゆる役所間の譲渡という中で随意契約ということがあるんだと思いますけれども、公開入札に町が札を入れるというのは、私は芳しくないなと思っています。

○議長（小高芳一君） 7 番志関武良夫君。

○7 番（志関武良夫君） 皆さんから、いろいろと意見を出していただいて、私なりに考えてきたんですが、いろんな地域の人たちの意見、それから、地域外の議員さんの意見、そういったものの中で意見が分かれたことは確かでございます。しかし、今この土地を企業誘致として提案されているそのものについては、交通便、それからそういうものを含めた中の利便性ですね、そういったもの。それから、そのほかにももっと利用できる、便利ないいところがあるんじゃないかと言われるような意見も出ます。

そういう中で、やはりもう少し土地がなければ、これは企業に私も議会の中で今まで言ってきましたけれども、土地がなければ企業を誘致しようとしても企業は来てくれません、これは確かなことなんですね。

それで、この土地の面積、これは非常に魅力のある面積だと思いますけれども、ただ、この金額を投資してですね、そして企業が来るまで待つと、そういう確約が取れないものについての企業誘致というものについての反対意見も出ました。

その中で、やはりもう少し前もって企業の誘致ということであれば、町も前から、やはりそういったものを町長の公約にも載せてあるわけですから、積極的にそういったところの土地の見きわめですね、そういったものもできたんじゃないかなというようなことであります。

これからも、きょうのこの提案に対してあしたというような企画課長の話だったんですが、こういう問題についてはやっぱり、早急な結論というのは、議員としてはなかなか難しいんですよ。だから、ある程度期間を置いて十分なる検討をしてくださいと、議員の中で検討していただきたいということであって、その結論を出してもらうというような方法をとってもらいたいなというふうに私は思っているんですけどね。

13日の委員会の中でも、話をしなくちゃいけないというようなことでございますけれども、そうすると19日の本会議ではもう間に合わないというようなことでございますね。そうすると、日程的にどうなのか事務局のほうでも非常に困る、四苦八苦してるんじゃないかなと思いますけれども、事前にもう少し十分な議論がされる時間を持ってもらいたいなと。農林省からほかの部署に行くということであれば、その中でまた話ができるようになればですね、また違った角度からそういったものを模索して努力して、やはり取得可能であればそのような話に持っていくというようなことを考えていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、お話がありましたように、確かに私どもも農林省からのお話も実は突然でありましてね、あそこの土地はなかなか用地の境界確定の中でなかなかもめていたようでございます。そういうことで、裁判やったりなんかということで、1年前からその話は出てたんですが、結局裁判をやってようやく決着のついた土地のようなんです。それで、ぎりぎりまで来ちゃったということでありましてですね、私どもも先方の話では、22日までにお金が入ることが1つの条件なんです。そういうことで、22日を逆算しますと正直、かなり厳しいなと思っております。ただぎりぎり、あと何日かはできるだろうかと思うんですけども、その辺が、結論はですね、ある程度前向きな方向で、もし出されるようであればまた先方さんのほうにもお話しして、もう少し時間をくださいという話はするんですが、可能性が難しいとなれば、やはり早目に先方さんにお断りしたほうがいいかなと思っています。ですから、問題はそのぎりぎりまで持っていって、だめでしたよという話は先方さんにも申しわけないので、その辺がもし、見通しが立てられればの話だと思いますが。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫。

○7番（志関武良夫君） 議員の方々の中にやはり、隣接者との話し合いがされていないということで、前にも隣接者との間にトラブルがあったようなことも発言されています。そういう中でですね、そういうものは事前に、やはりクリアしておかないといけないと思うんですね。そういった点については、隣接者とはどういうお話になっていますか。それは十分、隣接者の方々の納得が得られた中での提案でしょうか。お聞かせ願いたい。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 一応ですね、今お話し申し上げたんですけれども、簡単に言いますと1年前から、昨年から準備はしていたんですね。今おっしゃいましたように、その隣接者と

非常に隣地でもめていたんですね、最終的には裁判で結論を出したということで農林省さんのほうが持ってきたということで、法的には裁判で結論を出しましたよということでうちのほうに持ってきたもんですから、ぎりぎりを持って来たところでございますね。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

9 番吉野僖一君。

○9 番（吉野僖一君） 地元の西畑としてはですね、なかなかまとまった土地が手に入りにくいので、これはできれば取得してほしいと思います。今後の町の発展のためによろしく願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 答弁はよろしいですか。

（「質疑応答」の声あり）

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） これが4 月以降財務省のほうに行くということでした。それで、財務省に行くと町のほうで応札するのはなかなか難しいということでした。

でも、応札できないということではないと思っております。だから、もし万が一、どういった結論になるかわかりませんが、取得という方向に即行しなかった場合にもですね、財務省に行った段階で、要は適正な価格で町としても購入する努力はしますよと、精一杯努力はして、なるべく西畑地区にこの土地が提供できるようにしますというような結論は出せないのでしょうか。結論というかそういったあれは。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは私どもも努力はいたします。ただ、一般的にはですね、財務省の場合は恐らく根本さんをご承知のように、財務省の場合は恐らく随契という話はなかなか難しいと思うんですね。ほとんど今ネットでも出ておりますけれども、公開入札というのが財務省の場合は一般的なやり方だと思うんです。それは、我々もその辺につきましては、努力はしたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（小高芳一君） 挙手少数です。

したがって、議案第20号は否決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時05分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 零時58分）

○議長（小高芳一君） 先ほど吉野一男議員から議案第15号につきまして、質問がございました。建設課長より答弁がございますのでお願いをしたいと思います。

建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 先ほど、吉野議員の質問に対して回答できませんでしたことにつきまして、回答をいたしたいと思います。

路線数でございますが、町内で513路線ございます。うち、1級が24路線、2級が52路線、その他が437路線でございます。

以上でございます。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第16、議案第21号 大多喜町基幹集落センター耐震改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 49ページをお願いいたします。

議案第21号 大多喜町基幹集落センター耐震改修工事請負契約の変更についてご説明いた

します。

本文に入る前に提案理由でございますが、本案は大多喜町基幹集落センター耐震改修工事の施工中に2階大会議室天井ボード及び屋上煙突部から石綿、いわゆるアスベストと疑われる物質が発見されたことから、詳細調査の結果、アスベストの含有する部材であることが確認されたことにより、除去工事を施工しなければならなくなったため、本工事において請負契約の変更をお願いするものでございます。

5,000万円以上の工事請負契約につきましては、地方自治法及び条例の規定によりまして、議会の議決に付さなければならない契約となりますので、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文でございますけれども、平成24年10月23日に請負契約を締結した「大多喜町基幹集落センター耐震改修工事請負契約」の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、変更前、大多喜町基幹集落センター耐震改修工事、変更後も変更前に同じでございます。

契約の方法でございますが、変更前、随意契約、変更後も変更前に同じでございます。この工事につきましては、指名競争入札の方法で9社を指名し、昨年10月に入札を行いました。入札の結果8社が辞退、1社については予定価格を上回っていたことから不落となりましたので、入札のあった大成建設株式会社から再度見積書を徴取したところ予定価格内でありましたので、随意契約の方法により10月23日に請負契約を締結し、工事を進めてきたものであります。

契約金額、変更前4,906万4,400円、変更後はアスベスト撤去及び処分工事費分が増額となりまして、5,727万6,450円でございます。

契約の相手方ですが、変更前、千葉県千葉市中央区新町1000番地、大成建設株式会社千葉支店執行役員支店長、近内滋。変更後も変更前に同じでございます。

工期でございますが、平成25年3月25日までで変更はございません。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、アスベストが出たということでお話があったんですけども、この問題に関しては、かなり再三世間でも騒がれた問題だったと思うんですが、この工事に入る前にこの部分が使われているかどうかということはおわかりにならなかったんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 耐震診断調査、23年度に実施をいたしましたけれども、この耐震診断だけで石綿の使用調査をしておりませんので、使用の有無はわかりませんでした。以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、町のほかの公共の建物はどうなのかなという問題がちょっと浮かぶんですけども、この辺いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町内の施設、いろいろな場所で管理をしておりますので、個々にお答えするより私のほうで一度お答えをさせていただき、その後詳細という話になりましたら、各課でお答えをさせていただきたいと思います。

大多喜町におきましては、学校や保育園を含んだ町有施設44カ所ほどございますが、そのアスベストに関する調査を平成17年度から毎年行いまして、最新では21年度に行っております。設計書等でアスベストの含有が疑わしいものについて、サンプルを採取して検査をしてきたものでございます。平成17年度には、小学校施設のアスベスト調査、また中学校施設のアスベスト調査、中学校でアスベスト、微量ですが出てきましたので、除去作業を行っております。

また役場庁舎、現在使っているこの庁舎ですが、役場庁舎の調査も行いました。また中央公民館についても、調査委託を実施をしておるところでございます。

ちなみに、役場の中庁舎につきましては、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトについて調査をしまして、アスベストは不検出であるということでございました。また、特別養護老人ホームについても、平成21年度に調査費と除去作業の設計監理業務、また除去作業を行っているところでございます。

その他の施設につきましても、もともと設計書等で資材とか使用資材とか吹きつけ等でアスベストの含有が認められないものにつきましては、含有量調査の対象からは外してございます。

結果として、微量の含有が認められ除去した施設といたしましては、先ほど申し上げました大多喜中学校、特別養護老人ホーム、ほかにいまだ除去していない施設といたしましては、環境センター、火葬場でございます。

また、今回提案の基幹集落センターにつきましては、当初設計図書では含有なしと判断されたところでございますが、先ほど産業振興課長が説明したとおり、実際に工事をしていく中で疑わしい材料が出てきたということで含有料調査をしたところ、微量のアスベストが検出されたということで今回、処理をするということでございます。

さらに、環境センターや火葬場につきましては、含有量が非常に微量でございまして、現在は安定している状況で、暴露というか飛散の状況がないためにですね、飛散防止の措置等は必要ないけれども消耗度合いとかにより除去をするとか、また解体・改修の際については、対応をとる必要があるという見解でございます。

また、心配であります現在の2つの保育園につきましては、つぐみの森保育園が平成11年、みつば保育園が平成16年に建設をしているところでございますので、アスベスト含有資材及び吹きつけ等を行っていない状況でございます。当初、なかなか設計書の中で処理量等は予測をできないものでございましたので、今回基幹集落センターについては、判明した時点において処理量また除去作業等について、計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

2番正木武君。

○2番（正木 武君） 自分の近くなもんで余り文句は言いたくないんですけど、今アスベストはあるってわかっていたのにこの見積もりからやる工事の人は、値段に入れてなかったというのはおかしいんじゃないですか。

それで、今まで庁舎もそうですけど、向こうのB&Gのほうもそうですけど、必ずこうやって追加が出ちゃうんですね。設計があって受け入れ業者があって、どこに責任がある、町に責任があるんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 今回の耐震工事のときには、耐震調査のみで石綿の調査はしておりませんでわかりませんでした。それで、その煙突と改修の2階の大会議室の天井ですけども、それを改修するに当たりまして、アスベストが疑われましたので、それを精密調査したところ、アスベストだということで今回の工事になったわけでございます。

ちなみにですね、解体・改修工事には、事前に石綿のあるなしの調査をするということで石綿があれば、撤去をすると、工事をする上で撤去をするということでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

2番正木武君。

○2番（正木 武君） 今課長のほうで、集落センターは含まれていると言ったわけですよ。

言ったよね、言わなかった。でも、設計は誰に責任があるというのはどこにあるの。こういう場合は。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） このアスベストにつきましてはですね、設計段階で正確な数字を盛り込むことができないということです。ですから、こういう形になります。ですから、正確な数字が見込めれば設計の中に入れられるんですけど、アスベストの場合は実際に開いてみないとわからない、だから設計段階でそこまでやるとなれば、別途のまた予算をとってアスベストの調査ということで、いわゆる天井を剥がしたり、いろいろなことをして、実際に相当の金額をかけて調査をするということになります。そういうことで、やはり工事の段階で見つかった段階でやるというのが一般的でございます。特にアスベストの場合は、そういう傾向でございます。

○議長（小高芳一君） 2番正木武君。

○2番（正木 武君） 開いてみたらアスベストが出たと。じゃあアスベストはもう既に工事現場から飛んだという可能性もありますよね。責任はどこへ持っていくんですか、そういう場合は。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） アスベストが飛んだということはございません。要するに、含まれているのが疑われたということで精密調査をしました。それで、アスベストが含まれているということで、まだ工事はしていませんので、工事をやる前に調査をするということで調査をしました。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ただいまの質問なんですけれども、実際的に公共施設は全部そういう形で大体は含まれているというのは大体わかっていますよね、当初から。それを何で設計の段階で、アスベストがあるなしの調査をして設計に組まないんですかね。それはちょっとおかしいと思いますよ、実際に。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今お話しいたしましたように、設計書を見ましてね、設計書の段階では恐らくないであろうという結論が出ていても、実際に開いていっているうちに、この材料は怪しいということが出てきて、それを精密検査をするとアスベストが入っているということになるんですが、さっき言いましたように、その量とかボリュームの問題とか材質の問題とかというのはいろいろ複雑なもので、そこで例えば見積書の中に入れる場合はですね、事前に今度は設計する設計の請負の中に、いわゆるその天井を剥がしたりいろいろやってみまして、それを採取して、そういう形の中で正確なボリュームを出さなきゃいけないという中で、大体一般的には、どこの建設現場でもアスベストについては、結局ほとんど手数料なんですよ。これは工事費ではなくて、いわゆる処理手数料でございますので、あとは飛散をしないような防護するというだけのことで、一般的にはそういう形でとっているようでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それはそれでいいんですけども、实际的にですね、入っているということであれば、変更契約をやるとまたその分は金を取られますよね。それだけじゃなくて、アスベストの関係だけじゃなくて。実際に、最初からアスベストを組んだほうが予算的には減額で済みますよね。これ、二重になっちゃいますので、補正だと。そういう点から、最初から組んで予算計上したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その点どうですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは逆でございまして、今の出た段階でやったほうが安いということとは、解体をして調査をする費用が2回払う分を1回で済むということでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） この大多喜町基幹集落センターの建設って、いつやったんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 昭和50年でございます。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） そのときには、アスベスト基準がなかったんですかね。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いわゆるアスベストというのはですね、昭和57年以前のものについて

は疑われるということでございます。そういうことで、大体一般的には。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第17、議案第22号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第22号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）のご説明をいたしますので、議案つづりの51ページをお開きください。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,236万7,000円とするものがあります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、繰越明許費の補正であります。

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」によるということで、56ページ

に第2表がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正、繰越明許費の事業として7事業がございます。まず、総務費町税費の税務総務事務費36万8,000円ではありますが、固定資産税、不服申し立てによる訴訟に係る弁護士費用で、判決が年度を越えてしまうことから繰り越し事業とするものであります。

次に、農林水産業費、農業費農業総務事務費16万9,000円については、隣接土地所有者境界確認申請書の訂正による訴訟に係る弁護士費用であり、判決が年度を越えてしまうことから繰り越し事業とするものであります。

同じく、農業基盤整備促進事業1億4,984万4,000円は、暗渠排水工事や用水路、排水路の改修工事等で国の経済対策補正予算により、急遽事業化した国庫補助金、交付金、事業であり、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものであります。

次の商工費、遊歩道整備事業692万5,000円は、面白遊歩道の測量調査業務であります。現在実施中の環境影響調査終了後、千葉県環境審議会に諮問し、意見内容を設計に反映しなくてはならずルートにも影響がありますが、審査会の開催が年度を越えてしまい、年度内の改正が見込めないことから繰り越すものでございます。

次の土木費、道路橋梁費、道路維持管理事業150万円は、1、2級町道の舗装路面の性状調査で、国の経済対策補正予算により急遽事業化した交付金事業であり、同じく年度内の完成が見込めないことから繰り越すものであります。

さらに、道路橋梁費、町道改良事業7,994万6,000円は、町道宇野辺当月川線改良工事に伴う設計業務、増田小土呂線歩道設置工事に伴う用地買収、物件補償費等で用地交渉のおくれや他の工事のおくれ、また詳細設計が必要になったことによるおくれが内容であります。また、中野大多喜線、大多喜高校線改良工事については、同じく国の経済対策の補正予算によりまして、急遽事業化した交付金の事業であります。それぞれ年度内の事業完了が見込めないことから繰り越すものであります。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業1,979万3,000円は、町道小倉野線及び小田代線の道路災害復旧工事で広報協議や工事材料選定に日数を要し、年度内の事業完了が見込めないことから繰り越すものであります。

以上が、繰越明許費の補正で、繰越事業費総額2億6,676万7,000円を25年度に繰り越すものであります。

合計額につきましては、24年度議会定例会9月会議におきまして、繰り越しのご承認をいただいております商工費、遊歩道整備工事設計業務委託料822万2,000円を加えた額となって

ございますので、ご承知いただけますようお願いいたします。

51ページにお戻りいただきまして、地方債の補正でございます。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるということで、先ほど57ページに、第3表、地方債補正の内容をお示ししてございますので、そちらをごらんください。

過疎地域自立促進特別事業債としては、出産祝い金や住宅リフォーム奨励金の減額や住宅取得奨励金の増額を相殺した結果の150万円の減額で、公共交通施設整備事業債は、バスターミナル事業の中止による全額5,300万円の減額、さらに農林業施設整備事業債は養老溪谷観光センターの執行実績による40万円の減額、加えて道路整備事業債は繰り越し事業でご説明した宇野辺当月川線、中野大多喜線の特定財源としての1,340万円の増額でございます。

また、義務教育施設整備事業債は、大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事の執行実績による1,630万円の減額で、社会教育施設整備事業債は、中央公民館耐震補強改修工事の執行実績による800万円の減額、さらに、公共土木施設災害復旧事業債は、町道小田代線の未採択による減額、及び小倉野線の増額を相殺した結果の560万円の減額であり、それぞれ事業債の額の変更に伴い限度額を変更するものであります。

次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の内容をご説明いたしますので、60、61ページをお開きください。

初めに歳入ですが、款1町税、項1町民税、目1個人町民税の補正額は1,050万円の増額で、現年度分徴収見込みによるものであります。

目2法人町民税の補正額1,050万円についても、現年分の徴収見込みによる増額であります。次の項2固定資産税、目1固定資産税135万円の増額は、滞納繰り越し分の徴収見込みによる増額であります。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税400万円の減額。項2自動車重量譲与税700万円の減額。次の款3利子割交付金30万円の減額、及び次の欄の款5株式等譲渡所得割交付金10万円の減額、さらに款6地方消費税交付金1,000万円の減額。款8自動車取得税交付金800万円の減額、並びに款9地方特例交付金600万1,000円の減額は実績見込みによる補正であります。

款10地方交付税8,073万1,000円の増額は、交付実績に基づくものであります。

62、63ページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金376万9,000円の増額は、管外保育児童の実績増に伴う増額及び学童保育児童の増が主な内容であり、その他実績見込みによるものであります。

次の目 4 給食費負担金26万3,000円の増額は、いすみ市負担金分であります。

款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 農林水産業使用料 1 万1,000円の減額補正は、改修工事に伴う基幹集落センター使用料の減額であります。

目 4 観光使用料89万8,000円の減額は、久保駐車場の無料駐車分の増による使用料の減額であります。

目 6 教育使用料45万4,000円の減額補正は、改修工事に伴う使用制限により、中央公民館及び海洋センター、大多喜小学校体育館の使用料がそれぞれ減額となったものであります。

項 2 手数料、目 1 総務手数料20万円の減額は、主税から本則課税に変更したことによる督促手数料の減額であります。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金968万8,000円の減額は、子供のための手当の制度改正に伴う減額主な内容であります。

項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金119万円の減額は、交付決定に伴う実績見込みによる減であります。

目 2 衛生費国庫補助金57万4,000円の減額は、合併浄化槽設置整備事業費補助金で実績見込みによる減額であります。

目 3 土木費国庫補助金645万5,000円の増額は、平成24年度国の経済対策補正予算の社会資本整備総合交付金を活用した町道、増田小土呂線歩道設置工事、中野大多喜線踏切工事、舗装路面性状調査の補助金の増と、次のページになりますが、住宅建築物安全ストック形成事業費補助金の中央公民館耐震補強工事の実績に伴う減を相殺し、結果として増額となったものでございます。

64、65ページをお開きください。

目 4 教育費国庫補助金1,467万6,000円の増額補正は、大多喜小学校耐震補強大規模改造工事に伴う学校施設環境改善交付金の増額が主な内容であります。

目 5 農林水産業費国庫補助金 1 億1,739万円の増額補正は、暗渠排水工事や用水路、排水路の改修工事等で国の経済対策補正予算により、急遽事業化した事業に係る国庫補助金であります。

目 6 総務費国庫補助金1,694万7,000円の増額は、町道中野大多喜線踏切工事、舗装路面性状調査及び暗渠排水工事や用水路、排水路の改修工事等で国の経済対策補正予算により、急遽事業化した事業に係る地方経済活性化雇用創出臨時交付金であります。

項 3 国庫委託金1,000円の増額は、特別児童扶養手当事務委託金の過年度分精算による増

額補正であります。

款15県支出金、項 1 県負担金、補正総額164万9,000円の減額は、各節欄記載のとおり交付決定に伴う実績見込みによる増減であります。中でも、制度改正に伴い、子供のための金銭の給付負担金が児童手当給付負担金と変更されたものが主なものでございます。

また目 3 土木費負担金180万円の減額は、地籍調査事業費の減に伴う県負担金の減額であります。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金49万8,000円の減額補正は、各節欄記載のとおり交付決定に伴う実績見込みによるものであります。

次の目 3 衛生費県補助金207万1,000円の減額補正についても交付決定に伴う実績見込みによるものであります。

目 4 農林水産業費県補助金95万7,000円の減額補正については、次のページにまたがりますが、それぞれ交付決定に伴う実績見込みによる減であります。

66、67ページをお開きください。

次の目 6 土木費県補助金24万5,000円の減額は実績に伴う減額であります。

項 3 県委託金、目 1 総務費委託金37万円の減額は、統計調査費委託金でそれぞれ実績に伴うものであります。

目 2 民生費委託金3,000円の増額は、民生委員協議会事務委託金で実績に伴う増であります。

目 4 土木費委託金71万2,000円の減額は、国県道維持委託金であり、これも実績による減額であります。

款16財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入46万2,000円の増額は、見込んでいた城見ヶ丘団地共同住宅用地の貸付収入の減額と、光ファイバーケーブルの貸付収入の増額の相殺であります。

項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入2,428万3,000円の減額は、これも当初見込んでいた 3 団地の売払収入の増減で、城見ヶ丘団地の減、下大多喜分譲地の増、大戸分譲地の減の相殺であります。

款17寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金、補正額23万円の増額は、ふるさと納税及び教育費寄附金であります。

次の款18繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金9,950万3,000円の減額補正は、当初予算において財源措置したものでありますが、財政資金に余裕が生じたことから減額補

正をするものであります。

目2交通災害共済基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金及び福祉基金繰入金は、それぞれ充当先の実績に伴う繰入額の増減であります。

68、69ページをお開きください。

目11東日本大震災復興基金繰入金45万9,000円の増額補正は、充当した観光情報マップの51万9,000円の増額と学校で利用する緊急時のメール配信サービスの実績による6万円の減額の相殺で結果として増額となったものであります。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金5,918万3,000円の増額補正は、前年度繰越金の残り分であります。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金36万円の減額補正は、延滞金の実績見込みによる減額であります。

項3雑入、目2滞納処分費38万円の減額補正は、インターネット公売等での差し押さえ物品の売り払いを見込んでいたもの実績として減額であります。

目3雑入43万2,000円の増額は、次のページにわたりますが説明欄記載のとおり、それぞれ実績見込みに伴う増減であります。

款21町債、項1町債は57ページ、第3表でご説明をいたしました地方債の変更等の内容と同じものでございます。

目1総務債5,450万円の減額は、次のページにわたりますが、過疎地域自立促進特別事業債の出産祝い金、住宅リフォーム奨励金の減額や、住宅取得奨励金の増額を相殺した結果の150万円の減額、公共交通施設整備事業債のバスターミナル事業の中止による、全額5,300万円の減額が理由であります。

70、71ページをお開きください。

目3農林水産業債40万円の減額は、農林業施設整備事業債の養老溪谷観光センターの執行実績による40万円の減額。

目4の土木債1,340円の増額は、道路整備事業債で繰り越し事業でご説明した宇野辺当月川線、中野大多喜線の特定財源としての増額であります。

目5教育債2,430万円の減額は、義務教育施設整備事業債で大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事の執行実績による1,630万円の減額、及び社会教育施設整備事業債の中央公民館耐震補強改修工事の執行実績による800万円の減額であります。

目7災害復旧債560万円の減額は、公共土木施設災害復旧事業債として予定した町道小田

代線の未採択による減額、小倉野線の増額を相殺した結果の減額であります。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

次に、歳出予算のご説明をいたしますので、72、73ページをお開きください。

歳出予算につきましても、事業費等の実績見込みによる精算に基づく補正が多くなっております。一部割愛した中での説明とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長、座って説明してください。

○企画財政課長（小野田光利君） ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、座って説明させていただきます。

初めに、款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費28万5,000円の増額は、関係職員の共済費の率変更に伴う増、会議録作成委託料の不足に伴う増額であります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費16万8,000円の増額は、共済費の率変更に伴う補正のほか、一般事務費の実績に伴う補正が主な内容であります。中でも管財管理費の増額は、人事異動に伴う事務机、キャビネット等の購入であります。

目2 文書広報費8万1,000円の増額、及び目3 財政管理費6万7,000円の減額は実績見込みであります。

目5 財産管理費282万2,000円の増額補正であります。主なものは減債基金積立金として300万円を積み増しすることに伴う増額であります。

目6 企画費の補正額は4,496万5,000円の減額であります。主なものは、次のページになりますが、バスターミナル整備事業の中止に伴う減額であります。

74、75ページ中段であります。目7 電子計算費123万8,000円の減額は、電子計算機借上料の減額が主な内容であります。

項2 徴税費は次のページにわたりますが、補正総額36万8,000円の減額であります。人件費の増額のほか、各種委託料等の実績見込みによる補正であります。

76、77ページをお開きください。

項3 戸籍住民基本台帳費49万1,000円の減額補正は、共済費の増額のほか実績見込みによる減額を相殺したものであります。

項4 選挙費、目2 大多喜町議会議員選挙費294万8,000円の減額は、報酬や職員手当の見直しに伴う減額のほか、実績に伴う減額でございます。

項6 衆議院議員選挙費115万4,000円の減額補正は、次のページにわたりますが、やはり報酬や職員手当の見直しに伴う減額のほか、実績に伴う減額であります。

78、79ページをお開きください。

項 5 統計調査費補正総額10万8,000円の減額は、共済費の増額のほか実績見込みによる減額を相殺したものであります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は713万9,000円の減額であります。その主な内容は、障害者福祉事業の扶助費の減、及び出生が少なかったことによる少子化対策事業、出産祝い金の減であり、その他実績見込みによるものであります。

目 2 国民年金費9,000円の増額補正は、共済費の増額であります。

目 3 老人福祉費11万4,000円の増額補正は、次のページにわたりますが、それぞれ実績見込みによるものであります。

80、81ページをお開きください。

次の目 5 介護保険事業費1,063万2,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の減額が主な内容であります。

目 6 後期高齢者医療費245万8,000円の減額は、後期高齢者広域連合負担金の減額及び特別会計への繰出金の減額であります。

項 2 児童福祉費は次のページにわたりますが、補正総額146万3,000円の減額であります。内容といたしましては、目 2 児童措置費277万円の減額が主で、子供のための手当支給事業に係る支給額の減額に伴う扶助費の補正あります。その他支出見込みによる増減を計上いたしました。

82、83ページを開きください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、補正総額630万6,000円の減額は、各目各事業ともに実績等により支出を見込んだ増減額を相殺したものであります。

次に款 2 清掃費、補正総額 9 万6,000円の増額補正は、共済費の増額のほか不足する臨時職員賃金の増額であります。

84、85ページをお開きください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、補正総額 1 億4,817万8,000円の増額補正は、56ページ第 2 表、繰越明許費補正でもご説明をいたしました、農業基盤整備促進事業の暗渠排水工事や用水路、排水路の改修工事等で国の経済対策補正予算により、急遽事業化した国庫補助金、交付金事業が主な内容であります。

項 2 林業費は、次のページにわたりますが、補正総額 5 万5,000円の減額であります。それぞれ実績見込みによる増減の補正であります。

86、87ページをお開きください。

款6 商工費、項1 商工費、補正総額65万2,000円の増額は、各目各事業ともに実績及び支出見込みによる増であります。

款7 土木費、項1 土木管理費は、補正総額564万1,000円の減額であります。これは、目3 国土調査費379万6,000円の減額が主な内容であり、地籍調査業務委託料の事業費減に伴うものであります。その他、執行残及び実績見込みによる増減の補正であります。

項2 道路橋梁費は、次のページにわたりますが、補正総額3,169万6,000円の増額であります。中でも大きなものは88、89ページの目2 道路新設改良費で町道中野大多喜線のいすみ鉄道南角踏切の拡幅工事に伴う工事負担金であります。その他それぞれ実績見込みによる増減の補正であります。

88、89ページの中段でございます。

項3 都市計画費 7万1,000円の増額補正は、天然ガス記念館建設に伴う道路拡張に係るN T T柱移転1本分のカラー化負担金であります。

項4 住宅費の補正総額は1,315万6,000であります。目1 住宅管理費の減額は、中野町営住宅修繕工事の執行残に伴う減額と住宅建築物安全ストック形成事業で要望が少なかった戸建住宅の耐震診断費用補助金の減額が主な内容であります。また、目2 宅地造成費の減額は見込んでいた売却ができなかったことによる城見ヶ丘団地定住化補助金の減額が主な内容であります。

款8 消防費、項1 消防費は、次の90、91ページにわたりますが、補正総額137万5,000円の減額であります。それぞれ実績見込みによるものであります。

90、91ページをお開きください。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費2,000円の増額は、それぞれ実績見込みによる増減の相殺であります。

項2 小学校費は、次の92、93ページにまたがりませんが、おのおの実績見込みによるもので補正総額44万3,000円の増額であります。

92、93ページ中段でございます。

項3 中学校費についてもそれぞれ実績見込みによる増減であります。

項4 社会教育費については、94、95ページにまたがりませんが、補正総額は1,341万4,000円の減額で、主なものは目2 公民館費、公民館運営管理事業、ホール棟の耐震補強工事の減額であります。その他実績見込みによる増減であります。

保健体育費は、次の96、97ページにまたがりますが、補正総額3万8,000円の増額であり、実績見込みによる増減を相殺したものであります。

96、97ページの下段でございます。

款10災害復旧費は、道路災害復旧工事に伴う小田代線及び小倉野線の起債の変更による財源の組み替えであります。

98、99ページをお開きください。

款12諸支出金、項1基金費、目1土地開発基金費71万7,000円の増額は、下大多喜地先分譲地4宅地の分譲額が、当初見込んだ額より多いことによる増額補正であります。

以降、100ページから109ページまでの給与費明細書は、人件費の補正に伴う特別職及び一般職員に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　1点目です。63ページ、観光使用料で駐車場の使用料の89万8,000円の減額は、久保駐車場の無料分だという説明がありました。久保駐車場について、自分で調べなくて申しわけないのですが、24年度予算の中で収入見込みはどのくらいあったんでしょうか。そして、無料分についての説明をお願いします。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君）　24年度の久保駐車場の予算見込み額で、411万円を見込んでおりました。

（「411万」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君）　はい。411万円です。予算額は411万円ですね。見込みが、まだ3月が来てませんけれども、294万8,700円の見込みです。差し引いて116万1,300円が久保駐車場での見込みの減です。

○議長（小高芳一君）　11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　無料分とおっしゃったような気がするんですね。無料分と言うと、多分初めの1時間については100円やりませんよということだから、これだと8,980台も利用があったという計算なんですか。それとも何台くらいの利用があってというふうに説明され

たほうがわかるんですけれども。これ納得できないんです、というのはやっぱり久保地域だけではなくて、やはり町民にとってはあそこが有料化されたことによって随分使い勝手が悪くなった、一体どのくらいの利用があるのかね、実際がらがらではないかという声が随分出ているんですね。見込みに対してどのくらい利用率があるのよ、どのくらいもうかっているのよというのが、町民の久保駐車場に対する大方の気持ちなんです。ですからこの1年間、411万円の算出した根拠と、それに対してこのくらいの利用がありましたという答弁、お願いできないでしょうか。あるいは後でも構いません。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 久保駐車場の実績でよろしいでしょうか。2月までの実績、合計台数が1万906台、そのうち無料分が6,104台、有料分が4,802台です。それで、時間制の有料分の金額、11カ月分で185万4,400円です。

（「すみません、もう一度」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 185万4,400円。

（「時間の有料というのは」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） そうです。時間の有料です。

ほかに月決めが、現在のところ41台ございます。

無料の台数の割合が56パーセントです。

（「月決め41台分の収入はお幾らですか」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 月2,000円です。ですから、41台に2,000円を単純に掛けていただいて、それを12倍していただければ。

（「2月まででしょう」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 11倍です。すみません。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 半数以上が、多分この辺に用事があつての町民を中心にだと思うんですね。もっと向こう側から入れるのはいいのですが、やはり、もし無料だとすればもう少し設計を変えて、こちら側も町民がより便利に使えるように改善する、改良するという考えはないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 今のところ、その改良の、こっちからですね、吉川さん側から入るといふことですね。

(「もうこっち側からフェンスやっちゃって、完全に無料にしちゃうの、こっち側は。どうせ向こうから入ったって無料なんだから」の声あり)

○産業振興課長（菅野克則君） 今のところ、それはこせません。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 歳入で言うと65ページなんですけど、子宮頸がん等ワクチン接種の交付金が75万円の減になっております。実際、予防ワクチンなんかの接種については、執行で140万円の減額になっております。予防というのはすごく大事なことだと思うんです。この執行率、どのくらいだったんでしょうか。この額だけ見ると、140万円も余ってはいないという気持ちがあります。その働きかけ、啓蒙活動なんかについてはどんなふうに行われているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 子宮頸がん等ワクチンの接種状況でございますが、まず、この事業はゼロ歳児からのヒブワクチン、それから小児肺炎球菌、そして中学1年生からの子宮頸がんワクチンの3つの予防接種から成っております。

ヒブワクチンと小児肺炎球菌につきましては、ほぼ100パーセント、出生の方は接種していらっしゃいます。ただし今年度は、50人を見込んで計上させていただいたわけですが、2月現在で37名の出生しかございませんで、かなり見込み違いというような結果になっております。また、子宮頸がんにつきましては、80パーセントの接種率で予算を計上させていただきましたが、今のところ72パーセントの接種率となっております。接種をされてない方には、個人通知で接種の勧奨をしております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 87ページの道の駅の維持管理業務委託ですが、予算では186万1,000円になってはいますが、そのうち今回、102万2,000円も、半分以上の減額になってはいます。お金がかからないということはいいいことなんですけれども、どういう理由でこんな結果になったのか。それから、B&Gの体育館も公民館もトイレ掃除についてはそれなりに減額になっているんですけれども、トイレ掃除の委託状況、それから、特に道の駅のこの大幅減額の理由について教えてください。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 道の駅の維持管理の清掃管理委託料の減につきましてでございますが、これにつきましては7社による見積もりにより実施しておりますけれども、執行残によります残でございます。

以上です。

（「執行」の声あり）

○建設課長（磯野道夫君） 執行残でございます。実績の差金ですね、残りです。

（「実績ですよ」の声あり）

○建設課長（磯野道夫君） はい。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曾利英男君） 公民館と図書館の委託料ですけれども、これも見積もり合わせによりまして行いまして、そこで競争の原理が働きまして、額が下がったというようなことで、予算に対しまして契約額が下がっておりますので、今回減額補正をさせていただくものです。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 入札をするときに、賃金なんかの要件は、計算書みたいなものがあるんでしょうか。

今、やはり格差の問題、それからどんどん賃金が下げられている問題で、働いても生活保護の水準に行かないということが問題になっているのはご存じだと思うんです。今、最低賃金を、せめて1,000円にしようではないかという運動が労働界では起きています。それは、誇りを持って働いて、安心して暮らせる賃金というのは当たり前のことだと思うんです。確かにお金を払うほうからすれば、しかも税金だからできるだけ安くというのもありますけれども、ここに暮らしている人たちが働いても生活保護以下というのは、生きる張り合いがなくなることがありますから、やはり最低賃金をきちんと押さえているのかどうかというのは、業者を選ぶときのきちんとした条件にする必要があると思うんですね。その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 道の駅の関係でございますが、道の駅につきましては、清掃業務の仕様書、この中に作業する面積、あるいは回数、そういったことだけしか仕様書の中では

うたっておりません。人件費とかそういうものについては、現在のところ企業のあれでありますので、うたっておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 野田市で、公契約なんとかというので、公の事業の委託をして、そこで働く人が今言ったみたいに、最低賃金以下で働かされるのは絶対に避けたいということで、全国で初めての公契約というのを、条例をつくったんですね。大多喜町もあればいいと思うんですけども、あってもいいけれども、でもそこまでいなくても、やはり余り安過ぎるというのは問題があると思います。来年、これはもう今年度は終わりですが、来年度からの、これは予算で言うことかもしれませんが、考えるべきではないかと思います。その次にいきます。

いすみ鉄道の踏切改修工事の3,300万円は、これは町道の工事として町が全部負担ですか、それともいすみ鉄道側の問題として、ほかの市町村も上下の下の部分の工事ということで、ほかの自治体からの負担、基金からの負担はあるんですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） この工事につきましては、道路改良の一環ということで町で実施するものでありますけれども、鉄道ということですので、鉄道事業者に委託して工事を行うために、負担金としていすみ鉄道に支出をするものでございます。

以上です。

（「ほかの市町村も」の声あり）

○建設課長（磯野道夫君） 町の道路改良の一環として行うということです。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 75ページなんですけれども、歳出のほうのバスターミナルの整備事業費なんですけれども、これは当初は5,449万5,000円ですか、計上があったわけなんですけれども、残として4,146万3,000円ということなんですけれども、実際にこれはできなかったということで、実際的には減額するわけなんですけれども、実際、当初組んだ以上は執行しなくてはいけないという、一般的にはそういう執行部から出されたものについては、そういうもので完成しなくてはいけないんですけれども、たまたまそういう理由ですね、ちょっとできないということなんですけれども。ちょっと町長にお伺いしますけれども、一般質問等でも話があっ

たんですけれども、実際できなかった理由ですね、これができなかったから、できなかったという、ちょっと理由を述べていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは一般質問でもお答えいたしましたけれども、最終的にはですね、まだバス会社とまだ交渉継続中の中で結論が出ないということで、予算の執行を見送らせていただいたということでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そのバス会社との関係なんですけれども、結局、バスターミナルの建設が確保できなかったからできないという形でしょうかね。

（「何が」の声あり）

○3番（吉野一男君） バスターミナル。だから、結局それが確保できなかったからということで、その今の減額という形になるんですか。全体的な形として。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 予算の減は基本的にはそういうものでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際的には、一般的な考え方をすれば実際予算計上をすればですね、一般的にそうなんですけれども、残を、金額が大きい関係もあるんですけれども、これはやっぱり町長は活性化ということで、特にそういうもので強く打ち出しておりますので、これは町としてもそういう形で、方向でやるわけなんですけれども、議会としてもそうなんですけれども、实际的に、やっぱりそういうものをあくまでも最終的には精査した中で、完全にできるということで予算計上すべきものだと思うんですよ、何でも。それが、確実なものがないからこういう減額補正となるんですけれども、今後の問題として、これは活性化事業で一番町長も目玉にしているわけですので、これは議会としても大変応援しなくてはいけません。これはやっぱり、そういう点でそれを完成することが一番大事なもので、やっぱりそれを計上した以上はですね、そういうものをなるべくするというのであれば、結局それはあくまでも、完全にそういういろんなものをですね、掌握した中でこれは完全にできるということであれば、執行部のほうで議会にかけて、そういうものを議案として提出するのが筋だと思うんですよ、これは。やっぱりそれをやらないとちょっとね、議会のほうも、あくまでもそれが完全にできるんだということで当然こういう決議しておりますのでね。今後もあることですね。私は要望として、これは実際にいいことなんですけれども、实际的

にそういうものが完全にいろんな精査した中で、完全にできるというものをですね、議会に上程してもらいたいと思うんですよ。結局できないものを上程してもいけませんので、当然そういうものを強く要望として出しておきます。これは金額がたまたま大きいからこういうことになって、少ないこともあるんですけども、特に金額的には目立つものですからね。そういう点は、やっぱりこれはあくまでも上程する以上は、そういうものを常に考えてもらって、執行部としても上程してもらいたいと思います。

これは要望として出しておきます。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私どもも、別に適当に出したわけではなくて、やはりバス会社ともいろいろ協議してぜひお願いしたいという中で進めてきておりますし、きのうも説明をしておりますですね、ただ状況が変化したときに、それはその対処するというのはやはり必要であろうと思っています。役所であるから一旦決めたことは何でもかんでも執行するということは、やはり先ほどよく言われておりますように、役所は一旦決めたことをまず間違いなくそれを進めるということは弊害があるということもよく言われております。ですから、それはそれとしてですね、我々もやはり状況を見ながら、状況の変化に応じて対応したということでございますが、できるだけそういうことのないような慎重な進め方はしたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 65ページの農林水産費ですが、県単森林整備事業補助金予算で30万円いただけることになっているのが、24万4,000円の減額になっております。この事業の内容、それからどのくらいの仕事量があると思って予算化したのか、どうしてこんなに執行率2割行ってませんよね。執行率が低いのか。森林というのは大多喜町独自の資源だと思うんですね。独自の資源をやっぱり開発していく中から、地域循環の経済という点では森林関係の事業というのは、これからきちんと位置づけて取り組まなきゃいけないと思うんです、12月議会でもやりましたけれども。そういうことを考えると、ここのお金をもらう率が少ないというのは実績だと思ひまして、その実績の低さの理由を伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 森林整備事業でございますけれども、当初予定いたしましたのは、間伐が2ヘクタールと下刈りが1.09ヘクタールです。それで実績は間伐はゼロで、下

刈りが1.09でございます。24万4,000円の減額となりました。

ただ、間伐は2ヘクタール予定しておったんですけれども、いろいろ話をしておったんですけれども、結果的には間伐はできなかったということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 1反歩当たりどのくらいの費用が助成されるんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 下刈りで1反歩当たり1万2,300円ですね。1ヘクタールで12万3,000円ですから、1万2,300円、その10分の4割補助です。

（「間伐は」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 間伐のみであれば、いろいろあるんですけれども、条件がございすけれども、間伐率が例えば20パーセント以上30パーセント未満が10万円とか、あと間伐率が30パーセント以上が1ヘクタールで14万円。これは1ヘクタールの数字です。

（「1ヘクタール」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） はい、10万円と14万円。補助率は4分の1です。10分の4ですね。

（「そうすると、例えば1反歩に直すと補助金は10万円。1ヘクタールってどっち、何か混乱してます」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 1ヘクタール10万円ですから、

（「1ヘクタールで」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 10万円。1反歩1万円です。

（「1万円で、今4割とおっしゃったのは」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） そうです。4割は補助率です。間伐の補助率です。

（「そうすると」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 間伐ですよ、間伐は今回やっていませんから。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると林業の方が、例えば1ヘクタールでもいいですけれども、1ヘクタール間伐をしますって言ったら、10万円の4割が補助金としてもらえるということですか。そうすると1ヘクタール4万円の補助金だということですね。わかりました。

○議長（小高芳一君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午後 2時15分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時27分)

○議長（小高芳一君） なお、この後大分議案のほうたまっておりますので、質疑あるいは答弁のほう簡潔にお願いをしたいと思います。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議ありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の質疑でわかったことは、例えば予防の点でまだの子供たちのところに通知を送るとかという点では、きめ細かく行われているということがわかったりして安心しました。

私が問題にしたいのは、久保駐車場のこと、それから質問はしませんでしたけれども、きのうも問題にしました外出支援で、また100万円増額しています。これ、両方とも考えてみたら足の問題ですから、私たち大多喜町に住むものにとっては、やっぱりその足の確保のこと、町が真剣になってやらなきゃいけないのに駐車場の問題は改善するつもりはないと、これだけ無料で使うような町民サイドの利用が半分以上あるにもかかわらず、その改善を考えていないというのは、やっぱり町民のことを考えていないのではないかというふうにとられます。この国の、この町の主人公は町民です。町民が暮らしやすいようにやっていただきたい。特に交通の問題についてはお金をかけるところはかけるけれども、かけなくても済むところはできるだけ費用対効果を考えた施策を要求したいと思います。

これをもちまして簡単ですけれども、そのまま認めるわけにはいきませんので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

7 番志関武良夫君。

○7 番（志関武良夫君） 私は賛成の立場で討論させていただきますが、中身を見ますと、多少ひっかかる場所もございますが、久保の先ほどの駐車場の件でもありますとおりと、まだまだ努力してもらわなければいけないようなところもあろうかと思えます。しかし、今完成されている以上は、執行部の方々にももっと改善できるところは改善して努力していったきたいというようなことと、それから執行部の提案についてももう少しきちとした形で、議会に提出して、それが完全に実現されるように望みます。

全体を見ますとこれでも内容的にはやむを得ないかなと思いますので、賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第18、議案第23号 平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第23号 平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）のご説明をいたしますので、議案つづりの111ページをお開きください。

平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると

ころによる。

まず、（歳入歳出予算の補正）第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,524万2,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書により歳入歳出予算のご説明をいたしますので、114、115ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金2万3,000円の増額補正は、鉄道経営対策事業基金に対する利子の増であります。

続いて、歳出についてご説明をいたします。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費2万3,000円の増額補正は、基金を国債で運用し、利子がふえたことによる基金積立金の増額であります。

以上、平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君）　挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第19、議案第24号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、117ページをお開きいただきたいと存じます。

ただいま議題となりました議案第24号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本文に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず歳入におきましては国民健康保険税及び前年度の実績によります国庫補助金の減額、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の増額及び一般会計からの繰入金、繰越金の補正でございます。

歳出につきましては、一般管理費、退職被保険者等療養給付費、高額療養費等の補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,708万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,558万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、122ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,495万2,000円の減額でございます。これは収納率の落ち込みによるものでございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目財政調整交付金、補正額1,161万6,000円の減額でございます。

5目高齢者医療制度円滑運営事業費補助3万7,000円の増額でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金、補正額1,905万9,000円の増額でございます。

7 款県支出金、2 項県補助金、1 目財政調整交付金、補正額889万円の増額でございますが、これは実績による増額でございます。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金719万5,000円の増額でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額31万1,000円の減額でございます。

10 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金、補正額871万円の増額で、前年度繰越金でございます。

11 款諸収入、2 項雑入、6 目雑入でございますが、特定健康診査負担金精算金として7万7,000円の増額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出についてご説明申し上げます。

124ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費27万4,000円の減額でございますが、国民健康保険関係職員人件費の減額でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費につきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

2 目退職被保険者等療養給付費、補正額876万3,000円の増額ですが、療養給付費の増額分でございます。

3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費につきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費565万8,000円の増額。

2 目退職被保険者等高額療養費294万2,000円の増額でございます。

3 款高齢者支援金、6 款介護納付金、7 款共同事業拠出金、126ページをお願いいたします。8 款保健事業費につきましては、これも財源内訳の変更によるものでございます。

以上で平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 歳入のほうなんですけれども、国庫支出金の中で財政調整交付金が1,161万円減額になっています。県のほうの財政調整交付金は889万円増額になっておりますけれども、財政調整交付金の使途をまず教えてください。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 財政調整交付金の使途でございますけれども、財政調整交付金の目的といたしますのが、財政基盤強化のための交付金でございますして、使途につきましては国民健康保険特別会計の財政基盤強化のために使う予定でございます。

以上です。

（「基盤強化の意義を教えてください」の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 国保なんかでいうと、すごい難しそうな言葉があらわす内容というのは別ですよ、つけられたタイトルと中身というのは全く想像できないと思うんです。基盤強化というのは、円滑な軽減したのに充てる資金でしたか。それとも基盤強化が軽減措置に対する埋め合わせでしたか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 調整交付金は、医療費や所得格差を全国レベルで調整ということで、所得水準の低い市町村について多く交付されるものでありますので、大多喜町の場合は去年の実績で今計算してございますので、現時点では減額ということで、これも4月にまた実績出しまして、本計数と言いますか、精算をまたいたしますので、またこの金額も流動的なものでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第20、議案第25号 平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、137ページをお願いいたします。

議案第25号 平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算であります。保険料の確定に伴いまして、広域連合へ納付する納付金の減額に伴う歳入歳出の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億839万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、140ページをお願いしたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額124万8,000円の減額

でございます。

以上が歳入でございます。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額124万8,000円の減額でございます。

以上が歳出でございます。

これで平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第21、議案第26号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、143ページをお開き願います。

議案第26号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、本文に

入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算ですが、歳入につきましては、所得段階別人口の変動による保険料の増額、介護サービス利用実績減に伴う国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金の減額、千葉県介護保険財政安定化基金取崩特別交付金に伴う増額でございます。

歳出につきましては、人件費の減に伴う総務費の減額、介護サービス利用実績減に伴う保険給付費の減額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成24年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,989万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,980万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、148、149ページをお開き願います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、補正額289万2,000円でございますが、保険料算定の段階別人口の変動に伴う増額及び滞納繰越分の増額でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、補正額2,309万7,000円の減額でございますが、介護給付費減による交付決定額の減額による補正でございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金、補正額852万4,000円の減額でございますが、同じく交付決定の減額による補正でございます。

款4 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金、補正額18万円の減額でございますが、同じく交付決定の減額による補正でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、補正額4,512万8,000円の減額でございますが、同じく交付決定の減額による補正でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額1,065万2,000円、介護給付費及び職員人件費の減額と事務費の増額により1,065万2,000円の増額でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金、補正額658万4,000円の減額でございますが、介護給付費減に伴うものでございます。

款 7 繰越金、項 1、目 1 繰越金、補正額1,317万1,000円、前年度繰越金の増額でございます。

款 8 諸収入、項 2、目 1 雑入、補正額821万円、生活保護者の予防給付介護負担金の減額、千葉県介護保険財政安定化基金取崩特別交付金により821万円の増額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、152、153ページをお開き願います。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額90万4,000円、人事異動による人件費の減、共済費の負担率改定による増、通信運搬費の増により90万4,000円の減額でございます。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費、補正額 3 万円でございますが、保険料賦課徴収事務にかかわる通信運搬費の増額でございます。

項 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定調査等費、補正額 3 万円、介護認定調査の委託料の減額でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、要介護の方への保険給付費でございますが、目 3 施設介護サービス給付費7,935万円の減、目 4 居宅介護福祉用具購入費 5 万円の増、他は財源内訳の変更であり、補正額計7,930万円の減額でございます。

項 2 介護予防サービス等諸費、要支援の方への保険給付費でございますが、目 1 介護予防サービス費の給付費150万円の増。154、155ページをお開き願います。目 3 介護予防福祉用具購入費 5 万円の増、目 5 介護予防サービス計画給付費25万円の増、補正額計180万円の増額でございます。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料でございますが、保険給付にかかわります審査支払手数料の実績増に伴う補正額 5 万円の増額でございます。

項 4 から項 6 までは財源内訳の変更によるものでございます。

款 3 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金、補正額780万円の増額ですが、介護給付費の余剰金の積み立てでございます。

款 4 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 2 包括的支援事業、職員手当等と共済費の相殺による補正でございます。

156、157ページをお開きください。

款 5 諸支出金、項 1、目 1 償還金及び還付金、補正額66万2,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金返還金による増額でございます。

以上、歳出でございます。

これで平成24年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　153ページですが、保険給付費のうち、施設介護サービス給付費が7,935万円大幅減額になっていますが、大幅減額を招いた理由について教えてください。

○議長（小高芳一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君）　施設介護給付費の大幅減額の理由でございますが、平成24年度に町内に100床の老人保健施設と認知症グループホームが1ユニット開設することになり、利用者が大幅に増加するものと見込みます中、実績はそれほどの伸びがなかったことと、介護療養型病床から老人保健施設への転換が図られたことが影響と考えられます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君）　討論省略に異議ありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　お年寄りとお話をしますと本当に年金が減って生活が苦しい、年金が減ったというのは、年金の額も微額削られているのですが、やはり年金から天引きされる高齢者医療保険や介護保険の天引きの率が高いことにより受け取る年金の額がうんと減っている。しかも本町では、この24年度の介護保険の場合は、保険料が23パーセントぐらいの値上げになっています。何でこんなに値上げするんだっていうと、やっぱり今課長がおっしゃったとおりなんです、老人ホームに入るにはそれなりのお金が必要です。要するに高齢者の

置かれている状況、ホームがあっても、できても入れるお金がないという状況がかなり浸透しているというふうに考えられるのではないのでしょうか。安易な、やはり見込みでお年寄りを苦しめる、お年寄りだけではありません。支払基金のほうから来るお金は国民負担です。そういう点で、この24年度介護保険の補正予算、賛成するわけにはいきません。反対討論いたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 今、反対理由の中にも老人による年金の減額によることが発言されましたけれども、これは国の基準によって年金額も算出されているわけございまして、この予算案につきましては、補正につきましては、交付金の減額が主でございますので、やむを得ない状況にあると私は解釈しますので、賛成の立場として討論させていただきます。

以上。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第22、議案第27号 平成24年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道事業補正予算説明に入る前に、議案の一字訂正をお願いをしたいと思います。

168ページの表中ですが、左側の起債の目的欄の3つ目でございます。公的資金補償金免除云々との公的資金の資を一字削除をお願いしたいと思います。

それでは、水道事業会計補正予算について、ご説明をさせていただきます。

167ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算の提案理由といたしまして、収入では高料金対策の県補助金、東京電力福島原発関係の賠償金、水道加入負担金等の増及び企業債の減額であり、支出では、臨時職員賃金、社会保険料の減、公用車燃料代、固定資産除却費の増等、これらの実績等に伴う増減の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第27号 平成24年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）。

（総則）

第1条 平成24年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、款1 水道事業収益、補正予定額859万8,000円増、計4億6,266万1,000円。

項1 営業収益、補正予定額30万8,000円増、計3億1,084万2,000円。

項2 営業外収益、補正予定額829万円増、計1億5,181万9,000円。

支出のほうですが、款1 水道事業費用、補正予定額231万9,000円増。計4億7,055万8,000円。

項1 営業費用、補正予定額44万5,000円増、計4億2,235万円。

項2 営業外費用、補正予定額187万4,000円増、計4,500万8,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧中「1億3,418万3,000円」を「1億3,960万1,000円」に、「1億3,320万8,000円」を「1億3,862万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり補正する。

収入、款1 資本的収入、補正予定額535万1,000円減、計8,207万8,000円。

項1 負担金、補正予定額358万7,000円増、計638万7,000円。

項2 企業債、補正予定額920万8,000円減、計5,291万1,000円。

項4 固定資産売却代金、補正予定額27万円増、計28万円。

支出、款 1 資本的支出、補正予定額 6 万 7,000 円増、計 2 億 2,167 万 9,000 円。

項 1 建設改良費、補正予定額 6 万 6,000 円増、計 1 億 460 万 9,000 円。

項 2 企業債償還金 1,000 円増、計 1 億 1,707 万円。

(企業債)

第 4 条 予算第 5 条の表を次のように改める。

168 ページをお開きいただきたいと思います。

配水管布設事業、限度額、1,440 万円。

施設拡張事業、限度額 3,620 万円。

2 事業とも起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、年 5 パーセント以内。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、債権者と協議により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りがえることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越しして借り入れることができる。

公的資金補償金免除繰上償還に係る借りがえ、限度額、231 万 1,000 円。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、年 5 パーセント以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、借りがえ先の条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または、低利に借りがえすることができる。

計、限度額 5,291 万 1,000 円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 5 条 予算第 7 条中「4,954 万 7,000 円」を「4,913 万円」に改める。

明細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

170、171 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 その他営業収益、補正予定額 30 万 8,000 円増、計 114 万 2,000 円。これは各種手数料、修繕工事の実績による増でございます。

項 2 営業外収益、目 3 県補助金、補正予定額 752 万 4,000 円増、計 7,452 万 4,000 円。これは

高料金対策補助金の実績による増でございます。

目 4 雑収益、補正予定額76万6,000円増。これは東京電力福島原発の影響による水道水放射線物質検査の賠償金でございます。

次に、支出ですが、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費、補正予定額53万6,000円減、計 2 億2,495万1,000円。これは臨時職員の賃金、社会保険料の実績減及び浄水場電気料金の増でございます。

目 2 配水及び給水費、補正予定額23万2,000円増、計3,263万4,000円。これは職員時間外手当及び加圧所電気料金の増でございます。

目 3 総係費、補正予定額12万2,000円増、計4,950万3,000円。これは職員時間外手当の減及び公用車の燃料、修繕料の実績増でございます。

目 4 減価償却費、補正予定額16万7,000円増、計 1 億1,304万8,000円。これは減価償却費の増でございます。

目 5 資産減耗費、補正予定額34万円増、計151万2,000円。これは固定資産除却実績増でございます。

目 6 その他営業費用、補正予定額12万円増、計48万7,000円。これは貯蔵品の売却資材減価の増でございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息、補正予定額1,000円増、計3,800万2,000円。これは企業債利息の不足額に伴う増でございます。

目 2 雑支出、補正予定額50万8,000円増、計345万8,000円。これは特定収入、補助金の関係ですけれども、に係る消費税相当額等の増でございます。

目 3 消費税、補正予定額136万5,000円増、計354万8,000円。これは支払消費税の実績に伴う増でございます。

174、175ページをお開きいただきたいと思います。

続いて、積算基礎資料の資本的収入及び支出の収入でございますが、款 1 資本的収入、項 1 負担金、目 1 加入負担金、補正予定額288万7,000円増、計498万7,000円。これは新規水道加入者の増でございます。

目 2 工事負担金、補正予定額70万円増、計140万円。これは消火栓設置箇所の増でございます。

項 2 企業債、目 1 企業債、補正予定額920万8,000円減、計5,291万1,000円。これは工事の入札及び設計変更等による企業債の減でございます。

項4 固定資産売却代金、目1 固定資産売却代金、補正予定額27万円増、計28万円。これは不要になった固定資産をインターネットを利用し販売した実績による増でございます。

次に、支出でございますが、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目3 配水施設費、補正予定額6万6,000円増、計5,291万6,000円。これは施設係職員の時間外手当の増でございます。

項2 企業債償還金、目1 企業債償還金、補正予定額1,000円増、計1億1,707万円。これは企業債償還金端数額不足分の増でございます。

169ページ及び173ページの補正予定実施計画書、176ページから183ページまでの給与明細の記載等でございますが、割愛をさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第23、議案第28号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、議案書の185ページをごらんいただきたいと思います。

まず始める前に、議案の一部訂正をお願いしたいと思います。

語句の訂正が4点ございます。

まず1点目ですが、同ページの上から8行目、支入と書いてありますけれども、収入というところで、収ということで直していただきたいと思います。

続いて2点目です。恐れ入りますが、188ページをお願いいたします。

一番上の行、平成23年度大多喜町となっていますが、24年度の間違いですので、3を4に直していただきたいと思います。

続いて190ページをお願いしたいと思います。

総括の表の一番上の表です。補正後、その職員数の一般職の欄でございます。31とありますけれども、30をお願いいたします。その下の合計欄も30に訂正をお願いしたいと思います。

続いて補正前、その下でございますけれども、一般職ですけれども、30とありますけれども、31。合計欄も31と訂正をお願いしたいと思います。

申しわけありません。

それでは、再び185ページにお戻りいただきたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算を提案するに当たりご説明させていただきます。

議案第28号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

実績に伴う調整でございます。

（総則）

第1条 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額1,031万1,000円の減額、計3億155万7,000円。

第1項 営業収益、補正予定額1,071万円の減額、計3億87万6,000円。

第2項 営業外収益、補正予定額57万9,000円の増額、計68万1,000円。

(科目) 支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額988万4,000円の減額、計2億9,345万円。

第1項 営業費用、補正予定額988万4,000円の減額、計2億9,194万9,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条中「226,704千円」を「216,932千円」に改める。

続いて積算資料にて説明させていただきたいと思いますので、188ページ、189ページをお開きいただきたいと思います。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額1,013万1,000円の減額です。

第1項営業収益、補正予定額1,071万円の減額。

第1目介護報酬収益、補正予定額451万4,000円の減額です。実績に伴う調整でございます。

第2目介護負担金収益、補正予定額619万6,000円の減額です。これも実績に伴う調整でございます。

第2項営業外収益、補正予定額57万9,000円の増額です。

第1目受取利息、補正予定額3万円の増額。実績に伴う増額でございます。

第2目寄附金、補正予定額1,000円の減額。実績に伴う減額でございます。

第3目その他営業外収益、補正予定額55万円の増額。実績に伴う増額でございます。

続いて支出です。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額988万4,000円の減額です。

第1項営業費用、補正予定額988万4,000円の減額。

第1目総務管理費、補正予定額758万3,000円の減額。育休1名、退職1名、実績に伴う減額でございます。

第2目施設管理費、補正予定額76万5,000円の増額です。電気料の増額でございます。

第3目居宅介護事業費、補正予定額10万円の減額です。臨時職員の賃金、実績に伴う減額でございます。

第4目施設介護事業費、補正予定額304万円の減額でございます。臨時職員の賃金、食費、賄い費など実績に伴う減額でございます。

第5目減価償却費、補正予定額7万4,000円の増額です。テレビ2台、冷蔵庫1台分の減価償却の増額でございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書でございます。

190ページ、1 総括、2 給料及び手当の増減額の明細。

続いて192ページでございます。

3 給料及び手当の状況。

続いて194ページをお願いいたします。

4 昇給、196ページ、8 その他の手当まででございます。これらにつきましては、全て記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 189ページに関して質問します。

1 点目は営業収益でマイナスになっておりますけれども、理由は実績減とあります。実績減の内容について教えてください。

それと支出のほうで居宅介護、施設介護ともに賃金の実績減ということで減らされております。これの中身についても教えてください。

○議長（小高芳一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） まず1 点目の営業収益の減ということでございますけれども、利用者様の入院等により当施設の利用人員が減となりました。そのために3 月末までの実績見込みによりまして、430万円を減したわけでございます。同じように短期入所につきましては、こちらの利用者様の都合で見込んだところ来なかったということもありまして、理由等はちょっとわかりませんが、利用しなかったことによる利用の減ということでございます。

賃金につきましては、職員の病気とかいろいろな都合で休んだこと、そういうことによりまして減でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(午後 3時31分)

○議長(小高芳一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時43分)

◎議案第29号から議案第35号の一括上程、説明

○議長(小高芳一君) 日程第24、議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算から日程第30、議案第35号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第29号から順次説明を求めます。

初めに、日程第24、議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算について説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

○議長(小高芳一君) 企画財政課長、座って説明することを許可します。

○企画財政課長(小野田光利君) ありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、座って説明をさせていただきます。

説明の時間が長時間に及びますので、あらかじめご了解ください。

それでは、お手元の平成25年度大多喜町予算書に沿ってご説明をさせていただきます。

予算書 1 ページをお開きください。

平成25年度大多喜町一般会計予算。

平成25年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条第 1 項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億4,200万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次に、債務負担行為であります。第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第 2 表 債務負担行為」による。

次に、地方債ですが、第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

次に、一時借入金、第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。

次に、歳出予算の流用ですが、第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものであります。

6 ページをお開きいただき、第 2 表をごらんください。

先ほどの第 2 条での債務負担行為のできる事項を定めるものであり、平成25年度で業務委託期間の切れるみつば保育園及びつぐみの森保育園の送迎バス業務委託を平成26年度から平成30年度までの債務負担行為として、その期間及び限度額を表のとおり定めるものであります。

次に、第 3 表地方債であります。平成25年度に発行を予定している町債の一覧であり、起債の目的、限度額、方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

過疎地域自立促進特別事業債4,930万円は、平成22年 4 月 1 日に過疎地域の指定となったことにより、新たに発行が可能となって地方債で、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうち、ソフト事業に係るものであります。充当事業は少子化対策事業としての出産祝い金、定住化対策住宅助成事業としての住宅取得奨励金、住宅リフォーム奨励金、また定住化対策事業としての空き家改修事業補助金、次に次期介護保険事業計画策定事業としての

介護保険事業計画策定業務委託料、また子ども医療対策事業としての子ども医療費、次に有害鳥獣駆除対策事業としての猿、イノシシ、鹿の捕獲奨励金、有害鳥獣駆除委託料、有害獣の被害防止実施団体補助金であります。

次の上水道出資債180万円は、南房総広域水道企業団が実施する水環境の耐震補強工事等に要する経費の、加入団体としての出資債であります。

次の観光施設整備事業債1,200万円は、面白橋遊歩道用地測量業務委託に係る起債であります。

次の道路整備事業債7,180万円は、辺地対策事業として実施する宇野辺当月川線の測量、設計業務及び過疎対策事業の町道改良事業として、増田小土呂線歩道整備工事、中野大多喜大多喜高校線道路改良工事橋梁維持事業として、部田塩淵橋の補修工事、その他4橋の補修の設計業務委託料に充当するものであります。

次の臨時財政対策債2億4,000万円は、予算編成上に不足する町財源を補うために、制度的に許可されている起債であり、この起債に係る元利償還金は後年度地方交付金で補填をされるものであります。

次に、予算案の内容を事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、予算書10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入予算であります。

款1町税、項1町民税ですが、本年度予算額は目1個人町民税が3億3,282万9,000円であります。内訳として現年課税分が3億2,902万9,000円、滞納繰越分として380万円を計上いたしました。企業閉鎖等による個人町民税の減を見込みました。

目2法人町民税について、6,325万1,000円を見込み、内訳としては現年課税分6,305万1,000円、滞納繰越分20万円を計上いたしました。平成24年度実績により増を見込みました。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税は5億3,552万1,000円であります。内訳は現年課税分5億2,981万3,000円、滞納繰越分570万8,000円であります。土地及び償却資産が減となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金であります、403万5,000円を計上いたしました。

次の項3軽自動車税であります、2,547万7,000円を計上いたしました。内訳は現年課税分が2,522万7,000円、滞納繰越分が25万円であります。この項3軽自動車税から款8自動車取得交付金までは、平成24年度実績及び国県の財政情報を勘案して見積もったものであります。

次の項 4 たばこ税は、前年度比較360万円増の8,400万円を計上いたしました。

項 5 鉱産税は、220万円を計上いたしました。

項 6 特別土地保有税については、前年度同額の20万円を計上いたしました。

項 7 入湯税も前年度同額の400万円を見込みました。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税であります、1,860万円を計上いたしました。

項 2 自動車重量譲与税は、4,420万円を計上いたしました。

12、13ページをお開きください。

款 3 利子割交付金は170万円を計上いたしました。

款 4 配当割交付金は180万円を見込みました。

款 5 株式等譲渡所得割交付金は50万円を計上いたしました。

款 6 地方交付税交付金は、前年度比較1,250万円減の 1 億250万円を計上いたしました。

次の款 7 ゴルフ場利用税交付金は 1 億1,220万円を計上いたしました。

次の款 8 自動車取得税交付金は1,860万円を計上いたしました。

次の款 9 地方特例交付金は、前年度比較610万円減の210万円を計上いたしました。これは住宅取得控除減税分の減収補填の特例交付金であります。

款10地方交付税ですが、前年度比較7,000万円減の14億5,000万円を計上いたしました。減の理由といたしましては、平成24年度実績及び国県の財政情報を勘案したものであります。

款11交通安全対策特別交付金は220万円を計上いたしました。

14、15ページをごらんください。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金は5,579万3,000円で、内訳は節 1 児童福祉施設費負担金の現年度分及び節 2 高齢者住宅生活支援事業負担金の外出支援サービス負担金並びに学童保育負担金が主な内容であります。児童福祉施設費負担金の実績見込み及び学童保育の利用者増により、増額を見込みました。

目 2 衛生費負担金411万9,000円は、火葬場の運営費負担金としていすみ市から負担をいただくものであります。

目 3 農林水産業費負担金53万4,000円は、皆増で土地改良施設維持管理適正化事業負担金であります。

目 4 教育費負担金29万4,000円は、日本スポーツ振興センターの負担金で、小中学校の生徒数に対する保護者負担分であります。

次の目 5 給食費負担金9,853万2,000円は、小中学校の児童生徒の学校給食費負担金6,699

万8,000円及びいすみ市からの学校給食センター運営費負担金3,153万4,000円の合計であります。児童生徒の減少が主な減の理由でございます。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料713万3,000円は火葬場の使用料及び城見ヶ丘団地のし尿処理施設であるコミュニティプラントの使用料であります。

次の目2農林水産業使用料105万7,000円は、味の研修館及び農村コミュニティセンター並びに基幹集落センターの施設利用料であります。

目3商工使用料191万4,000円は、観光物産センター及び商い資料館の使用料であります。

次に、目4観光使用料929万8,000円は、麻綿原、栗又、桜台及び久保駐車場使用料880万4,000円と観光センターの施設等使用料49万4,000円であります。

次の目5土木使用料3,759万6,000円は、節1道路使用料850万円、節2住宅使用料2,743万5,000円及び節3町営住宅の駐車場使用料138万1,000円並びに節4法定外公共物使用料28万円の合計であります。

次に、目6教育使用料382万6,000円は中央公民館使用料、海洋センター等のスポーツ施設の使用料及び学校施設使用料であります。

16、17ページをごらんください。

項2手数料、目1総務手数料611万3,000円は、督促手数料及び税務証明や戸籍関連証明手数料など諸手数料であります。

次の目2民生手数料の1万2,000円は督促手数料であります。

目3衛生手数料1,761万5,000円は、ごみの持ち込み手数料及びごみの収集運搬手数料の節1清掃手数料1,709万円のほか、節4の狂犬病予防事務手数料48万4,000円が主なものであります。

次の目4農林水産業手数料1万3,000円は鳥獣飼育許可手数料、次の目5土木使用料23万7,000円は屋外広告物取扱手数料等であります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、前年度比較246万6,000円減の1億6,533万4,000円であります。内訳は節1障害者自立支援給付費等負担金7,744万7,000円、節2国民健康保険基盤安定負担金368万6,000円及び節3児童手当給付負担金8,420万1,000円であります。実績見込みにより障害者自立支援給付費等負担金が増額ですが、子ども手当等の制度変更によります減額と相殺し、結果的に減額となりました。

目2衛生費国庫負担金は、養育医療給付費負担金45万円であります。

次に、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金879万7,000円は節1障害程度区分認定等事

業費の補助金69万1,000円及び節2 地域生活支援事業費等補助金337万3,000円並びに節3 次世代育成支援対策交付金473万3,000円の合計であります。

次の目2 衛生費国庫補助金334万8,000円は、節1 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金327万2,000円及び節2 感染症予防事業費等国庫補助金60万6,000円であります。

次に、目3 土木費国庫補助金は、前年度比較2,305万4,000円減の1,756万5,000円であります。

節1 社会資本整備総合交付金は、地域住宅支援としての町営住宅改修工事に係る補助金及び活力創出基盤整備としての町道増田小土呂線歩道整備工事に係る補助金であります。

18、19ページをごらんください。

また、節2 住宅建築物安全ストック形成事業費補助金は6万円を計上いたしました。平成24年度で完成した中央公民館ホール耐震補給工事に係る補助金分が減額の主な内容であります。

次に、目4 教育費国庫補助金は、前年度比較3,204万9,000円減の22万5,000円であり、これも平成24年度に完成した大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事に伴う交付金の減が主な減額の内容であります。

次に、項3 国庫委託金、目1 総務費委託金18万4,000円は、長中期在留者住宅届出等事務委託費及び自衛官募集事務委託金であります。

目2 民生費委託金207万9,000円は、節1 基礎年金等事務委託金が主なものです。

次に、款15 県支出金、項1 県負担金、目1 総務費県負担金39万5,000円は、権限移譲事務交付金であります。

目2 民生費県負担金1億1,291万円は、障害者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、児童手当給付負担金であります。実績見込みにより障害者自立支援給付費等の負担金の増額と子ども手当等の制度変更による増額であります。

目3 衛生費県負担金は、皆増であり22万5,000円を計上いたしました。内容は、養育医療給付費負担金であります。

目4 土木費県負担金1,020万5,000円は、国土調査に係る県負担金であります。

次に、項2 県補助金、目1 総務費県補助金848万4,000円は、前年度比較768万8,000円の増額であります。内容は節1 東日本大震災復興基金交付金700万円、節2 地方消費者行政活性化基金事業補助金8万4,000円及び節3 住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金140万円で

あります。東日本大震災復興基金交付金700万円が増の内容であります。

次に、目2 民生費県負担金であります、2,048万4,000円であります。主なものは節1 重度障害者医療費補助金977万円及び、20、21ページをお開きください。節9 児童クラブ設置育成事業補助金454万6,000円であります。

目3 衛生費県補助金1,868万8,000円は、節1 子ども医療対策事業補助金及び節4 合併処理浄化槽設置促進事業補助金、節7 南房総広域水道用水供給事業補助金が主なものであります。平成24年度は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を計上いたしましたが、一般予防接種となったことが主たる減額の理由でございます。

目4 農林水産業費県負担金は、前年度比較1,385万9,000円増の4,394万2,000円を計上いたしました。主なものは節4 野生猿鹿保護管理事業補助金及び節6 イノシシ管理事業補助金、節7 有害獣被害防止対策事業補助金のほか、節9 鳥獣被害防止総合対策交付金でございます。

22、23ページをお開きください。

節13 戸別所得補償制度導入推進事業補助、さらに節14 青年就農者確保育成給付金事業補助金、節15 産地整備支援事業補助金であります。

次の目5 商工費県補助金48万円は、栽培漁業振興対策事業費補助金であります。

また、目6 土木費県補助金25万5,000円は、住まいの耐震化サポート事業補助金であります。

目7 消防費県補助金410万円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金補助であります。

項3 県委託金、目1 総務費委託金2,536万円は、節2 県税取扱委託金及び節5 参議院議員選挙費委託金並びに節7 沢山川周辺区域環境整備事業委託金が主なものであります。

次に、目2 民生費委託金10万9,000円は、民生委員協議会事務委託金であります。

目3 農林水産業費委託金2,842万4,000円は、大多喜県民の森管理委託金であります。

目4 土木費委託金100万円は、国県道維持委託金であり、次の目5 消防費委託金260万は、久保排水機場及び水門管理の委託金であります。

款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入1,611万1,000円は、町有の土地建物貸付収入及び光ファイバーケーブルの物品貸付収入であります。

24、25ページをお開きください。

目2 利子及び配当金5万6,000円は、基金の利子及び配当金であります。

次に、項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入2,500万2,000円は、土地売却収入として城見ヶ丘団地の売却収入が主なものです。

目 2 物品売払収入は、存目として1,000円を計上いたしました。

次に、款17寄附金、項 1 寄附金、目 1 一般寄附金1,000円は存目計上。

目 2 の指定寄附金20万円は、ふるさと納税分を見込んだものであります。

次に、款18繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整繰入金 1 億1,556万2,000円は、財源不足を補うための基金からの繰り入れ分であります。

目 2 交通災害共済基金繰入金から目 5 の福祉基金繰入金までは、それぞれ基金の設置目的に応じた事務事業に充当するために繰り入れするものであります。

次の項 2 特別会計繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金49万2,000円は、子ども医療分高額療養費として国保会計から繰り入れするものであり、次の目 2 後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円は存目計上するものであります。

款19繰越金、目 1 繰越金 1 億円は、前年度会計からの暫定的な繰越金の計上であります。

26、27ページをお開きください。

次の款20諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金30万円は、税金の延滞金収入を見込んだものであります。

次に、項 2 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入224万2,000円は、後期高齢者の健康診査委託金であります。

項 3 雑入、目 1 高額療養費貸付償還金は100万円を見込み計上いたしました。

次の目 2 滞納処分費として20万3,000円を計上し、次の目 3 雑入は、28、29ページにわたりますが、前年度比704万3,000円減の5,053万4,000円を計上いたしました。内訳は説明欄記載のとおりであります。

28、29ページの中段からでございます。

款21町債、項 1 町債、目 1 総務債4,930万円は、6 ページ、第 3 表でご説明をいたしました過疎地域自立促進特別事業債で、ソフト事業の 6 事業に充当をいたします。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算のご説明をさせていただきますので、30、31ページをお開きください。

初めに、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費、本年度予算額8,668万3,000円は、前年度比較213万3,000円の減となっております。職員の異動に伴う減であります。議員12名の報酬、議会事務局職員の人件費及び会議録作成委託料、政務調査費補助金並びに議会関係団体への負担金が主なものであります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、本年度予算額 3 億760万5,000円は、前年

度比較717万5,000円の減額となりました。平成24年度にあった共済費の追加費用負担金がないことが減額の主な理由であります。

次に、32、33ページにわたりますが、特別職及び総務、企画、財政、会計関係の職員人件費、行政連絡員等への報酬及び職員の健康診断、行政連絡員研修費補助金等の各種負担金補助金。

また、34、35ページになりますが、役場内の事務消耗品や通信運搬費等の管財管理費、職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業の経費であります。

次に、34、35ページ中段でございます。

目2文書広報費767万円には、情報公開個人情報保護審査委員報酬及び消耗品並びに例規集データ更新等の文書管理事業と、広報おたきの発行やホームページの管理をする広報おたき発行事業の経費であります。

目3財政管理費517万5,000円は、36、37ページになります。財務会計システムの保守点検及びソフトなどの借上料が主なものでございます。

目4会計管理費41万6,000円は、会計室での事務用品、郵便料及びパソコン使用料等であります。

目5財産管理費は、次の38、39ページまでわたりますが、2,646万3,000円で町有車や町有建物の保険料、管理委託料等及び町有財産管理のための経費を計上した公有財産管理事業、役場庁舎の光熱水費及び各種委託等のための庁舎管理費、また38、39ページになりますが、町有林の監理のための町有林管理事業であります。

次に、目6企画費9,617万2,000円は、前年度比較2,386万8,000円の減額で計上いたしました。平成24年度に施工した下大多喜地区の上水道拡張に伴う水道事業繰出金がなくなったことが主な減額の理由であります。夷隅郡市広域市町村圏事務組合等、企画関係団体の負担金及び特別養護老人ホーム事業会計繰出金が主の企画事務費や空き家改修事業補助を計上いたしました定住化対策事業、また光ファイバー網等の施設の保守管理費や東京電力N T T柱へのケーブル添架利用料を計上いたしました地域情報通信基盤維持管理事業。さらに、中止となりました大多喜ダムの跡地の環境管理事業のための大多喜ダム対策事業。人口増対策としての結婚活動支援事業や、40、41ページをお開きください。ふるさとづくり寄附金を財源としたふるさと基金積み立て事業、いすみ鉄道及び地方バス路線等、地方交通体系の支援対策のためのいすみ鉄道対策事業。さらに、東日本大震災復興基金積み立て事業、生徒の減少が続いている大多喜高校を支援するための推進事業が予算の内容であります。

目 7 電子計算費5,641万5,000円は、電子計算業務費として電子計算機の保守委託料及び電子計算機借上料が主な内容であります。基幹系システムの更新により大量一括処理委託を各課の予算に分割したことにより、1,969万2,000円の減額となりました。

次の、42、43ページをお開きください。

目 8 諸費、予算額843万3,000円は、町主催行事の開催時及び公金の損害保険のための総合賠償保険事業や自衛官募集事務費、税務事務還付費、大多喜交通安全協会への補助金及び各行政区へ防犯灯の電気料補助金が主でございます。交通安全対策事務費、さらに小沢又青年館浄化槽の改修工事に助成するコミュニティ育成事業で構成をしております。

次に、項 2 徴税费、目 1 税務総務費7,214万2,000円は、税務関係職員人件費のほか、弁護士費用や税務関連の協議会等への負担金が主の税務総務事務費であります。

目 2 賦課徴収費2,705万円は、前年度比1,460万7,000円の増額計上で基幹系システム一括処理委託料の分割が主な増の内容であります。

44、45ページをお開きください。

賦課事務費や徴収事務費及び地図情報データの修正委託料が主であります、地図情報システム管理事業が内容であります。賦課や徴収事務の基幹系システム大量一括処理委託料分を、電子計算業務費から分割したことにより、1,460万7,000円の増となっております。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費3,834万2,000円は戸籍管理に係る経費全般であり、戸籍関係の職員人件費、戸籍事務費、次のページになりますが、住民基本台帳ネットワークシステム事業で構成しております。

46、47ページ中段からでございます。

項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費73万8,000円。

次の48、49ページにまたがりますが、目 2 大多喜町長選挙費635万4,000円及び48、49ページの目 3 参議院議員選挙費855万2,000円は、いずれも選挙に係る報酬や従事者手当等の経費が主なものであります。

48、49ページの下段から50から51ページにわたりますが、項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費890万3,000円は、統計関係職員人件費及び統計の事務費であります。

50、51ページをお開きください。

目 2 各種統計調査費53万1,000円は、統計調査員の報酬費、その他事務用の消耗品等であります。

項 6 監査委員費、目 1 監査委員費52万4,000円は、監査委員への報酬及び研修等の旅費が

主な内容であります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、予算額 3 億 8,404 万 6,000 円は、54、55 ページまでわたりますが、社会福祉関係職員人件費、社会福祉事務費のほか、52、53 ページになります、社会福祉団体助成事業、障害者福祉事業及び民生委員活動事業、高額医療費貸付事業、戦没者追悼式関係事業。

次の 54、55 ページの国民健康保険特別会計繰出金並びに少子化対策事業、社会を明るくする運動事業で構成しています。中でも、事業費の大きなものは障害者福祉事業で介護給付費等の扶助費が主な支出であります。また、国民健康保険特別会計繰出金も多額となっております。

次に、54、55 ページの目 2 国民年金費 466 万円は、国民年金事務に係る職員人件費、事務費であります。

目 3 老人福祉費 2,247 万 9,000 円は 56、57 ページにわたりますが、高齢者在宅生活支援事業が主で、外出支援サービス委託料や、緊急通報システム業務委託料が主な支出であります。その他、敬老祝い事業費の敬老祝い品等の報償費や老人福祉団体助成事業の老人クラブ活動費補助金等がございます。

56、57 ページをお開きください。

目 4 青少年助成対策費 52 万 3,000 円は、青少年健全育成事業として青少年相談員への報酬、また相談員への活動費補助金などであります。

目 5 介護保険事業費 1 億 7,907 万 2,000 円は、介護保険特別会計繰出金が主で、その他予防ケアマネジメント業務委託料等の地域包括支援センター運営事業及び社会福祉法人等利用者負担額軽減事業、並びに、次のページにわたりますが平成 25 年度から計画を策定する次期介護保険事業計画等策定事業、さらに平成 24 年度途中から始まりました介護度重度化防止対策事業であります。

目 6 後期高齢者医療費 1 億 7,984 万 3,000 円は療養医療給付費負担金が主で、その他後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定繰出金などであります。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 6,225 万 2,000 円は、子育て支援関係職員人件費及び子供医療対策事業としての医療費助成の扶助費。また、子育てに対する要望を平成 25 年度、26 年度で調査計画し、平成 27 年度から実施する子ども子育て支援事業計画策定事業であります。

目 2 児童措置費 1 億 2,254 万 9,000 円は次のページにわたりますが、制度変更に伴い名称変

更されたもので、子ども手当から児童手当支給事業になったものであります。

60、61ページをお開きください。

目 3 母子福祉費130万8,000円は、ひとり親家庭等医療費助成事業の経費であります。

目 4 児童福祉施設費 2 億4,854万1,000円は62、63ページにまたがりますが、保育園関係及び児童クラブ並びに子育て支援センター関係の予算であります。職員人件費のほか、保育士等及び児童クラブの職員の賃金、子育て支援センターの人件費、保育園 2 園の施設運営費のほか、夜間警備委託、園児の送迎バス運行委託料、賄い材料費等であります。

62、63ページ下段でございます、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億1,559万1,000円は衛生関係職員人件費及び国保国吉病院負担金等の保健衛生事務費、64、65ページの発達が未熟な子供の入院費を助成する養育、医療給付事業が内容であります。

目 2 予防費4,370万9,000円は、次の66、67ページにまたがりませんが、がん検診事業の検診委託料、予防接種事業の予防接種医への報酬、予防接種の委託料、医療材料費、66、67ページにわたりますが、保健増進事業の健康診査委託料が主なものであり、その他感染症予防対策事業、防疫対策事業がございます。

66、67ページ中段でございます。

目 3 環境衛生費7,045万9,000円は68、69ページにわたりますが、環境関係職員人件費のほか、環境衛生事務費の中で夷隅郡環境衛生組合負担金。次のページの合併処理浄化槽設置整備事業の補助金が主なものであります。

68、69ページ中段でございます。

目 4 母子保健事業費694万5,000円は、母子保健協力医報酬及び母子保健事業に係る事務経費、乳幼児健康診査委託料等であります。

目 5 火葬場費1,314万8,000円は、次のページにわたりますが、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費及び火葬炉運転業務委託料並びに火葬炉改修工事請負費が主なものであります。

70、71ページをお開きください。

目 6 地域し尿処理施設管理費139万1,000円は、城見ヶ丘団地のし尿処理プラントの維持管理経費であります。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費3,731万円は、清掃関係職員人件費のほか、環境センター管理経費、広域ごみ処理施設建設に係る夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金などであります。

目 2 塵芥処理費、予算額 1 億399万2,000円は次のページにわたりますが、環境センターの運営経費やごみ収集委託料及び粗大ごみの処理委託料、その他一般廃棄物処理業務委託、ご

み袋の作成委託料、処理を委託しているいすみクリーンセンターへの塵芥処理負担金が主なものです。

72、73ページをお開きください。

項3 上水道費、目1 上水道運営費9,663万3,000円は、水道料金の高料金対策としての補助金。また、南房総広域水道企業団への補助金、出資金であります。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費1,029万9,000円は、次の74、75ページにまたがりませんが、事務局職員の人件費、農業委員会委員の報酬、委員会事務経費等であります。

74、75ページをお開きください。

目2 農業総務費5,677万9,000円は、農業関係職員人件費及び100人分の農家組合長報酬が主な内容であります。

目3 農業振興費3,054万4,000円は、次の76、77ページにまたがりませんが、農林業振興協議会委員報酬及び農業関連団体等への補助金、交付金等であります。また、都市農村交流事業は、都市と農村の交流により農業の活性化を図る目的で設置した農業体験推進室の活動経費であります。青年就農者（育成給付金事業補助金）及び山地整備支援事業補助金並びに都市農村交流事業の計上により、平成24年度より2,452万円の増額予算となっております。

76、77ページをごらんください。

目4 畜産業費37万円は、畜産業振興のための消耗品のほか、畜産関係団体への補助金等があります。

目5 農地費550万5,000円は、次のページにまたがりませんが、平沢ダム管理経費及び基幹農道の維持管理経費、また農道等の補修用原材料費、農地及び農業用施設の管理保全事業団体への補助金が主なものであります。

78、79ページをお開きください。

目6 農業施設費、720万円は各拠点センターの経費を一括して計上したものであります。養老溪谷観光センターや集落センター、味の研修館、次のページにまたがりませんが、農村コミュニティセンターの施設運営経費、施設管理の臨時職員の賃金であります。養老溪谷観光センターの建設工事完成に伴い、減額となっております。

80、81ページをお開きください。

項2 林業費、目1 林業総務費、予算額3,402万9,000円は林業関係職員人件費、事務経費及び関係団体負担金、有害鳥獣駆除の対策経費であります。有害獣の頭数をふやしたことによ

り、増額となっております。

目 2 林業振興費30万円は、県単森林整備事業委託料であります。

目 3 大多喜県民の森運営費3,730万8,000円は、次のページにわたりますが、職員の人件費及び県民の森施設運営費等であります。

82、83ページ中段になります。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費、予算額3,345万1,000円は商工関係職員人件費及び事務経費また、消費生活相談員報酬であります。

目 2 商工業振興費1,587万6,000円は、84、85ページにわたりますが、久保駐車場の料金システム保守管理委託料、商工会への補助金及び街路灯電気料金補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金並びに商い資料館の維持管理経費などが主なものであります。

84、85ページをお開きください。

目 3 観光費、6,326万4,000円は次のページにわたりますが、町営駐車場及び公衆用トイレの維持管理経費、観光センター臨時職員賃金及び管理運営経費、公園管理、次のページのお城まつり実行委員会や町観光協会への補助金、大河ドラマ誘致実行委員会等への補助金、面白峡遊歩道整備事業の委託料、さらに大多喜駅前に建設した天然ガス記念館の管理運営経費などでございます。減額の理由は面白峡遊歩道整備事業の環境影響調査の完成に伴うものが主な要因であります。

88、89ページをお開きください。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、予算額5,785万4,000円は土木関係職員人件費事務経費のほか、道路台帳の更新業務委託料、関連団体負担金及び国県道維持補助金等であります。

目 2 登記費2,664万9,000円は、次のページにわたりますが、登記処理を行う登記関係の職員人件費、登記促進事業の経費であります。

90、91ページの目 3 国土調査費1,757万2,000円は、国土調査事業の臨時職員賃金のほか、地籍調査等委託料が主なものであります。

目 4 道の駅管理費322万6,000円は、石神地先の道の駅維持管理経費及びトイレの清掃業務の委託料が主な内容であります。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費2,462万5,000円は92、93ページをお開きください。

道路維持のための臨時職員賃金、建設機器の燃料及び修繕費、舗装打ちかえ工事請負費、その他道路補修用原材料費などあります。

目2 道路新設改良費 1億1,033万8,000円は、職員人件費及び宇野辺当月川線、部田堀之内線の用地測量、増田小土呂線歩道整備工事及び中野大多喜・大多喜高校線道路改良工事の請負費、弓木西下線の物件移転補償が主なものです。

目3 橋梁維持費1,770万4,000円は、町道の橋梁長寿命化に伴う4橋の詳細点検、補修の設計業務の委託料及び部田塩淵橋の修繕工事に伴うものであります。

目4 交通安全対策費214万3,000円は、道路区画線工事費、その他カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などであります。

94、95ページをお開きください。

項3 都市計画費、目1 街路事業費303万5,000円は、歴史的景観審査会委員報酬及び街なみ整備助成事業補助金が主な支出であります。

項3 住宅費、目1 住宅管理費、予算額2,451万2,000円は町営住宅入居者選考委員報酬のほか、町営住宅に係る修繕料、借地料及び新丁団地の修繕工事関連の工事請負費、設計施工管理業務委託料、その他戸建ての耐震診断の費用の補助金が主なものとなります。

目2 宅地造成費1,020万4,000円は、城見ヶ丘団地分譲に係る定住化補助金が主たるものです。

目3 住宅助成費1,780万円は、定住化対策住宅助成事業として住宅取得奨励金、リフォーム奨励金及び太陽光発電設備導入促進補助金であります。

96、97ページをお開きください。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費 2億3,443万7,000円は広域常備消防に係る負担金であります。

目2 非常備消防費3,298万4,000円は、消防団員及び消防員への報酬、消防団の訓練及び火災等の出動手当、団員の被服費、団員健康診査委託料、その他消防団員の公務災害や退職報償金の支給事務負担金などであります。

目3 消防施設費1,171万5,000円は、下大多喜地先の防火水槽漏水修繕工事の請負費及び消防車両等の修繕料や燃料費、その他発電機、消防団指揮車デジタル受令機の備品購入費などが主なものであります。

98、99ページをお開きください。

目4 災害対策費715万2,000円は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員時間外勤務手当及び久保排水機場等の管理委託料、防災行政無線施設の保守委託料などが主な内容であります。

款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費110万円は、次のページにわたりますが、

教育委員報酬、その他教育長の交際費、関係協議会委員会の負担金などであります。

100、101ページをお開きください。

目2事務局費7,538万4,000円は、教育長ほか一般職員の人件費、委員会事務経費、教育関連団体への負担金及び補助金、次のページにわたりますが、教育委員会施設管理経費が主なものであります。

102、103ページをお開きください。

項2小学校費、目1学校管理費4,587万7,000円は106、107ページまでまたがりませんが、小学校医等の報酬、その他小学校4校の学校管理事務経費や施設管理経費、パソコン使用料等であります。前年比1億4,053万3,000円の減額となっておりますが、102、103ページの小学校管理事務事業の学校統合に伴う送迎バス委託料の増、施設管理事業の非構造部材耐震状況調査業務委託料の増、3校のプール内塗装工事や西小のプールサイドマットの補修工事の増と、大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事の完成に係る経費の減額を相殺し、結果的に減額となっております。

106、107ページをごらんください。

目2教育振興費985万7,000円は、108、109ページにまたがりませんが、小学校4校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動の助成補助金、遠距離通学費補助金及び英語教育の業務委託料、要保護世帯の扶助費が主な内容であります。

108、109ページをお開きください。

項3中学校費、目1学校管理費1,937万3,000円は次のページにまたがりませんが、中学校医等の報酬、中学校2校の学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費のほか、パソコン借上料などが主なものであります。増額の内容は小学校と同様、2校の非構造部材耐震状況調査業務委託料の増が主な内容であります。

110、111ページになります。

目2学校振興費957万4,000円は112、113ページにわたりますが、2中学校の教育活動で使用する教材費、クラブ活動助成費補助金及び中学校遠距離通学費補助金、要保護世帯の扶助費が主なものです。

112、113ページをお開きください。

項4社会教育費、目1社会教育総務費4,291万3,000円は、関係職員人件費及び社会教育委員報酬関係協議会負担金、町子供会育成会や文化団体への活動費補助金などが主なものであります。

目 2 公民館費1,393万円は、公民館運営審議会委員報酬や、次のページになりますが、中央公民館の光熱水費、施設夜間警備や清掃委託など施設管理費のほか、公民館バスの運行管理委託料などが主な内容であります。公民館ホールの耐震補強工事関係の経費が完成に伴い、減となりました。

114、115ページであります。目 3 図書館費527万5,000円は、図書館の光熱水費及び次のページの夜間警備委託、パソコン借上料、その他図書の購入経費であります。障害者及び女子トイレの改修工事により増額となっております。

116、117ページをお開きください。

目 4 文化財保護費552万2,000円は、文化財審議会委員報酬のほか、文化財保存に関連した補助金、負担金であります。町指定文化財修繕事業補助金が増額の理由であります。

目 5 視聴覚教育費54万4,000円は、いすみ市、夷隅郡視聴覚教材センターへの負担金であります。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費2,394万2,000円は、職員人件費及びスポーツ振興委員報酬、次のページにわたりますが、その他町体育協会補助金、夷隅郡体育協会への負担金が主なものであります。

118、119ページをお開きください。

目 2 学校給食費、予算額 1 億4,688万6,000円は職員人件費及び学校給食センター運営委員報酬、光熱水費や賄い材料費、給食配送業務委託料及び排水処理施設の保守管理委託料、また次のページになりますが、施設の排水溝改修工事請負費などが主なものであります。

120、121ページをお開きください。

目 3 体育施設費2,433万8,000円は、次のページにわたりますが、海洋センター体育館やプール、野球場及びテニスコートの光熱水費や施設管理業務経費などが主なものであります。また、平成25年度はテニスコート整備事業の増と、プール屋根改修工事の完成に伴う減を相殺し、結果的に減となったものであります。

122、123ページをお開きください。

款10災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費180万円及び目 2 河川災害復旧費130万円は、災害時の緊急対策復旧費として予算計上しているものであります。

款11公債費、項 1 公債費、目 1 元金 4 億886万4,000円は起債償還の元金分で、次の目 2 利子7,777万3,000円は同じく起債償還の利子分であります。

款12予備費、項 1 予備費、目 1 予備費は前年度同額の500万円を計上させていただきました。諸支出金は廃目といたしました。

次の124ページから133ページまでは給与費明細書でありますので、説明を割愛させていただき、134、135ページをお開きいただきたいと思います。

ここでの表は、「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」であり、この表につきましては地方自治法施行令第144条第1項第4号で定める調書として提出するものであります。

次の136、137ページにつきましては、「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」で、これにつきましても地方自治法で定める調書となっておりますので、提出をさせていただくものであります。本年度以降支出予定額のある事業といたしましては、大多喜小学校パソコン導入費など全14事業であります。

以上、駆け足の説明となってしまいましたが、これをもちまして議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。議案第30号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第30号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出予算についてご説明をさせていただきますので、139ページをお開きください。

初めに、予算編成の概要についてご説明させていただきます。

この特別会計は、合併前の1市5町からの拠出金等をもとに設けられた基金を運用するための会計であり、必要に応じて取り崩した基金を当会計で受け入れ、いすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることを目的としております。平成23年度からは老朽化した車両の更新を実施しており、その助成が主な基金運用の内容となります。

それでは、予算の内容についてご説明をいたしますので、139ページをお願いします。

平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算。

平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,520万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、146、147ページをお開きください。

まず、歳入であります。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金といたしまして37万円を計上いたしました。

これは、基金の利子であります。

款2寄附金、款3繰越金及び款4諸収入につきましては、それぞれ存目として1,000円を計上させていただきました。

款5繰入金につきましては、平成25年度も1両の車両更新を予定しており、4,483万4,000円を計上いたしました。この額は、車両更新に係る経費の3分の1の額で、いすみ鉄道の負担分の額でございます。

次に、歳出のご説明をいたしますので、148、149ページをお開きください。

歳出であります。款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費として37万3,000円を計上いたしました。歳入でご説明いたしました基金の利子等を鉄道経営対策事業基金に積み立てるものでございます。

目2助成費につきましては、4,483万4,000円を計上いたしました。これは、やはり歳入でご説明いたしましたいすみ鉄道の車両更新に伴う会社負担分に対する交付金であります。歳出合計額は、4,520万7,000円であります。

以上で、議案第30号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩します。

（午後 4時53分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時06分）

◎会議時間の延長

○議長（小高芳一君） なお、会議時間は午後５時までとなっておりますが、これを延長しましたのでご了承願います。

○議長（小高芳一君） 議案第31号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明をお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 議案第31号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計予算案につきまして、ご説明いたします。

予算書の151ページをお願いしたいと存じます。

予算の本文に入ります前に、予算編成状況についてご説明申し上げます。

平成25年度の予算につきましては、少子高齢化医療の高度化により、被保険者１人当たり医療費は年々増加し、一方、被保険者の収入につきましては、高齢者が多く加入されているという構造的な問題もあり、依然厳しい状況が続いております。医療費の給付につきましては、平成24年度の実績見込み等を考慮し、前年度対比0.1パーセントの増加を予定いたしました。それに対しまして、保険税は対前年比6.6パーセントという増加を見込まざるを得ない状況となり、予算総額で前年度対比1.5パーセント増の13億4,399万1,000円にて計上させていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第31号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,399万1,000円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、158ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

１款国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税でございますが、一般被保険者に係る医療給付分、介護納付分及び後期高齢者支援分の現年度課税及び滞納繰り越し分で、前年度比較2,265万4,000円の増額で、３億3,455万円を予定し、計上させていただきました。

2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、退職被保険者に係る分で前年度比較10万7,000円の増で、2,825万1,000円を予定し、計上させていただきました。

2款一部負担金、3款使用料及び手数料につきましては、前年度と同額、存目程度を予定し、計上させていただきました。

4款国庫支出金、1目療養給付費等負担金でございますが、2億1,455万8,000円を予定いたしまして、後期高齢者支援金分、介護納付金に対する国の負担32パーセントの額を計上させていただきました。

2目高額医療費共同事業負担金でございますが、町が高額療養費拠出金として支払った分を、国県それぞれ事業の4分の1を負担するものでございます。803万7,000円を計上させていただきました。

3目特定健康診査負担金でございますが、特定健康診査に対する国の負担金として、138万7,000円を計上させていただきました。

4款国庫支出金、1目出産育児一時金補助金でございますが、存目程度の1万円を計上させていただきました。

2目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の状況に伴う交付金として5,736万4,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、160ページをお願いいたします。

5款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金でございますが、退職被保険者等療養給付費に対する交付金で、6,023万7,000円を予定し、計上させていただきました。

6款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の被保険者数に応じて、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、2億5,311万8,000円を予定し、計上させていただきました。

7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金でございますが、80万円以上の高額療養費に対する共同事業拠出金に対し、県の25パーセント分の負担で803万7,000円を予定し、計上させていただきました。

2目特定健康診査負担金は、特定健康診査に対する県の負担分で、138万7,000円を予定し、計上させていただきました。

2項県補助金、1目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の財政調整交付金として県から補助される分で、7,304万9,000円を予定し、計上させていただきました。

8款共同事業交付金、1目共同事業交付金でございますが、高額医療費共同事業及び保険

財政共同安定化事業交付金として、1億7,029万4,000円を予定し、計上させていただきました。

9款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、助産費等繰入金、財政安定化支援事業、職員人件費等、特定健康診査事業への繰り入れと、国保財政の支援分として、保険税引き上げ分の2分の1相当3,500万円を加えまして、1億2,551万6,000円を予定し、計上させていただきました。

10款繰越金、1目療養給付費交付金繰越金は1,000円を予定し、2目その他繰越金は平成24年度繰越金として756万円を予定し、計上させていただきました。

162ページをお開きいただきたいと思います。

11款諸収入、1目一般被保険者延滞金、2目退職被保険者等延滞金につきましては存目程度で、それぞれ前年度の同額を予定し、計上させていただきました。

2項雑入、1目延滞処分費から6目雑入まで、前年度と同額を予定し、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明させていただきます。

164ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員4名分の人件費、事務費及び県国保団体連合への負担金で、3,807万7,000円を予定し、計上させていただきました。

2項1目運営教育会費でございますが、運営協議会委員の報酬で7万円を予定し、計上させていただきました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から、166ページ5目審査及び支払手数料は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、これに係る審査支払委託料でございますが、7億5,538万6,000円を予定し、計上させていただきました。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費と、2目退職被保険者等高額療養費ですが、高額療養費の実績等を勘案し、3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目対策被保険者等高額介護合算療養費につきましては、介護給付費と医療費の1年分を合算し、高額が発生した場合に給付する経費として予定し、それぞれ計上させていただきました。

高額療養費の計で9,944万8,000円を予定し、計上させていただきました。

3項移送費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の病院から病院への移送費

でそれぞれ5万円を予定し、計上させていただきました。

4項出産育児一時金でございますが、前年度と同額で10件、420万3,000円を見込み、計上させていただきました。

5項葬祭費につきましても、前年と同額で30件、150万円を見込み、計上させていただきました。

3款後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金ですが、社会保険診療報酬支払基金へ国保の被保険者数に応じて支払うもので、1億7,688万3,000円を予定し、計上させていただきました。

168ページをお願いいたします。

2目後期高齢者関係事務費拠出金で1万6,000円を予定し、計上させていただきました。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金等でございますが、事務費拠出金として43万7,000円を予定し、計上させていただきました。

5款老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金でございますが、老人保健医療費に係る整理事務費として5万3,000円を予定し、計上させていただきました。

6款介護納付金、1目介護納付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの指示額により算出し、8,355万9,000円を予定し、計上させていただきました。

7款共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業拠出金でございますが、80万円以上の医療費に対する拠出金で、3,214万9,000円を予定し、計上させていただきました。

2目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、30万円以上80万円未満の医療費に係る拠出金で、1億3,412万3,000円を予定し、計上させていただきました。

3目その他共同事業拠出金につきましては、存目程度で2,000円を予定し、計上させていただきました。

8款保健事業費、1目保健事業費ですが、人間ドックに係る経費を見込み、272万1,000円を計上させていただきました。

170ページをお願いいたします。

2項特定健康診査等事業費ですが、国保加入者の特定健康診査等の経費で1,121万2,000円を予定し、計上させていただきました。

9款諸支出金、1項償還及び還付加算金でございますが、一般被保険者、退職被保険者等の保険税の還付金を105万2,000円を予定し、計上させていただきました。

10款予備費につきましては、前年度と同額の300万円を予定し、計上させていただきました。

た。

以上が歳出でございます。

これで平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第32号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について、説明をお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 議案第32号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の183ページをお願いしたいと存じます。

本文に入ります前に、平成25年度の予算編成状況につきまして、ご説明させていただきます。

本予算は、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値をもとに予算編成をさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億607万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、190ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料でございますが、年金からの特別徴収による保険料で5,158万7,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目普通徴収保険料でございますが、納付者等により納付する保険料で1,905万7,000円を予定し、計上させていただきました。

2 款使用料及び手数料、1 目督促手数料でございますが、2 万円を予定し計上させていただきました。

3 款繰入金、1 目事務費繰入金でございますが、後期高齢者医療事務費に係る繰入金で

101万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2目保険基盤安定繰入金でございますが、保険料軽減対象者約1,500名分でございますが、このうち県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、3,393万3,000円を予定し、計上させていただきました。

4款繰越金でございますが、前年度よりの繰越金で10万円を予定し、計上させていただきました。

5款諸収入、1目保険料還付金等でございますが、35万9,000円を予定し、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

192ページをお願いしたいと存じます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、後期高齢者医療事務費で62万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2項徴収費でございますが、保険料徴収事務費で40万9,000円を予定し、計上させていただきました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収いたしました保険料と低所得者の軽減分の繰入金を合わせて広域連合に納付するもので、1億467万6,000円を予定し、計上させていただきました。

3款諸支出金、1目保険料還付金でございますが、前年度の保険料やお亡くなりになった方、転出された方の保険料、再算定により減額となった方々の分の還付で、36万円を予定し、計上させていただきました。

2項1目他会計繰出金につきましては、存目程度を予定し、計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

これで、平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第33号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明

をさせていただきます。

予算書195ページをお開き願います。

議案第33号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成25年度予算案につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき予算編成を行った結果、歳入歳出予算の総額を10億6,462万4,000円とし、前年度より1.14パーセント、1,196万円の増額を見込みました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第33号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,462万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、202、203ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者3,525名を推計し、1億7,707万5,000円、前年度比2.59パーセント増を計上させていただきました。

款2使用料及び手数料、項1手数料につきましては、保険料の督促手数料や情報公開手数料であり、前年度同様、5万8,000円を計上させていただきました。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、介護給付費負担金につきましては、1億6,875万5,000円を計上させていただきました。

項2国庫補助金につきましては、調整交付金に8,218万1,000円、地域支援事業交付金のうち、介護予防事業費に104万6,000円、包括的支援事業・任意事業を227万2,000円、計8,549万9,000円を計上させていただきました。

款4 県支出金、項1 県負担金、介護給付費県負担金につきましては、1 億5,896万1,000円を計上させていただきました。

項2 県補助金でございますが、地域支援事業交付金として、介護予防事業に対し52万3,000円、包括的支援事業・任意事業に対し113万6,000円、計165万9,000円を計上させていただきました。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金につきましては、第2号被保険者の負担割合29パーセントの介護給付費交付金2 億9,242万4,000円、地域支援事業支援交付金121万4,000円を計上させていただきました。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金として介護給付費及び地域支援事業のうち介護予防分に係る町の法定負担分12.5パーセント、地域支援事業のうち任意事業及び包括的支援事業分19.75パーセントと職員人件費及び事務費の繰り入れとして、1 億7,195万5,000円を計上させていただきました。

204、205ページをお開き願います。

款6 繰入金、項2 基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の被保険者負担分の不足を補うための財源として繰り入れるもので、545万4,000円を計上させていただきました。

款7 繰越金でございますが、前年度からの繰越金として4,000円を計上させていただきました。

款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料でございますが、延滞金1,000円を計上させていただきました。

項2 雑入でございますが、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付負担金及び介護予防事業参加者負担金であり、156万9,000円を計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

206、207ページをお開き願います。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、介護保険関係職員4名分の人件費と、介護保険業務用の事務費で2,772万8,000円を計上させていただきました。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費でございますが、介護保険料賦課徴収に係ります事務費で86万7,000円を計上させていただきました。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定調査等費でございますが、介護認定に係る医師意見

書作成手数料などで324万6,000円、目2介護認定審査会共同設置負担金349万3,000円、合わせて、673万9,000円を計上させていただきました。

項4運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会委員12回の報酬2回分として8万4,000円を計上させていただきました。

次に、208、209ページをお開き願います。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方の在宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で、9億311万2,000円、前年比1.23パーセント増を計上させていただきました。

項2介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1、2の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で3,078万1,000円、前年度比15.1パーセント増を計上させていただきました。

項3その他諸費につきましては、介護給付に係る審査支払手数料として69万4,000円を計上させていただきました。

210、211ページをお願いします。

項4高額介護サービス等費、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費2,135万4,000円、高額介護予防サービス費、前年度と同額の6万円、合わせて2,141万4,000円を計上させていただきました。

項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に、それぞれの会計から支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と介護予防サービス費について、前年度と同額228万7,000円を計上させていただきました。

項6特定入所者介護サービス等費でございますが、低所得者の施設入所に係る食費、居住費の自己負担の軽減に伴う補助及び交付金で、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費について5,007万2,000円を計上させていただきました。

款3基金積立金でございますが、準備基金への積立金で3,000円を計上させていただきました。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費でございますが、要介護状態となるおそれの高い状態と認められる方を対象にした事業で、185万1,000円を計上させていただきました。

212、213ページをお開き願います。

目2 一次予防事業費でございますが、高齢者全体を対象に介護予防の活動の育成、支援を行う事業で、349万3,000円、合わせて534万6,000円を計上させていただきました。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 任意事業費でございますが、寝たきり高齢者へのおむつの支給、成年後見人制度の利用者支援等で、171万1,000円を計上させていただきました。

目2 包括的支援事業費でございますが、包括支援センター職員2名分の人件費1,324万5,000円、合わせて1,495万6,000円を計上させていただきました。

214、215ページをお開き願います。

款5 諸支出金につきましては、国県支出金等の精算に伴う返還金としまして、44万3,000円を計上させていただきました。

款6 予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

以上で、平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第34号 平成25年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第34号 平成25年度大多喜町水道事業会計予算についてご説明をさせていただきます。別冊の水道事業会計予算書の1ページをお開きいただきますと思います。

（総則）

第1条 平成25年度大多喜町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする

（1）給水戸数3,759戸。

（2）年間総給水量105万2,938立方メートル。

（3）1日平均給水量2,885立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益4億5,060万5,000円、第1項営業収益3億407万6,000円、第2項営業外収益1億4,652万9,000円。

支出、第1款水道事業費用4億4,796万6,000円、第1項営業費用4億612万7,000円、第2項営業外費用3,993万9,000円、第3項特別損失150万円、第4項予備費40万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,507万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,507万6,000円にて補填するものとする。)

収入、第1款資本的収入7,311万円、第1項負担金210万円、第2項企業債7,100万円、第3項固定資産売却代金1万円。

支出、第1款資本的支出1億9,818万6,000円。

2ページ、3ページをお開きください。

第1項建設改良費9,434万円、第2項企業債償還金1億384万6,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

配水管布設事業、限度額1,000万円、施設拡張事業、限度額6,100万円、2事業とも起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率年5パーセント以内、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、債権者との協議により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越しして借り入れることができる。計限度額7,100万円。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,370万5,000円。

3ページに入ります。

(一般会計からの補助金)

第8条 一般会計からのこの会計補助を受ける金額は、7,650万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は179万1,000円と定める。

予算に関する説明書5ページから7ページの予算実施計画、9ページの資金計画、10ページから17ページの給与明細書、19ページから23ページの予定損益計算書、前年度分でございます。及び予定貸借対照表前年度分及び今年度分は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、予算の明細につきましては、水道事業会計予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

24、25ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部、款1水道事業収益、予定額4億5,060万5,000円、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金3億324万6,000円でございます。

目2その他営業収益、節1材料売却収益46万1,000円、節2手数料21万円、節4雑収益15万9,000円は標示テープ等の売却、給水工事設計審査、工事検査手数料、回線手数料、材料売却代金、水道料金督促料等でございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金、節1預金利息1,000円。

目2他会計補助金、節1一般会計補助金7,650万円は高料金対策補助でございます。

目3県補助金、節1県補助金7,000万円は県の水道総合対策補助金であります。

目4雑収益、節1雑収益2万8,000円は東京電力、N T T等の水道施設用用地の使用料でございます。

26、27ページをお願いいたします。

支出の部、款1水道事業費用、予定額4億4,796万6,000円、項1営業費用、目1原水及び浄水費、予定額2億1,213万8,000円、節の主なものといたしまして、節1給料298万4,000円は職員1名分の給料でございます。節3賃金698万3,000円は浄水場等施設管理の臨時職員賃金でございます。節16委託料915万1,000円は、原水浄水の水質検査業務、汚泥処理業務等の委託料でございます。節19修繕費304万5,000円は、取水、導水、浄水、送水等施設の修繕でございます。節21動力費782万4,000円は浄水場、排水場、井戸ポンプ等の電気料でございます。節26受水費、1億7,533万5,000円は南房総広域水道からの水の購入費でございます。

目2配水及び給水費、予定額2,943万7,000円、節の主なものといたしましては、節1給料

436万6,000円は職員1名分の給料でございます。

28、29ページをお開きいただきたいと思います。

節19修繕費1,013万3,000円は加圧場施設修理、布設管の漏水修理等の修繕料でございます。節20路面復旧費437万円は舗装本復旧費、舗装仮復旧費、常温合材費でございます。節21動力費407万円は加圧所20カ所分の電気料金でございます。

目3総係費、予定額4,942万8,000円、節の主なものといたしましては、節1給料1,770万2,000円は職員4名分の給料でございます。節16委託料610万1,000円は検診委託料、水道料金システム等電気機器保守、予算編成システム保守等の委託料でございます。節18賃借料391万円は水道料金システム、パソコン及び周辺機器、予算編成システム等リース代でございます。

30、31ページをお開きいただきたいと思います。

節32保険料34万7,000円は自動車保険、大多喜配水場等の建物保険、水道賠償責任保険等保険料でございます。

目4減価償却費、節1有形固定資産減価償却費1億1,381万8,000円は建物、構築物、機械及び装置等の減価償却費でございます。

目5資産減耗費、節の主なものといたしましては、節1固定資産除却費92万9,000円は構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品の除却費でございます。

目6その他営業費用、節1材料売却減価36万7,000円は貯蔵品の売却資材の原価でございます。

項2営業外費用、予定額3,993万9,000円、目1支払利息、節1企業債利息3,715万1,000円は財務省財政融資資金17件、地方公共団体金融機構38件、他金融機関の借換債3件の支払利息でございます。

目2雑支出、節2雑支出180万2,000円は特定収入消費税相当額、過年度分水道料金還付金等の雑支出でございます。

目3消費税、節1消費税98万6,000円は消費税の確定申告の見込み額でございます。

項3特別損失、予定額150万円、節1過年度損益修正損150万円は水道料金不納欠損額でございます。

項4予備費、予定額40万円、節99、40万円は予備費でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の部、款1資本的収入、予定額7,311万円、項

1 負担金、目 1 加入負担金、節 1 加入負担金210万円は新規加入及び口径変更等の水道加入負担金でございます。

項 2 企業債、予定額7,100万円、目 1 企業債、節 1 企業債7,100万円は鍛冶住宅 1 号線及び町道宇野辺線栗又になります。この配水管布設と面白浄水場汚泥乾燥床の建設の企業債でございます。

項 3 固定資産売却代金、予定額 1 万円、節 1 固定資産売却代金 1 万円は使用していない施設等の資産をインターネット利用により売却する際の売却代金でございます。

34、35ページをお願いいたします。

支出の部、款 1 資本的支出、予定額 1 億9,818万6,000円、項 1 建設改良費、目 1 取水施設費、節34工事請負費105万円は緊急時における取水施設の機器交換工事費でございます。

目 2 浄水施設費、節34工事請負費105万円は緊急時における浄水施設の機器交換工事費でございます。

目 3 配水施設費、予定額2,793万8,000円、節の主なものといたしましては、節 1 給料298万4,000円は職員 1 名分の給料でございます。節34工事請負費2,124万2,000円は鍛冶住宅 1 号線及び町道宇野辺線の栗又の配水布設工事、舗装本復旧工事等の工事費でございます。

目 4 固定資産取得費、予定額292万9,000円、節の主なものといたしましては、節 2 機械購入費126万円は水質の卓上色度、濁度計購入費でございます。節 4 量水器費151万1,000円は量水器の新規設置分及び検定期間満了に伴う取りかえ分でございます。

目 5 施設拡張費、予定額6,137万3,000円、節34工事請負費6,137万3,000円は面白汚泥乾燥床の建設工事費でございます。

項 2 企業債償還金、予定額 1 億384万6,000円、節 1 企業債償還金 1 億384万6,000円は財務省財政融資資金17件、地方公共団体金融機構34件、他金融機関借換債 3 件等の償還金でございます。

以上で平成25年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） 次に、議案第35号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算案を提案するに当たりまして、予算書に一部誤りがあり、差しかえ等で議員の皆様にご

迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、ご説明をさせていただきます。

予算書 1 ページをごらんください。

議案第35号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算。

(総則)

第 1 条 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス 4 人。

(2) 年間利用予定者数、施設介護サービス 2 万8,000人、居宅介護サービス1,150人。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款特別養護老人ホーム事業収益 3 億557万1,000円、第 1 項営業収益 3 億317万円、第 2 項営業外収益240万1,000円。

支出、第 1 款特別養護老人ホーム事業費用 3 億415万7,000円、第 1 項営業費用 3 億265万6,000円、第 2 項営業外費用1,000円、第 3 項予備費150万円。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額342万円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支出、第 1 款資本的支出342万円、第 1 項建設改良費342万円。

2 ページをごらんください。

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は1,200万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用等との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2 億2,594万3,000円でございます。

続きまして、平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算積算基礎資料にてご説明を申し上げますので、24、25ページをお開きください。

収入、第 1 款特別養護老人ホーム事業収益、第 1 項営業収益 3 億317万円を計上させていただきました。

第 1 目介護報酬収益 2 億5,632万2,000円。これは施設入所、短期入所の施設利用分と介護サービス費、食事の交付金でございます。

第 2 目介護負担金収益4,684万8,000円、これは施設入所、短期入所利用者様の個人負担金でございます。

第 2 項営業外収益240万1,000円を計上させていただきました。第 1 目受取利息 3 万1,000円、第 2 目寄附金1,000円、第 3 目その他事業外収益236万9,000円、自動販売機設置料、実習生受け入れ謝礼、そして車椅子、防災頭巾、カセットコンロ、燃料などを購入するための東日本大震災復興基金の補助金などです。事業収益の合計、予定額として 3 億557万1,000円を計上させていただきました。

続きまして、26、27ページをごらんください。

支出、第 1 款特別養護老人ホーム事業費用、第 1 項営業費用 3 億265万6,000円を計上させていただきました。第 1 目総務管理費 1 億9,241万8,000円、主なものを説明いたします。

第 2 節給料9,620万4,000円、第 3 節施設手当4,281万8,000円、第 4 節法定福利費4,492万1,000円、等につきましては職員31人分の人件費でございます。第14節委託料99万7,000円、職員38名分の腰痛検査などの健康診断委託料です。第18節保険料67万3,000円、車両と建物の損害保険料並びに利用者84人分の損害保険料です。

続いて28、29ページをごらんください。

第 2 目施設管理費2,679万2,000円を計上させていただきました。

主なものを説明いたします。

第 8 節備消耗費756万6,000円、衛生材料、医薬材料並びに防災頭巾、アルミシートなど防災用消耗品などです。第12節修繕料301万2,000円、ボイラーやベッドなど備品修理です。消防設備や施設などの修繕料でございます。

第 3 目居宅介護事業費319万2,000円を計上させていただきました。臨時職員 1 名分の人件費と短期入所者様の衛生材料等です。

第4目施設介護事業費7,203万6,000円を計上させていただきました。第1節報酬123万2,000円、嘱託医3人の報酬でございます。第4節法定福利費500万円、第6節賃金3,306万2,000円、臨時職員18名分の人件費です。

30、31ページをごらんください。

第8節備消耗費207万4,000円を計上させていただきました。介護衛生材料などの経費でございます。第21節賄い材料費2,500万円を計上させていただきました。施設利用者84名分の食費賄い材料代です。

第5目減価償却費820万8,000円を計上させていただきました。これは有形固定資産減価償却費でございます。

第6目資産減耗費、存目程度1万円を計上させていただきました。

第2項営業外費用、第1目雑支出1,000円を計上させていただきました。

第3項予備費、第1目予備費150万円を計上させていただきました。

事業費用の合計予定額として、3億415万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、32ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費342万円を計上させていただきました。

それでは、申しわけありません。前に戻らせていただきます。

8ページから17ページにかけましては、給与費明細書でございます。

続いて19ページでございます。

前年度、平成24年度予定損益計算書です。

20、21ページにかけましては、前年度、24年度予定貸借対照表でございます。

22、23ページにかけましては、平成25年度予定貸借対照表でございます。これらにつきましては記載のとおりですので、説明を割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

以上で一括議題とした議案第29号から議案第35号までの平成25年度大多喜町一般会計予算及び各特別会計予算、各事業会計予算の提案説明を終わります。

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま町長から暗渠排水工事請負契約の変更についての議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

職員をして議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、議案第36号 暗渠排水工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） まずは、本日ご審議いただく議案といたしまして、ご承認いただきまして感謝申し上げます。

それでは、議案第36号 暗渠排水工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、本案は農業生産基盤の整備を図り、農地の排水の不良等を解消する暗渠排水の布設工事を小土呂地先ほか7地区で施工するため、昨年10月開催の議会にご提案申し上げ、可決いただき、本契約を締結して工事を進めてきたものでございますが、工事の施工に当たり、給水管及び集水管の延長に変更が生じたため、工事請負契約の変更が必要となったものでございます。

それでは、本文でございますけれども、平成24年10月31日に請負契約を締結した「暗渠排水工事請負契約」の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、契約の方法、契約の相手方、工期につきましては、変更ございません。契約金額を変更前9,954万5,250円、変更後を111万6,150円減額しまして9,842万9,100円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 具体的にどんなふうな変更があったんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 具体的には、給水管です。泉水工区でマイナス97メートル。八声工区でマイナス55メートル。久我原工区でマイナス29メートル。百銚工区でマイナス8メートル。

集水管です。口径65ミリがプラス51メートル。口径75ミリがプラス20メートル。口径100ミリがマイナス3メートル。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定する賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） お諮りします。

明日、３月８日から３月18日までは、議案調査及び休日が入るため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、３月８日から３月18日までは、議案調査及び休日が入るため休会とすることに決定しました。

なお、既にご承知のとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週11日及び13日の午前９時から各常任委員会協議会が役場第１、第２会議室で開催されますので、ご承知願います。

この常任委員会教育会は傍聴ができますので、都合のつく議員の方は傍聴されるようお知らせします。

また、最終日、３月19日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で本日の会議は全部終了しました。

長時間大変ご苦労さまでした。本日の会議を閉じます。

これにて散会とします。

（午後 ６時１７分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

平成25年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成25年3月19日（火）

午前 9時58分 開議

出席議員（12名）

1番	根本年生君	2番	正木武君
3番	吉野一男君	4番	麻生勇君
5番	野村賢一君	6番	江澤勝美君
7番	志関武良夫君	8番	渡辺泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	小高芳一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	矢代健雄君
総務課長	花崎喜好君	企画財政課長	小野田光利君
税務住民課長	関晴夫君	健康福祉課長	磯野幸子君
子育て支援課長	石井政一君	建設課長	磯野道夫君
産業振興課長	菅野克則君	環境水道課長	川寄照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	渡辺嘉昭君
教育課長	高橋啓一郎君	生涯学習課長	加曾利英男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程（第3号）

日程第1 議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）

日程第 2 議案第 30 号 平成 25 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）

日程第 3 議案第 31 号 平成 25 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）

日程第 4 議案第 32 号 平成 25 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）

日程第 5 議案第 33 号 平成 25 年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）

日程第 6 議案第 34 号 平成 25 年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）

日程第 7 議案第 35 号 平成 25 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）

追加日程第 1 発議第 1 号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 2 発議第 2 号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

追加日程第 3 議案第 37 号 大多喜町議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 4 会期の延長について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより日程の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成25年第1回議会定例会の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議長さんを初め議員各位には、年度末大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから町政運営に当たりましては何かとご支援、ご協力を賜りますことを改めて御礼申し上げる次第でございます。

それでは、本定例議会初日以降の行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました資料によりご承知いただきたいと思います。

さて、本日は平成25年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日での予算編成方針の説明や常任委員会協議会において、関係各課より各種事業の詳細説明をさせていただきましたが、本年度は大きな投資的事業はございませんが、過疎からの脱却に向けての諸施策や少子化対策、人口減少をとめる施策としての定住化対策等を盛り込んでおりますが、一般会計においては前年度に比べ6.3パーセント減の42億4,200万円となりました。

以上、定例議会最終日に当たり、会議の冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。3月7日開催の本会議以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付しました議事日程第3号により進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

日程第1、議案第29号から日程第7、議案第35号までの平成25年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月7日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは、予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては平成25年度の各歳入歳出予算書の内容から質疑されるようお願ひします。

なお、質疑の際は、予算書のページを必ず示していただくとともに、質疑に当たっては、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようにご留意願ひします。

まず、議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） まず、歳入の点について伺います。

7ページ、歳入歳出予算事項別明細書がありますが、この歳入の明細書の中で、町税及びその下の譲与税もそうですが、利子割交付金、配当割交付金、ずっといって、ほとんどの交付金が減額になっています。交付金は経済活動によって生じた税金の再分配だと思うのですが、このことは何を反映したものと、予算組みをしたときにまず考えておやりになったのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、今のご質問についてお答えしたいと思います。

税の立場から申し上げますと、町民税につきましては就業人口の減少がまず挙げられます。19歳から60歳までの人口が約3.7パーセント減少しております。また、高齢化の進行により、年金収入のみの方が増加したことが要因であると考えております。

また、固定資産税につきましては、土地について、町内102カ所の標準宅地の時点修正による下落が平均2パーセントございます。また、家屋については、新築住宅の建設が減少していること、それと、今ある家屋の取り壊しが増加していること。また、償却資産において

は、設備投資の減少、減価償却率による課税標準額が下がったこと等による減額であると考えております。

税のほうは以上です。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 譲与税また交付金関係につきましては、町のほうで予算を編成する際におきまして、24年度の実績、また国・県の財政情報を勘案して計上させていただいたものです。

その中でも、やはり譲与税等につきましては、道路の延長とか面積に応じて案分される税等も、揮発油税とか自動車重量譲与税とかはございます。そういった中で、道路の延長や面積が変わっていない中で減額になるということで、国のほうの情報が来ておることは、やはり国民が揮発油税また自動車重量税を納めるほど使っていないというか、税がそれだけの収入がないということだと思われま。

また、どうしても23年3月11日の大震災によりまして、買い控えや出控えがいまだ続いている、また、国の全体の景気がやっぱり安定していないということからですね、お金があってもそれを使わないという部分が多々あるかと思ひます。また、所得税とかやっぱり酒税、法人税、消費税、たばこ税等が地方交付税の財源でございまして、国の経済情勢から使わなくて景気が落ち込んでいると。国に財源がなく、交付税全体が少なくなっていると考えております。

しかし、当初予算の概要にも記載させていただきましたが、政府は日本経済の再生に向けた緊急経済対策ということでそれを策定いたしまして、日本経済の回復のための施策を今後も実行し、また、地方が安定的に財政運営を行えるよう、平成24年度並みに財源を確保するということを発表しておりますので、今後の国の動向を注視しまして慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ページ数でいうと10ページになります。

町税の中の法人税ですが、法人税だけではないですけれども、法人税の伸びが随分あります。このことのあらわす意味はどういうことでしょうか。というのは、我々普通の一般的消費者は、やっぱり景気がよくなっているとは思えません。だけれども、町内企業は全体的に

よくなり、景気がもう底を打って上がったことをあらわしているのか、あるいは特殊な企業だけが成果を上げて伸びる見通しなのかということを伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいまの法人税についてのご質問でございますけれども、平成24年度の予算編成時におきましては、震災による影響で町内各企業の業績悪化をかなり見込んでおりましたが、幸いと申しますか、今年度の税収実績を見ますと予想したほどの業績悪化とはなっておらず、町内285法人のうち42法人が税割を納付しております。

ただし、平均税額につきましては前年度よりも落ちましたけれども、5社ほど税割を納付する法人がふえたということは、それなりの業績のいい会社、悪い会社それぞれあるとは思いますが、多少はよくなっているのではないかと考えております。

ですから、平成25年度予算につきましては、今年度の実績を踏まえて予算計上させていただいて757万円ほどの増額となっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ページ数はわかりません。予算編成時、国は地方公務員の給料7.8パーセントも、国家公務員に倣って削減せよと強要してきた。減らした分は交付税を減らすということでした。国の地方自治への、これは違法だと思うんですが、違法な介入、許しがたいと思うのですけれども、25年度町予算に反映しているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 国のほうから、地方公務員の給料も、国が7.8パーセント下げたのでその分を下げろというふうな強要といたしますか、それによって交付税を下げますよというふうなお話もあります。

それにつきましては、もう既に新聞報道等でご存じかと思っておりますけれども、全国知事会あるいは全国町村会、市長会、そういう各種団体、地方六団体というんですが、そういう団体ではその方針については既に反對方針を示しております。

実際のところ、大多喜町においても、直接この職員の給与等の削減等は行っておりません。地方交付税においては、多少減額の予算を立てておりますけれども、給料に関してはその分の減額はしておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 41ページ、いすみ鉄道対策事業。改めて、いすみ鉄道対策費を見てもみしたら、私が今まで安直に考えていたよりもずっといすみ鉄道に使われていて、本当にびっくりしています。

いすみ鉄道に対しては大多喜部分を走っているところが多いので、その案分をしたら多いとは思いますが、それにしてもいすみ鉄道対策事業の大多喜町だけで5,000万円を超える。その中には普通の路線バスの補助金なんかも入っていますから、それを除いてもかなり高額のお金が行っている。私は、鉄道特別会計のあの負担だけなのかと勝手に思っていたので、去年からことしにかけて、本当にいすみ鉄道のことについては、現状のままではいけないのではないかということをつくづく思っています。

でも、それは今こっちとして、今伺いたいのは、大多喜町だけがこんなに支援をしているのか。ほかの町の支援状況はどうなのかということと、ついでにもう一点聞いちゃいます。

新しい事業として、観光ツアー誘致補助金というのがあります。これは一体どういうことでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） いすみ鉄道に対する支援につきましては、大多喜町、確かに路線が走っている距離も長い。また、支援額も多額になっております。おっしゃるとおりでございますが、これにつきましては、応分の負担を2市2町でしているということでございます。

大多喜町については、基本的に23.2パーセント程度、これは県が半分持つ場合とか2市2町で持つ場合、また会社が持つ場合とかいろいろありますが、2市2町の割合からすれば23.2パーセントというか、残りの50パーセントの23.8パーセントとかであります。あと、いすみ市も21.8パーセントの負担をしております。また、いすみ鉄道沿線ではございませんので、勝浦市、御宿町については2.5パーセント、100パーセントでいいますと5パーセント程度、大多喜町については46.4パーセント程度、また、いすみ市については43.6パーセント程度の負担をしており、大多喜町だけで支援しているわけではなく、いすみ市も応分の負担をいただいていると考えております。

おっしゃるとおり多額の負担ではありますが、今後も支えていかなければいけない鉄道だと思っておりますので、今後においても多少の負担は必要だと考えております。

また、今回新規事業として上げさせていただきました観光ツアーの誘致補助金でございますが、本補助金につきましては、現在、町の職員に支払っております通勤手当の差額を活用した補助金でございます。現在、町の職員の通勤手当につきましては、いすみ鉄道を利用できる職員は基本的にいすみ鉄道の定期代で計算し支給させていただいております。そして、職員は定期券を購入しております。この定期券の数がいすみ鉄道の乗車人員の多くを占めているところであります。

しかし、職員のほとんどが定期券を購入しても、仕事で遅くなったり、また家族を病院に連れていくとか、高校生を送っていくとかですね、そういった家族の送迎、また通勤時間や通勤方法等で鉄道利用ができない場合がございます、自家用車で通勤しているケースが多くあります。自家用車で通勤する場合は、その自家用車分につきましては自己負担でございます、町予算としても、自動車通勤よりも鉄道利用のほうが通勤手当も多額となるために多く支出しているような状況でございます。職員の負担の軽減とその差額をいすみ鉄道の支援に使って活性化するため、平成25年度より本事業を計画したものです。

当初予算では、その差額が約300万円程度でございます。定期券で購入する場合と、また自家用車で通う場合の通勤手当の差額がですね。その半分であります約150万円を当初予算で計上させていただき、いすみ鉄道を利用したツアー誘致を旅行会社等に企画してもらう補助金として、いすみ鉄道に支給したいと考えて計上させていただきました。

このことによりまして、職員は実際の通勤経路を届け出し、町も経費を削減でき、かついすみ鉄道においては、自分のほうでその鉄道を利用しながらツアー誘致のために使えるということで、非常に有効な手段ではないかと思ひまして本年度計上させていただいております。以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いすみ鉄道の、町の通勤手当が半分になるということなんですけれども、このツアー誘致の中身というのはどういうことなんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 今ちょっとご説明が足りなかったかもしれませんが、いすみ鉄道を使ったツアーを旅行会社にアピールする。いすみ鉄道を使ったツアーをやってくれば、例えば手土産をつけますよとか、鉄道の乗車分については多少面倒を見ますよとか、そういったことだと思っておるんですけれども、明確にまだ内容自体は決まっておりません。それは、鉄道とまた町のほうで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 前後してしまいました。

25年度に町が組んだ今までにない新規事業と、それから予算は全く使わないんだけども
こういう事業もしてみたいというゼロ予算事業、ありましたら教えてください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町が予算を使わずに組んだ事業というのは、前々からち
よっとお話をさせていただいております小水力発電だと思っております。特別、一般会計の
ほうで測量とか用地買収とか、そういったものの経費等は計上しておりませんで、本年度中
に完成しまして、リース料をお支払いしながらもなおかつ利益が出るような形で組んでおり
ますので、小水力発電かなと思っております。

そのほかはちょっと現在のところございません。また今後、新しい事業、計画になりました
ら、また補正予算等でご承認いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「新規事業についてはないんですか」の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 41ページに大多喜高校支援推進事業助成100万があります。やると
いうことは、一般質問の高校再編で大多喜高校がいずれひっかかるという、どういうふう
にやって町として対処するのかという一般質問のときにこの話が出ましたけれども、どうい
う事業をするのかということについては全く伺っておりません。

私は、今言われている新規事業の中にこれも入るんじゃないかと思うんですけども、そ
ういう点では、執行部の意識がちょっと緩いのではないかという気がします。この事業の内
容について説明していただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 大変失礼いたしました。大多喜高校の支援推進事業は、確
かにおっしゃるとおり新規事業でございます。

この内容につきましてはですね、やはり入学する生徒が非常に減ってきている大多喜高校
を何とか支援し、また、夷隅とか岬高校とか、そういった高校再編の話もございます中で大

多喜高校をいかに支援していくかということを町や地域の方たちと検討を重ねていって、どんな支援が必要なのか、またどんな支援ができるのか、その辺を検討した結果の100万円の計上でございます。

これにつきましては、平成23年10月24日に大多喜高校支援推進プラン策定懇談会を設置しまして、同日第1回の会議を開催したところでございます。一番新しいところでは、昨年12月14日の第4回の懇談会でございますが、魅力ある高校づくりに向けてというテーマの中では入試ゼミの開催の支援とかですね、また将来を担う人材づくりということでは芸術鑑賞会の開催の支援、また教員環境づくりでは学習センターの設置の支援とか、大多喜町の地域振興では卒業生の定住化支援、また雇用促進や企業誘致の対策等のプランが出まして、これを答申案とすることで全会一致しております。

また、この3月22日ですね、今週末に開催いたします第5回の懇談会で答申内容を精査することとしておりまして、内容等につきましては、大多喜高校のほうに補助金の申請を上げていただき、年間の計画とかですね、そういったものを上げていただき、補助金を交付するような内容になっているところでございます。それにつきましては、3月22日にある程度もう具体案として出てくると考えておりますので、今後、折に触れて支援内容については報告させていただきたいと思っております。また、補助金の要綱等についても町が現在整備を進めておりますので、またご報告させていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 100万円というのは小さいお金ではありませんよね。私と100万円のかかわり合いでいうと、子供の医療費を中学3年生まで延長すると200万円必要だという答弁を12月議会で伺いました。もう一つどこからかお金を出せば、それが十分にできるお金なんです。

今、推進プラン作成委員会をつくってというか、これはどういう人たちがメンバーなのか。学習センターの設置とかと言うんですけれども、初めの立ち上げにいたしましてはすごい大盤振る舞いだと思うんです。これをするに当たっては、大多喜高校のほうから要請があったんですか。その辺の立ち上げの経緯なども教えてください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 100万円、小さいお金ではないことは重々承知をしております。やはり、県立の学校改革を進めるということで、22年5月に、もう前からですね、県

立高校の改革推進プランということでまとめておりまして、大原、岬、勝浦若潮の3校の統合を一つ契機に、大多喜高校にいつその火の粉が飛ぶかわからない。高校もない大多喜町になってしまうのは非常に困るということで立ち上げたものでございます。

これにつきましては、特に高校から要請があったというものではございませんで、町のほうでも、やはり大多喜高校については毎年クラスが減っていくような状況を非常に憂慮していたところでございまして立ち上げた懇談会でございます。

また、委員といたしましては、町議会からは前議長さんとか、総務文教の委員長さんにご参加いただき、また教育関係におきましては教育長、教育委員長、また大多喜高校の校長、同窓会の会長、PTAの会長、あとは町とかですね。さらに、オブザーバーとしていすみ鉄道や小湊鉄道を入れまして計11名で協議しているところでございます。

先ほど私が入試ゼミの開催云々等とか学習センターの設置の支援とか申しましたが、それは一つの案としてやっていく、案を懇談会の中でつくったということでございまして、実際は大多喜高校が何のために使いたいかということを申請していただくということで、懇談会の案とまた高校が実際に使う内容につきましてはまだはっきりしておりません。25年度、新規年度が始まりましたら、高校と協議しながらその使い方を考えていきたいと思っております。ただ、県立高校でございますので、高校に直接の補助金は出せませんので、講演会とか等に補助する、PTAとかですね、そういったところに補助することによって適正な補助内容とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この支援はことし単年度だけですか。それとも継続する計画なんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） この支援は単年度では終わりません。これから継続していく予定です。単年度で高校の受験者とか入学生をふやしていくことは不可能だと思っておりますので、今後も継続していきます。また、その内容、金額等につきましては、その年度の実績等を見ながら、また検討していかなければいけないところではございますが、継続していくつもりでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 同じ質問ですか。

(「3回目でしたっけ」の声あり)

○議長(小高芳一君) 3回目終わりました。

(「わかりました」の声あり)

○議長(小高芳一君) 5番野村賢一君。

○5番(野村賢一君) ページ数25、財産収入。土地売却収入のところで、前年度までは下大多喜と大戸地区のあれが載っていたんですが、下大多喜は全部売れたということで了解したんですけれども、大戸地区は載っていないということはどういうあれなんですか。説明願います。

○議長(小高芳一君) 建設課長。

○建設課長(磯野道夫君) 下大多喜と大戸につきましては、前年度はあったんですけれども、本年度はまだ予定がわからないので一応この金額で、売れた時点で随時この予算に入れていくというような形で対応したいと思っております。

○議長(小高芳一君) 5番野村賢一君。

○5番(野村賢一君) 最初から載せたほうがいいんじゃないの、これ。議員として不思議に思うよね。売れてから少しずつ補正みたいなものでのせていくというのは、ちょっと疑問が残るよね。

75ページ、都市農村交流事業、委託料、これ300万あります、都市農村交流推進委託料。

これも説明をひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長(小高芳一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(菅野克則君) この都市農村交流事業の委託料につきましては300万でございますけれども、NPOのみらい塾に委託する委託費でございまして、事業内容といたしましては、耕作放棄地解消事業、地域環境保全事業、都市農村交流事業、定住促進事業、農林業支援事業及び管理費ということで、合わせまして300万で委託するものがございます。

以上でございます。

○議長(小高芳一君) 5番野村賢一君。

○5番(野村賢一君) 同じ75ページで、節の19の負担金補助及び交付金のところで、19の、結構、大多喜町農業再生協議会補助金とか、青年就農者確保補助金とかですね、あと産地整備支援事業補助金、大変金額の大きいものが載っております。その中で、この3点とかですね、産地整備支援事業補助金1,424万9,000円も載っていますね。ここら辺のちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の産地整備支援事業補助金1,424万9,000円でございますけれども、これにつきましては「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業による施設園芸作物栽培用ハウス、これは低コスト耐候性ハウスでございますけれども、トマト栽培をするという農家がございますので、この設置補助金1件分の補助金、事業費は5,699万4,000円の4分の1の1,424万9,000円の補助金でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） その前の3点は。産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 失礼いたしました。

大多喜町農業再生協議会211万円の補助金でございますけれども、これにつきましては個別所得補償を進めるための費用でございます、再生協議会と申しますのは、主に農業者個別所得補償制度の推進や、個別所得補償制度を円滑に推進するために行政と農業団体等の連絡調整を行う組織、農業委員会、土地改良区協議会、農業協同組合の代表者で構成されておりますけれども、このための農業個別所得補償を推進するための費用でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） その下。もう一回、産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 青年就農補助金の750万円でございますけれども、この青年就農者確保育成給付金補助事業につきましては24年度から国が実施している事業でございます、農業従事者の高齢化が進む中、担い手としての青年の新規就農をふやすための給付金でございます。

新規就農に当たりましては、就農準備期間や就農直後の所得の確保等が課題となっていることから、就農前後の青年新規就農者に対する給付金を給付いたしまして青年就農者の確保を図り、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、青年就農納付金、年間1人150万円を給付するものでございまして、5名分を計上してございます。

以上です。大変失礼いたしました。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 建設課長、大変恐縮ですけれども、先ほどの大戸の件は我々議会にとっては最初からのせてくれたほうが非常に予算審議するのにいいと思うんですけれども、消えちゃっているということは疑問に思う面もあります、正直言いまして。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 当初、前年度においては見てあったんですけれども、やはりなかなか売れないというものもありましたけれども、現在、状況からお話ししますと2区画欲しいということで話はあるんですけれども、かなりそれは話が具体化されているようなんですけれども、現在まだわからないので、一応このような方法をとらせていただいたというものであります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 根本です。

一般質問でもちょっと言ったんですけれども、私が考えるところ、行政の一番の役割はやっぱり人口対策、これが一番じゃないかと思っています。町長も先ほどの答弁の中でも定住化とか、これは非常に大事だということをおっしゃっていましたが、今年度の予算をまた改めて見るとですね、前年度とほとんど変わっていない予算がですね、少子化対策子育て支援課でやっているものも750万で同じ、住宅奨励金も1,000万で同じ、建設課さんのほうでリフォーム500万で同じ、婚活事業もちょっと内容の見直しがあるようなんですけれども、これは減額になっています。空き家対策も減額、城見ヶ丘の団地の補助金についても1,000万、前年度なんですね。これもどんどん売っていかなくちゃいけないのに予算の計上がされていない。

先ほどの議員もおっしゃったように大戸の件とか、要は町長の意図するところが予算に反映されていないと思うんですけれども、町民はやる気を何で見るかということやっぱり予算で見るしかないと思うんですよね。幾ら言葉で言っても、予算に反映されていなければやる気があるのかなのかかわからないというところが多いと思いますので、もうちょっとこれ充実したですね、人口対策に使うように努力しなくてはいけないんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、根本議員のおっしゃるとおりだと思います。

私どもは、それはやる気がないのではなくて、当然、私どもはやる気を持ってやっております。ただ、先ほどの予算計上しなかった点につきましては、やはりもうちょっと積極的にやるべきであったかなとは思っています。

そのほかにですね、城見ヶ丘につきましてはもう既に値引きをしております、実はもう

既に購入した方からは逆に大きな反発を受けることもありまして、非常にここはなかなか下げるのは難しいというところがございます。もう既に下げいておりますので。

そういったことで、いろいろ周りを勘案しながらいたしますが、特に町の予算というのは、正直、前回にも申し上げましたけれども、全体の中で本当に使えるお金というのは1億程度なんです。それを、補助金を膨らまし、膨らまして6億、7億にしていくというのが現実でございまして、先ほど野中議員の質問にもございましたけれども、私どもの町はですね、自己財源はもう50を切っております45であります。そして、55がいわゆる他の財源ということの中で、国がちょっと絞ってきたら即厳しさが出ること、もう間違いないんですね。

既に、去年あたりから少しずつ絞り始めてきまして、ことしもいろいろ状況を調査しますと、相当絞ってくるであろうということがもう見えておりますので、その辺については、予算については十分考慮いたしまして絞った予算の中であります。

結局、組んじやってから本当に国はそれだけの予算を出してくれるかどうか分かりませんので、その辺は慎重なところがあるんですが、非常に町財源として使えるものがないということも現実でございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。町にお金が不足していることは重々承知しているつもりです。

それですね、何とかこれは有効にお金を使う方法として、私も一般質問でも言ったんですけども、要は人口対策がですね、各課でばらばらでやっている。果たしてこれで横串が、横断的にプロジェクトチームをつくってやっていると言っているけれども、やっぱりこれは横串を刺して一体化、一本化でやったほうが、要は子育て支援課でやっていて、建設課さんでやっていて、企画財政課さんでやっていて、あと農林課さんのほうでやっていてということになるとですね、果たしてうまく連携がとれているんだろうかと。一つやることに對しても、やっぱり十分に連携をとることによって効率的に予算の執行ができるんではなかろうかと思っておりますので、この辺は十分、横串を刺す意味でですね、これをどこか課でも室でもいいですけども、何回も言いましたけれども、そうすることによって有効的に使えるんじゃないかと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 横串を刺すというのはもう当然のことなんですね。それで、もう既にそれはプロジェクトチームをつくりまして、各課を乗り越えてやっておりますが、やはりそ

れぞれ、例えば交通政策あるいは住宅政策、いろいろあります。それは、それぞれ関係課は全部参加させてやっているんです。

ところが、やはり進めていく中でそれぞれの問題点がありましてですね、なかなか調査していくうちにやはり結論を出すのにちょっと時間を食っておりますが、確実にそのプロジェクトチームの中で一つ一つ積み重ねております。ただ、結果がすぐ出ないということだけは事実ですけども、我々も慎重に進めなければいけませんので。今それぞれのチームの中で進めておことは間違いありません。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 3 回目なので最後になると思うんですけども、それでプロジェクトチームができていますと、人口対策についてこれどうなんですか、どうなんですかと各課に言ってちょっとお話を聞かせてもらおうんですけども、だからこういうところとかが 1 本の窓口であれば全てのことがわかるということなんですね。企画財政課にも行かなくちゃいけない、建設課にも行かなくちゃいけない。そうすると、やっぱり果たしてこれで十分、横の連絡がとれないんじゃないかと思うんですよね。

つくらなくてもいいです。どこかに行けばこの対策の事業が全てわかるんだというような窓口を一本化してもらいたいと。それとあと、お金がないということですので、当然お金がないということであれば、やっぱり民間活力を生かしてやっていかないといけないんじゃないかと思います。

要は、窓口を一本にして、どこかに行けば全てこの内容がわかるということと、あと民間の活用についてお願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のご質問のように、ワンストップサービスというのは本町もですね、いろいろ考えております。それで、もちろん縦割りの弊害という中でですね、さっきご質問がありましたように、課を乗り越えた形のプロジェクトということで今進めているんですが、今ワンストップサービスをする中でですね、やはり物すごく幅が広いんですね。

ですから、それだけで全部できるかという話じゃなくて、あとはその辺のプロジェクトチームをもう少し、どうやって束ねるかということに要素があろうかと思います。それはちょっと一工夫したいと思いますが、間違いなく 1 つの課で全てできるということではないと思いますので、それは束ね方になると思いますので、ちょっと工夫したいと思います。

また、もう一つはですね、民間の力というのはもう既に進めておりまして、さっきも申し

ましたように、まず民間のお金をいかに活用するかというのはもう重要な話なんです。さっきご説明にもありましたように、小水力発電であつたり、ガス記念館であつたりですね、みらい塾でも同じなんです、みんな民間の力を利用しております。そういうことで、さまざまな分野で民間の力を活用していかなければいけませんので、そのプロジェクトチームの中にもやはり民間活用という中身もあります。

そういうことで、さまざまな分野で今、民間活用はどうするかということで、それも一緒に協議しているところでございます。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 今、聞いていたんですが、今の質問内容については、この予算案の審議じゃないんですね。一般質問内容の審議だと思うんです。今まで前回この資料によって説明が終わっていますので、この説明に沿ってですね、この提案をどうするかということについての審議だと思うんです。

だから、そういった質問はほかのところでやってもらいたい。審議が進まないの、やってもらいたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

（「今のことで反論してはいけないですか」の声あり）

○議長（小高芳一君） 予算の範囲内でお願いします。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 81ページとですね、83ページの有害鳥獣の、まず報償費。それとですね、次のページの地方消費者行政活性化基金事業の報償費。

有害鳥獣に限っては予算がふえていますね。同じ金額で頭数がふえたのか、そこら辺をまず1点お聞きしたいのと、あと次のページの地方消費者行政活性化事業、消費者相談委員の報償費だということでございます。これは町在住の方が当たっているかどうか。

この2点をお聞きします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 有害鳥獣の報償費でございますけれども、単価につきましては変わりございません。捕まえる頭数をふやしました。

それともう一件、消費者行政活性化基金事業でございますけれども、これにつきましては第1と第3火曜日に相談員が参りまして、電話相談を受けているところでございます。町外の方でございます。相談員は町外の方です。

○議長（小高芳一君） 3 番吉野一男君。

○3 番（吉野一男君） 93ページの補償補填及び賠償金の関係で、15節の工事請負費、歩道整備工事及び道路改良工事について、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

また、その下のですね、橋梁維持事業として、工事請負費として橋梁補修工事ですね。この詳細についてもちょっとお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） まず、道路新設改良費のほうの15の工事請負費の歩道整備工事でございますが、これにつきましては継続で行っております増田小土呂線の歩道設置でございます。

それに、次の道路改良工事につきましては、中野大多喜線と大多喜高校線、これの改良工事でございます。

次に、橋梁維持事業の工事請負費でございますが、この橋梁補修工事につきましては、部田から堀之内に向かう塩渕橋の修繕を行うということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3 番吉野一男君。

○3 番（吉野一男君） ただいま説明がありましたけれども、道路改良工事なんですけれども、これは部田堀之内線ですね、前回聞いたんですが入っていないんですけれども、今言われたんですけれども、これ入っていますか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 部田堀之内線につきましては、今回25年度では用地測量ということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3 番吉野一男君。

○3 番（吉野一男君） それと工事請負費の橋梁補修工事なんですけれども、この関係についてですね、ちょっと詳細にお願いしたいと思いますけれども、結局、修繕工事ということなんですけれども、どの程度修繕工事をやるのかですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） この橋梁の補修工事につきましては、橋脚あるいは床版ですか、その鉄筋が出ているところや、あとは剥離している、そういうようなところを少しはつりまして補修をするというような工事でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 有害鳥獣関係に関連してですけれども、報償金の単価ですが、周辺自治体との調整というのはしているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 周辺自治体を参考にはしておりますけれども、ここには周辺自治体の資料は持っていません。今、手元にはございません、参考にはしておりますけれども。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） かつて、多分去年どこかの議会で私は言ったと思うんですけれども、こちらで駆除すると向こうへ逃げる。一自治体での駆除じゃなくて、やっぱり広域で村境、町境を超えた対策が必要ではないか。そのときに何が障害になっているかと、その障害の一つが単価だというんですね。おらほでとるとこれは幾らだけれども、おめらほだと幾らだというんで、協定というか手が組めない現実が鉄砲撃ち仲間であるんだよ、だからうまくいかない。だけれども、みんな同じ値段だったら、そこら辺のバリアが1つクリアされるという話をしたと思うんですけれども、それだけではなくてね、やはり25年度は少なくとも夷隅郡市とか村境、境を共有している自治体とどうしたらよかろうという話し合いを持つような流れをつくることは考えていませんか。この報償単価の統一なんていうものもその一つだとは思っているんですけれども。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、先ほど課長が答弁しましたように、近隣の情勢を見ながら、お互いに話し合いながら進めていることは事実なんです。それで、一斉にやるという話は、もうこれは数年前から県のほうでも、何回も私ども各自治体のほうで要望しています。なかなかこれはですね、一市町村じゃなくて県がやはりまとめてやってもらうのが理想なんです。この夷隅だけやったって、結局はまた安房のほうに逃げますのでね、長生のほうに逃げます。そういうことですから、千葉県下一斉にお願いできないかということは、実は県のほうにはもう何度か要望しております。

そういうことで、それぞれの自治体も今要望しておりますので、これはまた県下一斉にできるような形が本当は一番望ましいと思っています。これからまた県のほうにも要望していきます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 53ページに戻ります。社会福祉関係団体助成事業の中で、結婚成立報償補助金が20万、昨年に続いて計上されています。婚活の活動と含めて24年度の実績を説明してください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 結婚成立報償補助金20万円ですけれども、社会福祉協議会が実施する結婚推進員設置及び運営の事業に補助金を交付するものでございます。

大多喜町社会福祉協議会結婚推進員設置規則により、社会福祉協議会長が任期3年で推進員を委嘱し、結婚を成立させたときに1組10万円を推進員に報償金として支給する予算でございます。そういうことになります。

24年度の実績はございませんでした。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町がやっている婚活事業についての実績はどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 昨年、町のほうではやはり婚活の事業を行いました。その中では、先ほど根本議員さんからちょっとお話があった減額されているというお話もございました。

昨年は、観光ツアーを兼ねた婚活を2回ほど実施しまして、補助金で百十何万いただいていたので総額も非常に多かったんですが、本年度はやはり2回を予定して計上させていただいております。昨年の要するに成婚とかですね、結婚とかですね、そういった実績はございません。ただ、現在も交際中の人たちもおりますし、この3月24日に開催するのも、人数的には男性が18の、女性が21まで伸びてきましたので、今後も成果が見込めると思いますし、また、ことしは組織的に多少新しくして、またやり方も少し変えていくような方法で何とか成果を上げたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そろそろこの事業は3年ですね。実際ゴールインしたカップルはいない。これはどこかのそういうブライダル関係のコンサルタントに依頼するとか相談するとか、そういうような対策なども考えているんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員おっしゃるとおり、そのブライダル関係というかですね、そういう企画会社からちょっとオファーがございまして、企画案を出させてですね、一応相談員さんと一緒にこういった事業ができるのかどうかを今協議して、先日ちょっとプレゼンもやらせたんですけれども、協議をしております。

その企画会社につきましては、まちおこしと一緒にという話でかなり話が大きかったので、当初からまたそんな大きい事業をやって、またうまくいかなかった場合も問題でございましたので、今まで何でその成果がうまく出なかったのかということを検証していく中では、男性については女性との接し方がやはりうまくできないとかですね、やはりシャイであるために、服装とかですね、しゃべり方からまたエチケットまで余り上手ではなかったという部分が非常に見受けられたということが、やはり私も見ていてそういう部分もありましたし、また、相談員さんもその辺のことをおっしゃっていたんです。今、予算化はされておりませんけれども、そういうプロによるマナー講座を大多喜に来てやっていただこうかなと思っております。ただ、それにはできれば町予算は使いたくないんですね、参加者の負担でやりたいと考えております。

ただ、あと30名程度で、やはり1人5,000円ぐらいの負担は出していただかないと講師がなかなか呼べないということもございます中で、今度の日曜日にやる婚活のときに、こういったものを開催したいと考えているけれどもどうかというアンケートを、今回参加していただく方たちには郵送して当日持ってきていただいて、その開催についての検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 根本です。先ほどはすみませんでした。志関さんの意見についてちょっとあれで、志関さんの意見を十分真摯に受けとめてですね、以後この場にそぐわない質問等がありましたときは注意していただければ、なるべくこの場に合った質疑をしたいと思っております。すみません。

続いて、ページ数でいうと85ページの街路灯電気料金補助金、これは去年の11月に商店街振興会のほうから、現在の補助金だと電気代がかなり上がってしまってとてもやっていけないと。それで、正直、何か聞きましたら秋ごろにはもう資金が底をついてしまうんだと。どうしても大量の街灯を消さなくちゃいけないということで要望書を出したんですけども、こ

れが予算に反映されているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 街路灯の電気料補助金の140万でございますけれども、要望をいただいております。要望までとはいきませんが、昨年度よりもふやしてございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 根本です。

どの程度ふやしたかということとですね、あと今後の見通しとして、どこの市町村も補助率を上げているところが結構あります。商店街はどこの地区も苦しいので、今まで50パーセントだったのを7割、8割にしているというところも聞きます。

それと、あと一つ考えているのが、LEDにかえようかという考え方もあるようで、その際国が3分の1、町が3分の1で、商工会とか振興会のほうで3分の1ということで聞いております。その辺についてですね、もし町の補助額を上げるとか、あとLEDにしたときに当然、町のほうも電気代が下がってくるわけですから、LEDで電気代が下がっちゃうと、補助金が半分だとまたかなりぐっと下がっちゃうんで、当面の間、LEDにかえたときの商工会、振興会の負担がある程度解消されるまで今までどおりの補助金を交付していただくとかですね、その辺を十分考慮してもらいたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 昨年度の金額に対して30万の増額でございます。

それと、あとは街路灯のLEDのことですけれども、受けがなかなか、今ある電球に合わない、LEDに対応する電球に合わないということで、その受けを工事するためにまた多額の金額がかかるということの話を伺っております。今のところ、その工事をするためにも多額のお金がかかりますので、今の状態でかえていただくというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、30万増額、大多喜町全体で。ありがとうございます。その辺、商工会のほうに、振興会のほうに連絡は行っているものなんですかね。私ちょっと行ったところ、回答が来ていないということだったものですから。

それと、LEDとか、今後ですね、そういった面を十分検討していただかないと、このままではどっちにしろ商店街の街灯が全部消えてしまうという事態に陥りかねませんので、あらゆる対策をとってですね、その辺、街路灯が消えないように、商店街が少しでも発展する

ように措置していただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） L E D 対応につきましてはですね、例えば国・県の補助等を見まして対応できればと思っております。

また、商工会の補助金につきまして、商工会のほうに連絡はということでございますけれども、この議案が承認されなければ発生しないものでございますので、本日ご承認いただければ、このことにつきましては商工会のほうに話していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ここで、質疑の途中ですが10分間休憩します。

（午前 1 1 時 0 3 分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 1 2 分）

○議長（小高芳一君） 質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 自主財源、依存財源のことでちょっとお聞きしたんですけれども、先ほど町長は0.45と5.5という話をしましたね。町から資料をもらった今年度予算で見ますと、自主財源が38.7パーセント、依存財源が61.3パーセント。普通考えると、0.45というのは自主財源になっていますね。その辺のギャップというのはどういうあれがあるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その数字はですね、ふだんちょっと頭に入っている数字だったものですから、細かいデータはちょっと私も見ていないんですけれども、その数字は私もふだんから頭に入っていることをちょっと言っていたものですので。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 野村議員がご指摘のとおりですね、当初予算の概要のほうで詳細な数字を入れさせていただいております。その中では自主財源は38.6パーセント、依存財源は61.4パーセントということになっております。議員おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） ということは、もうこれからは4 対 6 ぐらいの感じでいいということですね。わかりました。

それとですね、民生費の件で今年度12億527万3,000円を計上されております。この中で、大多喜町独自の事業というのはどのぐらいの予算があるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 答弁できますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 課長、子供対策とか学童保育とか、いろんなものあるじゃないですか、町独自の。それが民生費の中で、大多喜町独自の少子化対策とか何かあるはずですよ、この中に。それはどのぐらいのウエートを占めているかということなんです。

○議長（小高芳一君） 答弁できますか。できなければ後で。

企画財政課長、答弁できなければ後で。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、健康福祉課のほうでございますけれども、民生費のうち1,400万円余りが外出支援サービスになっておりますけれども、それが独自の事業に該当すると思うんです。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 町独自といいますと、うちのほうは保育園とかその辺かと考えますけれども、児童手当なんかを含むかどうか、これは県の補助なんですけれども、保育園でいいますと 2 億5,000万程度。

以上です。

○議長（小高芳一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10 番山田久子君。

○10 番（山田久子君） 41ページなんですが、先ほどの野中議員さんと執行部の皆さんのお話を聞いていてちょっと思ったんですけれども、大多喜町観光ツアー誘致補助金、それから大多喜高校支援推進事業ということで、いすみ鉄道という話が出ていたんですけれども、こちら観光のほうで確かにお金を使っていただきますと、また町のほうに落ちるという財源という形にもなってくるとは思うんですけれども、実際にいすみ鉄道を使っている学生さんですね、大多喜高校さんに通う生徒以外の方もいらっしゃいますけれども、定期代がやはり高

いというお話が非常にございます。また、お年寄りの方もいすみ鉄道を使いましてオリブ等にお買い物するにいたしましても、やはり往復のお金というのがかかるということで、非常にいすみ鉄道が高く感じるというお話がございます。

こういったもののほうにお金を回していただくような、今言ったような財源をまた使っていて、お子様の学習支援とか、お年寄りの方の生活の支援とかという形に使っていくようなお考えというのはございませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 大多喜高校の支援推進プランの中でもですね、やはり定期代が高いという学生さんの声、アンケート調査もやった中ではそういった意見が非常に多かった状況でございます。

私どもも、大多喜高校に通う生徒の定期代を下げるという補助金も案としては出ました。ところが、いすみ鉄道に、例えば幾らあれば定期代を下げられるのという話もさせていただいた中では、やはりいすみ鉄道自体が赤字の路線でございまして、第三セクターから今度、株式会社いすみ鉄道ということで地域からの支援をもらって運営している中でもまだ赤字が続いているところで、陸運局とかですね、そういう場所に運賃の値下げの申請を今はしても却下される。赤字なのになぜ運賃を下げるのというやっぱりお話があるところで、運賃の値下げはできないそうです。

まして、大多喜高校の支援の中で、大多喜高校の生徒だけに大多喜町が地方公共団体として支援するということになりますと、ほかの学校に通っている生徒、例えば若潮に通っている生徒、また、大原高校に通っている生徒たちにも平等にやはり支援していかなければいけないという形になってしまいますので、大多喜高校の支援には直接結びつかないのではないということもございまして、そういった中で、定期券購入とか運賃の値下げ等についてはちょっと支援もできないし、また運賃の値下げもできないという、そんなような状況になっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） お話はわかるようなところもあるんですけども、大多喜高校さんの支援に関しましては、今こちらのほうでお話があります大多喜高校支援推進事業のほうでやっていただきまして、町内に住んでいらっしゃるお子さんが、大多喜高校もしくはずっと乗っていきまして途中、大原ぐらいまで行かれるんでしょうか、そういったお子さんに対し

ての助成というのは、観光ツアー誘致補助金ということで上げていただいているものの中から補助を出していただくというか助けていただくというか、そういうふうな形で立て分けをしていただいたらいいのではないかと思ったりとかするんですけども、もともとこちらのツアー誘致補助金というのは町の役場の皆さんの通勤手当という形で使っていたということですので、そういったお考えというのはございませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 現在、運賃の補助については、このツアー誘致補助金の中では考えてはおりません。ただ、一つの案として検討する余地はあろうかと思しますので、またその辺はいすみ鉄道と協議してですね、乗車人員もやはりその検証の中の一つの項目でございますので、その辺も考慮に入れまして鉄道と相談してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。子供だけじゃなくお年寄りというところも、やはりかなり負担に、年金が少ないものですから、交通費が負担かかるということで買い物にも大変苦勞しているところもございます。こちらをあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 55ページの高齢者在宅生活支援事業で、外出支援サービス1,449万円、ほとんど昨年並みで見込んでおりますところが、最後の補正予算ではほぼ100万円増額補正しているんですね。これ前年度並で見込んだ理由はどういうことですか。もしかかるのであれば、やっぱりこの前かかったんだから、その分を初めのうちにきちんと押さえておいてほしいなというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 外出支援サービス1,449万5,000円でございますけれども、前年度並みで見込んだ理由としまして、今後町の総合交通体系の中で外出支援サービスを検討していくことになっております。今のところ方向性が具体化していないために、ひとまず現在利用されている方のサービスを確保するために前年度並みの計上をさせていただきました。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、町の総合交通体系というのは25年度中には稼働すると

いうことで計画、事業を進めているというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 25年度に稼働するという、そういう具体的な方向性がまだ見えていないために前年度並みの計上とさせていただいたということでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 高齢者にとっては、この外出支援サービスは大変人気の事業でして、前年度よりも下がるということはほとんど考えられないと思うんですね。一刻も早く本当に費用対効果のいい事業に切りかわってほしいというのはみんなの願いだと思うんです。

じゃ、改めて総合的な交通体系はいつごろ稼働の予定で計画を進めているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この交通につきましては、今お話にもありましたように、外出支援につきましては、どちらかというと山間部よりもこの大多喜地区、上瀑地区の利用者がどんどんふえているのが現実なんですね。これは、恐らくこの数字はどんどんはね上がっていくことは間違いないんです。

私どももこれは即、早く新しい体制でやりたいのはやまやまなんですが、ただ、これだけではなくて、ほかの交通も全部含めて、今進めている高速交通も含めながら、トータルの中で今話をしておりまして、ぱっと25年度に決められるかどうかというのは、いろいろな要素を組み合わせやっております、先ほどのご質問にもございましたけれども、それぞれのプロジェクトの中でやっているんですが、各課を乗り越えて、しかし、それぞれ課題がありまして、それを1つにまとめるというのはそう簡単ではないんですね。だけれども、できるだけ早い時期にまとめたいという気持ちではいます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 次の質問にいく前に、今、問題点をそのままにしておいて、総合的な大きなシステムができるまでは問題点を残しつつ放しというのは、住民にとっては何て無駄なことだろうと思うんです。問題点の部分だけでも改善しつつ大きくまとめていくということが、今財政難の中では必要だと思うんです。総合的、全体のシステムが構築されるまで棚上げというのはやめていただきたいなということを一言申し添えておきます。

63ページ、児童クラブ運営事業です。

当初の説明では、学童保育そのままだということでしたけれども、新しく統廃合で誕生する西小学校の場合、今でも満杯、3年生までだとしても超過密になることが素人考えでは予

想されるんですが、4月以降の学童保育を、どういうふうに今分析していらっしゃるのか伺います。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまのご質問でございますけれども、統合によって西小ですか、本年度はどういうことかということでございますけれども、本年度は子育て支援法の関係でニーズ調査を予算化してございます。その辺の結果を踏まえましてですね、学校サイド、教育課とも協議の上、前向きに進んでまいりたいと、このような考えでおります。以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今年度というのは25年度、25年度に行われずニーズ調査をしたからといって、すぐその方針が出て事業が実現するわけではないと思うんです。大体ニーズ調査をやったら、それから計画を立て、実施に移るのは早くて翌年、もしかしたら翌々年になるかもしれない、そういう可能性はあります。

だけれども、統合は今日の前に迫っているんですね。あと2週間もすれば新しい1年生が入ってきて、それから全部、今の1年生から5年生まで同じところで始まるわけでしょう。ニーズ調査を待ってから西小学校の学童保育、もしもふえてしまったら、超過密状態になったとしたらどう対応するのか。

やっぱり事故が起きるのというのは、適正な基準に合う広さのところよりも過密状態のところ起きることが多いと思うんですね。その辺で4月以降どうするのかということを知っています。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 確かにニーズ調査を待つてはいられない、もちろんニーズ調査の結果も踏まえてでございますけれども、それとあわせましてですね、当然次年度計画という形になっております。

27年度を目標にですね、その辺の不足するものか、当然、今不足しているんですけれども、その辺のもう一度練り直し等を含めましてですね、やるのであれば場所とか規模とかその辺の調査の結果を見ながら、やっぱり大きさ等もやっていかなくちやいけないかなと、そんなふうに思っていますけれども、以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の答弁によると、25年にニーズ調査をして、27年目標にとおっし

やいましたよね。結局2年後ですよ。今のには間に合いません。それをどうやって対応するのかということを伺っています。

それともう一点は、27年以降、今保護者の皆さんが願っているのは6年生まで延長していただきたい、そういうことも実現可能だというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 6年生からというのはですね、今の計画というか、これから進んでいく上です。27年度目標ということで進む予定でございます。

それとですね、本年度、今の学童の受け付けをした中では、今1年生から3年生までは若干定員割れしております。ですから、1年生から3年生まででしたら入れるという形をとれると思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 定員割れしているのであれば、6年生まで希望者があれば入れるというふうに受け取ってよろしいですね。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 今、多少定員割れしておりますけれども、4月に入ってからですね、1年生から3年生まで例年によりますと5名ないし10名程度の申請がございます。その申請の中に入れる方と入れない方がおりますけれども、恐らく定員いっぱいであろうぐらいじゃないかなというふうに予測しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 85ページ、商工振興費の中で、長ったらしい名前はともかくとして、商工会への補助金が710万円計上されています。去年は740万円でした。その前まではずっと599万円であって来ていると思います。予算書をひっくり返したんですが、ちょっと記録したものを忘れてしましまして。この商工会への補助金というのはどういう形で決定するのでしょうか。町の商工会への運営補助費交付要綱によれば、私の読みが浅いのですが、一覧表にある事業を展開する限り、打ち出の小づちのように補助金がふえるのかなというふうにもとれるんですね。昨年よりかは減ってはいるんですけども、今までの599万ずっと続いてきたところから見ると、やっぱりぼんとはね上がっている。町が打ち出の小づちの一つにここでも

なっているのかなという不安があるのですが、どういう基準で補助金を決定しているのか説明してください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 基準というご質問でございますけれども、商工会補助金交付要綱がございます。交付要綱に従いまして交付しておりまして、商工会からの要望等も勘案いたしまして商工会の補助金を決定いたしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今年度及び来年度の補助金がばんと上がっている、急増した理由は何ですか。どういうことで急増したんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問は、23年度当初と25年度の予算を比べてということでしょうか。

（「そうですね」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） そうですね。23年度と25年度を比べて予算がふえているということでございますけれども、これにつきましては、24年度より実施しております大多喜里山膳普及事業補助金、これにつきましてはタケノコを中心とした料理の普及、今12店舗ほど加盟してございますけれども、本町の特産でございますタケノコを中心とした料理の普及。

それと、ふるさと産品奨励品、これ地のもん普及事業補助金と申しますけれども、大多喜の特産を開発するものでございまして、この中にはまんじゅうとか、あるいは焼き物とかが入っております。平成17年度から実施しておりますプレミアム商品券発行事業補助金でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 予算書の117ページ、文化財保護活動費の中の町指定文化財修繕事業補助金500万入っていますけれども、これはどこへ補助するのかお聞きします。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加曽利英男君） これにつきましては、文化財であります夷隅神社の修復保存に要するものでありまして、交付先ですけれども、夷隅神社保存修理事業の建設委員会に

なる予定でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 87ページの観光振興事業の中で、町観光協会補助金が324万円、やはり前年度比で2倍以上にふえています。常任委員会の中では、観光本陣の経営を大幅に変えていくということが言われました。このことはとても大きい問題であるにもかかわらず、議員にも説明がないし、議案書の説明の中にも入っていないし、一体何を考えているのだというふうな印象を持っています。改めて、この観光協会補助金増額にかかわる事業について説明を求めたいと思います。

それからついでにもう一つ。それと、観光協会というのは何か私ども住民にとって非常に影の薄い活動のように思えるのは、私一人だけかもしれませんが、補助金をこんなに今回確保するに当たって、観光協会の方針とか計画とか、そういうものについて提示していただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 町観光協会324万2,000円ということのご質問でございますけれども、町観光協会の業務のほとんどをですね、産業振興課の職員が行っておりまして、観光協会の実態が見えないわけでございます。

観光業務はですね、観光業者や旅館業者、また観光客に相對することが多く。

（「ゆっくりおっしゃっていただきたいのですが」の声あり）

○議長（小高芳一君） 課長、ゆっくりお願いします。

○産業振興課長（菅野克則君） では、もう一度最初から申し上げます。

町観光協会の業務のほとんどを産業振興課の職員が行っておりまして、観光協会の実態が見えないわけでございます。

観光業務は、旅行業者や旅館業者、また観光客に相對することが多く、観光に対する知識も豊富に持っていないかならなないと思っております。定期的な異動もある役場職員では対応に困難な面がございます。

このようなことから、専門的な知識を持った職員による運営が今後の本町の観光を推進するためには必要ではないかと考えるところでございます。このために、観光協会を実体のあるものにさせ独立させることによりまして、みずから運営ができるように観光のプロを育成

するための人件費として支援するものでございます。

それと、基本方針ということでございますけれども、観光協会の方針といたしましては、箇条的に申し上げます。

大多喜町観光情報の集約及び発信の拠点となりまして、観光施策を積極的に推進する。

また、大多喜町の観光資源を最大限に活用し、会員の利益向上を図るとともに、新規資源の開発を期する。

また、観光情報は会員間において共有し、連携強化により資源価値を高めるということが観光協会の方針でございます。

運営活動計画ということでございますけれども、活動計画につきましては、大多喜町観光協会ホームページの充実、また収益事業を実践し、大多喜町観光協会として自立を目指す。

また、大多喜町行政、要するに産業振興課との連携を図る。

養老溪谷、観光協会及び近隣市町村観光協会との連携強化を図る。

資源活用事業、大多喜みらい塾との連携強化を図る。

いすみ鉄道との連携を強化する。

大多喜という地名を生かしたご当地グルメの開発ということが、運営の活動計画でございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「説明がまだ足りないのではないかなと思うんですけども。立っちゃうと質問の回数に入るんですよ」の声あり）

○議長（小高芳一君） どこが足りませんか。

（「私どもが常任委員会協議会で受けた説明は、このお金で臨時職員をふやし、町の商工関係の機能はこちらのほうに持ってくると。あそこの本陣は観光案内所的な機能にするというような、これは私のことですから、また聞き間違いで勝手に聞き取っているかもしれませんが、そういう説明を受けたような気がするんですね。私の間違いだったのでしょうか。そのことについて私はとても大きなことだから」の声あり）

○議長（小高芳一君） わかりました。追加で答弁のほうをお願いします。

町長。

○町長（飯島勝美君） これはですね、ことし25年度で観光協会を実態のあるものにしていくということでございまして、実際にそこに携わっていただく方は、恐らくボランティアに近い、わずかな金額で2人ほど入っていただきます。そういう中で、この1年間でいろいろ勉強していただきまして、観光協会そのものを自立させるような形にするんですね。

実際に、今あそこの職員は5人います、大多喜町の職員。そして、この間もお話ししましたが、5人いますが、日中はほとんど観光案内に時間を費やされまして、皆さんのお仕事というのは実は夜やっています。それで、大体毎日10時近くまで、皆さんもご承知だと思います。サービス残業をしていただいております。その資金額を含めると、皆さんが残業手当を請求しないからいいんですが、これを本当に請求されたら大変な金額になるんですね。

ですから、これはやはり実態に合わせたものに持っていく、そういうことで観光協会の自立をさせるということで、この1年間がいわゆる町とこれからやったださる方と共同の中で事業をやりますので、そういうことで進めております。

それで、先ほどの金額につきまして、1名の方はどちらかといいますと情報発信のできる、いわゆるインターネットといいますか、ITに結構たけている人が一人います。その方を活用しながら観光協会の充実を図るということで、ことしはまだ実態に予算としてはその部分だけですけれども、基本的にはですね、職員を全て引き揚げた中で観光協会にあそこを運営させるという形の方向で、25年度はその準備段階でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 25年度にはまだ職員は引き揚げないということですか。何かそんなふうにおとりになりましたか。

それと、この観光協会を実態のあるものにする、これは観光協会の総意として皆さん納得されているのでしょうか。それとも、町の方針をそのまま観光協会におろす。穏やかに言えばおろす、あるいは極端に穏やかでない言葉をやれば押しつけるのでしょうか。

実は、こうなんですってねという話をちょっとしましたところ、その方は観光協会のただの会員ではなくて役員をやっているということなのですが、全く聞いていないと。こんなたくさんのお金を町からもらって組織を変えようというのに、当の観光協会の役員すら知らないというのは一体何なんだ。

民間の仕事は、民間の人たちが本当は自分たちで全部やるのが筋だと思うんです。民間の人たちが自分の問題として捉えて活動してこそ活性化というんだと思います。役場だけが幾

ら動いたって、それは町の活性化にはつながっていかないと思うんですけども、そういう点で、情報が片手落ちかもしれませんけれども、そこら辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 観光協会の、先ほどの役員さんが全く知らないというようなお話でございますけれども、2月の理事会だと思います。観光協会の理事会の席上におきまして、この観光協会を独立させるというお話を理事会の席上でしてございます。それで、その理事会でも承認をいただいていると思います。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） あともう一つはですね、職員は基本的には一人を残してこちらに、本来の業務に戻させます。実は、その観光協会を実態のあるものにしようという有志の方が2名、ボランティアに近い形でやりますということで、既に話は出ているところでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ちゃんとした答弁ではありませんでしたけれども、25年度4月から、職員1名を残して役場機能はこっちへ来るということなんですね。

ボランティア、ボランティアとおっしゃいますけれども、324万というお金の人はどういうことなんですか。単純に考えて160万、一月に直すと10万円くらいもらえます。これって一生懸命パートで働いているお母さんたちがもらうくらいの給料ではないかと思うんですけども、それを何かボランティアという曖昧な言い方をされるのはいかなもののでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 324万2,000円の内訳でございますけれども、まずは1人を常駐と、あと2人で勤務を交代ずつやる。それと、あと忙しいときには臨時さんを頼むということで、1人を常駐させる賃金が140万8,400円、2人交代でございますので1人分について78万800円、それが2人分でございます。それと、あと忙しいときに30日間頼むということで19万2,800円、これが324万2,000円の内訳になってございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 53ページの戦没者追悼式関係事業というところなんですけれども、恐れ入ります、これはどういった内容のものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 戦没者追悼式関係事業でございますが、実は今まで5年に一度ということで町の戦没者追悼式を実施しておりました。24年度が開催の年に当たったわけなんですけれども、遺族会の方々からの申し出がございまして、町で立派な追悼式をやっていたとしても、遺族会のほうで高齢化のために出席者が少なくなってしまうということで、違う方法を考えてもらいたいという申し出がございました。

そこで今年度は、各地区に慰霊碑がございますので、そちらへ町長、それから遺族会の役員さんを初めとして、巡拝という形で改良させていただきました。ぜひ、毎年一度やってほしいという要望がございましたので、25年度もその巡拝慰霊のための経費を計上させていただいたところでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、課長さんのお話があったように私も伺っております。

ところが、慰霊者の中には、これは非常に感情的な問題だと思うんですけれども、やはりもう少し予算的なものをちょっといただいて、自分たちが、私は公明党なので靖国というのはちょっとあれなんですけれども、戦没者という遺族のお墓参りという形で答えさせていただきたいと思うんですけれども、そういったところに行くときのバス代のようなものを見ていただくことができないだろうかという、ちょっとそういうようなお声もございまして、そういうものをどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 戦没者の遺族会の方々は、年に1回ですかね、靖国神社の参拝をされていらっしゃいます。遺族会の補助金として、その同じページの福祉関係団体助成事業の中で18万2,000円補助金を出しておりまして、そちらのほうですね、そういう活動の補助をしております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。ちょっと私はこれを知らなくて、ありがとうございます。

これはどこに行くような形になっておりますでしょうか。お金の流れというんでしょうか、行き先というのがわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 町の遺族会に会長さん、副会長さんという組織がございますので、そちらの会長さんを通して補助をさせていただいております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。

そうしますと、その末端の分配というか、そういうところに使われているかどうかというのは、町ではわからないということでございますね。配分されているとかそういうのは、町は町の遺族会に交付しているということで、そのお金が末端の地区とかいろんなところの遺族の方に行っているかどうかということまでは把握していらっしゃらないということでございますよね。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 補助金でございますので、実績報告がされております。それを見ますと、各遺族の方々に分配するというのではなくて、遺族会全体の活動費として使われているというような報告をいただいております。

（「わかりました。どうもすみません、ありがとうございます」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 75ページの農業振興費の中の負担金で、耕作放棄地再生事業補助金、常任委員会では菜の花の種代だという説明があった気がするんですけども、どのように取り組んでいく計画があるのか説明してください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 耕作放棄地再生補助金の5万3,000円でございますけれども、菜の花の種の購入補助金を10アール当たり5,000円として1ヘクタール分を補助したいというふうに考えております。主に耕作放棄地の解消事業をいたしたいと思います。場所的にはこれからでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「今の関連で」の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 最後のほう聞こえなかったんですけども、もうこれは行く先は決まっているんですね。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 最後のほう聞こえなくて申しわけございません。

まだこれからでございます。これから事業の実施場所を探して行うということです。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、今、決まっているのは10アール当たり5,000円の種代を補助しますよということだけが確定で、事業体については未定であると。あるいは、公募して希望者を募るということも考えているということですね。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 議員さんのおっしゃるような方策も一つの方法だというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ページ数は特定できません。まず1点目は、光熱費のことについて伺います。

震災があってから、原発が全部とまったことにより電力が足りないということで、かなりの節電をして乗り越えました。そのことは、私は継続すべきだと思っています。

本町の予算の中で光熱費、震災のときですね、震災ですごく節約したときと比べて今年度予算はどうなんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご質問の光熱水費でございます。電気、ガス、水道のほうを一応調査させていただきました。

震災のあった年等がございましてですね、非常にちょっと比較はしづらいところがありますが、やはり徐々に25年度までふえてきております。通常1.3倍程度、電気料金のほうはふえております。

また、ガスのほうも同じ程度ふえております。

水道のほうは逆に下がっておりまして、0.7とかですね、それくらいになっております。

この要因を私どももちょっと、どんなところがどうしてふえているのかなというところは

調査させていただきました。そういった中では、23年8月に新しい庁舎に移動しました。新たな施設である保健センターも24年4月からオープンしているということもございます。中央公民館のほうからまた教育課のほうも移ってきているというところもございますし、過去の庁舎の中ではちょっと薄暗いところもありましたが、今回は照明等をある程度LEDとかを入れながら充実させていただいております。

また、24年9月からは電気料金の値上げ等もございましてですね、そういったものでふえているのかなという検証結果でございます。

現在、昼休みの消灯とか、天気の状態によりまして昼間の間引きの点灯というんですかね、消灯というんですかね、そういったものとか、冷暖房のほうも設定温度を小まめに調整する等行いまして経費節減に努めておるところでございます。また、今後も継続していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 臨時職員の賃金のことについてお伺いいたします。

25年度予算では、臨時職員の賃金についてどんなふうに対応していくのか、改善の方向なのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 25年度の予算の中でですね、臨時職員につきましの賃金でございますけれども、全ての職種に該当はしませんが、従前賃金が低いと思われるようなところにつきましては上げさせていただきました。なおかつ、経験年数が必要なところにつきましては経験年数別にですね、5年以上ですとか10年以上の経験のある方が臨時職員でお願いしているところもございますので、その辺は経験に応じて賃金の設定をさせていただいております。25年4月よりも改正を予定しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

なお、昼食後に議員控室で事務局から連絡事項がありますので、ご承知願います。

（午後 零時03分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小高芳一君） 質疑を続けます。

質疑はございませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほどの臨時職員の賃金の件なんですけれども、改善されるのはどういう職場ででしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 主に申し上げます。

道路補修員、保育園、施設管理関係の臨時職員です。

以上です。

（「施設関係というのは、最後。具体的に言うと」の声あり）

○議長（小高芳一君） 総務課長、少し説明不足です。

○総務課長（花崎喜好君） 農村コミュニティセンターですとか、あるいはプールの監視員ですとかそういうところでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 改善されない古い賃金体制の職場というのはどれだけ残るんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 前の賃金のままというものでございますけれども、味の研修館ですとか本陣の人力車の管理者、あるいは保健師さん、あるいは介護士さん、そういうところでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はございませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 75ページ、都市農村交流事業なんですけど、委託料300万円とあります。中の体制が変わっているというようなことも聞いています。そうしたら、やはり経費の点では移動があつていいと思うんですけれども、どういう根拠で前年度並みの委託料なのでしょう。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 都市農村交流委託費の300万円でございますけれども、事業といたしましては前年と変わらない事業を行うわけでございます。耕作放棄地解消事業、地

域環境保全事業、都市農村交流事業、定住促進事業。ただ、内容的には、24年度とは幾らか変わるところもあるかと思いますが、同じ事業を行います。

以上です。

○議長（小高芳一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 何点か質問させていただきます。

まず、お城まつりの実行委員会の補助金が、87ページ。前年度440万から530万に増額になっています。これは、何か内容の強化をするということはお聞きしていますが、その強化の程度と、あと、その中にいすみ鉄道と連携してお城まつりをやるような、そういった対策費みたいなものも入っているのか。

あと、聞きましたら10月にNHKでドラマがありまして、何かいすみ鉄道をメインにした何かの。NHKで何十周年か記念して。ここで、大多喜町で1時間のドラマをやるとなると初めてのような気がするんですけども、こういったものをお城まつり実行委員とかと、大河ドラマの誘致実行委員のほうで、これとあわせて新たに何かイベントをやるとかそういったことも考えているのか。

あともう一つ、大多喜光ハウスというのがレオのところにできて、もう近々完成、ほとんど完成していると思うんですけども、聞きましたら、一部使っていない場所については町民に開放するというお話もお聞きしています。町民に開放するということは、何らかの形で町もかわりが出てくるのかなと。その辺で、もし町民に開放してくれるに当たって、いろんな行事で町民が使うということになったときに、まるっきり向こうにおんぶに抱っこでいいのかと。要はその辺のところを考え、多少なりとも使えば汚れもするでしょうし、いろんなあれもかかってくるので、恐らくそういったことを相手は求めてはいないと思います。そんなことをしなくてもいいよと言うんでしょうけれども、やっぱり立場とすると、大多喜町にこれだけ関心があって、ぜひ使ってくれということの、気持ちよく使わせてくれるんじゃないかという思いもありまして、その辺はどのようにお考えかということをお聞きします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） お城まつり実行委員会補助金の530万ということでございますけれども、25年度に開催するお城まつり、9月最終土曜日が前夜祭、最終日曜日が本まつりということでは決定いたしております。

これにつきまして、9月をお城まつり月間ということで、例えば前週あるいはその前の週に、琴の演奏会あるいは鼓の演奏会ということで、お城まつりにちなんでお城でイベントを開くと。また、本多にちなんだ展示品をお城で展示していただくという計画がございます。そのための補助金ということでございます。

いすみ鉄道を題材にした、話に聞きますと本多の末裔が、女の子だそうなんですけれども、いすみ鉄道に乗って旅をしてドラマになるということで、大多喜町に協力の要請が来てございます。本多忠朝の大河ドラマを誘致するということもございますので、協力していきたいというふうに思っています。ただ、この予算の中にはそれは入ってはおりません。

また、鉄道とのタイアップということでございますけれども、いすみ鉄道はまた独自でお城まつりの当日、鉄道でおいでになったお客さんに先着何名という限定で記念品を差し上げているということでございます。

以上です。光ハウスの、次はちょっと私のお答えではございませんので、お願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 光ハウスにつきましては、もうほぼ完成いたしまして、間もなく竣工の式をやと思います。

実はこれはですね、いろいろ町のほうでもあそこの土地をあっせんしまして来ていただきました。それで、23年度には結構な金額の寄附をいただいたところでございます。

そうということで、先般、理事長さんも来まして、大体計画を見せていただきまして、またこれから私どもをご案内いただくことになっているんですが、とりあえず、金、土、日、これにつきましては学生さんがあそこに来られるということで、それ以外の日につきましては、カルチャー教室等いろいろ用意しまして、それをやるということでございます。その中で一日だけ、町で何か使っていただければということで来ております。

そうということで、先方さんは大分町に貢献しようということで、いろいろこれからまた詰めさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） せっかくドラマも来るんですし、光ハウスという学校の施設もこれから先、あぁいったのが来るかどうか分からない状況ですので、町のほうも積極的に協力してもらってですね、ある程度、微々たるものでもいいと思うんですけれども、予算化できるものがあればですね、多少してあげれば気持ちがいいんじゃないかという思いでおります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほどの都市農村交流事業の委託料ですけれども、事業を委託するときのチェックと、きちんと積算根拠があると思うんです。積算根拠が違ってきたらやはり請負単価も違ってくると思うんですけれども、内部事情はともかく一度委託したものは、もうそれでどんな変化があっても相手の言い値で委託するというのが町の方針なんですか。

この事業そのものについては、初めての経験もないところに、初めから一括丸投げというね、非常に不安な事業の発注方式だったと思うんです。全然経験のないところに発注するには、一つずつ確かめながらやっていくのが筋だと思うのですが、すごく気前よく委託したなという思いがあります。

一年たってみて委託先に変化があるということなので、その辺の検討をやっぱり、住民の税金を使うわけですから精査する必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） NPO法人に補助しているわけですので、決算がございます。その決算にその事業の内訳が出てくるわけですので。その事業の内訳で、もし300万の補助が使い切れなかったということであれば、返していただくということになります。

以上です。

（「わかりました」の声あり）

本件質疑に対する答弁について、産業振興課長（菅野克則君）が補助金と委託料の判断を勘違いして、「返していただくことになります。」と答えたことについて、訂正のため、3月29日開催の本会議前に「委託料のため返還はない。」旨の説明が行われた。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 75ページの中山間地域等直接支払交付金というんですけれども、この内容をちょっと教えていただきたいんですけれども。

説明の欄の農業振興事業の中の19、それから負担金補助及び交付金。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 遅くなって申しわけございません。

この中山間事業の147万7,000円の交付金でございますけれども、これにつきましては、区域内農用地で経営者基準を満足する農用地1ヘクタール以上の一団の農用地で、集落協定に

基づく共同取り組み活動5年以上の農業生産活動を続ける農業者へ交付するものでございまして、傾斜地農地等、農業生産が困難な耕地において不耕作地等の解消のための水路整備、農道整備を行うということで、実施地域につきましては、筒森、湯倉、笛倉、小内、宇筒原、小沢又地区でございます。補助率が、国が2分の1、町・県が4分の1ずつでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ございませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 根本です。

婚活事業のことについて、ちょっとページがあれですけども、先ほど30万、今年度予算額。それで、聞きました中、各種団体、結婚相談員とか商工会さんとかほかの団体と連携して今後はやっていきたいということで、それで恐らく商工会のほうでもまだ具体的に話が何も決まっていらないと思うんですけども、どのような形か、そういったもので仮に商工会のほうでもそういった委員会、それなりの委員会ができたりするとですね、当然、委員会に出席すれば何かしらの経費がかかる。委員さんのある程度の旅費的なものを支払わなくてはいけなんでしょうし、食事代等もかかってくる。

そうすると、商工会でかかった経費は商工会のほうで負担するのか。それとも、初めての事業で、それにかかった費用については町のほうである程度面倒を見てくれるのか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 結婚活動のほうですね、3年目ということでこの辺で一度見直さなきゃいけないというご指導をたびたびいただいている中で、新しい組織化をしたいということで答弁させていただいているところです。その中に商工会の名前も、私も再三出してきました。

また、これを組織化することですと、商工会さんのほうで会議等を開く場合ですね、その補助までは町はする予定はございません。というのは、これ自体をですね、そんなに頻繁に会議ばかりをやるという会議ではないこともありますし、何らかの商工会自体の会合とかそういう際において私どもが行ってちょっと説明させていただいたり、その中で委員を選んでいただいた中で、そういった打ち合わせをさせていただく、私どもの会議に出席いただいて意見をいただいたり、また、他市町と商工会を通じて一緒に婚活を夷隅郡市内でやるとかですね、そういうときにやはり商工会の方がいてくれたら非常に助かるんじゃないか。

また、商工会を使つての婚活イベントというのもあり得る話なんですね、そういったことにご協力いただきたいと考えております。また、町の会議に出席をいただく際の保険とかですね、そういったものについては私のほうでお掛けしたいと思っています。

また、この30万ですね、これ以外に商工会のほうで負担してくれとかその辺は考えておりませんので、また今後計画をつくっていく段階において、いろいろ丁寧に説明させていただいていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、極力その辺ももし面倒を見られるものがありましたらよろしく
お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ございませんか。

11番野中眞弓君。

○11 番（野中眞弓君） ページはわかりませんが、大河ドラマ誘致事業、4 年間70万
ずつ計上していますが、この先いつまで続ける予定なんでしょうか。先の見通しはどうな
ておりますか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大河ドラマの誘致の関係でございますけれども、大河ドラマ
の誘致につきましては、なかなか時間のかかる事業でございます。例えばですね、直江兼続、
米沢で誘致したということでございますけれども、誘致活動を始めて約10年かかったとい
うことでございますので、やはりそのくらいの期間はかかるのではないかと思いますのでござ
います。

ただ、誘致活動、NHKの千葉放送局あるいはメキシコ大使館等にもお願いに行きまして、
ご協力を依頼しているところでございますし、また、去年の9月にサミットも開催いたしま
して、やはり住民等の盛り上げもあったことというふうに感じております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成25年度大多喜町一般会計予算に対して反対の立場から討論させていただきます。

昨年暮れの総選挙で政権に復活した自民党が、有権者の意向とずれており、国民と安倍政権の間にねじれがあることは、一般質問の際、述べたとおりです。戦後一貫して引き継がれた自民党お家芸の財界中心とアメリカ言いなりの政治は、民主党によってもしっかりと引き継がれ、国民生活を一層苦境に陥れています。

このことは、25年度大多喜町一般会計にもあらわれています。個人の町民税の減収、経済活動に課せられた税金を配分する各種交付金のほとんど全項目の減額配分が如実に物語っているのではないのでしょうか。

この10年間、予算書をひっくり返してみますと、たった2年、平成19年と20年の2年は町民税増収になっております。あとはずっと減額なんです。その増収、19年、20年に何が行われたかという、老人控除が撤廃されたりして、一層の増税による町民税の増収であって、経済活動が復活したらからではありません。

一貫して、我々町民の暮らし向きは下り坂をたどっております。ご存じのように、地方自治体の本市は、地方自治法に書いてうたわれているように住民福祉の増進にあります。住民福祉は、住民を幸せにすることです。今、住民の暮らしはまだまだ底に向かっている状況ではないのでしょうか。

アベノミクスだとか言われ、今大変はやし立てられております。株価バブルだと言われてます。その影で、国民、働く者の賃金が上がったわけでも何でもありません。そのところにきちんと目を向け、地方自治体は住民の暮らしをどう支え、守っていくのか、追求しなければならないのではないのでしょうか。

そういう観点で見ますと、25年度予算も、住民の命と暮らしを守るという学童保育、6年生までの延長、子供の医療費の無料化の延長、健康づくりへの周知、実践活動、国保や介護に対する負担軽減措置、こういう住民が本当に望んでいることに対しての前進が全く見られません。周辺自治体では、これらのいわば政治のソフト面での事業が進んでいますので、大多喜の立ち遅れ感が強まっています。

今回、特に人口減に関して、定住化対策、定住化対策という言葉が言われていますけれど

も、定住化対策というのは今住んでいる住民を大切に、町内に住んでいる人が満足するまちづくりをしてこそ、後継者が住み、人口減が緩やかになり、あるいは町外から大多喜に住みたいということになるのではないのでしょうか。幾らハードを整備しても、ソフトが充実していなければ人は寄ってきません。

今住んでいる町民、町の主人公である町民の意力、技量を引き出すことなく町主導で事を運ぶことが基調に流れている一般会計予算は、こういう点で納得できるものではありません。

以上をもちまして、反対討論といたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

全体的に交付税についても、人口の減少によりですね、予算についても交付税の減額がされていることは明らかであります。国の財政の問題と前年度の実績等によつての執行部の苦しい予算案だと思います。

また、企業の景気がいまいち安定していないということ、国のお金がないということで国が支出を抑えていると思われませんが、それに沿って各事業計画案についても厳しい財源の中で努力されているように思われますので賛成していきたいと思いますが、今後とも一層の努力をしていただき、議員の提案、提言もありますので、十分考え、考慮されます執行部の皆さんには、財源等を考えていただき、町のために努力していただきたいと思いながら、賛成の立場を表明させていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号 平成25年度大多喜町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第30号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号 平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、議案第31号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「ちょっと待って」の声あり)

○議長（小高芳一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

この予算案は、住民の一番の願いは、国民健康保険税が高過ぎて何とかしてほしいという願いです。今回も国民健康保険税は引き続き引き上げられました。繰り入れても、この高過ぎる国民健康保険税は解消しておりません。

国は、24年度から国の負担額を34パーセントから32パーセントに減らしました。その際、減らした2パーセント分は、広域化をにらんで、県を通じておろすという話であったと思います。しかし、25年度予算を見てみますと、国庫支出金減額は約5,490万、それに対して県を通じて県支出金の増額は2,634万で、半分にも満たされておりません。不足分を加入者の保険料の引き上げと、他保険組合からの支援金である支払基金からの交付金で埋め合わせている構造になっています。つまり、国はどんどん国負担を減らし、その分国民の負担増で賄おうとしています。このことに対して強い憤りを禁じ得ません。

町民が町政へ望むトップである国保税の引き上げ、町は一層の努力をしていただきたいと思います。まず、保健活動を多面的に取り組み、健康づくりを充実させるとともに、町民の負担軽減を財政的にも直接推し進めていっていただきたいということを要望して、反対討論といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

現在の財源の中で15パーセントという増となっている現状の中です。15パーセントというのは大変な額になると思います。執行部の方々もそういうものの中で、苦しい中にもこういう予算を組んだということについては、私は努力を認めるところでございまして、賛成の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号 平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第32号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号 平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のと

おり可決されました。

◎議案第 33 号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 5、議案第33号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算案に反対の立場で討論をいたします。

平成25年度は第5次計画の2年目に当たります。本町では、この第5次計画において保険料を約23パーセントの大幅引き上げをいたしました。利用見込みが高過ぎて、24年度は給付費、特に施設給付費ですが7,900万円減額いたしました。この余った分については、それぞれ負担割合に応じて、国・県支払基金に償還されますけれども、加入者分は準備基金の中に繰り入れられ、本人には戻ってこないことになっております。

次期保険料算定のときにこれが取り崩されているわけですが、途中、亡くなられた方には保険料は戻ってきません。これは大変不公平なやり方であります。

そしてまた、保険料の設定が高過ぎて大幅黒字になっても、24年度のようにですが、次年度の保険料は計画どおり。設定が違っていてもかかわらず、次年度の保険料は計画どおりに引き上げるということも、加入者にとっては非常に厳しい問題であります。

また、24年度は介護報酬の改定がありました。利用者にとってはサービスが低下され、そして介護従事者にとっては収入減、事業所には経営悪化を招いております。大多喜町の老人

ホームでも影響を受けているという話もあります。

こういうことが改善されないまま、連続して保険料が引き上げられるということは許しがたいことです。たくさんの高齢者が、年金が減らされることに憤りを持っておられます。本当に天引きされるお金が多くて、人づき合いもできなくなると嘆いていらっしゃるお年寄りは大勢いらっしゃいます。

町として対策をとるべきであることを指摘して、反対討論といたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場から発言させていただきます。

介護保険特別会計におかれましては、国民健康保険と同様、平成24年度よりも増額されております。確かにいろいろ少しでも安くさせてあげたいんですけども、大多喜町の財政状況等を考えた場合には、やはり多少の被保険者、あるいは介護保険者に関して、多少の応分はやむを得ないと考えております。

ほかの部分で減額予算になっていますけれども、介護保険、国民健康保険は前年度より増額になっておることですので、私は介護保険特別会計におかれましては賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号 平成25年度大多喜町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第34号 平成25年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 県営水道一本化の話が数年前にあったと思いますが、その件についての進捗状況はどうなっていますか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 県営水道一本化の進捗状況ということでございます。

これにつきましては、統合の本質、これは県が水道用水供給の役割を担い、これにかかる費用をより広く公平に負担していくためとされております。

統合に当たっては、関係市町から示されたさまざまな意見を踏まえ、用水供給料金の標準化や、県の役割を踏まえた財政措置等を慎重に検討した上で、県民の理解を広く得ていくとの考えでございます。

対象は、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合となります。

現在ですけれども、県庁内の関係課の検討会というのがございまして、これは水政課とか政策企画課、総務課、財政課、市町村課等、そういったところで構成されているところなんですけれども、用水供給料金の平準化に伴う県の財政措置等の検討を進めておりまして、各用水供給事業体に対し、長期財政収支見通しの調査、集計を現在行っているところでございます。

今後の見通しということになるんですけれども、将来推計、いわゆる総括原価の試算、そういったものを行いながら、財政負担等の必要な諸課題を整理し、案を示す予定というふうになっております。

ですから、私の感じではまだ四、五年はかかるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 四、五年先には県営水道一本化、平準化というのが実現するということですか。それとも、方針というか大方の概要が示されるというふうに考えていらっしゃるんですか。

それと、県水と町の水道の単価はどのくらい違いがあるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 四、五年はまだかかるだろうという見通しなんですけれども、これについてはまだ具体性はありません。というのは、それぞれの市町で要望も出しているものもありますし、料金をやはり統一するということもあるでしょうし、それから補助金の関係はどうなってくるんだということもございますので、ちょっと時間はかかるのではなからうかなというふうに思っております。

現在、南房総広域水道事業団、その中に大多喜町も入っているわけですが、館山までありますが、そこでは、やはり年度初めのときに県の職員が来て、今の統合の関係のお話はするんですが、大体がまだそんなに進んでいないというようなところでございます。

それと、もう一つは県水と町の水の基本的単価といいますかね、この違いということなんですけれども、千葉県の水道統計調査というのが水政課のほうで行われています。その調査内容によりますと、例えば水道料金10立方とか20立方が基準になっていますので、10立方でいきますと千葉県では990円、税込みです。大多喜町2,299円。20立方ですと千葉県2,570円、税込みです。大多喜町4,766円でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 別の質問です。

面白浄水場系の地域では、塩素のにおいが夏になると強いとか、一晩置いておくとコップがぬるぬるになるとか言われているんですけれども、面白浄水場の薬品の使用量というのは、10年ほど前ぐらいと比べるとどのくらいになっているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 面白浄水場の薬品の使用量の推移ということのご質問でございます。

種類は2種類、液化塩素とそれからポリ塩化アルミニウム、ポリと言われるものですね、この2種類を使っております。液化塩素については滅菌作用のあるものです。それと、ポリ塩化アルミニウム、ポリと言われるものなんですが、これは表流水の泥等を沈殿させる薬品でございます。その上水をろ過池のほうに回すというものです。

古い、12年から3年前ですね、そのときには大体1年間に700から1,000キログラム。

（「それはどっちの」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） これは面白の分ですね、液化塩素です。700から1,000キログラムですね、年間。これは、当時二の丸浄水場もありましたので、二の丸浄水場との合算になりまして、正確な量についてはちょっとわからないんですけども、およそ700から1,000キログラム、年間このぐらいだろうというふうに踏まえております。それと、最近の二、三年の数値ですけども、この液化塩素については800から1,000キロ、1年間です。

それと、ポリ塩化アルミニウムですね、沈殿させる薬品、これについては十二、三年前の数値といたしましては2万4,000から2万5,000キログラム、1年間です。最近の二、三年の数値を見ますと、2万3,500から2万5,500キログラム。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はございませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 特に、養老川沿いの方たちは水質が悪くなっているということを、ほとんどの方が、聞いてみるとおっしゃいますけれども、町として重要な水源、西畑地区まで潤っている水源なわけで、薬品から見ると多少ふえているぐらいという感じなんです、実際の経験値からすると、水源は汚濁されているのではないかということなんです、その辺、上水道の水源確保として河川の環境確保というか、水の確保というのか、町として対策を考えたり、あるいは話題に上ったりするようなことは今までにあったんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水源の水質の変化ということになるんですかね。

確かに十数年前のときにはなかったものが、最近といいますか五、六年前からちょっとございます。それはなぜかといいますと、雨の日に水が濁るということもありました。その原因を追及していきましたら、ちょうど会所の地先なんですけれども、営林署さんのほうで林道をつくってしまして、そこに鉄砲水といいますか、1キロぐらいの距離があるんだと思うんですけども、勾配もきついし、また非常にのり面も非常にきついと。そこは地肌が出ていて、なおかつ碎石を敷いてあったんですが、雨が降るとそれが流れて支流のほうに入ってくることがあって、ちょうど当時五、六年前でしょうか、養老川の淡水組合のほう、漁業組合のほうで現地を確認したところ、そこからの山の水が来て川が汚れているんだということで、そういうものを市原市、また大多喜町、それと漁業組合でその営林署のほうにもお話をしました。昨年だったですかね、私のほうも千葉まで行きまして、その林道をやったところの舗装なりコンクリートなり、それとそこに橋をかけたんですけども、それは当然

大水が来ると越えてしまうような橋なんですけれども、そこにごみがたまっていたからその除去だとか、そういうことを強くお願いしました、予算の関係もあるんでしょうけれども。

ただし、そういった汚れが、濁水が雨の日に出るということはそこが原因じゃないだろうかということでお話ししたところ、現在ですね、その山の道になっている林道が全て舗装されました。あと、切り割りみたいなどころになっているものを吹きつけとか何かできているのかというと、まだそこまではいっていないんですけれども、非常に多く予算を使ってやっていただいたということがありますので、その影響がまだ多少雨のときにはあるのかなと。

あるということは、当然、面白浄水場でのパック、先ほど言ったポリ塩化アルミですね、この量を調整しなきゃいけません。やはり、水質によってふやしたり減らしたりという操作が出てきますので、それによってやっぱり原水を変えていかなきゃいけない、ろ過池に回す水を変えなきゃいけないという操作が入ってきます。

そういうことで、十数年前と比べると、やはり多少の影響があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ございませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その営林署の林道の開発以外にも、取水口の上のほうにお風呂の施設ができたりしているわけで、そこは直接排水が流れ込んでいますよね。そういう影響なんかについては全く調べてはいないんですか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） そのお風呂ということなんですけれども、それができる前、できた後も原水は常にうちのほうは、要するに原水というのは川の水ですね、その水質検査は常にやっております。もちろん上水のほうが数は多いわけなんですけれども。水自体の変化というものはありません。ただし、濁りというのが出たり出なかったりということはあるんですけれども。ですから、お風呂から出る排水が上流になるわけなんですけれども、水質からすると影響はないと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 塩素臭が強くてということなんかに対しての対策は考えていらっし

やいますか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川嵯照恭君） 塩素の場合だと、これは法律でですね、水道法で管末で0.1 p p m、これは出なきゃだめだよということになっております。水の量、使う部分が多いところについては0.1よりも多く出ていると思います。ですから、多少の塩素のにおいがするというところもあるかと思うんですが、ただし、管末にいて出ないということは、これは水道法ではだめなものですから、それは環境水道としては管末0.1というのは守っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成25年度大多喜町水道事業会計に反対の立場から討論いたします。

大多喜町の水道料金は県下トップクラスであります。その解決がなおざりにされていることが1点。それから、加入者には1件当たり4万円当たり近くの税金投入があるのに、私の住んでいるような川畑とか市部など中心街から外れているところに対しては全て自己負担を求めている不公平さが改善されておられません。

そして、今言ったように、表流水を利用しているから地域から水質の悪化、塩素臭が強くなっている。かつて二の丸浄水場の配水地域がそうであったと思いますけれども、そういう住民の中での不安がふえていることに対して適切な対策はまだとられていないのではないかと。

そういう点で、水道事業は命にかかわることですので、安全でかつ適正な価格の水を供給するというのは大切なことだと思います。そこがまだ十分ではないということで、私の反対

討論とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号 平成25年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号 平成25年度大多喜町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第7、議案第35号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第35号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(午後 1時58分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時14分)

○議長（小高芳一君） 矢代代表監査委員より所用のため退席したい旨の届け出がありました。これを許可しておりますのでご了承願います。

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま7番志関武良夫君から大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について及び大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2件の議案が提出されました。

この2件の議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

提出された2件の議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、発議第1号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7 番志関武良夫君。

○7 番（志関武良夫君） 本会議に先立ちまして、議会運営委員会の中でも委員の皆さんにご理解をいただきましたものですから、この場をかりまして提案の説明をさせていただきます。

それでは、発議第 1 号 大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議員各位ご承知のとおり、議会の招集権は、法律に基づきまして町長にあるわけでありま
す。そして、議会の開催はこれまで年 4 回開催するとなっていたわけでありましたが、平成 16
年の地方自治法の改正によりまして回数制限が撤廃されました。各自治体が任意に定例会の
開催回数や議会のあり方を決めることができるようになったわけでありま

す。また、地方議会制度について、平成 24 年 9 月に地方自治法一部改正が行われました。地方
議会は条例により定例会及び臨時会の区分を設けず、地方の議会の選択により通年の会期と
することができるようになりました。

このような中で、大多喜町議会は、先進的に通年議会を実施している全国各地の議会の取
り組みを参考に、導入を目指して昨年の 6 月から 6 カ月間、試行による通年議会を実施して
まいりました。この通年議会の試行実施を踏まえまして検証を行った結果、若干のデメリッ
トはあるものの、これを上回るメリットを考慮しまして、ぜひ通年議会を実施しようという
ことになったものであります。

この通年議会を導入することによりまして、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう
なり、またチェック機能のさらなる充実強化が図られ、災害や事故の際の緊急対応や突発的
な行政課題に対しても、いつでも議会が開催できるようになるわけでありま

す。このようなことから、通年議会を導入するため、議会及び議員の活動原則を定めます大多
喜町議会基本条例に所要の規定をすべく一部改正を行うものであります。

なお、一部改正を行う条例案につきましては、議会事務局のほうから説明をお願いしたい
と思いますが、本議会につきましては、賛成者、江澤勝美議員のほか 4 名の同意を得まして
提出いたしましたので、よろしくご審議いただき可決いただきますようお願い申し上げる次
第でございます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（小高芳一君） 事務局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは議案の内容につきましてご説明させていただきます。

お配りの提出されました発議案をごらんいただきたいと思います。

発議第 1 号 平成 25 年 3 月 19 日。大多喜町議会議長 小高芳一様。

提出者、大多喜町議会議員 志関武良夫、賛成者、同 江澤勝美、賛成者、同 正木武、賛成者、同 吉野僖一、賛成者、同 吉野一男。

大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を、地方自治法第112条及び大多喜町会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出しますということで、提案理由につきましては、ただいま志関委員長のほうから説明がありましたので割愛させていただきます。

3ページごらんいただきたいと思います。

大多喜町議会基本条例の一部を改正する条例でございます。

大多喜町議会基本条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加えるということで、この第4条は、議会改革の推進という項目でございます。その部分にこの通年議会ということを位置づけるということでございます。

第4条の2、議会は、主体的かつ機動的な活動を展開するため、議会の会期を通年とする。

2項としまして、議会の会期を通年とするために必要な事項は、別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行するということで、別に定めるということで、皆さんのお手元のほうには実施要綱が配られておりますので、この実施要綱に基づきまして通年議会の運営を進めていくということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第2、発議第2号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） ありがとうございます。

発議第2号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

通年議会を実施した場合、原則1年を単位として会期が設けられることになるわけですが、これによって再開と休会と繰り返して議会が開かれるわけありますので、実質的に閉会の日がほぼなくなることから、会議規則に規定した閉会中の諸手続など関係する部分について、所要の改正が必要となるものでありまして、関係条文の一部改正を行うものであります。

また、会期の長期化に伴いまして、一度議決され、議会の意思が確定した事件と同一の事項にかかわる事件が同一会期中に議案として提出される事態を想定しまして、議案上程に支障が出ないように、一事不再議の原則の例外である事情変更を明記するための整備もあわせて行うものであります。

なお、一部改正を行う条例案につきましては、議会事務局のほうから説明をお願いしたいと思いますが、本議案について、賛成者、江澤勝美議員のほか4名の議員の賛同をいただきまして提出したわけでございます。

よろしくご審議いただき、可決いただきますようお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（小高芳一君） 事務局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは、発議第2号につきましてご説明させていただきます。お手元に配付した発議案についてごらんいただきたいと思います。

平成25年3月19日。大多喜町議会議長 小高芳一様。

提出者、大多喜町議会議員 志関武良夫、賛成者、同 江澤勝美、賛成者、同 正木武、賛成者、同 吉野僖一、賛成者、同 吉野一男。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を、大多喜町会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出しますということでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

大多喜町会議規則の一部を改正する規則でございます。

大多喜町会議規則（平成8年議会規則第1号）の一部を次のように改正するというので、第5条から第99条第2項の規定までの改正でございますが、なかなか、この条文だけ見ますとわかりにくい部分もございます。裏面にですね、3ページに新旧対照表が添付されておりますので、両方あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、第5条第1項中の改正でございますが、第5条は会期の規定でございます。会期は、現行が毎会期の初めに議会の議決で定めとなっておりますが、これにつきまして、改正後の会期は通年とし、会期の初めに議会の議決で定めというふうに改正したいものでございます。

それから、第7条を次のように改めるということで、第7条につきましては、会期中の閉会の規定でございます。第7条につきましては、現在、会議に付された事件を全て議了したときは、会議中でも議会の議決で閉会することができる旨の規定がされております。これにつきましては、実質上閉会がなくなりますので、これにつきまして第7条を削除するものでございます。

なお、第7条にこの規定があった旨定めておく必要がありまして、これにつきましては削除という改正ではなくて、削除というふうにしてございます。

また、第15条に次のただし書きを加えるということでございますが、第15条の規定は一事不再議の規定でございます。現行の規則では、会議で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない旨の規定がしてございます。これでは非常に、議会運営、議案提出につきまして支障があるということも考慮いたしまして、第15条につきましては、この再び提出することはできないという次にただし書きを加えるものでございます。

ただし、事情の変更があったと認められるときはこの限りではないということで、1年という長い会期中ではありますが、毎月のように会議が開かれた場合は、月が変わった場合にはですね、その会議は変わったということで判断いたしまして、事情変更があったと認められるときは、この限りではないということ適用するものでございます。

次に、第64条中の改正でございます。これにつきましては、発言の取り消し又は訂正の規定でございますが、議員はその会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又

は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる旨の規定がされております。

これにつきましても、会期が1年間に及びますので、1年間にわたってですね、発言の取り消しまたは訂正がきくという形も非常にふさわしくないということでございまして、この部分については、会期中に限りを用いた形に改正してございます。

いつまで訂正の許可を得ようとする必要があるかという部分を2項で加えてございます。

議員は、前項の許可を得ようとするときは、発言のあった日から2日以内に議長に申し出なければならないということで、発言の訂正又は取り消しを求める場合には、2日以内に議長に申し出る旨の規定を追加しているものでございます。

次に、第75条の改正でございます。75条の改正につきましては、閉会中の継続審査の規定でございます。委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由をつけ、議長に申し出なければならないという現在規定になっておりますが、これも閉会の期間が事実上なくなりますので、この閉会という部分をですね、閉会中ではなくて次の会期においても、なお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、理由をつけて議長に申し出なければならないという改正をしたいものでございます。

次に、第98条第3項を削るという改正でございますが、これにつきましては、98条は、議長及び副議長の辞職の関係の規定がしてございます。第3項では、閉会中での辞職の関係を規定しておりますが、これも閉会中の関係がなくなりますので、これにつきましては削るということでございます。

それから、第99条第2項の改正でございますけれども、この場合はですね、議員の辞職に関する規定でございまして、98条の規定の第2項と第3項を準用する規定になっておりますが、第3項が削られてなくなりますので、99条につきましてもこれを削るということの改正でございます。

なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行するということで、町内5カ所の掲示板に掲示した日から施行するという内容でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(小高芳一君) お諮りします。

ただいま町長から大多喜町定例会条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(小高芳一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 追加日程第3、議案第37号 大多喜町議会定例会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(花崎喜好君) それでは、議案第37号 大多喜町議会定例会条例の一部を改正す

る条例の制定について提案説明をさせていただきます。

本文に入ります前に、提案理由でございますが、先ほど来、志関委員長さんから発議がありました議会基本条例の一部改正あるいは議会の会議規則の一部改正の中でお話がありました通年議会をこれからやっていくというふうな発議がございました。全員で可決をいただきましたので、それに伴いまして、議会の招集権が町長にございますので、町長より定例会条例の一部改正の提案をさせていただきます。

大多喜町議会定例会条例の一部を改正する条例。

大多喜町議会定例会条例を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条、大多喜町議会の定例会は、年1回とする。ただし、町長の任期満了に伴う一般選挙又は議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とすることができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

町長から養老溪谷観光センターの指定管理について及び平成24年度一般会計補正予算（第13号）の上程のため、3月29日に議会を開催していただきたい旨の申し出があります。

つきましては、本定例会の会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎会期の延長について

○議長（小高芳一君） 追加日程第4、会期の延長の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日19日までと議決されておりますが、議会運営の都合から、3月29日まで10日間延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は3月29日までの10日間延長することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で本日の会議は全て終了しました。

大変長時間ご苦労さまでした。本日の会議を閉じます。

これにて散会とします。

なお、3月29日開催予定の会議の時間については、追って通知いたします。

（午後 2時40分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 4 号)

平成25年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成25年3月29日（金）

午後 1時27分 開議

出席議員（10名）

1番	根本年生君	2番	正木武君
3番	吉野一男君	4番	麻生勇君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡辺泰宣君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	小高芳一君

欠席議員（2名）

5番	野村賢一君	9番	吉野僖一君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
総務課長	花崎喜好君	企画財政課長	小野田光利君
産業振興課長	菅野克則君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	大竹義弘
------	------	----	------

議事日程（第4号）

- 日程第 1 会議録署名議員の追加指名
- 日程第 2 議案第38号 大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第39号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）
- 追加日程第1 会期の延長の件

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） ただいまの出席議員は10人です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午後 1時27分）

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日、第1回議会定例会の再開をお願いしたところでございますが、議長さんを初め、議員の皆様方には、年度末、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

開会に当たり一言ご挨拶を申し上げますが、議員各位におかれましては、常日ごろより町政運営に多方面からご支援、ご協力を賜りますことに、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

行政報告につきましては、第1回議会定例会3日目以降について、お手元に配付をさせていただきました資料により、ご報告にかえたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、養老溪谷周辺の活性化と観光振興の観点から、養老溪谷観光センターの指定管理についてと補正予算を上程させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げる次第でございます。

会議冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。3月19日に開催した第1回定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会関係については、関係議員からご報告をお願いしたいと思います。

国保国吉病院組合議会定例会については、1番根本年生君から報告を願います。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） では、国保国吉病院組合議会の報告をいたします。

去る 3 月 25 日午前 10 時に、平成 25 年第 1 回国保国吉病院組合議会定例会が招集され、本町から吉野副議長、江澤議員と私の 3 名が出席いたしました。

その内容を申し上げますと、まず議長の選挙が行われましたが、これは大多喜町議会議員の改選により空席となっておりました議長について選挙が行われたもので、本町の江澤議員が再選されました。

また、執行部より付議された議案の内容を申し上げますと、専決処分の承認が 1 件、条例改正が 1 件、条例の廃止が 1 件、平成 24 年度補正予算が 1 件、そして平成 25 年度国保国吉病院組合一般会計予算が上程され、いずれも承認、可決されました。

このうち、24 年度の補正予算につきましては、人工透析を当初予定しておりましたが、いろいろな都合により開始することができませんでした。それによる減額補正で、収益的収入が 2,235 万 8,000 円減額の 34 億 8,835 万 1,000 円、収益的支出が 2,235 万 8,000 円減額の 34 億 8,535 万 1,000 円、資本的支出が 8,000 万円減額の 2 億 702 万円となりました。また、新年度予算につきましては、収益的収入が 35 億 4,810 万 3,000 円、支出が 35 億 4,510 万 3,000 円、資本的収入が 1 億 9,809 万 1,000 円、支出が 2 億 9,929 万 3,000 円となりました。

詳細は、皆様のお手元に配付いたしました議案の写しのとおりであります。

なお、人口透析につきましては、来年度以降も努力して、なるべく早目にこれはやりたいということでした。

あと、質問の中で、緊急医療の充実を図ってほしいという質問がなされまして、これについては地元医師会とも連携をとりながら、皆さんの期待に応えられるように早急に処置をしたいという回答でございました。

以上で報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、3 月 25 日に実施された例月出納検査の結果については、監査委員から報告がされております。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

なお、本日、5 番野村賢一君及び 9 番吉野僖一君から病気治療のため欠席する旨の通告がありましたので、報告をいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（小高芳一君）　これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3月6日の開催の本会議にて5番野村賢一君及び6番江澤勝美君を指名しましたが、このうち5番野村賢一君が本日欠席のため、7番志関武良夫君を追加指名いたします。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君）　日程第2、議案第38号　大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君）　議案第38号　大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定について、提案理由を申し上げたいと思います。

本案は、本町の観光に関する情報の提供及び地域産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的といたしまして設置いたしました大多喜町養老溪谷観光センターにつきまして、効率的な施設管理といたく、指定管理者を公募によって2月28日から3月15日までの16日間で募集を行ってまいりました。

その結果、有限会社養老溪谷やまびこ1社から申請が出されましたので、指定管理者としての選定審査のため、3月21日に選定審議会を開催し、審査を行ったところでございます。この選定審議会の結果を踏まえまして、指定管理者として指定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次のとおり大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1といたしまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、大多喜町養老溪谷観光センター。

2といたしまして、指定管理者となる団体、夷隅郡大多喜町会所74番地3、有限会社養老溪谷やまびこ、代表取締役、鶴ノ澤勝助。

3といたしまして、指定の期間でございますが、平成25年4月27日から平成29年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番正木武君。

○2 番（正木　武君）　今まで老川の保育園跡地利用ということでお願いしておりました養老溪谷の観光拠点、そして直売所ができて、老川の住民にとっては大変喜ばしいことではあります。お願いし十数年の歳月がたち、時代の流れも変わり、メンバーも高齢化してまいりました。そこで、面白バイパスも来年の5月開通の予定であるということで県の回答も得られておりますので、来年までの1年間、町としてやまびこの経営面や体制づくりに指導や金銭面の支援をする考えはないかどうか聞きたいと思います。お願いします。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君）　ただいまの体制や金銭面での支援をすることはないかということのご質問でございますけれども、施設管理、また経営等に係る経費につきましては、全て指定管理者でお願いをいたしたいと思います。また、町が指導できることがありますれば、行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君）　2 番正木武君。

○2 番（正木　武君）　かなり厳しい回答を得たんですけれども、この観光センターは老川地区だけではなく、大多喜町の農林業の振興や観光に重要な拠点になると考えております。切り離すだけではなく、いろいろな面でも支援をしていただきたいと思うんですが、町の考えはありませんか。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君）　指定管理者の公募時に、条件もつけてございます。受託者に対して町からの援助は、大変申しわけありませんけれども、考えてはおりません。

以上です。

○議長（小高芳一君）　ほかに質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11 番（野中眞弓君）　今回応募したのが、やまびこです。あそこの、これですと5年間の

期間なんです、名称はどうふうな形でやるんでしょうか。私はもう、やまびこと、あそこの老川の直売所は、もうやまびこだ、やまびこだと、とてもいい名前だなとは思っていたんですけども、観光センターという形で営業するんでしょうか。それとも引き続き、やまびこという名前が使えるのでしょうか。やまびこという名前を使ったとして、もしも次期の指定管理がほかに行ってしまったときの、どうするんだという問題もあるんですけども、大多喜町のこの施設というのは、どうも不粋だと思うんですね。老人ホームは特別養護老人ホームというだけで、優しそうな名前もないそのもの。ここも観光センターというのは、どうも観光センターと言われると、私どもはパンフレットが置いてあって、あっちへ行こうという観光協会みたいな感じがするんですね。ですから、どういうふうに指定管理を受託するやまびこが考えていらっしゃるかわかりませんが、もしも、やまびこのほうが、このやまびこという名前を使うということであつたら、そういう呼称に対する裁量については受託者に任せるという考えはないのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大多喜町養老溪谷観光センターの設置しております名称は、大多喜町養老溪谷観光センターでございます。それを運営する母体が、有限会社養老溪谷やまびこでございます。

以上です。

（「意味がわかりません」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） あそこの通称、例えばやまびこということでやっていってもいいのかということを伺ったつもりなんです。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 管理運営する母体が有限会社養老溪谷やまびこでございますので、その名称を使ってもそれはよろしいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第3、議案第39号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、議案第39号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)の提案説明をいたしますので、議案つづりの3ページをごらんください。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,236万7,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるということで、6ページをお開きいただき、第2表をごらんください。

第2表繰越明許費補正、款5農林水産業費、項1農業費、農業振興事業1,000万円の繰り越しであります。過疎集落等の維持及び活性化を図ることを目的に、平成24年度過疎集落等自立再生緊急対策事業で行う養老溪谷観光センターを中心とした老川地区活性化プロジェクトの事業費1,000万円で、年度内完成が見込めないことから、平成25年度に繰り越すものであります。

なお、合計額の２億7,676万7,000円につきましては、前回、第１回の３月議会でご説明した内容との合計でございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、８ページ、９ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款14国庫支出金、項２国庫補助金、目６総務費国庫補助金、補正額1,000万円の増額は、過疎地域等自立活性化推進交付金であります。

次に、歳出予算のご説明をいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費1,000万円は、養老溪谷やまびこへの補助金であります。

以上、平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番江澤勝美君。

○６番（江澤勝美君）　ちょっと伺いますけれども、この1,000万円の使い道、もし個別の何かあれば、ちょっと教えてもらいたいんですけども。

○産業振興課長（菅野克則君）　この1,000万円の使い道というご質問でございますけれども、まず、やまびこ事業が３つございます。まず、産業振興事業、活性化交流促進事業、生活支援対策事業の３つでございます。これにそれぞれお金を振り分けてございまして、細かく申し上げますと、産業振興事業で厨房機器の購入、農林産物展示コーナー棚の設置、パイプハウスの設置、特産品の開発、また電気柵等の設置。

○議長（小高芳一君）　課長、ゆっくりお願いします。

○産業振興課長（菅野克則君）　失礼いたしました。

では、もう一度ご説明をいたします。

まず、産業振興事業でございますけれども、厨房機器の購入、農林産物展示コーナー棚の設置、パイプハウスの設置、特産品の開発、電気柵等の設置で770万円でございます。

次に、活性化交流促進事業でございます。観光イベントパンフレット等の作成、田植え体験、夏休み川の生き物観察体験、稲刈り体験、もみじまつり、お飾り作り、餅つき体験等に30万円でございます。

あと、生活支援対策事業といたしまして、車両購入。これにつきましては、食材、生活必需

品の配送、独居老人等見守り活動に200万円でございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

本定例会の会期につきましては、本日29日までとなっておりますが、3月19日開催の定例会において、通年議会の実施に係る関係条例等が可決成立しております。

そこで、この定例会から通年議会を開催することといたしたいと思います。

つきましては、本定例会の会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎会期の延長の件

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、会期の延長の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日29日までと決議されていますが、通年議会とするため、来年1月28日までの305日間延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、通年議会とするため、来年1月28日までの305日間を延長することに決定しました。

◎閉議及び散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、以降の本会議は、必要の都度会議を再開することとしますが、特に6月、9月及び12月は定例会と位置づけ、本会議を再開しますので、あらかじめご承知願います。

なお、本日の会議終了後に、去る3月19日の本会議で審議された平成25年度一般会計予算の内容に関係した質疑に対する答弁について、執行部から説明したいとの申し出がありましたので、引き続き出席いただきますようお願い申し上げます。

これにて本日の会議を閉じます。

散会とします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時52分）